

資料4

鶴岡市地域防災計画

— 風水害・雪害対策編 —

修正案（平成25年8月）

FORM 1

THE UNIVERSITY OF THE SOUTH PACIFIC

SCHOOL OF BUSINESS

(BUSINESS ADMINISTRATION)

# 目次

## 風水害・雪害対策編

### 第1章 総則

第1節	計画作成の趣旨等	1
第2節	防災関係機関等の責務と処理すべき事項または業務の大概	3
第3節	自然条件	16
第4節	社会条件	24
第5節	風水害等の災害履歴	29
第6節	災害危険性の評価	47

### 第2章 災害予防

第1節	災害予防と減災対策への取組み	49
第2節	地域力・市民力を生かした防災への取組み	53
第3節	防災知識の普及及び訓練	57
第4節	防災・安全・安心を目標としたまちづくり	64
第5節	気象情報等収集体制	67
第6節	防災機関における通信手段の確保	68
第7節	住民等の事前避難準備	71
第8節	避難所等事前対策	74
第9節	孤立集落対策	79
第10節	災害時要援護者の安全確保	82
第11節	水防対策	88
第12節	雪害予防	91
第13節	林野火災予防	97
第14節	救助・救急・救助体制の整備	100
第15節	医療救護体制の整備	104
第16節	道路・橋梁・トンネル等の風水害対策	107
第17節	港湾・漁港施設の風水害対策	110
第18節	土砂災害予防	112
第19節	河川・海岸災害予防	117
第20節	農地・農業用施設等の災害予防	121
第21節	建築物等災害予防	123
第22節	鉄道等の風水害対策	126
第23節	放送事業者の予防対策	129
第24節	ライフライン強化対策（電話）	131
第25節	ライフライン強化対策（携帯電話）	134
第26節	ライフライン強化対策（電力）	138
第27節	ライフライン強化対策（ガス）	140
第28節	ライフライン強化対策（上水道）	142
第29節	ライフライン強化対策（下水道）	145
第30節	危険物等施設の災害予防	148
第31節	火災予防と消防力の整備	152
第32節	廃棄物処理体制の整備	155
第33節	食料・生活必需品の確保	157
第34節	輸送体制の整備	161

第35節	学校等の防災対策・防災教育	166
第36節	文化財の保護対策	176
第37節	ボランティア活動の推進	178

### 第3章 災害応急対策

第1節	災害対策本部の組織・運営・動員	175
第2節	防災関係機関の相互協力体制	200
第2節の2	広域避難者の受け入れ	212
第3節	自衛隊派遣の要請・受入れ体制	214
第4節	災害情報の収集・伝達	220
第5節	気象情報等の収集・伝達	229
第6節	洪水予報・水防情報の伝達	237
第7節	通信の確保	241
第8節	広報・広聴活動	244
第9節	自分と家族を守る応急対策	250
第10節	住民等避難対策	254
第11節	避難所運営	261
第12節	防疫保健衛生対策	266
第13節	入浴サービスの提供	270
第14節	トイレ利用対策	272
第15節	ペットの保護対策	275
第16節	災害時要援護者の支援対策	277
第17節	ミニマム心のケア対策	282
第18節	水防活動	285
第19節	管崩養生時応急対策	289
第20節	林野火災応急対策	291
第21節	救助・救急・救助活動	294
第22節	医療救護活動	298
第23節	道路・橋梁・トンネル等の応急対策	302
第24節	港湾・漁港施設の応急対策	305
第25節	空港施設の応急対策	308
第26節	道路・河川等における障害物除去	310
第27節	土砂災害・斜面災害応急対策	313
第28節	河川・海岸施設の応急対策	317
第29節	海上における災害応急対策	321
第30節	農地・農業用施設の応急対策	323
第31節	農林水産施設応急対策	326
第32節	公園施設の応急対策	330
第33節	応急住宅対策	332
第34節	り災証明書発行対策	333
第35節	鉄道の応急対策	341
第36節	放送事業者の応急対策	344
第37節	ライフライン応急対策（電話）	345
第38節	ライフライン応急対策（携帯電話）	350
第39節	ライフライン応急対策（電力）	353
第40節	ライフライン応急対策（ガス）	356
第41節	ライフライン応急対策（上水道）	361
第42節	ライフライン応急対策（下水道）	366
第43節	危険物等施設の応急対策	370
第44節	火災対策	375
第45節	廃棄物処理	378
第46節	民間流通在庫活用等による物資等供給	383

第 47 節	教授物資への対応	388
第 48 節	教授金の受入れ・配分	390
第 49 節	輸送対策	392
第 50 節	災害警備	396
第 51 節	行方不明者の捜索、遺体の保護・埋葬	399
第 52 節	学校等における応急対策	403
第 53 節	児童生徒に対するこころのケア対策	407
第 54 節	文化財応急対策	409
第 55 節	商工業応急対策	412
第 56 節	ボランティアとの協働	414
第 57 節	災害救助法による救助	417

第4章 災害復旧・復興計画

第 1 節	被災者の生活再建支援	429
第 2 節	融資・貸し付け等による経済的再建支援	435
第 3 節	公共施設等災害復旧対策	454
第 4 節	災害復興対策	460

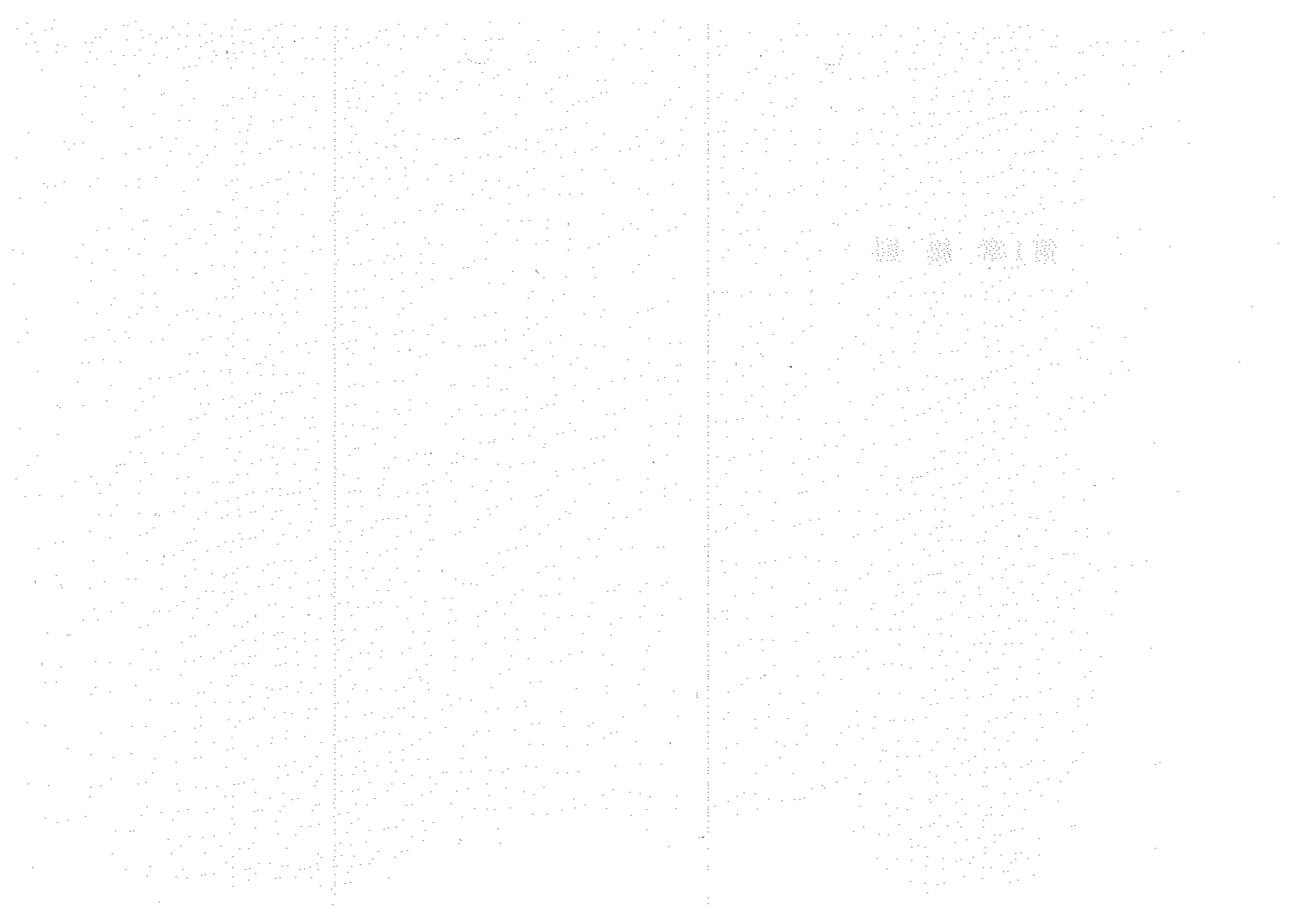
第 1 節	被災者の生活再建支援	429
第 2 節	融資・貸し付け等による経済的再建支援	435
第 3 節	公共施設等災害復旧対策	454
第 4 節	災害復興対策	460

参考文献 第七巻

1	被災者の生活再建支援	429
2	融資・貸し付け等による経済的再建支援	435
3	公共施設等災害復旧対策	454
4	災害復興対策	460



## 第1章 総則



## 第1節 計画作成の趣旨等

### 1 計画の目的

この計画は、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある自然災害に対処するため、本市や指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災機関がその有する機能を有効に発揮して、市域における災害予防、応急対策及び災害復旧・復興を実施することにより、災害から市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、災害による被害を軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

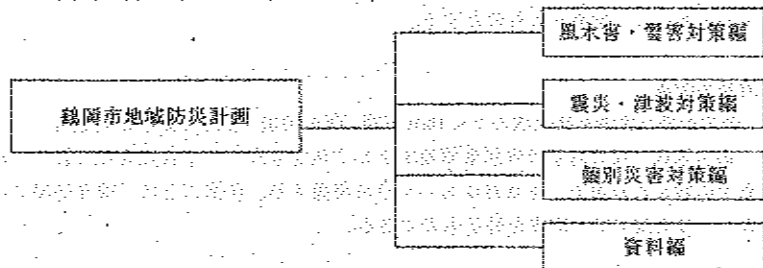
### 2 計画の性格及び構成

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき鶴岡市防災会議が策定する鶴岡市地域防災計画のうち次に掲げる風水害及び警害等に関する計画であり、市域における風水害、警害等の対策に関し、総合的かつ基本的な性格を有するものである。

- ①風水害（暴風、洪水、地すべり、土石流、がけ崩れ等による災害）
- ②警害
- ③林野火災

### 3 鶴岡市地域防災計画の構成

鶴岡市地域防災計画は次により構成される。



### 4 計画策定の重点事項

風水害被害の軽減は、事前の予防対策を施すこと、なるべく被害を軽減させることは可能である。市や防災関係機関等は過去の災害経験、近年の自然災害等による教訓課題を研究し防災体制を強化し、また、住民自治組織は自主防災力のために日ごろから活発に取組み、何よりも人命を救うということにつながる災害予防と減災対策に重点を置き、計画策定を行う。防災関係機関は、本計画を踏まえて詳細計画を定めて、その具体的推進を図るとともに、人的被害、物的被害を軽減する減災のための市民運動の展開を図る。

## 5 他の計画及び他の法令等に基づく計画との関係

### (1) 山形県地域防災計画（風水害対策編）との関係

この計画は、山形県地域防災計画（風水害対策編）との整合性を有する。

### (2) 他の法令等に基づく計画との関係

他の法令等に基づく計画の防災に関する部分については、この計画との整合性を図る。

## 6 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

## 7 細部要領等の制定

市及び防災関係機関等は、この計画に基づき、各々処理すべき防災業務について必要な事項を細部要領やマニュアル等で定め、より具体的な災害の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策の推進体制を整える。

## 8 計画の習熟

市及び防災関係機関は、日ごろから訓練、研究、その他の方法により、この計画の習熟に努める。

## 第2節

# 防災関係機関等の責務と処理すべき事務または業務の大綱

### 1 各機関等の責務

#### (1) 市・県・防災関係機関

##### ①市

防災の第一次的責任を有する地方公共団体として、災害から市域並びに市民の生命、身体及び財産を保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体及び市民の協力を得て防災活動を実施する。

##### ②県

市町村を包含する広域的地方公共団体として、大規模災害から県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつその調整を行う。

##### ③指定地方行政機関

災害から市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、活動が円滑に行われるよう助言及び指導、助言等の措置をとる。

##### ④指定公共機関及び指定地方公共機関

業務の公共性又は公益性から自ら防災活動を実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

##### ⑤公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

日ごろから災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、県、市、その他防災関係機関の防災活動に協力する。

#### (2) 市民

市民は、日頃から災害に備え、市、県、その他防災関係機関の実施する防災活動に参加・協力するとともに、「私たちの地域は私たちが守る」という意識のもとに積極的に自主防災活動を行う。

##### ①自助の推進

ア 住民及び企業（事業所）等は、災害又はこれにつながるような事象に無関心であってはならない。

イ 住民及び企業（事業所）等は、自らの責任において自身及びその保護すべき者の災害からの安全を確保し、自らの社会的な責務を果たせるよう努めなければならない。

ウ 県及び市は、住民及び企業（事業所）等の自助の推進について、啓発と環境整備に努める。

### ②共助の推進

ア 住民及び企業（事業所）等は、災害で困難した隣人に無関心であってはならない。

イ 住民は、その居住地域における安全確保のため相互に助け合い、災害の予防・応急対策を共同で行うよう努める。

ウ 企業等は、その立地地域において、住民の行う防災活動への協力を努める。

エ 県及び市は、住民及び企業等の共助の推進について、啓発と環境整備に努める。

### ③公助の充実

ア 市、県及び防災関係機関は、災害時の住民等の安全確保と被災者の救済・支援を災害発生時に迅速かつ有効に実施できるよう、以下により災害対応能力の維持・向上に努める。

α 専門知識を持った職員の養成・配置と災害時の組織体制の整備

β 災害時にも機能停止に陥らないための庁舎・設備・施設・装備等の整備

γ 職員の教育・研修・訓練による習熟

イ 市、県及び防災関係機関は、住民及び企業（事業所）等が公の支援を遅滞なく適切に受けられるよう、速急に周知しなければならない。

## 2 災害時要援護者および積習期対策への配慮

### (1) 災害時要援護者への配慮と男女両性の視点に立った対策

ア 各業務の計画及び実施に当たっては、高齢者、障害者、傷病者、妊産婦、乳幼児、児童、外国人等の災害時要援護者の安全確保対策に十分配慮する。本計画では、第2章及び第3章の関係節において具体的な対応策を示す。

イ 計画の策定及び実施に当たっては、男女両性互方がこれに参画し、両性の視点から見て妥当なものであるよう配慮するものとする。

### (2) 積習期対策の配慮

本市は、豪雪対策特別措置法の下に鶴岡地域、藤島地域、温海地域は豪雪地帯として、羽黒地域、柳引地域、朝日地域は特別豪雪地帯として指定されている自然条件に鑑み、積習期の災害発生に備えた対策を、各業務において予め考慮する。各節ごとに「積習地域での対応」を記載し、積習期対策の配慮を図るものである。

## 3 各防災機関の事務又は業務の大綱

市及び市域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び市内の公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて市域に係る防災に寄与すべきものとし、それぞれが災害に際して処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

(1)市

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧対策
鶴岡市	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 鶴岡市防災会連に 関すること</li> <li>2 管内における公共 団体及び住民の自主 的防災組織の育成指 導に關すること</li> <li>3 災害及び防災に関 する科学的研究とそ の成果の実現に關す ること</li> <li>4 防災に係る気象、地 象及び水象の観測、予 報、その他の業務に関 する施設、設備及び組 織の整備、並びに災害 の予報及び警報伝達 の改善に關すること</li> <li>5 防災意識の高揚及 び災害安全運動に關 すること</li> <li>6 防災運動に係る教 育及び訓練に關する こと</li> <li>7 通信施設及び組織 の整備に關すること</li> <li>8 水防、消防、救助そ の他の災害応急に関 する施設及び組織の 整備並びに物資及び 資機材の備蓄に關す ること</li> <li>9 治山治水その他市 域の保全に關するこ と</li> <li>10 建物の不燃整ろう 化その他都市の防災 構造上の改善、災害危 険区域の指定及び対 策に關すること</li> <li>11 災害発生の防ぎよ 又は被災防止のため の措置に關すること</li> <li>12 住宅の災害時要援 護者対策に關するこ と</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 鶴岡市災害対策本 部の設置及び運営に 關すること</li> <li>2 指定地方行政機関 の長等及び県知事に 対する職員の出遣要 請、並びに他の市町村 長に対する応援の要 請に關すること</li> <li>3 県知事の委任を受 けて行う、災害救助法 に基づく被災者の救 助に關すること</li> <li>4 損失及び損害補償 及び公的救済金の救 済等に關すること</li> <li>5 災害情報の収集・伝 達に關すること</li> <li>6 災害広報に關する こと</li> <li>7 災害予警報等の情 報伝達、並びに避難区 域設定に關すること</li> <li>8 被災者の救助その 他保護に關すること</li> <li>9 消防活動及び浸水 対策に關すること</li> <li>10 緊急輸送の確保に 關すること</li> <li>11 ライフラインの確 保に關すること</li> <li>12 公共土木施設、農 地・農業用施設及び林 地・林業用施設等に対 する応急処置に關す ること</li> <li>13 農産物、家畜、林産 物及び水産物に對す る応急措置に關する こと</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災者のための相 談に關すること</li> <li>2 見舞金等の支給等 に關すること</li> <li>3 雇用の安定に關す ること</li> <li>4 住宅対策に關する こと</li> <li>5 租税の特別措置に 關すること</li> <li>6 農林漁業者及び中 小企業等に対する金 融対策に關すること</li> <li>7 公共施設等の災害 復旧に關すること</li> </ol>

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧対策
鶴岡市		<ol style="list-style-type: none"> <li>14 食糧料その他の生 活必需品の需給計画 に關すること</li> <li>15 災害時の清掃、防疫 その他保健衛生の応 急措置に關すること</li> <li>16 被災児童及び生徒 に対する応急の教育 に關すること</li> <li>17 被災要援護者に対 する相談及び援護に 關すること</li> </ol>	
消防本部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災に關する教育 及び訓練に關するこ と</li> <li>2 防災思想の普及、啓 発に關すること</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害の警戒及び防 ぎに關すること</li> <li>2 災害の予報及び警 戒に關すること</li> <li>3 消防、水防、救助、 負傷者搬送その他応 急措置に關すること</li> <li>4 災害の情報収集・伝 達及び広報宣伝に關 すること</li> <li>5 その他災害時にお ける所定業務活動に 關すること</li> </ol>	
消防団	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災に關する教育 及び訓練に關するこ と</li> <li>2 防災思想の普及、啓 発に關すること</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害の警戒及び防 ぎに關すること</li> <li>2 消防、水防、救助そ の他の応急措置に關 すること</li> <li>3 災害情報の収集に 關すること</li> </ol>	

(2)県

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧対策
山形県	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 山形県防災会連に 關すること</li> <li>2 防災関係機関相互 の総合調整に關する こと</li> <li>3 災害及び防災に関 する科学研究とその 成果の実現に關する こと</li> <li>4 防災に係る気象、地 象及び水象の観測、予 報、情報その他の業務</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県災害対策本部の 設置及び運営に關す ること</li> <li>2 防災関係機関相互 の総合調整に關する こと</li> <li>3 市町村の実施する 被災者の救助の応援 及び調整に關するこ と</li> <li>4 自衛隊の災害派遣 要請に關すること</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災者のための相 談に關すること</li> <li>2 見舞金等の支給等 に關すること</li> <li>3 雇用の安定に關す ること</li> <li>4 生活関連物資の需 給・価格状況の調査等 に關すること</li> <li>5 住宅対策に關する こと</li> </ol>

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧対策
山形県	<p>に関する施設、設備及び組織の整備、並びに災害の予報及び警報の伝達の改善に関すること</p> <p>5 防災思想の普及及び災害安全運動に関すること</p> <p>6 防災に係る教育及び訓練に関すること</p> <p>7 通信施設及び組織の整備に関すること</p> <p>8 水防、消防、救助その他の災害応急に関する施設及び組織の整備並びに物資及び資機材の備蓄に関すること</p> <p>9 治山治水その他県土の保全に関すること</p> <p>10 建物の不燃整ろう化その他都市の防災構造上の改善、災害危険区域の指定及び対策に関すること</p> <p>11 災害発生を防ぎよ又は拡大防止のための措置に関すること</p> <p>12 住宅の災害時要援護者対策に関すること</p>	<p>5 指定行政機関に対する職員の手配要請に関すること</p> <p>6 建設機械及び技術者の現況把握、並びにその緊急使用又は従事命令に関すること</p> <p>7 損失及び損害補償並びに公的賠償金の減免等に関すること</p> <p>8 応急措置のための財産又は物品貸付に関すること</p> <p>9 市町村の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示、援助に関すること</p> <p>10 災害救助法に基づく被災者の救助に関すること</p> <p>11 災害予警報等の情報伝達並びに災害情報の収集伝達に関すること</p> <p>12 災害広報に関すること</p> <p>13 緊急輸送の確保に関すること</p> <p>14 ライブラインの確保に関すること</p> <p>15 公共土木施設、農・農業用施設及び林・林業用施設等に対する応急措置に関すること</p> <p>16 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること</p> <p>17 食糧料その他の生活必需品の需給調整に関すること</p> <p>18 災害時の防疫その他保健衛生の応急措置に関すること</p> <p>19 被災児童及び生徒に対する応急の教育に関すること</p>	<p>6 租税の特別措置に関すること</p> <p>7 農林漁業者及び中小企業等に対する金融対策に関すること</p> <p>8 公共施設等の災害復旧に関すること</p>

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧対策
山形県		<p>20 被災要援護者に対する相談及び援護に関すること</p> <p>21 その他市町村の応急措置の実施又は応援の指示及び代行に関すること</p>	
鶴岡警察署	<p>1 災害警備用の装備資機材及び地盤対策用の交通安全施設の整備充実に関すること</p> <p>2 災害警備の教養訓練に関すること</p> <p>3 防災広報に関すること</p>	<p>1 災害情報及び交通情報の収集伝達に関すること</p> <p>2 被災者の救助救出、搬送及び避難誘導に関すること</p> <p>3 交通規制、緊急通行車両の確保及び緊急輸送道路の確保に関すること</p> <p>4 行方不明者の捜索捜査及び死体者の検視に関すること</p> <p>5 犯罪の予防・取締り、混乱の防止その他秩序の維持に関すること</p>	

(3) 指定地方行政機関

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧対策
東北財務局(山形財務事務所)			<p>1 金融機関の業務運営の確保に関すること</p> <p>2 県及び市町村の災害対策に係る地方債に関すること</p> <p>3 県及び市町村に対する災害つなぎ融資に関すること</p> <p>4 公共団体が応急措置の用に供する普通財産の貸付けに関すること</p>
東北農政局	<p>1 農地防災事業及び地すべり対策事業の実施に関すること</p> <p>2 防災教育、防災訓練及び農家に対する防災思想の普及、並びに防災営農体制の確立</p>	<p>1 災害情報の収集、種もみの播種及び供給、病害虫の防除、家畜の伝染病予防及び飼料の確保、土地改良機械の現況把握及び緊急使用措置、技術者の動</p>	<p>農地及び農業用施設並びにこれらの関連施設の災害復旧、直轄代行災害復旧事業、被害復旧事業、災害融資に関すること</p>

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧対策
	指導に関する事	員措置に関する事	
東北農政局 山形農産部 山形地方支庁 山形地方支庁 山形地方支庁		2. 災害時における応急食糧食料の供給に関する情報収集・連絡に関する事	
庄内森林管理署	1. 治山事業及び地すべり対策事業の実施に関する事 2. 防災教育及び防災訓練の実施、並びに森林火災の防止に関する事	災害情報の収集、災害復旧用材の供給に関する事	林地、林道及び林業施設の災害復旧に関する事
東北経済産業局	火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、石油類及び電気の保安に関する事	1. 災害情報の収集及び伝達、防災関係物資の適正価格による円滑な供給の確保、事業者の業務の正常な運営の確保に関する事 2. 災害時における危険物等の保安確保及びその他の災害応急対策に関する事 3. 電気、ガス、工業用水道等ライフラインの復旧対策に関する事	1. 生活必需品、復旧資材等の円滑供給の確保及びその他災害復旧に必要な措置に関する事 2. 被害中小企業への融資及びその他振興に関する事
関東東北産業保安監督部 東北支部	1. 電気、ガス、高圧ガス、火薬類、液化石油ガス、石油コンビナートの保安に関する事 2. 地域住民に影響のある鉱山施設の保全に対する監督に関する事	1. 災害時における危険物等保安確保に関する事 2. 電気、ガス、の復旧対策に関する事 3. 鉱山施設の崩壊に伴う周辺住民の生命、財産保全に関する事	1. 電気、ガス、高圧ガス、火薬類、液化石油ガス、石油コンビナートの災害復旧に関する事 2. 鉱山保安法に基づく命令の発動に関する事
東北運輸局	運輸関係事業の防災体制を確立するための指導及び防災訓練の実施並びに安全確保に関する事	1. 災害情報の収集連絡及び伝達に関する事 2. 緊急輸送船舶及び車両のあっせん、並びに航海、公営、確保、輸送命令に関する事	復旧用資機材の輸送に係る指導及び援助に関する事

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧対策
東京航空局(庄内空港出張所)	航空保安・航空輸送事業及びその他航空に係る事業の防災訓練に関する事	1. 庄内空港及び航空保安施設の管理運用に関する事 2. 航空機による輸送確保に関する事	庄内空港の災害復旧事業の指導援助に関する事
山形地方気象台(酒田測候所)	1. 防災教育、防災思想の普及及び防災訓練への参画、並びに気象業務施設の整備に関する事 2. 業務報告書の判断・伝達マニュアル等作成に関する技術的な支援に関する事	1. 気象、地震、水象の地震・津波に関する観測及びその成果の収集並びに情報の発表に関する事 2. 気象、地震、水象の予報及び警報・注意報並びに台風、大雨等に関する情報等地震・津波情報等に関する事 3. 地震及び津波に関する観測及びその成果の収集並びに情報発表に関する事 4. 津波に関する予警報の関係機関への伝達に関する事	災害時の地震・津波観測報告に関する事 1. 災害時気象支援資料の作成、公表に関する事 2. 災害時における気象の推移や予報の観測等に関する事
東北総合通信局	1. 放送・通信設備の耐震性確保の指導に関する事 2. 災害時における重要通信確保のため、非常通信体制の整備を講ずる事	1. 通信システムの被災状況等の把握及び災害時における通信の確保に必要な措置を講ずる事 2. 非常通信に関する事	有線及び無線設備の災害復旧に対する適切な措置の指導に関する事
庄内労働基準監督署	1. 大規模な暴発、火災等の災害防止に関する事 2. 企業における防災の促進に関する事	1. 二次災害発生の防止に関する事 2. 災害応急工事等に関する安全衛生の確保に関する事	1. 事業場の作業再開時における労働災害の防止に関する事 2. 災害復旧工事等に関する安全衛生の確保に関する事 3. 雇用安定等の支援に関する事
東北地方整備局(酒田河川国道事務所)(新庄河川事務所)	1. 防災上必要な教育及び訓練の実施、並びに一般住民の防災意識の高揚、防災知識の普及に関する事 2. 通信施設、観測施設、防災用機械、資機材の整備に関する事 3. 災害危険箇所における河川、海岸、砂防、道路施設等の防災事業推進に関する事	1. 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等に関する事 2. 水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等に関する事 3. 建設機械及び技術者の現状把握に関する事 4. 災害時における緊急災害派遣隊(TIF-FORCE)等による復旧資材の確保に関	二次被害の防止及び迅速な復旧に関する事

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧対策
東北地方整備局(酒田河川国道事務所)(新庄河川事務所)	4 重要水防箇所、地すべり防止区域及び道路通行規制区域における必要な措置並びに土石流危険渓流の指導に関する事 5 官庁施設の災害予防措置に関する事 6 災害予防施設及び除雪体制の整備に関する事	5 災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事等の実施に関する事 6 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施に関する事	

(4) 自衛隊

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧対策
陸上自衛隊第6師団	防災関係資料の基礎調査、関係機関との連絡調整、災害派遣計画の作成、防災訓練、防災関係資器材等の整備点検に関する事	1 災害派遣初動の準備体制強化及び関係機関への連絡員の派遣、情報収集等並びに災害関係予備及び警戒の伝達に対する協力、関係機関から要請若しくは緊急事態に伴う部隊等の派遣に関する事 2 被害状況の把握、避難の援助、遭難者等の捜索救助、水防活動、消防活動、道路又は水路啓開に関する事 3 診療、防疫の支援に関する事 4 人員及び物資の緊急輸送、炊飯及び給水の支援、救援物資の無償貸付又は搬送、交通規制の支援に関する事 5 道徳の支援に関する事 6 危険物の保安及び除去、その他臨時の必要に対し自衛隊の能力で対処可能な措置に関する事	自衛隊法第109条に基づく土木工事等の委託に関する事

(5) 指定公共機関

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧対策
東日本旅客鉄道(新潟支社 鶴岡駅) 日本貨物鉄道(株)	1 線路及び建設物の警備、保存及び管理に関する事 2 鉄道林の新設、改良、保存及び管理に関する事	1 送電設備、電車線及び変電設備の防護等、列車運転用電力の確保に関する事 2 列車運転用信号通信施設及び信号保安機器の防護に関する事 3 気象情報の伝達及び災害対策本部の設立等応急体制の確立に関する事 4 災害時における救助物資及び人員の輸送確保に関する事	線路等鉄道施設の災害復旧に関する事
東日本電信電話株式会社(山形支店 庄内営業所)	高度情報網の確立と既設設備の整備による通信設備の安定化、並びに防災に関する事	1 緊急速報等との伝達に関する事 2 災害時における通信の確保、利用調整及び料金の減免に関する事	1 避難勧告等により実際に電話サービスを受けられない契約者の基本料金の減免等料金の特例に関する事 2 電気通信施設の災害復旧に関する事
株式会社NTT(山形支店)	移動通信網の確立と既設設備の整備による通信設備の安定化並びに防災に関する事	災害時における移動通信の確保に関する事	移動通信設備の災害復旧に関する事
ケムディメディア株式会社(山形支店)	移動通信網の確立と既設設備の整備による通信設備の安定化並びに防災に関する事	災害時における移動通信の確保に関する事	移動通信設備の災害復旧に関する事
日本銀行(山形事務所)		1 通貨の供給の確保に関する事 2 金融機関による非常金融措置の実施に関する事 3 各種金融措置の広範に関する事	1 通貨の供給の確保に関する事 2 金融機関による非常金融措置の実施に関する事 3 各種金融措置の広範に関する事
日本郵便株式会社(鶴岡支店)	災害発生時の郵便事業の運営確保体制整備に関する事		1 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱いに関する事 2 被災者に対する郵便業務及び郵便物の無償交付等非常取



機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧対策
日本郵政事業 郵便株式会社 (鶴岡支店)			扱いに関する事 3 被災地域の地方公共団体に対する簡易積立金の短期融資に関する事 4 被災者救助団体に對するお年玉付郵便葉書寄附金の配分に関する事
日本赤十字社 (山形県支部)		1 災害時における傷病者の差支救護に関する事 2 赤十字ボランティアの活動の指導、連絡に関する事 3 義援金の募集受付に関する事	
日本放送協会 (鶴岡放送局)	災害予防の放送に関する事	1 気象の予報、注意報、警報及び災害情報等の放送に関する事 2 救護奉仕活動及び奉仕団体等の活動に対する協力に関する事	放送施設の災害復旧に関する事
東日本高速道路株式会社 (東北支社 鶴岡支店 管理事務所)	所轄する有料道路り災害防止に関する事	1 災害時の所轄有料道路における輸送路の確保に関する事 2 災害時における緊急車輛の通行料金を免除に関する事	所轄する有料道路の災害復旧に関する事
日本通運株式会社 (鶴岡支店)		1 物資等の各種輸送計画の策定及び実施に関する事 2 緊急及び代行輸送体制の確立及び貨物の損害防止に関する事	
東北電力株式会社 (鶴岡営業所)	発電、変電、送電及び配電施設並びに設備の新設、改良及び維持に関する事	災害時における電力供給の確保及び調整に関する事	1 電気料金の支払い期限の延伸等料金の特例に関する事 2 電力供給施設の災害復旧に関する事

(6) 指定地方公共機関

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧対策
山形放送局 山形テレビ 山形ラジオ 山形放送 山形テレビジョン 山形エフエム	災害予防の放送に関する事	1 気象予報、注意報、警報及び災害情報等の放送に関する事 2 救護奉仕活動及び奉仕団体等の活動に対する協力に関する事	
庄内交通株式会社 第一貨物部 (公社)山形県トラック協会		災害時における自動車輸送の確保及び緊急輸送の実施に関する事	
土地改良区	水門、水路、ため池及び農道、その他農業用施設の整備及び維持に関する事	農地及び農業用施設の被災状況調査に関する事	農地及び農業用施設の災害復旧事業に関する事
(社)鶴岡地区医師会		災害時における医療救護に関する事	
鶴岡ガス株式会社 庄内中部ガス部		1 都市ガスの供給及び保安措置に関する事 2 被災施設の調査に関する事	1 被災者のガス料金納期の延滞等料金の特例に関する事 2 被災施設の災害復旧に関する事

(7) 公共団体及び防災上重要な機関等

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧対策
丹南水道事業団	水害防止の設備に関する事	災害時における供水の確保に関する事	水害防止の災害復旧に関する事
山形県商工会 義所連合会 山形県商工会 連合会		1 災害時における物産安定についての協力及び徹底に関する事 2 救助用物資の確保についての協力に関する事	復旧資材の確保についての協力及びあつせんに関する事
農業協同組合 森林組合 漁業協同組合		共同利用施設の緊急対策に関する事	1 共同利用施設の復旧に関する事 2 被災組合員に対する融資及びあつせんに関する事
一般診療所・病院		1 災害時における収容患者に対する医療の確保に関する事 2 災害時における負傷者等の医療救護に	

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧対策
一般輸送事業者		関すること 災害時における緊急輸送の確保に関すること	
危険物関係施設の管理者		関すること 災害時における危険物の保安措置に関すること	

(8) 住民自治組織等

組織等	予防、普及及び協力等の役割
コミュニティ組織、町内会・自治会、自主防災組織	防災活動への協力に関すること 住民に対する避難誘導への協力に関すること 避難所運営への協力に関すること 防災知識の普及に関すること 防災訓練の実施に関すること 自主防災組織化の促進に関すること
ボランティア団体 各種団体	防災活動への協力に関すること 防災知識の普及に関すること 災害応急対策への協力に関すること 災害対策本部への情報提供に関すること

## 第3節 自然条件

### 1 地形の概要

#### 位置及び面積

東 経		北 緯		面積 (km <sup>2</sup> )	広 ぼう (km)	
極 東 (月山)	極 西 (弁天島)	極 南 (三方境)	極 北 (長沼)		東西	南北
149度1分49秒	149度32分21秒	38度19分1秒	38度49分35秒	3,311.51	43.1	56.4

鶴岡市は、山形県の西北部にある庄内地方の南部にあり、新潟県に接して位置し、市域は東西43.1km、南北56.4km、総面積1,311.51km<sup>2</sup>で東北一の面積を有する。北部には庄内平野が広がり、赤川水系の赤川、大田川、最上川水系の京田川、藤島川等の河川が貫流し、他に五十川、温海川、庄内小田川、鼠ヶ関川が貫流する。この庄内平野の東部から南部にかけては、出羽丘陵、朝日連峰、蔵耶山系の山岳地帯となり、一方西部は、日本海に面し、総延長64.725km(鶴岡地域36.495km、温海地域28.227km)にわたって巖浜が形成され、本県の海岸線の約2分の1を占める。土地利用は、山林69.0%、田12.6%、畑2.9%、宅地2.3%、原野2.7%、雑種地1%、その他18.7%(平成17年度土地利用に関する概要調査)となっている。地形的には、海岸部、平野部、中山間部さらに山岳丘陵と変化にとんでいことから、積雪では、海岸部では北西の強風の影響によりほとんど積もらないところから、平地では1mほど、山間部では3mを超える積雪を有する地域もあり、地域間の自然条件が異なる。

(各地域の地目別土地面積 単位：平方km)

	総面積	田	畑	山林	宅地	原野	雑種地	その他
鶴岡地域	233.91	28.21	13.13	66.69	13.22	10.04	3.24	25.78
藤島地域	63.28	36.48	2.04	6.52	3.28	1.08	0.83	0.15
羽黒地域	169.41	29.28	16.26	24.26	2.02	8.44	3.26	26.15
鶴岡地域	39.45	14.24	6.66	21.47	3.52	4.08	0.24	24.69
山形地域	628.17	11.44	3.24	526.38	2.66	2.29	1.14	126.27
温海地域	255.16	4.43	3.32	127.11	1.59	3.23	3.02	117.68
市 全 域	1,311.51	162.21	34.35	891.12	31.69	38.69	150.29	94.44

平成17年1月1日現在 (固定資産概要調査)

### 【鶴岡地域】

#### (1) 地形概要

鶴岡地域は、庄内平野の南部に位置し、地域総面積は233.91km<sup>2</sup>で、北は酒田市に、東は赤川によって三川町、藤島地域、羽黒地域に、西は高館山、荒倉山の丘陵をへて日本海に、南は母狩山、蔵空蔵山の山地によって撈引地域、温海地域に接している。河川は、赤川の他に市街地を流れる内川と人口河川の青龍寺川が北上し赤川に合流する。青龍寺川には金峯山、

母狩山の東斜面から谷定川、山谷川、滝沢川が注いでいる。また、地域のほぼ中央を大山川が、熊野長崎を源とする大戸川、金峯山西斜面から流下する湯尻川と合流し、北上し赤川に合流する。山地は、南部地域と海岸に平行した丘陵地域からなっており、地域面積の42%を占め、土砂災害危険箇所も多く有する。

## (2) 地質概要

鶴岡地域の地質は、平坦部の市街地、青、黄金、湯田川、大泉、京田、栄、上郷地区は第4紀層に属し、田川、豊浦、加茂地区の大部分は出羽第3紀層で、豊浦地区の一部には玄武岩、第3紀玄武岩質、凝灰岩が見られる。土壌は、埴土又は砂埴土で、大泉、田川、上郷地区の一部は凝埴土である。

## 《藤島地域》

### (1) 地形概要

藤島地域は、庄内平野の中心に位置し南北約16kmで中心位置は東経139度45分、北緯38度45分に当り位置し、地域総面積は62.5km<sup>2</sup>、地勢は概ね平坦で海拔約12m、又東方に羽黒山に接して添川山林地帯があり、海拔約250mである。京田川を界として庄内町の余目・立川地域に接し、西方は赤川を界として鶴岡地域及び三川町に接している。藤島地域は、赤川、京田川のほかに地域を貫流する藤島川の3河川があり、水害に充分な注意が必要な地域である。また、平成17年に国の地震調査委員会の補充調査の結果により、庄内平野東縁断層帯が添川地区まで及んだこともあり、活断層型の地震災害にも警戒を要する地形環境である。

### (2) 地質概要

平地は第4系沖積層であり、山地は新3系中部層からなっている。平野部では藤島川沿岸一帯は砂埴土や埴土、京田川沿岸一帯は埴土又は埴質埴土に大別される。山地は灰色頁岩、砂質頁岩、凝灰岩等からなっている。

## 《羽黒地域》

### (1) 地形概要

羽黒地域は、東西に10.5km、南北に28kmの細長い地形にして、東南が羽黒台地からなり、北西に進むにつれ扇形状のゆるやかな平地を呈し、地域総面積は109.61km<sup>2</sup>となっている。標高1,984mの月山を頂点に山岳部、山間部、平野部(標高7m)とつづき、東に京田川(鏡川)、中央部に今野川、藤島川(佐川)、黒瀬川、西の鶴岡地域との境界に赤川が流れる。さらに地域集客の半分以上が山麓から山間に分け分布する。

### (2) 地質概要

地域の地質は山間山麓地帯で月山泥流が主体で、その上に火山灰の黒ボク層が斜堆され下層の赤粘土(火山泥流)の露出地帯が広がり、また、平野部は赤川、藤島川の河川による沖積地が殆どで砂礫、泥粘土よりなっている。

## 《鶴引地域》

### (1) 地形概要

鶴引地域は、庄内平野の南部に位置し、地域総面積は40.18km<sup>2</sup>で、庁舎の在る地点は東経

139度45分、北緯38度40分の処にあって標高は83mである。地域の西側を庄内と内陸を結ぶ国道112号が貫通し、地域の中央を貫流する赤川をはさんだ旧山添村、旧黒川村及び旧赤村三千刈地区よりなる地域で、北西部に放射状に広がり、鶴岡地域と接し、南部は朝日地域、東部は羽黒地域に接している。地域の河川は、朝日山系を源に、中央を赤川が南北に貫流し、このほか東部地区の沼橋川、田沢川、西部地区の水無川、角田川が主な河川である。

### (2) 地質概要

地域の地質は、月山・原の安山岩、乗境岩と凝灰岩と越後山系の花崗岩系の2大岩系に分かれている。これを地域別に地質を分類すれば、東部山麓地帯は主に第4紀層の安山岩及び火山岩系であり、国道112号を界に西部は越後山系の影響を受けて、花崗岩であり、従って土壌も酸性を帯びている。

## 《朝日地域》

### (1) 地形概要

朝日地域は、山形県の西方、庄内平野の最南端に位置し、南北36km、東西25kmのほぼ長方形で、地域総面積は569.17km<sup>2</sup>で、その大部分は山岳地帯で山地面積は全体の94%を占め、うち国有林が66%となっている。東方から流れる梵字川と南方から流れる赤川の合流点が地域の中で、東南には月山第一トンネルを境にして西川町、西は麻壁郡山を境に温海地域、南は以東岳、スーパーラインを境に新潟県新潟市に接し、北は赤川に沿って鶴引地域と接している。

### (2) 地質概要

地域中心部近郊の南半分から西部にかけては、先第3紀の基盤岩である田川酸性岩類と花崗岩類、及びそれを不整合に被覆する中新世の早田川層が広く分布する。北東部には中新世の大綱層と松根層が分布し、大綱層は軽石凝灰岩や凝灰質泥岩及び砂岩からなる上部大綱層と、下部の玄武岩質砂岩、火山砕屑岩からなるセツ滝玄武岩層、ガラス質礫石安山岩からなる越中山輝石安山岩部層に細分される。松根層は主に泥岩から構成され、大綱層を覆い発達している。

## 《温海地域》

### (1) 地形概要

温海地域は、庄内地方の西南端に位置し、南は新潟県山形市に接し、東は朝日地域、北は鶴岡地域に隣接して三方は急峻な山岳に囲まれ、西は日本海に接しており東西延長約16.0km、南北延長約17.0km、開闢延長66.5kmで、地域総面積は227.48km<sup>2</sup>で概ね正方形をなしている。山系は海岸に迫って壮年期に達し傾斜が急で且つ起伏が多いため平地は少なく、したがって耕地の段上の所が多く、温海地区は標高5.7m、谷塚地区は4.4m、福栄地区は152.0m、山戸地区は100mに位置しており、地域総面積の88%は山地で500mから1,000mの高峰が連なっている。地域には、五十川、温海川、庄内小国川、鼠ヶ関川の4河川があり集客の大半はこの河川に沿って散在しているが、いずれも主要河川で、これらの河川が増水などによりひとたび猛威を振ると、大災害を招く懸念があり、過去においても幾多の水害が発生している。

(2) 地質概要

地質は、花崗岩の基盤の上を主として第3紀層によって覆われ、小岩川を中心に一部安山岩が散在しているが大部分は玄武岩が噴出して現在の地質をなし、それが長方形の新層により「ぶどう」型水系を形成し、地域はこのぶどう型水系で占めている。各河川の上流域は概ね礫地帯で比較的肥沃であるが中流域は砂壤土で保水弱く屏地がある。水田地帯はほとんど砂壤土弱酸性で強酸性と弱酸性のところが多い。

2 気候の概要

(1) 気候概要

本市は、日本海を北上する対馬暖流の影響を受ける日本海側の典型的な海洋性の気候である。年間平均気温は12℃前後である。四季別の天候の変化を見ると、春は大陸の高気圧が発達し、一般的に好天の日が多いが、日本海を発達しながら進む低気圧の影響で、突風や春雷が発生する。また、暖気を伴う南風や雨により融雪洪水が起こる。夏は、6月中旬に梅雨入りするが、県内陸部に比べると影響は少なく、晴天の続く短期間に終わる年もある。梅雨末期には日本海に停滞する梅雨前線により集中豪雨が起りやすい。また、8月末頃から10月中旬には台風に見舞われる場合があり、進路が日本海を過るときは、雨は比較的少ないが、暴風に見舞われる。そして、秋の初めには、日本海に秋雨前線の停滞により、梅雨のような長雨が続く時曇りがある。冬は、12月になると北西の季節風が強まり、時には一週間も吹き続ける場合がある。特に1月から2月にかけては寒波の来襲により地吹雪となることも多い。積雪については、沿岸部では風の影響でほとんど積もらないところから、平地では1mほど、山間部では3mを超える積雪になるなどところもあり多様な状況にある。豪雪地帯対策特別措置法の下に鶴岡地域、藤島地域、温海地域が豪雪地帯として、羽根地域、楢引地域、朝日地域は特別豪雪地帯として指定されている。このように、本市の気候は、日本海上の低気圧により変動が大きく、とりわけ冬季は積雪や地吹雪の発生に見舞われる日本海型気候を呈している。

(2) 気象観測

① 降水量、気温、風向

山形地方気象台が設置するアメダス観測所の年間降水量、平均気温、風向・風速値は、次のとおりである。

鶴岡(錦町21)

年	年間降水量(mm)	気温(℃)			風向・風速(m/s)	
		日平均	最高	最低	平均風速 最大瞬間風速	最多風向
1994	2,144	12.4	22.7	-4.4	2.4	西
1995	2,248	12.9	27.4	-3.1	2.3	西
1996	2,432	13.1	24.4	-5.2	1.9	西
1997	2,266	12.8	26.9	-4.2	2.9	西北西
1998	2,412	12.4	26.1	-4.8	3.4	西北西

年	年間降水量(mm)	気温(℃)			風向・風速(m/s)	
		日平均	最高	最低	平均風速 最大瞬間風速	最多風向
1999	4,839	12.7	24.7	-5.6	2.0	西北西
2002	2,647	12.9	34.7	-5.3	1.9	西北西
2003	2,036	12.4	32.6	-7.4	2.0	東
2004	2,264	13.3	36.9	-7.6	2.0	西
2005	2,168	12.4	34.4	-5.3	2.1	西
2006	2,027	12.5	36.8	-9.2	2.2	西北西
2007	2,591	13.1	35.9	-4.8	2.1	西北西
2008	2,039.0	12.9	35.2	-4.9	21.1	西北西
2009	2,182.5	13.0	34.9	-6.6	22.5	南西
2010	2,387.0	13.4	34.9	-8.9	20.7	西
2011	2,542.5	12.7	36.0	-8.1	19.5	西
2012	1,969.5	12.8	35.9	-6.9	26.5	南西

※ 風向・風速については、2007年までは平均風速と最多風向、2008年以降は最大瞬間風速と風向

風ヶ岡(風ヶ岡字領路)

年	年間降水量(mm)	気温(℃)			風向・風速(m/s)	
		日平均	最高	最低	平均風速 最大瞬間風速	最多風向
1996	2,281	12.4	22.3	-5.2	1.4	西南西
1997	2,245	12.2	27.6	-4.4	1.4	西南西
1998	2,436	12.6	23.6	-4.1	1.3	西南西
1999	2,431	13.6	24.4	-5.2	1.3	東北東
2000	4,044	13.4	34.9	-4.3	1.3	西北西
2001	4,294	12.4	33.2	-6.2	1.3	西北西
2002	2,401	12.2	33.4	-3.9	1.1	東北東
2003	2,099	11.9	33.5	-6.0	1.1	東北東
2004	2,168	12.7	35.2	-4.8	1.3	東北東
2005	2,293	11.9	33.1	-3.2	1.3	東北東
2006	2,006	12.2	35.3	-5.3	1.4	東北東
2007	2,216	12.7	34.9	-3.8	1.4	東北東
2008	1,826.0	13.2	33.1	-9.0	23.8	西南西
2009	1,868.0	13.6	33.4	-2.1	25.1	西南西
2010	2,217.0	13.0	32.6	-3.6	23.3	西南西
2011	2,191.0	13.4	36.4	-3.1	21.6	西
2012	1,741.5	13.6	34.7	-3.9	30.9	南西

※ 風向・風速については、2007年までは平均風速と最多風向、2008年以降は最大瞬間風速と風向

楠引（桂茂線字89）、荒沢（荒沢字符積145）

年	楠引 年間降水量 (mm)	荒沢 年間降水量 (mm)
1995	2,463	2,904
1997	2,544	2,268
1998	2,524	2,452
1999	3,609	3,474
2000	2,362	2,243
2001	2,464	2,324
2002	2,781	3,629
2003	2,109	3,093
2004	2,243	3,132
2005	2,562	3,595
2006	2,226	3,193
2007	2,469	3,463
2008	2,114.0	2,590.0
2009	2,370.0	2,949.5
2010	2,451.0	3,360.5
2011	2,399.0	3,554.5
2012	2,345.0	2,897.5

②番

降雪に関しては、市で観測した記録しききと半であり、この降雪深値その観測値は次のとおりである。

鶴岡公園観測値

年	降雪深 (cm)						最大積雪深 (cm)
	11月	12月	1月	2月	3月	累計	
平成8年度	0.0	22.0	24.0	20.0	0.0	46.0	40.0
平成9年度	0.0	42.0	22.0	10.0	0.0	74.0	58.0
平成10年度	64.0	5.0	122.0	20.0	0.0	211.0	60.0
平成11年度	0.0	40.0	24.0	20.0	10.0	94.0	44.0
平成12年度	0.0	50.0	150.0	112.0	64.0	376.0	55.0
平成13年度	0.0	60.0	24.0	24.0	0.0	108.0	40.0
平成14年度	0.0	74.0	114.0	30.0	11.0	229.0	31.0
平成15年度	0.0	3.0	90.0	70.0	39.5	202.5	57.0
平成16年度	0.0	8.0	76.0	182.0	15.0	281.0	68.0
平成17年度	0.0	195.0	136.0	66.0	17.0	414.0	161.0
平成18年度	0.0	2.0	36.0	25.0	65.5	128.5	30.0
平成19年度	0.0	6.0	152.0	91.0	18.0	267.0	65.0
平成20年度	5.0	19.0	82.0	67.0	2.0	175.0	49.0
平成21年度	0.0	111.0	51.0	71.0	38.0	271.0	82.0
平成22年度	0.0	37.0	196.0	27.0	61.0	321.0	59.0
平成23年度	0.0	97.0	146.0	178.0	18.0	439.0	162.0
平成24年度	0.0	51.0	152.0	143.0	4.0	350.0	92.0

朝日地域最高積雪深

分年度	赤松 (cm)		大瀬 (cm)		土崎西大瀬 (cm)		大鳥 (cm)	
	積雪深	年月日	積雪深	年月日	積雪深	年月日	積雪深	年月日
平成3年度	150	H3.2.25	261	H3.2.25	248	H3.2.25	280	H3.2.25
平成4年度	204	H4.2.5	252	H4.2.3	245	H4.2.3	264	H4.2.3
平成10年度	149	H10.2.6	225	H10.2.23	142	H10.2.6	164	H10.2.23
平成11年度	120	H11.2.1	244	H11.2.1	255	H11.2.1	258	H11.2.1
平成12年度	267	H12.2.14	280	H12.2.24	262	H12.2.14	266	H12.2.14
平成13年度	155	H13.2.14	260	H13.2.14	204	H13.2.14	245	H13.2.14
平成14年度	125	H14.2.2	297	H14.2.2	138	H14.2.2	182	H14.2.2
平成15年度	113	H15.2.2	179	H15.2.9	155	H15.2.10	190	H15.2.9
平成16年度	297	H16.2.23	345	H16.2.24	248	H16.2.23	297	H16.2.23
平成17年度	215	H17.2.12	324	H17.2.12	243	H17.2.12	315	H17.2.12
平成18年度	66	H18.3.20	202	H18.3.20	454(51)	H18.3.20	186	H18.3.20
平成19年度	165	H19.2.15	295	H19.2.19	178	H19.2.15	273	H19.2.15
平成20年度	82	H20.1.24	306	H20.2.19	155	H20.2.19	274	H20.2.19
平成21年度	140	H21.2.7	250	H21.2.4	155	H21.2.5	213	H21.2.20
平成22年度	212	H22.1.20	336	H22.2.1	254	H22.2.1	309	H22.2.1
平成23年度	238	H23.2.12	351	H23.2.12	238	H23.2.12	292	H23.2.12
平成24年度	200	H24.2.25	364	H24.2.25	247	H24.2.20	311	H24.2.20

3 気象観測所

(1) 気象観測所

本市の気象観測所としては、4箇所の山形地方気象台によるアメダス観測点のほか、テレメーターによる雨量観測が、山形県河川砂防情報システムにより、気象庁所管、国土交通省と統合し、情報提供される。

観測所	所在地	観測の種類	観測の種目	河川名	所轄
鼠ヶ関	鼠ヶ関字横路 620	地域気象	4要素	鼠ヶ関川	気象庁
小名部	小名部字上浜田 137-3	テレメーター	降水量	鼠ヶ関川	山形県
罌川	罌川字向 11	テレメーター	降水量	鼠ヶ関川	鶴岡市
小瀬	小瀬字町尻 2-6	テレメーター	降水量	小国川	鶴岡市
越沢	越沢字越沢 45	テレメーター	降水量	小国川	鶴岡市
遼海文所	遼海字文所之風 521-1	自記観測	降水量	遼海川	山形県
遼海岳	遼海岳字嶽の麓 151-1	無線ロギング	降水量	遼海川	気象庁
遼海川ダム	一帯字布樋 56-29	テレメーター	降水量	遼海川	山形県
遼海川	遼海川字中小屋 161-5	テレメーター	降水量	遼海川	山形県
五十川	五十川字坂之馬 183-2	テレメーター	降水量	五十川	鶴岡市
山五十川	山五十川字 475-1	テレメーター	降水量	五十川	鶴岡市
戸沢	戸沢字東俣 167	テレメーター	降水量	五十川	鶴岡市
菅野代	菅野代字宮下 3-1	テレメーター	降水量	五十川	鶴岡市
大山	大山 1-20	テレメーター	降水量	大山川	山形県
面野山	面野山字鶴の瀬	テレメーター	降水量	大山川	山形県
鶴岡	鶴岡 21	地域気象	4要素	赤川	気象庁
高坂	高坂字杉ヶ沢 46	テレメーター	降水量	青龍寺川	山形県



観測所	所在地	観測の種類	観測の種目	河川名	所 轄
楯引	桂荒俣字上楯 89	地域気象	降水量・積雪	赤川	気象庁
添川	添川字新地 315	レドメーター	降水量	京田川	山形県
上野新田	上野新田字段之松 8	レドメーター	降水量	今野川	山形県
羽黒山	手向字羽黒山 120-11	レドメーター	降水量	立谷沢川	国土交通省
大針	大針字中村 50	レドメーター	降水量	最上川	国土交通省
田麦俣	田麦俣字扇平 70	レドメーター	降水量	梵字川	国土交通省
藤原山	田麦俣	レドメーター	降水量	梵字川	国土交通省
月山ダム	上名川	レドメーター	降水量	梵字川	国土交通省
荒沢ダム	荒沢字符籠 78	レドメーター	降水量	大島川	山形県
荒沢	荒沢字符籠 145	地域気象	降水量	大島川	気象庁
鹿瀬	大島字鹿谷現国有林	レドメーター	降水量	東大島川	山形県
楯形	大島字楯形 1	レドメーター	降水量	楯沢	山形県
藤岡	大島字藤岡 1-9	レドメーター	降水量	東大島川	山形県

注) 無線式の雨量観測所は観候期のみ適用

観測の種類(4要素:風向風速、気温、降水量、日照時間)

## 第4節 社会条件

### 1 市町村合併

平成の大合併により、鶴岡市、藤原町、羽黒町、楯引町、朝日村、及び温海町が合併し、平成17年10月1日に新鶴岡市が誕生した。新市の人口は、約14万余人であり県内で2番目、面積は、1,311 ㎢で東北では一番広い市となった。

### 2 人口の推移

国勢調査による本市の人口は、次のとおりである。

地域名	年次	人口			一般世帯数	一世帯の人員
		総数	男	女		
全市	平成2年	140,840	71,678	70,162	40,836	3.60
	平成7年	149,599	71,121	78,358	40,800	3.66
	平成12年	147,546	70,457	77,089	42,581	3.46
	平成17年	142,354	67,676	74,708	44,333	3.22
	平成22年	135,623	64,846	71,777	44,276	3.05
鶴岡地域	平成2年	99,586	47,479	52,106	45,400	2.94
	平成7年	100,533	47,999	52,510	29,254	3.44
	平成12年	100,628	48,239	52,389	31,011	3.23
	平成17年	98,127	46,707	51,420	28,825	3.41
	平成22年	95,299	45,258	49,951	32,726	2.91
藤原地域	平成2年	12,011	6,281	5,729	2,807	4.28
	平成7年	12,414	5,898	6,516	2,602	4.77
	平成12年	12,294	5,670	6,424	2,891	4.25
	平成17年	11,595	5,590	6,095	2,946	3.94
	平成22年	11,069	5,245	5,824	2,968	3.73
羽黒地域	平成2年	9,222	4,822	4,400	2,145	4.26
	平成7年	9,384	4,815	4,569	2,191	4.28
	平成12年	9,616	4,699	4,917	2,177	4.42
	平成17年	9,323	4,445	4,878	2,206	4.23
	平成22年	9,059	4,299	4,760	2,224	4.07
楯引地域	平成2年	8,722	4,147	4,575	2,267	3.85
	平成7年	8,742	4,143	4,599	2,323	3.77
	平成12年	8,536	4,062	4,474	2,112	4.04

地域名	年次	人口			一般世帯数	一世帯の人員
		総数	男	女		
朝日地域	平成17年	8,320	3,986	4,334	1,064	4.56
	平成22年	7,794	3,730	4,064	1,949	4.18
	平成2年	6,570	2,516	4,054	1,989	3.84
	平成7年	6,309	3,049	3,260	1,414	4.46
	平成12年	5,864	2,802	3,062	1,417	4.14
	平成17年	5,378	2,546	2,832	1,367	4.35
瀬海地域	平成22年	4,798	2,270	2,528	1,359	3.74
	平成2年	12,256	5,520	6,736	2,588	3.55
	平成7年	11,518	5,218	6,300	2,213	3.49
	平成12年	10,608	4,885	5,723	2,519	3.44
	平成17年	9,641	4,492	5,149	2,099	3.38
	平成22年	8,698	4,044	4,654	2,814	3.04

### 3 年齢別人口の推移

年齢別人口及び構成比は、次のとおりであるが、年少人口が出生率の低下から減少しているのに対し、高齢者人口が増加しており、今後更に高齢化が進行する傾向にある。

年次	総数 (人)	実数(構成比)		
		年少 (15歳未満)	生産年齢 (15~64歳)	高齢者 (65歳以上)
昭和55年	152,220	32,278 (21.1%)	102,932 (66.5%)	17,010 (11.4%)
昭和60年	152,635	30,940 (20.3%)	99,932 (65.5%)	21,763 (14.3%)
平成2年	150,832	28,024 (18.6%)	97,026 (64.3%)	25,782 (17.1%)
平成7年	148,976 149,565	25,132 (16.8%)	93,726 (62.7%)	30,647 (20.6%)
平成12年	147,477	22,446 (15.2%)	90,011 (61.0%)	35,020 (23.7%)
平成17年	142,204 142,250	19,698 (13.8%)	84,922 (59.7%)	37,630 (26.5%)
平成22年	136,389	17,527 (12.8%)	79,640 (58.4%)	39,222 (28.8%)

※年齢不詳を除いたもの

### 4 外国人

本市に居住する外国人は、82695人(平成10年4月20日平成22年国勢調査)で、総人口に占める割合は0.600.31%となっている。中国、韓国・朝鮮人が多く外国人総数の約70%を占め、次いで米国、ブラジル、フィリピン、タイ人が多い。男女別は、男47817人、女34878人

人で女性が約49.9%を占めている。

### 5 土地利用状況

本市の地目別土地面積は、次のとおりである。

(単位:千㎡・%)

	実数			構成比		
	平成16年 22	平成17年 23	平成18年 24	平成16年 22	平成17年 23	平成18年 24
田	164.20 152.73	162.67 162.65	162.05 162.61	13.56 12.41	13.43 12.90	13.44 12.19
畑	28.06 25.32	28.10 25.26	28.40 24.36	2.74 2.09	2.75 2.09	2.70 2.02
山林	228.52 201.53	228.63 201.27	227.17 201.12	60.19 61.72	60.66 61.09	60.09 61.11
宅地	20.50 21.49	20.72 21.60	20.24 21.70	2.33 2.40	2.34 2.41	2.25 2.31
原野	25.24 25.50	25.26 25.49	25.48 26.60	2.09 2.71	2.04 2.71	2.09 2.79
雑種地	13.63 151.40	13.45 151.75	12.60 150.39	9.00 11.54	1.06 11.57	9.47 11.47
その他	242.04 93.54	244.49 93.49	242.14 91.43	18.60 7.13	18.64 7.13	18.44 7.20
合計	1311.40 1,311.51	1311.40 1,311.61	1311.40 1,311.51	100.0	100.0	100.0

資料:総務部税務課

固定資産課税課

### 6 土地利用計画

本市の都市計画は、都市計画法に基づいて、都市計画区域の指定、市街化区域及び市街化調整区域の区域区分の決定、用途地域、その他地域地区の決定がされている。

#### (1) 静岡都市計画区域

- ① 法適用年月日: (朝日地域) 昭和3年9月10日
- ② 法適用年月日: (藤島地域) 昭和49年7月29日
- ③ 法適用年月日: (朝引地域) 昭和62年5月6日
- ④ 法適用年月日: (瀬海地域) 昭和23年9月5日
- ⑤ 最終決定年月日: 平成2年3月31日 平成25年4月12日

#### (2) 藤島都市計画区域

- ① 法適用年月日: 昭和49年7月29日
- ② 当初決定年月日: 昭和49年7月29日

#### (3) 朝引都市計画区域

法適用年月日 昭和52年5月6日

最終決定年月日 平成14年10月22日

（4）臨海都市計画区域

法適用年月日 昭和53年9月5日

最終決定年月日 平成15年3月17日

（2）都市計画区域の指定等については次のとおりである。

地域	都市計画区域						人口集中地区 (ID地区)	
	指定 面積 (ha)	用途		人口 (人)	内用途		面積 (ha)	人口 (人)
		地域	地域外		地域	地域外		
鶴岡地域	12,514	2,034	10,480	84,335	74,294	10,041	4,276	60,456
	25,281	2,327	22,954	122,069	79,251	42,818	1,491	59,010
藤島地域	11,116	332	10,784	6,734	3,415	3,319	"	"
利根地域	"	"	"	"	"	"	"	"
楯引地域	1,434	"	1,434	5,130	0	5,130	"	"
朝日地域	"	"	"	"	"	"	"	"
根海地域	606	66	540	1,150	2,000	1,050	"	"
計	15,656	2,400	13,256	110,299	79,963	30,446	1,376	60,466

人口は、平成14年4月1日～平成25年4月30日現在

## 7 交通

### ア(1)道路の位置等

市の道路実延長は、1,957.447 kmであり、うち、国直轄国道は84,156 km（構成比4%）、県管理国道55,699 km（同4%）、県道307,894 km（同16%）、市道1,479,709 km（同76%）となっている。（平成18年4月1日現在調べ）主な道路のうち、高規格幹線道路は、東北横断自動車道酒田線（山形自動車道）が西川町を基て途中自動車専用道路（月山道路）を介して湯殿山ICから酒田市に至る33.4 kmが延びている。主要な国道としては、新潟県から庄内地方を日本海に沿って秋田県に貫通する国道7号線、村山地方と庄内地方を結ぶ国道112号線、根海地域と鶴岡地域を結ぶ日本海東北自動車道が主要な緊急輸送道路となる。そのほかに、県管理国道345号が新潟県境の根海地域取巻から鶴岡、鶴岡地域の田川から市街地に入り国道112号に交差し、藤島地域から最上地方と結ぶ国道47号に至る。朝日地域から新潟県朝日村を経由する一般県道鶴岡・村上線がある。加えて、主要地方道、一般県道が、鶴岡市の各地域及び庄内北部地域を結ぶ幹線道路として補完している。

### 道路現況（道路台帳）

	道路実延長 (km)						計
	鶴岡地域	藤島地域	羽黒地域	楯引地域	朝日地域	根海地域	
高速自動車道							
国道7号	27,588	0	0	0	0	15,883	43,471
国道112号	7,539	0	0	6,647	26,498	0	40,684
県管理道路	30,779	7,999	1,664	0	14,326	30,931	85,699
県道	97,458	43,390	43,662	31,988	48,508	42,881	307,894
市道	565,540	169,380	300,110	140,704	187,957	126,840	1,479,709
	666,831	169,881	213,920	142,617	188,404	128,946	1,510,599
合計	829,001	331,369	245,445	179,429	276,588	215,535	1,957,447

### イ(2)鉄道

市の鉄道は、羽越本線が本市を縦断しており、東日本旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社の羽越本線が営業されているが運行している。

### ロ(3)空港

庄内空港は、平成3年10月に開港し、平成10年現在東京便4往復、大阪便1往復が運行されている。



## 第5節 風水害等の災害履歴

### 1 合併後の災害履歴

#### 1 風水害

名称・発生日	被害状況
18.8.30 集中豪雨 (H18.8.30)	集中豪雨、温海地域で時間雨量50mmを超える雨量となり、家子、浜温海、湯温海で床上浸水1棟、床下浸水4棟の浸水被害、農地・農業施設に1,300千円の被害が発生した。
19.6.26 集中豪雨 (H19.6.26)	集中豪雨、庄内南部に大雨洪水警報が発令され、特に鶴岡地域、温海地域の国道345号線沿いは積乱雲によるゲリラ的な集中豪雨となり、午前6時、中山地内において49.5mmの雨量を観測した。 ・住宅被害床上浸水3棟床下浸水35棟、38世帯107人被災 ・住宅の崖山土砂崩れ15箇所 ・市道・河川77箇所 復旧額169,000千円 ・農業被害 水稲・枝豆・大豆冠水・浸水 被害額50,000千円 ・農林施設被害 林道被害141,000千円 農地26,000千円 水路等25,000千円 農道18,000千円 計211,000千円 土木、農業・農林施設等被害総額430,000千円 その他、五十川地区の断水、河川から海への流木の流出等の被害が発生した。

#### 2 土砂災害

名称・発生日	被害状況
JR羽越本線法面 崩落災害 (H18.7.13)	13日午後8時頃、国道7号小岩川字城沢付近において、JR羽越本線法面の崩落土砂が国道を塞いだため、国道は全面通行止め約1日半、片側交互通行約8日間、約42時間の通行規制となり7月23日に全面開通し、JR羽越本線は約27日間運転を見合わせ8月9日午後4時に復旧した。この土砂災害により鼠ヶ関小学校、温海中学校へのスクールバスの運転停止の影響により一時自宅待機等の影響がでた。また、幹線輸送路国道7号、JR羽越本線の通行制限により、各方面に与えた経済的影響は大きい。

### 3 被害

名称・発生日	被害状況
平成18年豪雪 (H17.12.31~3月末)	H17.12.31日夜半から31日にかけての降雪により、鶴岡公園の観測地点の積雪量が70cmを越え、また、各庁舎管内でも市民生活に障害が出始めたことから31日に豪雪対策本部を設置した。この豪雪は全国的なものになり、新潟県と長野県に災害救助法が適用されたが、屋根の雪下ろし等による被災者に対しては、災害甲謝金が全国的に適用された。被害は、人的被害として死者1名、重傷7名、軽傷7名となり、住家、非住家の損壊も多く、また、農業用ハウスに大きな被害が発生した。 (各地域の降雪量累計) 鶴岡地域397cm 陸奥地域432cm 羽根地域336cm 碓氷地域435cm 朝日地域365cm 温海地域166cm

### 4 水害

年・月・日	被害状況
平成15年8月15日	大湊町、専務両兼住家より床上・床下浸水、部分壊壊、死者1名
平成16年6月4日	稲佐・子目、浸住家より床上・床下浸水、部分壊壊、死者2名

### 2 合併前の災害履歴

#### 《鶴岡地域》

#### 1 風水害

年・月・日	被害状況
明治12年7月6日 ~7日	大洪水、上着町、七日町2尺余浸水
大正10年8月6日	赤川大はんば、浸水家屋3,700余戸に及び三雲橋、千歳橋流出
昭和15年7月12日	赤川大出水、三河橋、鉄道橋間決壊、浸水家屋750戸
昭和30年8月24日	八沢川石山崩決壊、田浸没3町歩
昭和36年2月9日	三瀬橋町堤決壊、住宅床上3戸、床下36戸、非住家床上3戸、床下16戸浸水
昭和39年7月19日	赤川勝福寺付近決壊、初期工法により予防
昭和44年7月29日	集中豪雨、赤川の大増水により内川、苗津川等の浸水及び他の市内各河川のはんばにより床上浸水42戸(旧市54戸、湯野底3戸、大山2戸、その他3戸)床下浸水382戸(旧市268戸、湯野底23戸、加茂18戸、大山32戸、巻宿21戸、その他20戸)

年月日	被害状況
昭和44年8月7日	集中豪雨、赤川の大増水により内川、苗津川等の氾濫及び他の市内各河川のはん濫により床上浸水31戸(旧市23戸、栄8戸)床下浸水234戸(旧市195戸、栄14戸、湯野浜9戸、大山7戸、その他8戸)
昭和46年7月16日	集中豪雨、湯野浜地区で土砂崩れにより死者2名、家屋全壊2戸(湯野浜、加茂)半壊10戸(加茂)、内川、苗津川、大山川をはじめ市内各河川の氾濫により床上浸水208戸(旧市97戸、加茂56戸、大山27戸、湯野浜17戸、その他11戸)床下浸水1,361戸(旧市732戸、加茂252戸、大山192戸、湯野浜37戸、栄70戸、京田30戸、大泉23戸、その他25戸)
昭和47年7月9日	集中豪雨、内川、青龍寺川、大山川をはじめ市内各河川の氾濫により床上浸水11戸(大山5戸、西郷2戸、その他4戸)床下浸水204戸(旧市117戸、大山43戸、西郷7戸、加茂12戸、豊満7戸、その他18戸)
昭和48年6月22日	集中豪雨、内川、青龍寺川、苗津川の増水により床上浸水85戸(旧市)床下浸水762戸(旧市757戸、大泉3戸、畜2戸)
昭和51年6月5日	集中豪雨、内川、青龍寺川、大山川等の増水により床上浸水176戸(旧市163戸、湯田川7戸、その他6戸)床下浸水1,958戸(旧市859戸、湯田川67戸、大山42戸、上郷25戸、大泉24戸、加茂14戸、その他34戸)
昭和62年7月31日	集中豪雨、赤川、内川、大山川等の増水やはん濫により床上浸水48戸(旧市18戸、加茂地区26戸、湯野浜地区4戸)床下浸水387戸(旧市193戸、加茂地区134戸、大山地区59戸、その他11戸)
昭和62年8月29日	大雨、赤川、内川、大山川等の増水やはん濫により床上浸水30戸(旧市24戸、栄地区6戸)床下浸水253戸(旧市171戸、栄地区24戸、湯田川地区21戸、田川地区15戸、上郷地区9戸、加茂地区6戸、その他7戸)
平成元年4月16日 ～17日	育苗ハウス、野菜ハウス等に暴風被害 農産被害額：23,852千円
平成2年6月27日	大雨により住家床下浸水25戸、田の冠水約60ha、畑の冠水約42ha、文教施設1箇所、道路22箇所、河川1箇所、港湾1箇所に被害を受け、がけ崩れ12箇所発生 被害額は農林水産施設50,504千円、公共土木施設65,681千円、農産被害17,839千円、6月27日災害対策本部を設け、7月2日解散
平成2年9月20日	台風19号により住家の一部破損8戸、非住家2戸、通路2箇所、河川1箇所被害 被害額は農産施設が1,770千円、その他60千円
平成2年11月30日 ～12月1日	台風25号等の暴風で住家一部破損8戸、非住家2戸被害総額630千円

年月日	被害状況
平成3年7月20日 ～8月6日	梅雨の長雨により農産物に被害、がけ崩れ8箇所 被害額は農林水産施設5,366千円、公共土木施設17,009千円
平成3年9月28日	台風19号により、軽傷者1名、住家半壊1戸、住家一部破損78戸、その他7戸、文教施設29箇所、病院1箇所、清掃施設3箇所に被害 被害額は公共文教施設42,295千円、その他の公共施設42,008千円、農産被害1,335,724千円
平成5年1月28日 ～29日	強い冬の低気圧通過に伴い28日夕方から29日深夜にかけて強い季節風が吹く、29日0時40分最大瞬間風速31mを観測し、海岸地区を中心に被害が発生した。 住家一部破損1戸、その他の1戸が被害を受け、被害総額は324千円となる。
平成5年7月14日	活動が活発な梅雨前線が山形県付近にあり、更に前線にある低気圧が発達し大雨を降らせた。14日8時の時間雨量31mmで、14日6時から9時の累加雨量97mmとなり、がけ崩れ15箇所、土石流2箇所床下浸水1箇所、被害額は農林水産施設5,819千円公共土木施設18,546千円、農産被害300,145千円、合計被害額324,510千円 人的被害、住家への被害なし。(災害警戒本部設置)
平成7年5月10日 ～11日	前線の影響で豪雨となり、10日午前3時から4時までの時間雨量は52.5mm(消防本部観測)を記録し市街地の各地で床上、床下浸水が発生した。 日中雨が一時止んだが、午後9時頃から更に雷雨が強まり豊浦、上郷、田川地区では被害が発生、特に瀬海町では大雨により甚大な被害が発生した。 被害状況は、床上浸水2戸、床下浸水32戸、道路欠損、農地被害、土砂崩落等により被害総額は46,056千円で、災害警戒本部を設置し、緊急し尿汲取り、床下消毒を実施
平成7年11月7日 ～9日	低気圧の通過に伴い、8日午前1時頃から風が強くなり約2日間、20mを超える暴風が続いた。 9日午前1時頃に瞬間最大風速33.6m(消防本部観測)を記録し、海岸地区を中心に市域各地で被害が発生した。被害状況は、農林被害84,605千円、文教被害7,730千円、被害総額は96,755千円で海岸地区を中心に窓枠、外壁の一部が損壊24戸、非住家1棟が全壊した。 警報発令とともに災害警戒本部を設置し、被害の情報収集、災害対応にあたる。 この暴風により、ロシアの無人漁船(3,250t)が瀬海町に漂着している。

年月日	被害状況
平成9年6月28日 ～29日	台風8号の影響により、28日未明から29日にかけて山間部を中心に豪雨となり、26日の降り始めから28日24時まで90.3mm(消防本部観測)を記録した。 警報発令と同時に災害警戒本部を設置し、情報収集、土砂災害危険箇所のパトロールを実施した。 災害状況は、水田の冠水13ha、道路被害4箇所、河川被害5箇所、地すべり1箇所、がけ崩れ9箇所。被害総額は農林水産業施設14,430千円、公共土木施設28,750千円の総額43,180千円となるが、人的被害、住家への直接被害は発生していない。
平成10年9月15日 ～17日	台風5号の接近に伴う暴風により市内各地で被害が発生した。消防本部の観測によると瞬間最大風速は33.7m/sec、被害については農業被害123,393千円、公共施設被害16,455千円。降水量は少なかつたため、雨に関する被害は発生していない。
平成10年9月22日 ～23日	台風7号の接近に伴う暴風により市内各地で被害が発生した。22日22時頃、混海町直ヶ間に土砂崩れ。消防本部の観測によると瞬間最大風速は31.8m/sec、被害については農業被害28,150千円、公共施設被害1,048千円。降水量は少なかつたため、雨に関する被害は発生していない。人的被害無し。
平成11年9月24日 ～25日	台風18号の接近に伴い市内各地で被害が発生した。停電被害2,160戸、農業被害14,270千円。聖吾沢では有線設備の断線も発生した。消防本部の観測によると瞬間最大風速は29.5m/sec、人的被害無し。
平成16年8月20日	台風15号が日本海を本県に接近し北進したことにより、強風により牧遊博物館の赤門が全壊するなど大きな被害が発生した。最大瞬間風速は35.1m/sec、人的被害7人(内重傷2人)、住宅の一部破損14戸、公共施設被害48,193千円、その他建物被害5,429千円、船舶関係被害3,600千円、土木関係被害として、河川関係3,930千円、道路関係1,785千円、港湾関係1,600千円、農業被害は2,046,924千円。観光施設等関係では、振茶屋の全壊等被害10,300千円、公園施設被害3,373千円 合計2,125,334千円
	台風15号被害では、特に高波による漁業被害、海水浴場等での観光施設被害、農作物・施設被害が大きく8/22に助役を本部長とする台風15号農作物等被害対策本部を設置した。
平成16年8月31日	台風16号が15号に類似した経路で庄内沿岸部を暴風域に通過したことにより、6時間半に渡り強い風が吹き荒れ、最大瞬間風速38m/secを記録し、市は災害警戒本部を設置した。 人的被害1人、住宅・非住宅30棟損壊、公共施設20,700千円、その他建築物60千円、道路関係568千円、港湾関係325千円、農産関係

年月日	被害状況
	177,277千円、公園関係160千円 合計199,090千円

## 2 土砂災害

年月日	被害状況
昭和34年7月2日	集中豪雨 加茂字大崩、今泉字大久保、2戸被災、今泉字真台、6戸被災
昭和34年6月15日	新高地豪 湯野浜字笹立、2戸移転、由良字橋の下、堅吾沢字宮田、西目字鶯沢で山腹に崩壊生ずる
昭和44年8月7日	集中豪雨 加茂字清水、中沢字宮ノ本、矢引字堰口、水沢字木ノ下で崩壊
昭和46年7月16日	集中豪雨 湯野浜字笹立、1戸全壊死者2名、下川字関根で崩壊
昭和54年1月12日	激 雷 大山宇城山で崩壊、1戸被災
昭和62年7月31日	集中豪雨 湯野浜、宮沢字小沢、金沢字向山及び内山沢、加茂字井原沢及び大崩、今泉字大久保、油戸で崩壊
昭和62年8月29日	大 雨 関根、湯田川、小波渡、由良、堅吾沢、竹の浦、山口、金山、矢引、水沢、森片で崩壊
平成5年7月14日	集中豪雨 由良8箇所、三瀬2箇所、中沢、加茂、大藁、西目で崖崩れ人的、住家被害なし
平成7年8月11日	集中豪雨 堅吾沢、小波渡、竹の浦、金山、大谷で土石流、中山、蓮草寺、中清水、加茂、由良で山腹崩壊、三瀬、三瀬川で住家基礎洗掘、被害なし
平成9年6月28日 ～29日	台風8号 集中豪雨 水田冠水13ha(中沢、矢引、道形) 道路被害4箇所(長瀬2、東目、三瀬) 河川被害5箇所(東目2、由良、大山湯田川) 地すべり1箇所(高坂) 崖崩れ9箇所(下清水、加茂、矢引中山、菱津2、高坂藤沢、堅吾沢)

## 3 雪 害

年月日	被害状況
昭和57年1月19日 ～20日	市道平田・橋藤・若菜町線と市道豊田・高田・新形町線に地吹雪のため車数1台が立往生、車の中に閉じ込められた者30名を救出し、市役所等に収容
昭和59年1月16日 ～18日	国道7号線白山～水沢間約6kmに長距離トラックが2昼夜にわたり立往生し、250余の炊き出しを実施
平成10年1月26日 ～2月27日	1月26日鶴岡公園内にある観測点の積雪量が72cmを記録したことから、鶴岡市災害対策本部を設置し、屋根で雪下ろし作業中に転落、負傷

年月日	被害状況
	した人が1名、農業被害を含む物的被害は13,624千円。
平成10年11月18日	11月としては記録的な積雪。市内の各交通機関に大きな乱れが生じた。また、雪の重みによる倒木被害が多発発生した。
年月日	被害状況
平成10年11月18日	被害額は農業被害81,230千円、公共施設6,390千円。
平成12年1月18日 ～3月15日	1月18日鶴岡公園にある観測点の積雪量が73cmを記録したことから鶴岡市被害対策本部を設け、農業被害38,946千円。
平成13年1月18日 ～3月15日	1月18日鶴岡公園観測点で積雪量が73cmを記録し、道路事情の悪化、農林関係被害も生じていることから被害対策本部を設置した。併せて水道取水の低下により25,000世帯に給水制限の影響があり、冬期洪水対策本部を設置。

火災

年月日	被害状況
明治35年5月26日	小倉町から出火、下倉町全焼、上開町を一部焼したのみ、360戸消失。
明治38年3月24日	小倉町から出火、下倉町、上開町、五井町東部一部、天神町から八坂町、下町、栄町、新1町、新2町、新3町、新4町から、内川を越して鳥居町と余戸を焼き、翌日午前10時に発生、鶴岡第一の大火で800戸消失。
明治46年3月21日	下倉町から出火、下倉町、上開町、下下町全部を焼き、250戸消失。
明治55年3月5日	南町から出火、上開町より、上開町塚元と二百人町の一部を焼き、鎮火直後の小倉町、南の橋で火で、上開町中央部と八坂町、七井町、新町の一部を焼き、340戸消失。
明治58年4月9日	上開町から出火、上開町大火より、百人町を焼き、上開町中丁に延び倒壊を焼き、22戸消失。
大正8年4月12日	小倉町から出火、村近に延焼、2戸消失。
大正12年4月15日	南町から出火、26戸消失。
昭和5年1月28日	第一精糖会社より出火、朝前精糖会社、厚生輸出製糖物検査所を焼き、
昭和17年11月28日	上開町町から出火、焼畑に波及し、住居24戸、住家163戸消失、焼死者1名、負傷者10人。
昭和20年10月5日	泉町東北軽車南工場から出火、住居20戸、工場5棟、土庫等を焼き、
昭和22年11月16日	余沢から出火、付近に延焼、2戸消失。
昭和25年12月16日	定町青葉製糖株式会社社の製糖所より出火、工場2棟を焼き、
昭和27年8月2日	泉女学園高等中学校より出火、全焼5棟、半焼1棟。
昭和30年2月14日	泉女学園高等中学校から出火により出火、全焼1棟。

昭和31年4月13日	南町寺より出火、全焼11戸、半焼3戸、部分焼15戸。
昭和32年2月4日	市立朝陽第二小学校より出火、校舎付附属物6棟全焼。
昭和34年6月2日	泉女産業株式会社鶴岡工場より出火、工場8棟全焼。
昭和38年11月17日	富永旅館より出火、旅館1棟全焼、焼死者1名。
昭和40年5月10日	坂の下より出火、全焼6戸、半焼5戸、山林2ha消失。
昭和41年1月11日	丸井町より出火、住居1戸、焼死者3名、負傷者2名。
昭和44年10月11日	拓野セメント工業株式会社より出火、工場2棟全焼。
昭和46年12月25日	大和町より出火、全焼5戸、半焼1戸、焼死者1名、負傷者2名。
昭和48年5月21日	小笠原より出火、全焼3戸、焼死者3名。
昭和48年5月27日	通形、工場より出火、全焼1棟、負傷者5名。
昭和49年1月15日	陸町、株式会社鶴岡工業社より出火、全焼1棟。
昭和50年5月3日	南町、一般住家より出火、全焼2棟、死者1名、負傷者1名。
昭和51年2月28日	中山より出火、全焼1戸、負傷者1名。
昭和51年3月15日	大町二十町、朝陽社より出火、700㎡消失、負傷者2名。
昭和54年8月15日	本川、小学校より出火、全焼1棟、負傷者5名。
昭和57年4月21日	宮沢より出火、全焼5戸、死者2名、負傷者3名。
昭和59年2月20日	大町、工場製菓所より出火、全焼3棟、部分焼2棟。
昭和59年10月28日	陸町、住宅兼物産所より出火、全焼1棟、部分焼2棟、死者2名。
昭和60年11月11日	高野町、一般住宅より出火、全焼1棟、死者2名。
昭和62年11月2日	馬町、木工加工所より出火、全焼4棟、部分焼1棟。
昭和63年4月12日	陸町の大型店舗から出火、600㎡の店舗全焼。
昭和63年7月29日	本川、一般住宅より出火、全焼1棟、部分焼1棟、死者3名。
平成元年10月21日	大町、工場より出火、全焼1棟、部分焼1棟、死者1名。
平成16年1月21日	大町二十町の建具店から出火、2戸全焼、周囲3戸の店舗全焼が7名、負傷者1名。
平成19年1月14日	大町町、鶴岡市役所住宅大町3号棟から出火、全焼全棟、焼死者2名、(負傷者2名)、負傷者8名。
平成19年10月10日	本町、下町製糖所より出火、焼畑と製糖所が原因し全焼2棟、部分焼1棟、焼死者1名。
平成17年4月6日	莫研町、11名が住居より出火、755㎡を全焼。

4 その他災害

年月日	被害状況
平成9年1月2日	ロシア船籍タンカー「ナボトカ」(乗組員32名、C重油19,000kg積載)、島根県隠岐島北西57海里において海難、船首部脱落し後部側が沈没、船首部漂流、福井県三国町安島岬から数百mで座礁、重油約3,700kgが流出した。 平成9年1月16日災害対策室設置 平成9年1月21日鶴岡市ロシア船落タンカー重油流出事故対策本部設置 期間中2,869名が対応、回収量は2,188個と501.1kgを回収 3月31日午後5時00分対策本部を解散するしたが、翌日の回収により具体的な被害の発生はなかった。

【藤島地域】

1 風水害

年月日	被害状況
明治14年8月13日	赤川大洪水、笹川、藤島川大はん濫
昭和27年7月14日～17日	大雨、藤島21戸、渡前10戸、東栗10戸床上浸水、災害救助法適用
昭和36年6月24日～27日	豪雨で赤川、京田川はん濫
昭和32年7月7日	集中豪雨により家屋浸水54戸、田畑冠水1,400ha、被害総額1,400万円
昭和33年7月28日	藤島川・京田川はん濫、田畑冠水1,000ha、収穫皆無200haの被害を受けた。被害総額1億3000万円
昭和34年9月27日	台風15号の強風により越後京田分校の屋根全壊、他の公共施設の被害も大きかった。
昭和38年9月16日	台風18号、被害総額84,700千円
昭和44年7月30日	集中豪雨で藤島川、京田川がはん濫、駅前、中町、新町で床上浸水11戸、床下浸水19戸、遊路は約20cm冠水した。雨畑にも被害をもたらした。
昭和46年8月8日	集中豪雨で藤島川、京田川がはん濫、住宅浸水45戸、田畑にも被害をもたらした。
昭和46年7月15日～7月16日 (7.16水害)	7.16水害、15日夜半から16日朝にかけて大雨、藤島町の降水量257mm、藤島川、京田川の各堤防が各所で決壊、田畑2,247haが浸水、1,475haが冠水、住居非住居合わせて581戸が床上又は床下浸水した。被害総額2億3,000万円
昭和47年8月6日	集中豪雨で床下浸水12戸、田畑の浸水141ha

年月日	被害状況
昭和51年8月5日～6日 (8.6集中豪雨)	5日夜半から6日未明にかけて、断続的な集中豪雨で藤島川がはん濫、中町、新町、駅前の商店街を中心に昭和46年を上回る被害が発生した。 (8.6水害対策本部設置) ・建物 住家 床上浸水45戸、床下浸水119戸 非住家 床上浸水20戸、床下浸水55戸 ・農林施設 水田浸没2.2ha、農道決壊30m、水路決壊185m 取水口決壊3カ所、農地決壊4カ所 ・農作物 水田冠水751ha、浸水2,000ha 畑冠水15.5ha、浸水0.7ha ・土木被害 道路決壊2カ所、水田崩れ1カ所 ・養魚 面積10a(2ヶ所) ・商工業 商品、備品、休業想定損失104万円
昭和51年8月5日～6日	5日夜半から6日未明にかけて降り続いた豪雨により、上流での鉄砲水により堤防が決壊し、住居の浸水164戸、冠水浸水した水田2,751ha
昭和54年3月31日	強風被害、半壊一部破損住家158件
平成3年9月27日 (台風19号)	台風19号による被害総額、住家16棟、非住家9棟、公共施設10件、橋本10件及び農産物等に被害が発生した。
平成19年9月16日 (台風5号)	台風5号により、農家賠償47,493千円、公共施設等15,391千円の被害が発生した。

2 雪害

年月日	被害状況
昭和49年	昭和48年～49年の大雪のため豪雪災害対策本部設置
昭和59年	1月を通して冬型が続き2月に入っても真冬日は県内各地で13～15日を超え、内陸を中心に大きな被害が発生したが、藤島町でも雪害により交通が遮断した。
平成10年	1月29日豪雪対策本部を設置、雪下ろしによる転落事故2件、建物、農業用施設の被害6棟

年	被害状況
明治7年	東栗村大災(藤島川21戸浸水)
明治11年	東栗村大災(藤島川21戸浸水)
明治44年	新庄3戸1棟焼失
昭和20年4月22日	谷地興草8戸焼失
昭和27年8月3日	大川渡半壊6時頃21棟焼失
昭和28年8月1日	東栗越13戸21棟焼失



昭和35年	2月10日3世帯焼失(死者3名)
昭和38年2月12日	長沼中学校2階崩壊(被害額11,608千円)
昭和38年5月	上野3世帯焼失(死者1名)
昭和48年11月24日	観音3世帯5棟焼失(死者1名)
昭和49年3月27日	観音3戸1棟焼失(死者1名)
平成4年5月7日	坂上地内作業場1棟全焼(死者1名)
平成4年8月3日	紫雲庵内住宅1棟全焼(死者1名)
平成4年10月2日	新川地内住宅2棟全焼、住宅1棟及び作業小屋等2棟を焼損
平成5年2月1日	中野地内街路橋用住宅1棟全焼(死者5名)
平成13年5月18日	中野地内住宅1棟全焼(死者1名)
平成16年5月10日	中野地内住宅1棟全焼(死者1名)
平成17年10月27日	長沼十文字地内住宅1棟全焼、住宅1棟及び作業場1棟焼失(死者1名)

【羽黒地域】

1. 風水害

年月日	被害状況
昭和46年7月16日 ～17日	大洪水、床上浸水44戸、床下浸水193戸、石倉集落孤立、被害総額1億円
昭和64年3月31日	暴風雨災害、653棟被害、被害総額8,000万円
昭和62年7月31日	大雨被害、床上浸水(手向)1棟、床下浸水(手向)9棟、(小増川)1棟、(坂ノ下)1棟、橋梁、川代山橋橋台洗掘、農林施設6ヶ所、公共施設、十文字児童館グラウンド
昭和62年8月21日	大雨被害、農林施設(桜ヶ丘農地地滑り)、被害総額2,000千円
昭和62年8月28日 ～29日	豪雨災害、床下浸水手向1棟、今野1棟、谷谷野目1棟、黒瀬児童館地滑り、林道2ヶ所農林施設等、道路、河川被害、被害総額64,360千円
昭和63年5月13日	大雨被害、畑冠水2.5ha、ハウス1棟78㎡、損害額20千円、ナス苗損害額663千円
平成元年4月16日	強風被害、ビニールトンネル30件、ハウス4棟、損害額405千円、遊果場シャッター、損害額300千円
平成2年5月27日	大雨被害、河川公園ゲートボール場表土流失4,029千円、農道秋葉山、下川前、大高森3,500千円、水路下川前4,090千円、田玉川3,590千円、畑11圃地、590千円、スキー場2,590千円、田冠水7.8ha799千円、田浸水18.0ha1,267千円、被害総額48,646,21,085千円
平成2年7月10日	大雨被害、水稲(冠水)2.4ha381千円、水稲(浸水)1.2ha76千円、被害総額457千円
平成2年11月30日	台風28号被害、パイプハウス69坪450千円、松ヶ岡遊果場

年月日	被害状況
	500千円、三神合衆殿、墨根、羽黒山境内、倒木15本
平成3年4月16日	大雨被害、河川公園ゲートボール場表土流失2,000千円、町道河原猪俣線150千円
平成3年9月28日	台風19号、住宅一部破損79棟、公共建物1棟、その他5棟、文教施設3棟468千円、役場屋根1,957千円、中央公民館屋根2,678千円、月山六合目トイレ361千円、水道70戸、農林施設、パイプハウス70棟6,000千円、農舎・畜舎等9,080千円、農協施設4,503千円、農産施設、庄内柿、野菜、花等

【索引地域】

1. 風水害

年月日	被害状況
昭和30年6月25日	豪雨、浸水(床上1戸、床下7戸)、田畑流失・冠水、被害総額2,652千円
昭和32年7月8日	豪雨、田畑浸水70町歩
昭和36年9月16日 ～17日	第2家戸台風、果樹39,198千円、田畑8,838千円、建物21,410千円、学校597千円、その他被害412千円、被害総額70,455千円
昭和44年7月29日 8月8日	豪雨、農林関係、浸水(床上7戸、床下28戸8棟)
昭和46年7月10日	豪雨、家屋浸水75戸2,424千円、農林58,915千円、土木12,800千円、被害総額74,330,74,199千円
昭和50年8月6日	台風6号、家屋等1,780千円、農林23,337千円、土木240,050千円、被害総額265,167千円
昭和51年3月6日	豪雨、家屋等1,400千円、農林32,322千円、土木144,840千円、公共施設750千円、被害総額179,312千円
昭和51年10月29日	強風、家屋等4,625千円、農林31,939千円、公共施設1,500千円、被害総額38,064千円
昭和54年3月31日	暴風雨、農林136,000千円、家屋等56,000千円、公共施設3,600千円、被害総額195,600千円
昭和56年3月23日 10月22日	台風15号、24号、農林関係被害95,565千円
昭和57年5月2日	台風10号、被害総額294,044千円
昭和58年11月19日	暴風、被害総額8,911千円
年月日	被害状況
昭和59年1月17日	暴風、被害総額467千円
昭和61年8月4日 ～5日	豪雨、被害総額4,527千円

年月日	被害状況
昭和61年5月28日 ～29日	豪雨、被害額91,260千円
昭和63年5月12日	豪雨、被害額5,530千円
平成元年4月17日	暴風、被害額3,400千円
平成元年8月	台風13号、被害額605千円
平成2年6月27日	豪雨、被害額5,575千円
平成2年12月	台風28号、被害額3,700千円
平成3年7月20日 ～21日	豪雨、被害額5,575千円
平成3年9月28日	台風19号、被害額217,944千円
平成5年7月14日	豪雨、被害額5,200千円
平成6年2月22日	暴風、被害額3,677千円
平成6年9月30日	台風26号、被害額3,071千円
平成7年11月8日	暴風、被害額29,450千円
平成9年5月28日～ 29日、7月5日～6日	台風6号、豪雨、被害額4,790千円
平成10年6月19日 ～20日	強風、被害額1,300千円
平成10年6月26日 ～27日	豪雨、被害額6,321千円
平成10年9月15日 ～16日	台風5号、被害額128,325千円
平成10年9月22日 ～23日	台風7号、被害額12,860千円
平成11年3月23日	強風、被害額5,500千円
平成13年7月4日	豪雨、被害額1,000千円
平成14年8月19日 ～20日	豪雨、被害額66,283千円
平成16年7月17日	豪雨、被害額3,556千円

2. 雪害

年月日	被害状況
昭和43年2月22日	豪雪、農林関係被害額17,316千円
昭和55年2月	豪雪、農林関係被害額236,000千円
昭和59年	豪雪、被害額32,110千円
平成10年1月～3月	豪雪、被害額3,900千円
平成10年11月13日	大雪、被害額21,844千円

年月日	被害状況
～20日	
《朝日地域》	
1. 風水害	
昭和34年7月2日	庄内南部山間地帯で総雨量100～150mmに達し、各河川が増水はん濫各地に被害発生
昭和34年9月25日	瞬間最大風速35.6m、降雨量50mm、出水による被害は少ないが住宅等建物被害が各地に発生、被害甚大（伊勢湾台風）
昭和35年7月4日	庄内平野及び朝日山系への降雨量が100mmの降雨域に達し、中小河川が増水はん濫、各地に被害発生
昭和37年7月3日	荒沢地点降雨量170mm、中小河川増水はん濫、各地に災害が発生し、特に飽海、最上地方に被害が多かった。
昭和37年8月27日	局地的な集中豪雨で、田川地方で短時間に50～150mmを記録、各地に被害発生
昭和37年9月16日	台風の規模A級、雨量は少なかったが県北部を中心に住宅等建物、果樹、水稲等の被害が発生している。
昭和38年9月18日	鶴岡地区に集中豪雨あり、住宅及び農作物に被害が多く発生
昭和39年7月12日	梅雨前線の影響により、各地に大雨をもたらし、建物、耕地、土木被害多発
昭和40年7月1日	6月29日から連日曇りともなった豪雨で各河川が増水し、各地に被害発生（荒沢地点降雨量52mm）
昭和40年7月12日	大鳥川流域に豪雨をもたらす、洪水により、東大鳥繁岡堤防100mが決壊し、住宅、田畑、道路に被害が発生（荒沢地点降雨量82mm）
昭和40年7月15日	荒沢地点降雨量90mm、各河川が増水、川きほぐし緊急を要する
昭和40年9月10日	最大風速23.7m、県南部を中心に住宅等建物被害、水稲、果樹等の農林被害が多発している。
昭和40年9月18日	最大風速42.5m、降雨量70mm、風水害による被害多発、住宅建物、農林被害の外、電話、電線等の被害が多かった。
昭和41年5月28日	台風の影響で断続的な豪雨となり、朝日山系で124mmを記録
昭和42年8月28日	局地的な集中豪雨により、小国町では600mmを記録し、県南部を中心に被害甚大
昭和44年8月8日	荒沢地点降雨量298mm、床上1戸、床下35戸、その他道路、護岸の決壊、谷間の浸水等、村内全体にわたり被害多発
昭和45年7月16日	荒沢地点降雨量17mm、住宅の流失1戸、全壊2戸、半壊1戸、床上浸水35戸、床下浸水179戸、道路決壊36ヶ箇所、農業用施設39ヶ箇所、林道施設37箇所、教育施設2箇所、水道施設12箇所、河川氾濫護岸決壊、田畑の冠水埋没、流失等の被害甚大、梅雨前線の停滞により、

年月日	被害状況
	村中心部に集中豪雨となり被害を蒙った。災害対策本部設置、被害総額 540,000 千円
昭和 47 年 7 月 7 日	大雨洪水となり最上、庄内地方を中心に被害が発生。村内においても住宅一部破損、田畑の冠水、水路等護岸決壊
昭和 48 年 6 月 22 日	雷害発生。県内全域に大雨をもたらし、特に庄内地方に被害が多発した。
昭和 50 年 8 月 6 日	県北部を中心に激しい雷害を伴う集中豪雨となり、最上町に災害救助法発令。本郷11村においても被害多発
昭和 50 年 8 月 23 日	大型台風 6 号が酒田沖を通過、県内は暴風雨となり庄内、置賜地方を中心に建物、農作物に大きな被害を受けた。
昭和 51 年 8 月 5 日	庄内地方を中心に集中豪雨、鶴岡市に県内最高雨量 (220 mm) に達し、本村において床上、床下浸水等の被害発生
昭和 54 年 3 月 31 日	暴風雨災害対策本部設置、村内一円被害発生、住宅等建物被害 231 件、文教施設 10 件、橋梁 1 箇所、村内被害総額 31,235 千円
昭和 54 年 7 月 29 日	前日から豪雨により鱒淵池が異常増水し、土曜堤が決壊し、簡易水道施設等下流に甚大な被害が発生した。水田埋没 1ha、砂防堰堤 1 箇所、土砂崩れ 2 箇所、被害総額 173,254 千円
昭和 62 年 8 月 28 日	災害対策本部設置、南部を中心に集中豪雨、道路 14 箇所、地すべり 1 箇所、けが崩れ 55 箇所、土石流 12 箇所、被害総額 173,254 千円

2. 雪害

年月日	被害状況
大正 7 年 1 月 20 日	大島古川鉱山において大雪崩が発生し、死者 153 人を出した。
昭和 49 年 2 月 9 日	大島鉱山、稚形において表層雪崩発生、従業員住宅 3 棟が一部破損、死者 1 名
昭和 61 年 3 月 1 日	豪雪対策本部設置、荒沢降雪 390 cm、県全体で対策本部を設置
平成 8 年 2 月 1 日	豪雪対策本部設置、農産、林産被害額 10,910 千円

3. 火災

年月日	被害状況
昭和 39 年	大井川橋脚火災死者 2 名
昭和 44 年	湖島川火災死者 1 名
昭和 45 年	小坂小学校火災
昭和 50 年	本郷数員住宅火災
昭和 51 年	稚形従業員住宅火災死者 1 名
昭和 53 年	橋本者 1 名

4.3 その他災害

年月日	被害状況
平成 16 年 5 月	村道中台線の地すべりの兆候、国道 112 号が 6 日間全面通行止め

【温海地域】

1. 風水害

年月日	被害状況
昭和 28 年 8 月 14 日	水害、住家床上浸水 37 戸、床下浸水 110 戸、農林被害 6,408 千円、土木被害 17,370 千円、被害総額 96,291 千円。 小国・小名浜に災害救助法適用
昭和 30 年 6 月 25 日	豪雨による水害、り災者 1,739 人 住家全壊 10 戸、床上浸水 130 戸、床下浸水 163 戸、土木被害 66,067 千円、被害総額 115,000 千円
昭和 31 年 7 月 17 日	水害、住家床上浸水 9 戸、床下浸水 53 戸、農林被害 30,148 千円、土木被害 56,284 千円、被害総額 87,000 千円
昭和 31 年 8 月 5 日	水害、床上浸水 9 戸、床下浸水 53 戸
昭和 32 年 7 月 3 日	水害、住家全壊 8 戸、床上浸水 16 戸、床下浸水 203 戸、農林被害 37,159 千円、土木被害 36,802 千円、被害総額 89,600 千円
昭和 33 年 7 月 28 日	水害（鼠ヶ関川、小国川）、浸水 132 戸
昭和 34 年 7 月 22 日	豪雨水害、住家床上浸水 97 戸、床下浸水 267 戸、農林被害 33,850 千円、土木被害 55,645 千円、被害総額 114,830 千円
昭和 34 年 9 月 18 日	台風 14 号襲来、最大風速 20m、波高 6m
昭和 41 年 7 月 17 日	大洪水、7 月 15 日から繰り返した集中豪雨は 17 日朝まで降り続き、その雨量は 600 mm に達し、小国川、温海川は大はん濫を起こした。町は水害対策本部を設置し救助・復旧にあたった。 住家全壊 3 戸、床上浸水 24 戸、床下浸水 211 戸、農林被害 150,000 千円、土木被害 94,629 千円、その他被害 1,100 千円、被害総額 266,061 千円
昭和 44 年 8 月 8 日	水害、住家全壊 1 戸、床上浸水 7 戸、床下浸水 75 戸、農林被害 69,693 千円、土木被害 130,150 千円、その他被害 8,201 千円、被害総額 208,049 千円
昭和 46 年 7 月 16 日	水害、豪雨は鼠ヶ関川流域にはほとんど降らず、温海川・五十川流域に集中的に被害が発生した。 住家床上浸水 38 戸、床下浸水 136 戸、農林被害 75,562 千円、土木被害 367,750 千円、その他被害 21,465 千円、被害総額 564,787 千円
昭和 51 年 8 月 6 日	水害、住家床上浸水 1 戸、床下浸水 38 戸、農林被害 73,894 千円、土木被害 140,800 千円、被害総額 218,694 千円
昭和 51 年 10 月 29 日	強風及び高波（酒田大火）、折からの発達中の低気圧の接近により、海



年 月 日	被 害 状 況
	岸線一帯は高浪の直撃を受け、被害が続出した。 住家全壊1戸、床上浸水11戸、床下浸水2戸、農林被害99,178千円、 土木被害22,159千円、その他被害17,430千円、被害総額132,767千円
昭和54年11月5日	水害、住家床上浸水1戸、床下浸水10戸、農林被害53,657千円、土木 被害188,000千円、その他被害350千円、被害総額243,237千円
昭和62年8月29日	水害、住家全壊2戸、床上浸水24戸、床下浸水55戸、農林被害 2,712,857千円、土木被害3,933,793千円、その他被害27,560千円、 被害総額6,643,660千円
平成2年9月28日	台風10号、住家半壊5戸、農林被害79,785千円、土木被害83,740千 円、その他被害7,670千円、被害総額171,195千円
平成7年8月10日	水害、住家半壊9戸、床上浸水20戸、床下浸水66戸、農林被害 1,161,737千円、土木被害1,195,110千円、その他被害16,070千円、 被害総額2,535,466千円

## 2 警 告

年 月 日	被 害 状 況
大正15年12月8日	大風警、道路欠陥
昭和4年3月9日	大雪、越沢製紙工場倒壊
平成10年1月26日	豪雪対策本部設置、3月6日閉鎖
平成13年1月19日	豪雪対策本部設置、3月29日閉鎖
平成17年1月13日	豪雪対策本部設置、3月29日閉鎖

## 3 火 災

年 月 日	被 害 状 況
大正15年12月12日	瀬海温泉火事、5戸焼失
昭和3年2月0日	荻野代火事、2戸2棟焼失
昭和4年11月16日	山五中川、山五製糸工場火災
年 月 日	被 害 状 況
昭和5年2月21日	越沢火事、3戸12棟焼失
昭和6年10月16日	瀬海温泉火事、8戸全焼
昭和8年11月25日	瀬海温泉火事、1戸全焼、7世1名焼死
昭和14年5月2日	穀子開火火、48戸、160世焼失
昭和14年10月31日	蔵岡原木給金焼
昭和26年4月24日	瀬海温泉の大火、251戸、31世焼死
昭和26年7月26日	越沢の大火、80戸、62世焼死
昭和26年10月5日	瀬海温泉火事、13戸、16世焼死

昭和32年4月5日	本郷野代の大火、12戸、14世焼死
昭和34年10月13日	本郷野代宅の大火、21世焼死
昭和41年2月27日	五十川の火事、8棟、7世焼死

## 4.3 その他災害

年 月 日	被 害 状 況
昭和3年7月17日 ～18日	鬼坂トンネル欠陥
昭和14年10月17日	五十川ラサ炭鉱ガス爆発、炭鉱夫2名死亡
昭和16年11月6日	ラサ炭鉱（松尾沢）ガス爆発、死者4名、重軽傷8名
昭和32年3月23日	田川炭鉱ガス爆発、死者4名、重軽傷8名
平成7年11月9日	暴風により、ロシア船籍の漁船「ノボアル・ハンゲリスク号」（3,146t） が鈴海岸に座礁、平成8年8月撤去終了
平成9年1月2日	ロシア船籍タンカー「ナホトカ」（乗組員32名、C重油19,000㎏積載）、 島根県隠岐島北西57海里において高潮、船首部親等し後部側が沈没、 船首部漂流、福井県三国町安島岬から数100mで座礁、重油約3,700㎏ が流出した。 瀬海地域において具体的被害の発生はない。

## 第6節 災害危険性の評価

### 1 風水害等の種類

市域に被害をもたらすおそれのある風水害等を次に示す。

災害の種類		現象
洪水害	外水はん濫	河道から越水、堰堤等により浸水する。
	内水はん濫	洪水時、本川の水位の上昇や流域内の降雨等により堤内地の排水が困難となり浸水する。
土砂災害	急傾斜地崩落	斜面を構成する物質が降雨等により安定を失い、突発的に崩落する。
	地すべり	斜面崩壊よりも大規模・継続的で、徐々に斜面下方へ滑動する。
	土石流	水と土砂（石・砂・泥）が一体となって、高速で渓床を流下する。
台風	台風は、上空の風に流されて動き、また、地球の自転の影響で北へ向かう性質を持っている。通常、東風が吹いている低緯度では台風は西へ流されながら次第に北上し、上空で強い西風（偏西風）が吹いている中、高緯度になると台風は早い速度で北東へ進む。	
高潮	台風に伴う風が沖から海岸に向かって吹くと、海水は海岸に吹き寄せられて海面の上昇が起こる。また、台風が接近して気圧が低くなると海面が持ち上がる。この海面の上昇を高潮と言い、台風発生時には高潮による被害に厳重な注意が必要である。	
雪害	雪崩	山の斜面の積雪の一部が崩落して起こる。
	融雪害	雪解けが原因となる洪水、土砂災害
林野火災	森林、原野又は牧野が焼損した火災で、落雷等の自然現象によるものと煙草の投げ捨て、たき火等の人為的要因で発生するものとある。	

### 2 風水害等の危険性

本市の地形については、第1章第3節自然条件で記載しているが、平成17年10月の合併により東北一の面積となり、海岸部、平野部、中山間部、山岳丘陵部と多様な地形となっている。水害については、過去において堤防等の決壊、支川内川への逆流により大規模災害を生じてきた赤川は、昭和62年の大雨を契機に河口部の改修や流下能力の低い地点での河道掘削等を進め、また、平成14年3月に完成した月山ダムにより調整能力は高まってはいるが、想定外の豪雨によっては、依然として外水、内水はん濫の危険性を有している。最上川水系の

赤田川、藤島川についても、外水、内水はん濫の危険性を有し、温海地域の4河川は、河川勾配も急で流路も短く、しばしばはん濫等の水害が生じており、特に注意を要する必要がある。次に、本市の土砂災害危険区域は、急傾斜地崩落危険区域は3761,199箇所（注：内訳：鶴岡地域44528、藤島地域13、羽黒地域13、鶴引地域13、朝日地域44282、温海地域64379）、地すべり24193箇所、崖崩れ急傾斜地47464箇所、土石流49571箇所と県内では最も土砂災害危険区域が多い。風水害等に大きな影響を及ぼす気候は、日本海を北上する対馬暖流の影響を受ける→日本海側の典型的な海洋性の気候で、年間平均気温は12℃前後である。四季別の天候の変化を見ると、春は大規模の高気圧が発達し、一般的に好天の日が多いが、日本海を発達しながら進む低気圧の影響で、突風や春雷が発生する。また、暖気を伴う南風や雨により融雪洪水が起こる。夏は、8月中旬に梅雨入りするが、県内陸部と比べると影響は少なく、好天の続く空梅雨に終わる年もある。梅雨末期には日本海に停滞する梅雨前線により集中豪雨が起こりやすい。また、8月末頃から10月中旬には台風に見舞われる場合もあり、進路が日本海を通るときは、雨は比較的少ないが、暴風に見舞われる。そして、秋の初めには、日本海に秋雨前線の停滞により、梅雨のような長雨が長くときがある。冬は、12月になると北西の季節風が強まり、時には一週間も吹き続ける。特に1月から2月にかけては寒波の来襲により地吹雪となることも多い。積雪は、沿岸部では風の影響でほとんど積もらないところから、平地で1mほど、山間部では3mを超える積雪となるなど多様な状況にある。豪雪地帯対策特別措置法に基づき、鶴岡地域、藤島地域、温海地域が豪雪地帯として、羽黒地域、鶴引地域、朝日地域は特別豪雪地帯として指定されている。このように本市の災害は、日本海に抜けて北上する台風及び梅雨・秋雨前線及び冬季間の低気圧の停滞による影響により風水害、土砂災害が発生している。とりわけ冬季は、積雪や地吹雪の影響により毎年のように雪害に見舞われ、大正7年には、朝日地域で大雪崩により153名の尊い人命が失われている。また、強風による大火がしばしば発生している。以上、本市における一般的な四季別の気象変化であるが、全国的な気象変化として、短時間に局地的な集中豪雨の頻度が年々増えていることや、春の発達した低気圧に伴う強風による災害や、秋冬の寒冷前線に伴う発達した積乱雲の発生により、竜巻等の突風災害が日本海側海岸部沿いの平野部で多数発生するなど、気象の変化が本市内地方において深刻な影響を及ぼしている。

## 第2章 災害予防

NY 00 00

## 第1節 災害予防と減災対策への取り組み

【本所】全部課 【庁舎】全部

【関係機関】

- ・県（総合防災課危機管理課、健康福祉部、土木部国土整備部）、県警察本部
- ・防災関係機関、市民、企業等事業所

### 1 計画の目的

災害時には行政機関、防災機関自らも被災するため、有効な災害対策を展開するまでには、ある程度の時間を要することになる。また、複合的な被害が同時に発生することから、これらの全ての面において行政が直ちに対処することは極めて困難となる。このことから市民は、「自分の身は自分で守る」意識と「私たちの地域は私たちで守る」意識を持ち、予防と減災に向けた取り組みを進め、自分や家族、地域住民の命を守ることはもちろん、物的被害の軽減にも努めるものとする。

＜達成目標＞

テレビラジオによる気象情報の確認、収集生活必需品の備蓄、家族の連絡方法や集合場所の確認など、事前にできる予防対策を行うものとする。

町内会等による防災訓練の実施、隣近所の災害時要援護者の把握、地域の浸水履歴の確認など日ごろから地域住民が連携し、災害に備えた活動を行うものとする。

## 2 各主体の役割及び業務の内容

市民は、日ごろからあらゆる機会を通じて防災知識を身につけると共に、身の安全を確保する対策を行うよう努めるものとする。

### (1) 防災知識の普及・啓発及び訓練

#### ① 防災教育・訓練等への参加

ア 市の災害に関する広報、ハザードマップ等による防災知識及び技術の習得

イ 日ごろから、自分の住んでいる地域の浸水履歴、浸水の可能性について認識を深めること。

ウ 防災に関する講演会、学習会等への積極的参加

エ 次世代への災害被災経験の伝承

オ 各家庭での事前対策及び災害発生時の行動に関する話し合い

カ 町内会等による地域の防災に関する学習の推進

キ 地域住民による地元の災害危険箇所の把握・点検・確認

### ② 自主防災組織の育成

ア 町内会等における活動を通じて、積極的に組織づくりを進めること。

イ 防災訓練をはじめとする自主防災組織活動の積極的な参加による、防災知識及び技術の習得

### ③ 防災まちづくり

ア 市民は、日ごろから地域の防災上の課題等を把握

イ 災害に強い、防災まちづくりを実現するために、市民一人一人がアイデアを出し合い実践するなどの自発的なまちづくりへの参加すること。

### (2) 我が家が避難所

例えば、水深が50cmを超えるような状況の中で無理に避難所へ避難しようとする、避難する危険性も高くなる。そうした場合は、自宅の2階に避難する形で危険を避けた方が強引な避難よりも安全である。なお、こうした避難をした場合、浸水は早急に解消されない場合を想定し、半日程度は経ることも有り得るとの想定のもと、ラジオ、懐中電灯、食料、飲料水、毛布など最低限の備えをしておくものとする。

### (3) 避難対策の強化

自らの責任において、自身及びその保護する者の安全を確保するため、最低限、次の事項について平常時から努めるものとする。

#### ① 避難対策

ア 災害時の避難所及び安全な避難経路の確認

イ 災害時の家族・社員等の連絡方法の確認

ウ 携帯ラジオ等、緊急時の情報入手手段の用意

エ 避難情報（準備・勧告・指示）の意味を正しく理解しておくこと

オ 避難行動に際して支援を必要とする者を予め把握し、避難・誘導に協力できる関係の構築

カ 市と協働で避難所を運営できるように、訓練への積極的参加

#### ② 食糧料・生活必需品の確保

ア 各家庭において、家族の3日分程度の食料や飲料水等の備蓄

イ 食物アレルギー等、食事に特別な配慮が必要な場合の、3日分程度の分量の確保

ウ ガセットコンロ等調理用熱源及び燃料の確保

エ 石油ストーブ等停電時でも使用可能な暖房器具及び燃料の確保

オ その他、家族構成に合わせた、災害時に必要な物資の備蓄

カ 孤立が予想される集落の住民は、最低7日間分の食糧料、飲料水、生活必需品、燃料等を各家庭で備蓄

#### ③ 災害時要援護者への配慮

ア 県・市・民生委員・町内会等と協力した、在宅の災害時要援護者への情報伝達、避難誘導等の支援

イ 県・市・民生委員・地区福祉協議会・町内会・地域の自主防災組織等と協力した災害

時要援護者と近隣住民の共助意識の向上

#### (4) 土砂災害及び河川・海岸災害に対する警戒

##### ① 土砂災害

ア 平時における、土砂災害の前兆現象への注意

イ 前兆現象を確認した時、遅滞なく市、県や警察官等への連絡

ウ 土砂災害ハザードマップ等により避難路・避難所についての位置を把握

##### ② 河川・海岸災害

ア 平時における、堤防や護岸などの河川管理施設や海岸保全施設における漏水や亀裂などの前兆現象への注意

イ 前兆現象を確認した時、遅滞なく市、県や警察官等への連絡

ウ 洪水ハザードマップ等により避難路・避難所についての位置を把握

#### (5) 火災の予防

ア 異常乾燥及び強風時における火の取扱いに注意すること。

イ 消火器、消火バケツ等の消火器具の設置

ウ 台所など火を使う場所の不燃化

エ カーテン・じゅうたん等における防炎製品の使用

オ 灯油ホームタンク等の転倒及び漏えい防止等の安全管理

カ 町内会や市等が実施する消防訓練等への積極的参加

#### (6) 救急救助・医療救護への協力

##### ① 救急救助

災害時に地域の消防団員等と協力して地域の被害軽減を図るため、平時からの地域・学区・町内会等における協力体制を強化

##### ② 医療救護

医療救護活動の負担軽減のため、災害時に持ち出せるよう、定期的に服用している薬や常備薬の準備

#### (7) ライフラインに関わる予防活動

##### ① 電話

災害発生時、及び災害の発生により、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての通話がつながりにくい状況になった場合を想定し、家族や地域での避難場所をあらかじめ決めておくこと。

##### ② 電力

ア 夜間の停電に備えることのないよう、懐中電灯の置き場所や乾電池等の確認

イ 冬期間の災害に備えたストーブ等の準備

##### ③ ガス

ア 風水害発生時に取るべき安全措置方法を理解するとともに、自宅等のガス設備の風水

#### 客対策の実施

イ ガス事業者の助言に基づく所有ガス設備の風水害対策

ウ ガス供給停止に備えた、カセットコンロ及びボンベ等の簡易調理器具の準備

エ 積雪時の風水害発生に備えた、LPガス容器やガスメーター周辺の除雪

#### ④ 上水道

ア 概ね3日間に必要な飲料水(1日1人3ℓを目安)の備蓄

イ 積雪時の災害発生に備えた水道メーター周辺の除雪

#### ⑤ 下水道

下水処理機能、下水流下機能が停止または機能低下した場合、下水道等管理者から下水道等使用の自粛を求められることを認識すること。

### 3 積雪期の心構え

ア 屋根雪の早期除雪

イ 玄関等の出入り口の確保

ウ 暖房器具、灯油の安全管理

エ 道路除雪の助けとなる路上駐車をしないこと。

## 第2節 地域力・市民力を生かした防災への取り組み

【本所】防災安全課、市民生活課コミュニティ推進課、消防本部【庁舎】総務企画課

【関係機関】

- ・県（総合防災課危機管理課）
- ・市民（自主防災組織、町内会）、企業、工場、ボランティア団体等

### 1 計画の目的

災害発生時においては防災関係機関による防災活動のみならず、地域住民による自発的かつ組織的な防災活動が極めて重要である。このため、地域力や市民力を生かし、住民の連帯意識に基づく自主防災組織、企業（事業所）等における自衛消防組織の整備育成や、ボランティア団体等の連携を図るとともに、その協働体制について整備を図るものとする。

#### <達成目標>

市は、町内会等を母体とした、地域での防災訓練の実施や災害時要援護者の所在や避難所の運営、情報伝達などができる自主防災組織の育成を図る。また、地域の防災リーダーとなる自主防災組織指導者の育成や、情報収集及び伝達で住民と住民による地域力、市民力を活かした地域防災力の強化を図る。市民は、日ごろから地域コミュニティ活動を通し地域防災活動に参画するものとする。

## 2 各主体の役割及び業務の内容

### (1)市の役割

#### ①自主防災組織の育成・自主防災リーダーの養成

市は、町内会等に対する指導、助言を積極的に行い、自主防災組織の育成を図る。地域住民の自発的な活動である自主防災組織の取り組みは、その中核となるべきリーダーの見識や熱意に依存するところが大きいことから、被褥市自主防災組織指導者講習会による講習、研究会の開催や先進の取組事例の紹介などを通じ、地域の防災リーダーを養成する。

（例）平成24年度自主防災組織指導者講習会

開催日	講座	講師
6月30日	第1講座 防災講話	市消防本部
	第2講座 自主防災組織の運営手法	防災学専修
	第3講座 防災に関する知識・技術の取得	防災学専修
8月5日	第4講座 応急手当と救急搬送	消防本部
10月11日	第5講座 防災訓練運営実務、被褥市防災組織の参画	消防本部
11月17日	第6講座 防災講演会	市消防本部
9月23日	第7講座 グリーン講座	緑子会

（平成24年度自主防災組織指導者講習会）

開催日	内容	備考
6月23日	講座① 講話 講座② 自主防災組織活動事例発表	危機管理推進課 池上地区、湯田川地区、栄地区
7月21日	講座③ 応急手当上級救命講習（前期）	消防本部
8月25日	講座④ 応急手当上級救命講習（後期）	消防本部
9月5日	講座⑤ 防災講演会	福岡高専教授
10月7日	講座⑥ 福岡市総合防災訓練への参加	黄金地区
11月17日	講座⑦ 園上訓練	第四学区コミセン

（平成24年度自主防災組織ブラッシュアップ講習会（自主防災組織指導者講習会を終了した者を対象に、より質の高い指導者を育成するための講習会））

開催日	内容	備考
6月23日	講座① 講話 講座② 自主防災組織活動事例発表	危機管理推進課 池上地区、湯田川地区、栄地区
9月5日	講座③ 救急救命の現状について	消防本部
11月17日	講座④ 園上訓練	第四学区コミセン

### ②育成の方針

ア 全市的に整備を促進するものとし、町内会、学区、地区単位等の自治組織を自主防災組織として育成することを基本として、組織づくりの推進を図る。

イ 自主防災組織相互の連携により、効果的な防災活動が実施できるように努める。

### ③自主防災組織の規模

自主防災組織は、次の事項に留意して、防災活動が行える地域を単位に組織する。

ア 住民が連帯意識に基づいて、防災活動を行うことが期待される規模であること。

イ 住民の日常生活にとって、基礎的な地域として一体性を有するものであること。

### ④自主防災活動に対する市の支援体制

#### ア 防災訓練

市は、自主防災組織の参加に配慮した防災訓練を実施するとともに、自主防災組織が行う防災訓練に対し、訓練内容に関する助言及び訓練時における技術指導等を行い、防災活動に必要な知識・技術の習得を支援する。

#### イ 防災資器材の整備等

市、区及び各種団体の行う補助事業等を活用するなど自主防災組織に必要な防災資器材の整備を行い、組織の活性化、災害時の効果的な活動ができるよう努める。



⑤鶴岡市自主防災組織（単）指導者、ボランティアとの連携

市は、鶴岡市自主防災組織（単）指導者講習会及び鶴岡市自主防災組織ブラッシュアップ講習会（自主防災組織指導者講習会を終了した者を対象に、より質の高い指導者を育成するための講習会）による自主防災組織における指導者と連携し、住民と住民による地域力、市民力を活かしたネットワークの形成を図る。

⑥地域の防災拠点づくりの推進

市は、防災コミュニティセンター等の地域の拠点施設と、情報伝達や活動の拠点として連携する。

⑦災害時要援護者への配慮

隣近所での助け合い、日常生活における声の掛け合いや心の支えあいなどによる災害時要援護者の不安解消を行うとともに、災害時には自主防災会、地域の町内会長や隣組長などが住民と協力した安否確認の実施や、安全な場所への避難誘導を行うなど、地域での防災活動の計画立案に努める。

⑧積蓄対策

高齢化や高齢化のため、高齢者自らが蓄処理に従事するケースが増えている。個人での対応が難しい場合は、自主防災会などの地域コミュニティによる対応を検討する。

(2) 県の役割

ア 県は、市が行う自主防災組織育成整備活動及び自主防災組織の活動状況を把握し、指導助言を行う。また、市と連携して研修会等の開催や県の広報紙等による普及啓発を行い、自主防災組織の充実を図る。

イ 事業者企業（事業者）等における自衛消防組織の整備促進を図り、企業の防災力の向上を図る。

(3) 市民の役割

市民は、「私たちの地域は私たちが守る」との意識を持ち、緊急時お互いが助け合える身近なコミュニティの形成に向け、管段から町内会等における防災活動などの地域コミュニティ活動を通じた積極的な組織づくりを進め、日ごろから防災訓練をはじめとする自主防災組織の活動に積極的に参加するなど、防災知識及び技術の習得に努めるものとする。

(4) 自主防災組織の役割

災害時には、隣近所や町内会の隣組など、地域に密着した住民の集まりの中でお互いに助け合うことが大切である。自主防災組織は、市や防災関係機関と協力し「私たちの地域は私たちが守る」という意識を持って災害を乗り越えることができるよう活動する組織であることから、それぞれの地域特性に応じた手作りの避難計画の作成や訓練の実施を行うなど、地域力を最大限に活かした活動を進めるものとする。また、自主防災組織は、民生・児童委員、社会福祉協議会等の関係団体と連携を図るとともに、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体と連携した災害時要援護者支援を実施する。

平常時の活動

年間活動計画の作成	防災知識の普及・啓発
地域の防災マップ作りなど地域の状況把握	災害時要援護者への支援対策
防災訓練の実施	地域との連携
コミュニティ活動	

災害時の活動

緊急情報の収集伝達	安全な場所への避難誘導
安否確認や地域内の被害状況等の情報収集	救助救出活動
初期消火活動	協働による避難所の運営
防犯活動	

(5) 事業者企業（事業者）等の自衛消防組織

自衛消防組織を置く事業者企業（事業者）等は、消防計画に基づく各種訓練の実施のほか、地域の防災訓練に積極的に参加するように努めるものとする。また、消防法の規定により、自衛消防組織の設置が義務付けられていない施設においても自衛消防組織の設置が推進されるように関係者の理解に努める。特に小規模なビルや商業施設においては、地震災害特有の対応事項を含めた適切な防災対策に努める。また、自衛消防組織の主な活動内容は次のとおりである。

ア 平常時の活動

- a 防災要員の配備
- b 消防用設備等の維持管理
- c 防災訓練

イ 災害時の活動

- a 消火活動
- b 救出・救護
- c 避難誘導

(6) 自主防災組織と消防団、自衛消防組織の連携

自主防災組織と地元の消防団、自衛消防組織は、平常時及び災害時において協力体制を図るように努めるものとする。市及び消防本局は、自主防災組織と自衛消防組織との平常時及び災害時における協力体制の整備や合同訓練の実施等について検討し、良好な協力関係が得られるように努めるものとする。

(7) その他

また、自主防災組織は、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等の関係団体と連携を図るとともに、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体と連携した災害時要援護者支援を実施する。



## 第3節 防災知識の普及及び訓練

【本所】市民生活課防災安全課、消防本部、教育委員会 【庁舎】総務企画課 秘書課分室  
【関係機関】

- ・県（総合防災課危機管理課、総務部、健康福祉部、商工労働観光部、土木部土木整備部）
- ・市民（町内会、自主防災組織、ボランティア団体）
- ・近隣（鶴岡市医師会、日本赤十字社山形県支部）、各種施設管理者および企業（防火管理者、危険物取扱者、病院、福祉施設、ホテル、旅館高層建築物、ターミナルビル等）

### 1 計画の目的

市は、総合的な災害対策を推進するため、職員に対する防災教育及び訓練を行うとともに、市民に対する自主防災意識の普及・啓発を図る。また、災害発生時の防災活動を迅速かつ的確に実施するため、防災関係機関及び住民との協力体制の確立などに重点をおいた実践的な防災訓練を実施し、災害対応力の強化に努めるものとする。

#### <達成目標>

市は、全ての職員が災害に関する基礎知識を持ち、平常時業務から防災面を常にチェックするとともに、市民、地域に対し鶴岡市自主防災組織（一）指導者講習会及び自主防災組織ブランチアップ講習会（自主防災組織指導者講習会を修了した者を対象に、より質の高い指導者を育成するための講習会）を始めとする被災・防災教育を推進する。市民は、「全市民が防災要員」であることを念頭に置き、家庭や地域でできる減災・防災対策の取組みを実施するものとする。自主防災組織（一）指導者は、市民が行うべき事前の災害対策を自ら率先して実行し、地域の防災リーダーとなるものとする。企業（事業所）等は、自らの安全確保や業務の継続に必要な知識を取得すると共に、社会の一員としてとるべき行動を心算するものとする。市民、企業（事業所）等民間団体、行政は、力を合わせて鶴岡市の防災体制強化に向けた取組みを実践するものとする。

## 2 各主体の役割及び業務の内容

### (1) 市の役割

ア 市は、国、県、消防本部、学校、福祉関係者、企業、町内会等と情報を共有し、相互に連携して防災教育を推進する。

イ 市は、総合防災訓練等を年1回以上実施するように努める。

### ① 市職員の防災教育、防災部門の人材育成

ア 市職員の防災訓練計画

市は、職員に対する防災訓練を計画的に実施し、災害対応力の強化に努める。

訓練名称	訓練内容	実施目標
非常出動訓練	勤務時間外の災害発生時における市職員の迅速かつ的確な初動体制を確保するために、職員が非常出動する訓練	原則年1回以上
災害対策本部設置運営訓練	災害発生時における指揮命令系統を迅速に確立して応急対策を実施するために、災害対策本部を仮設し運営する訓練	原則年1回以上
無線通信訓練	災害発生時に有線通信が不通になることを想定し、市防災行政無線、県防災行政無線による通信訓練	原則年1回以上
水防訓練	洪水時の水防工法、情報伝達、教習、教護などの総合的な訓練	原則年1回以上

### ア 市民参加の防災訓練

市は、災害発生時の防災活動を円滑に行うため、防災関係機関の訓練と合わせて自主防災組織、ボランティア団体及び市民が幅広く参加し、防災関係機関職員の指導のもとに訓練を体験することで、知識や技術を身につけられる市民参加の防災訓練を創出し、年1回実施する。

### イ 市職員の防災教育および研修

災害発生時に応急対策の実施主体となる市職員には、災害に関する知識と適切な判断力が求められる。このため、市は次の事項について関係職員に対し研修、防災訓練等において防災教育を行う。

- 災害に関する基礎知識
- 鶴岡市地域防災計画の内容と課題
- 災害時の応急対策等
- 応急手当の知識・技術
- 災害時における個人の具体的役割と行動を明示した災害対応マニュアルの作成

### イ 冠帯期の災害対策

### ウ 防災訓練

市は、災害発生時において、市民が落ち着いて家族や自らの安全を確保するとともに、適切な防災対策を実施するために、原則毎年1回は総合防災訓練を実施する。なお、訓練にあたっては、町内会、自主防災組織、ボランティア団体等が幅広く参加し、防災関係機関の指導のもとに訓練を体験することで、知識や技術を身につけられる内容とする。また、災害発生時の被害を軽減するため、迅速かつ的確に災害に対する防災活動が行えるよう、関係機関、自主防災組織及び市民が相互協力して、避難指示等の情報伝達訓練及び避難訓練等を継続的かつ定期的に実施する。

### ② 一般住民に対する防災知識の普及・啓発

市は、近年各地で発生している諸災害により、地域（一）の共同の防災力を高めるため、一の防災意識を高めることと、災害発生時には、市、防災関係機関、市民が一体となり迅速な防災活動を行い被害の軽減を図る必要がある。このため、市民が日ごろから「私たちの地域は私たちが守る」という意識を持ち防災活動を行えるよう、一の市民に対して防災知識の普及・啓発を行

ア 普及・啓発の内容

・災害に関する基礎知識	・災害発生時の行動	・避難所の周知、避難時の知識
・日常の対策	・積雪時の対策	・自動車運転時の行動
・救助・救出活動の知識	・応急手当の知識	・初期消火の知識
・被災への取り組み	・災害時要援護者の避難支援	

a 日常の対策

- (a) 住宅の安全点検
- (b) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- (c) 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトペーパー等の備蓄
- (d) 高齢者用、乳幼児用、食物アレルギー者用等、家族の表情に応じた食料等の備蓄
- (e) 家族が服用している医薬品の情報等の把握
- (f) 災害史や災害訓練・伝承、地域の危険情報の把握

b 危険区域図の周知

想定される被害の危険区域及び避難場所、避難経路等を示した災害予想図（ハザードマップ）の作成に努め、市民等に周知する。

c 災害発生後の行動等についての啓発事項

- (a) 応急救護の方法
- (b) 通信システムの適切な利用方法（災害伝言ダイヤル、災害用伝言板等の活用）
- (c) 高齢者、障がい者等の災害時要援護者への配慮
- (d) 男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮

イ 普及・啓発の方法

- a 市は、パンフレット、チラシ、ハザードマップ等を作成し各戸に配布するとともに、テレビ、ラジオ、新聞等を活用して住民の防災知識の向上を図る。
- b 災害危険区域図等を作成、公表し、災害防止のための普及啓発活動を行う。
- c 町内会等の求めに応じ、情報の提供とその解説のために研修会を開催する。
- d 市及び消防本部は、普及・啓発用資機材の整備に努めると共に、初期消火、応急手当等の災害初期訓練を体験することで防災意識の向上を図るものとする。

ウ 社会教育における防災知識の普及

青少年団体、婦人団体、PTA等に対し、コミュニティセンター等で実施する各種研修会、会合など社会教育の機会に加え、公民館等の社会教育施設を活用する等、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりを利用し、を通じて防災知識の普及・啓発に努める。

エ 鶴岡市自主防災組織（単一）指導者講習会による地域の防災リーダーの育成

鶴岡市が関係する鶴岡市自主防災組織（単一）指導者講習会及び自主防災組織ブラッシュアップ講習会を通じ、自主防災組織指導者を育成する。

③災害時要援護者等に対する防災知識の普及

市は、災害時要援護者の安全確保を図るには、災害時要援護者自身及び介護者・保護者が防災知識を持つとともに、災害時においては地域住民の災害時要援護者への協力が不可欠であることから、災害時における相互協力の認識が深まるよう防災知識の普及に努める。

ア 災害時要援護者本人及び家族の学習

- イ 民生委員等地域の福祉関係者の学習
- ウ ケアマネージャー、介護事業者等の防災学習
- エ 外国人受入先（企業、学校、観光、宿泊施設等）の防災学習

④企業（事業所）等に対する防災知識の普及

大規模な災害が発生した場合は、地域において企業（事業所）等との連携活動が重要となることから、自衛防災体制の整備・強化指導を通して事業所等に防災知識の普及を図るとともに、地域との連携・協力体制の強化を促進する。

ア 啓発内容

災害に備えた普段の心得や地震発生時の心得として、次の事項について啓発を行う。

①災害の備えについての啓発事項

- (a) 住宅の安全点検
- (b) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- (c) 3日間の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトペーパー等の備蓄
- (d) 災害史や災害訓練・伝承、地域の危険情報の把握
- (e) 地域住民との協力体制の構築

②危険区域図の周知

想定される被害の危険区域及び避難場所、避難経路等を示した災害予想図（ハザードマップ）の作成に努め、事業所等に周知する。

③災害発生後の行動等についての啓発事項

- (a) 応急救護の方法
- (b) 通信システムの適切な利用方法（災害伝言ダイヤル、災害用伝言板等の活用）
- (c) 高齢者、障がい者等の災害時要援護者への配慮
- (d) 男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮

イ 啓発方法

パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布や、防災ビデオ、地震体験者、防災学習館の利用、ホームページの活用等を推進するとともに、事業所等に対する防災セミナーの開催や巡回指導に努め、防災知識と防災意識の啓発を推進する。また、緊急時に対応できる自衛防災体制および地域との連携強化による災害時の協力体制の整備を指導する。

(2) 県の役割

- ア 学校における防災教育の推進
- イ 社会教育における防災学習の推進
- ウ 災害時要援護者及び保護責任者の防災学習の支援
- エ 市に対する防災に関する基礎情報の提供
- オ 市職員の防災教育の支援
- カ 県職員の防災教育、防災部門の人材育成
- キ 県警察における防災教育

ク 県民の防災意識の高揚と防災活動の円滑化、防災関係機関の連携強化を図るため、総合防災訓練等を実施

(3) 防災関係機関の役割

- ア 防災関係機関は、各機関における防災活動の円滑な実施を図るとともに、応急対策全般への対応力を高めるため、各々の職員の防災教育・研修のほか、災害に関する基礎的な知識の普及や啓発に努める。
- イ 防災関係機関は、市又は県が実施する防災訓練に積極的に参加するほか、各機関が定めた計画に基づいて訓練を実施する。

(4) 学校教育における防災教育・訓練

学校においては、児童・生徒等に対する防災教育の充実を図り、防災訓練の強化及び防災関係事業者等の実施により災害発生時の対応などの理解を深めることが必要であることから、防災教育を充実させるため、次の事項に留意する。

- ア 児童・生徒の発達段階に応じた防災教育を実施するとともに、災害発生時に起こる危険や災害時の対応、災害史、災害教訓・伝承等について理解させるため、各校の教育計画、年間指導計画等に明確に位置付ける。
- イ 児童・生徒の防災に関する知識を深め、災害時の対応力を高めるための教材や資料を整備する。
- ウ 各地域の自然環境や過去の災害の特性、防災体制の仕組みなどについての理解を深めさせる。
- エ 教職員(市職員含む)用に災害発生時の対応要領を作成し、教職員研修の充実を図る。
- オ 防災訓練においては、学校生活の様々な場面を想定し実施するとともに、消防職員等との協力を得て、避難行動など被害の最小限化による防災を目指す訓練を行う。
- カ 校長は、学校安全計画及び危険等発生時対応要領(危機管理マニュアル)を策定し、沿う方針に基づき迅速な行動が取れるよう、的確な対応を確保するとともに、年一回以上防災訓練を実施する。

(5) 応急手当方法の指導

災害発生時において、負傷者の第1救護者は住民となることが多く「一人でも多くの命を救う」ため、市、医師会、日本赤十字社山形県支部等は、互いに協力し、市民に対する応急手当方法の指導を積極的に推進するものとする。

指導推進の対象	指導推進の役割分担	
・市職員	鶴岡市	防災訓練等の企画、開催
・地域住民(自主防災組織)	鶴岡市消防本部	普通救命講習会の推進
・中・高校生、教師	鶴岡市医師会	講習会への援助、協力
・防災関係機関職員	日本赤十字社山形県支部	救命法講習会の推進

(6) 防災上重要な施設における防災教育

① 防災教育

- ア 関係機関の指導
  - 消防本部及び関係機関は、防火管理者、建屋防火管理者及び危険物取扱者等防災上重要な施設の管理者に対し、講習会、現地指導等の防災教育を実施し、緊急時に対応できる自衛防災体制の確立を図るよう指導する。また、一般企業の管理者に対しても安全管理及び災害時の対応について知識の普及に努める。
- イ 危険物等施設における防災教育
  - 危険を及ぼす可能性のある施設の管理者は、関係法令、予防規程等災害時の応急対策について従業員に周知、徹底を図る。
- ウ 病院、福祉施設等における防災教育
  - 病院や福祉施設は、災害要援護者が多く利用していることから、施設の管理者は、日ごろから要援護者(通院・入院者及び入所者)の状況を把握しておくとともに、職員及び施設利用者に対し避難誘導訓練など十分な防災教育を行い、さらには付近住民から避難時の協力が得られるよう連携の強化に努める。
- エ ホテル・旅館等における防災教育
  - ホテル及び旅館は、宿泊客の安全を図るため、従業員に対し消防設備、避難誘導、救出・救護等に重点をおいた教育を実施する。また、宿泊客に対しても避難誘導経路等災害時の対応方法を明示する。
- オ 高層建築物、ターミナルビル、大規模小売店舗及びレクリエーション施設等不特定多数の者が利用する施設における防災教育
  - 当該施設の管理者は、災害時の避難誘導、情報伝達のほか、各施設の特徴に応じた対策を迅速に実施できるよう従業員に対する防災教育、訓練を行うとともに、利用者が速やかな対応がとれるよう避難経路標識等の表示を行う。

② 訓練

防災上重要な施設の管理者は、災害が発生した場合の職員の対策を定めた防災計画に基づき、避難誘導や初期消火活動の訓練を実施する。

(7) 市民・企業(事業所)等の役割

① 市民の役割

- ア 市の災害に関する広報、ハザードマップ等による防災知識及び技術の習得
- イ コミュニティセンター等の防災に関する講演会、学習会等への積極的参加
- ウ 次世代への災害被災経験の伝承
- エ 各家庭での事前対策及び災害発生時の行動に関する話し合い
- オ 各団体の行う防災訓練への積極的参加

② 地域の役割

- ア 町内会や自主防災会による地域の防災に関する学習の推進
- イ 地域住民による地域の災害危険箇所の把握・点検・確認
- ウ 自主防災組織の設立や、自主防災会の活動、訓練の実施



ア 水害に強い都市基盤づくり

市は、宅地等浸水危険箇所及び土砂災害警戒区域等を公表し、災害の未然防止を図るとともに、総合的な治水・砂防対策の推進を図る。また、市域の防災性向上のために、街路、公園、緑地などの計画的な配置により、防災安全空間の確保を図る。

α 河川改修の促進

赤川水系の赤川、大山川、最上川水系の京田川、藤島川や五十川、温海川、庄内小国川、鼠ヶ関川の改修を推進し、流下能力の確保に努める。

β 雨水対策の促進

市街地における浸水防止を行うため、「鶴岡市公共下水道事業雨水全体計画」に基づき、施設整備を行う。

γ 砂防対策の推進

δ 公園・広場等の整備と安全な避難路の確保

中心市街地における避難地としての機能や防災活動の拠点としての機能を確保するため、公園を整備する。庁舎地域においても、身近な避難地となる公園、避難路や延焼防止帯としての役割を果たす緑道や中小河川を活用したうおいネットワーク、自転車歩行者道等々を整備をすることにより、市街地における安全な避難空間を確保するものとする。

ε 災害に強いまちづくりの推進

土地区画整理事業や市街地再開発事業による市街地整備を行う際に、都市計画道路等の計画的な配置や、医療、福祉、行政など公共公益施設、公園・広場など避難地の計画的な立地誘導を行う。

イ 雷に強い住宅の普及

α 克習住宅の普及

市は、山形県の補助制度等の紹介・周知をとおし、設備設備等を備える克習住宅の普及に努める。

③災害時要援護者に対する配慮

あらゆる人にやさしく、誰もが安全に、安心して暮らせるまちづくりを推進し、災害時要援護者が安全で円滑に移動できる避難地や避難路等の都市施設のユニバーサルデザイン化を図る。

④雨水対策事業の実施

市及び区、県は雨水対策事業を行い、市街地における浸水防除を図る。

ア 「鶴岡市公共下水道事業雨水全体計画」

この計画に基づき、区、県、市及び関係機関は相互に連携し調整を図りながら、施設整備を行う。

(2) 県の役割

①災害に強い都市整備の計画的な推進

②計画的な土地利用の規制・誘導

③災害に強い市街地の整備

ア 低地における市街地の浸水対策等の推進

イ 総覧下対策の推進

ウ 土砂災害警戒区域等における対策の推進

エ 木造密集市街地等における市街地整備

オ 新市街地の整備

④都市における積極的な緑化の推進と緑地の保全

⑤防災性向上のための根幹的な公共施設の整備

ア 緊急輸送ネットワークの整備

イ 避難路等の整備

ウ 避難地等の整備

エ 防災公園の整備

(3) 圏等防災関係機関の役割

災害時の応急対策活動を円滑に行うため、道路網を中心とした安全性、信頼性の高い緊急輸送ネットワークの形成を図る。

(4) 市民の役割

効果的な防災性の向上を図るため、住民が主体となって合意を形成し、相互に連携を図りながらまちづくりに取り組むことが求められている。

ア 市民による、日常的な地域防災上の課題等の把握

イ 災害に強い、防災まちづくりの実現に向け、市民一人ひとりがアイデアを出し合い実践するなど自発的なまちづくりへの参加。

(5) 地域の役割

地域単位での安全・安心なまちづくりを推進するものとする。

(6) 企業（事業所）等事業所の役割

土砂災害警戒区域等の開発行為に適合しない区域は、開発計画に含めないようにするものとする。

## 第5節 気象情報等収集体制

【本所】市長生活課防災安全課、消防本部【支所】総務企画課  
【関係機関】県（総合防災課危機管理課、河川砂防護）、山形地方気象台

### 1 計画の目的

風水害等を防止するためには、局地的気象状況等の把握が極めて重要である。市は、気象情報収集及び観測体制の強化を図るとともに、山形地方気象台、山形県及び防災関係機関との通報連絡体制等の整備に努める。

#### <達成目標>

市は、自動観測装置や遠隔監視システムの導入等、観測体制の強化充実及び観測施設の耐震性を含めた信頼性の確保に努める。

また、河川の流域あるいは近隣の市町村との連携を図り、気象情報、河川の水位情報、土砂災害警戒情報等の情報交換を行う。

### 2 市の気象情報収集伝達体制

#### (1) 気象情報の収集体制

市は、迅速かつ適切な応急対策を実施するため、次により気象情報の早期収集に努める。

- (国) 「川の防災情報」による河川情報収集  
情報提供システムによる河川情報収集  
山形地方気象台の注意報、警報及び気象予報の収集
- (山形県) 山形県河川砂防情報システムによる河川情報・土砂災害警戒情報収集
- (鶴岡市) 消防本部の気象観測データの収集

#### (2) 気象情報伝達体制

市長等、県へ及び防災関係機関は、気象情報の伝達体制の整備を図るとともに、観測体制の強化充実にも努め、観測情報、災害情報、防災情報等を相互提供できるよう体制の整備に努める。また、山形県による気象情報等メール配信システム等を活用した気象情報の情報伝達体制を構築する。

市民向けには、ホームページ等、各種メディアを利用した情報公開を図るよう努める。

## 第6節 防災機関における通信手段の確保

【本所】市長生活課防災安全課、消防本部【庁舎】総務企画課  
【関係機関】県（総合防災課危機管理課）

### 1 計画の目的

防災関係機関は、災害発生時の通信手段の確保のため、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散等の防災対策の推進に努める。また、防災関係機関相互の情報伝達方法について対策を講ずる。

#### <達成目標>

市は、通信施設のバックアップとして、地域防災行政無線、衛星携帯電話、インターネットなど、特性の違う複数の手段の情報伝達手段の導入、整備を図る。また、県の防災ヘリコプターなどにより、情報収集を行う。

### 2 各主体の責務及び業務の内容

#### (1) 市の役割

災害対策は、市災害対策本部を中心に消防、警察等の防災関係機関やライフラインの生活関連機関等が緊密に連携して対応することが重要であるため、市は、次のとおり通信設備の整備に努めるとともに、通信網の整備、停電対策を実施する。

##### ① 通信設備の整備

##### ア 市防災行政無線施設の整備

##### α 同報系無線の整備

災害時に被害の軽減を図るため、市から住民に迅速かつ的確な情報の伝達を行うための通信設備を整備する。

##### β 移動系無線の整備

災害発生時に被害の軽減を図るため、市と災害現場との間において、迅速かつ的確な情報の伝達、収集を行うための移動通信システムを整備する。

##### イ 停電対策

商用電源停電時も通信設備に支障の無いように、自動起動・自動切替の非常用発電設備、直流電源設備等を整備する。なお、市防災行政無線については、停電対策として非常用発電機及び蓄電池設備により非常用電源を確保してある非常時対応に努める。

##### ウ 通信機器の配備及び調達体制の整備

通信機器が不足する事態に備え、通信機器の借用について電気通信事業者等とあらかじめ協議する。



## ② 県防災行政通信ネットワークの活用

県防災行政通信ネットワークは、県及び県内の市町村、消防本部をはじめ「地域衛星通信ネットワーク」に加入する消防庁、都道府県、全国の市町村との間で音声、FAX、データ等の通信が可能となるので、これらの機関との情報伝達や被害報告等の際は有効に活用する。

## ③ 通信訓練

市及び防災関係機関は、平常時から無線機等の操作を職員に習得させ、災害時において迅速な情報伝達活動が行えるよう通信訓練を実施する。

## ④ 公衆通信設備の活用

### ア 移動系通信設備

市、県は、災害時に有効な携帯電話や衛星携帯電話、衛星通信、電気通信事業用移動通信及び業務用移動通信による移動通信系の活用体制の整備に努める。また、移動通信系の活用にあたって、携帯端末の緊急通報メール、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等を活用し警報等の伝達手段の多様化に努める。

### イ 災害時優先電話

市、県は、N T T等電気通信事業者により提供されている、災害時優先電話等の効果的な活用を努める。

## (2) 県の役割

### ① 山形県防災行政無線施設の整備

#### ア 地上系、衛星系無線施設

#### イ 移動系無線施設

### ② 山形県防災行政無線施設の運用

ア 山形県防災行政無線を設置する機関は、山形県防災行政無線運用規程に基づき、これを運用する。

イ 通信管理者は、通信取扱責任者を指名し、通信の輻輳及び途絶を想定した通信機種の操作、訓練及び災害時の運用方法について指揮をさせる。

ウ 非常用発電設備については、実負荷運転等の災害発生を想定した実践的な保守・点検整備及び操作訓練を定期的に行う。

エ 非常通信の取り扱い、通信の統制及び緊急時の可搬型衛星地球局等通信機器輸送・操作等について、平時から訓練を定期的に行う。

### (3) 防災関係機関の役割

ア 無線設備を有する防災関係機関は、各自の無線設備の停電対策等を実施し、災害時の通信を確保する。

イ 防災関係機関は、東日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう計画する。また、災害用として配備されている無線電話等の機器についての運用方法等について習熟するため、職員の教育訓練を実施する。

## (4) 市及び県の公衆通信設備の活用

### ア 移動系通信設備

県、市は、災害時に有効な携帯電話等の衛星携帯電話、衛星通信、電気通信事業用移動通信、業務用移動通信、アマチュア無線、衛星携帯電話等による移動通信系の活用体制について整備する。また、移動通信系の活用にあたって、携帯端末の緊急通報メール、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等を活用し、警報等の伝達手段の多様化・多様化に努める。なお、アマチュア無線の活用は、ボランティアという性格に配慮する。

### イ 災害時優先電話

県、市はN T T等電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を努める。



## 第7節

# 住民等の事前避難準備

【本所】市民生活課防災安全課 【庁舎】総務企画課

【関係機関】県（総合防災準備員等）

### 1 計画の目的

市は、市民が日ごろから災害に備え、家庭や町内会で事前に避難場所を確認し、緊急時の連絡方法や集合場所をあらかじめ決めておくなど、安全に避難するための準備の啓発に努め、避難体制を整える。

#### <達成目標>

市は、洪水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ等を配布し、危険区域、避難地及び避難所を周知するとともに、災害予防、減災対策を啓発する。市民は、ハザードマップ等から、知識の習得に努め、安全に避難するための準備を行うものとする。また、同時に近隣の住民等が、被災者となることも想定に入れ、身近なコミュニティで早期の救助活動や避難行動を行うための体制づくりに努める。災害時要援護者が利用する施設の管理者や、不特定多数の者が利用する施設の管理者は、利用者が安全に避難するための避難計画を策定する。

## 2 各主体の役割及び業務の内容

### (1) 市民等に求められる役割

#### ① 市民・企業（事業所）等の役割

自らの責任において自身及びその保護する者の安全を確保するため、最低限、次の事項について平常時から努めるものとする。

- ア 洪水ハザードマップ等により、浸水、土砂災害等、地域の潜在的な危険に関する情報を事前に知っておくこと。
- イ 災害時の避難所、避難地及び安全な避難経路を予め確認すること。
- ウ 災害時の家族・社員等の連絡方法を予め決めておくこと。
- エ 携帯ラジオ等、緊急時の情報入手手段を事前に用意すること。
- オ 避難情報（準備、勧告・指示）の意味を正しく理解しておくこと。
- カ 災害時の連絡に必要な近隣住民、企業との交流を行うこと。
- キ 自宅等の立地環境上、発生しやすい被害を予め予測すること。

#### ② 多数の者が利用・所在する施設の管理者等の責務

下記の事項に十分留意した上、各施設の消防計画等に基づき、各自の責任において避難・誘導等の安全確保対策を講じるものとする。

- ア 学校、病院、社会福祉施設等、児童・生徒や災害時要援護者が主に利用・所在する

### 施設の管理者

- ア 施設の立地環境上、発生しやすい被害を予め予測すること。
- イ 気象庁や行政の発表する情報の入手手段を用意すること。
- ウ 災害時の情報伝達・避難誘導体制を整備し、施設内外の安全な避難先を確認すること。
- エ 近隣の企業（事業所）等事業所、住民組織等から避難の際に支援・協力を得られるよう、事前に協議すること。
- オ 保護者に対する入所者等の安否情報の連絡や引渡し方法等を予め定め、関係者に周知すること。

### その他の不特定多数の者が利用する公共・商業用施設の管理者

- ア 施設の立地環境上、発生しやすい被害を予め予測すること。
- イ 気象庁や行政の発表する情報の入手手段を整備すること。
- ウ 施設外の状況を的確に利用者へ伝え、緊急時に施設外へ安全に避難誘導させるための情報伝達及び避難・誘導体制を整備すること。

### (2) 地域に求められる役割

#### ① 市民の相互の協力

相互の協力のもと、組織的な活動により安全に避難できるよう、下記により平常時から努めるものとする。

- ア 地域の危険箇所、避難路、避難所等を事前に確認すること。
- イ 避難行動に際して支援を必要とする者を予め把握し、避難・誘導に協力できる関係を築くこと。
- ウ 市と協働で避難所を運営できるよう、訓練を行うこと。

#### ② 企業等地域の役割

地域社会の一員として下記により地域の避難対策への協力を努めるものとする。

- ア 災害時要援護者等の避難を支援すること。
- イ 必要に応じて施設を地域住民等に避難場所として提供すること。

#### ③ 防災上特に注意を要する施設の避難計画

ア 学校、幼稚園、保育園、病院、社会福祉施設等の災害時要援護者が利用する施設の管理者、その他不特定多数の者が利用する施設の管理者は、防災責任者を定めるとともに、次の事項を考慮して避難計画を策定しておくものとする。

- ア 地域の実情に応じた避難所（市指定の避難所等）、経路、誘導及びその指示・伝達の方法
- イ 集団的に避難する場合の避難所の確保、保健衛生、給食の実施方法
- ウ 入院患者、自力避難の困難な災害時要援護者等の避難誘導方法
- エ 保護者等への安否の連絡及び引き渡し方法
- オ 施設外の状況の利用者への的確な伝達
- カ 利用者の施設外への安全な避難誘導

- イ 浸水想定区域内に位置する災害時要援護者（高齢者、障害者、乳幼児等）が利

用する施設において、その施設利用者に対し洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある場合、施設利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られる洪水予報等の伝達方法を構築するものとする。

### (3) 災害時要援護者に対する配慮

市及び防災関係組織等は、災害時要援護者の安全のため、特に次の事項に配慮する。

- ア 災害時要援護者の居住状況、必要な支援内容等の事前把握
- イ 早期避難のための迅速・確実な方法による避難情報等の伝達
- ウ 防災・福祉関係者及び地域住民による避難支援体制の整備
- エ 避難先での生活面の配慮

## 第8節 避難所等事前対策

【本所】 市民生活課防災安全課、コミュニティ推進課、福祉課、保健課、福祉推進課、市民生活課長有介義典、国保年金課、教育委員会

【庁舎】 総務企画課、市民福祉課、教育委員会総務課

### 【関係機関】

- ・ 県（総合防災緊急対応センター、健康福祉部、福祉課、福祉推進課）
- ・ 福祉関係者

### 1 計画の目的

市は、風水害等災害は、二次災害と相まって大規模かつ広域的なものになるおそれがあるため、事前あらかじめ避難所を指定し住民に周知し、安全な避難を確保するだけでなく、避難所としての機能の整備、充実に努める。

#### <達成目標>

市は、災害時の適切な避難誘導と、迅速に避難者を受け入れられる避難所開設体制を整備する。災害前の避難準備情報の発表や情報伝達体制の整備を行い、避難準備情報等の発表後は、迅速な避難所開設を行う。また、避難所施設においても、非常用発電機・毛布・携帯トイレなど備蓄物資の配給や、避難所のバリアフリー化、プライバシー対策の充実に努めるなど、安心して避難できる環境づくりを推進する。

### 2 避難所の位置付け

#### (1) いっときの避難場所

町内会、自治会等の防災計画に指定する避難場所

#### (2) 一次避難場所

市街地の家屋密集地において、市民が、災害から一時的に身をまもるため自発的に避難する。学校等のグラウンド並びに都市公園等市民が自発的に避難する場所の施設

#### (3) 二次避難場所（収容避難所）

災害により家屋の倒壊、延焼等によって住居を失った者を収容する避難施設

#### (4) 広域避難場所

市街地の家屋密集地において、災害時に伴う避難場所、面積10ha以上である公園等を指定し、それぞれの避難圏域を、避難時間30分以内を目処に公園から直線距離1.5kmまでとする。

(5)津波避難場所

津波災害時の避難場所としての一次避難場所、二次避難場所

(6)洪水避難場所

赤川のはん後等により避難する住民を収容し、町内会毎に避難先を指定した避難施設

(7)福祉避難場所

高齢者、障害がい者等であって「避難所」での生活において特別な配慮を必要とする者を収容する社会福祉施設

3 各主体の役割

(1)市の役割

市は、危険が差し迫った状態になる前に住民等が事前に避難できるよう、危険情報の事前周知、避難の判断・情報伝達・避難誘導体制整備とマニュアル化、安全な避難所の指定と周知及び応急体制の整備に努める。また、県の上砂災害警戒情報をインターネット等を通じて市民に提供する。

ア 上砂災害警戒情報(県)をインターネットなどを通じ市民に提供する。

(2)県の役割

県は、大規模災害時における県外からの避難者の受け入れや、帰宅困難者の待避場所等広域的な役割を担う観点から、必要な避難所等の整備に努める。

4 業務の内容

(1)地域の危険に関する情報の事前周知

ア 住民・企業(事業所)等に対し、地域の特性を踏まえた風水害に関する基礎的な知識と避難に当たっての注意事項などの普及・啓発を行う。

イ 土砂災害警戒区域等の実態調査を自治組織と合同して実施し、土砂災害により危害が生じるおそれのある土地の区域等についての周知を図る。

(2)避難誘導体制の整備

ア 避難準備情報発表、勧告・指示が発出された際、市は、住民が集団で避難できるよう、避難誘導体制を構築する。

イ 在宅の災害時要援護者の安全・確実な避難のため、福祉関係者と協力して「災害時要援護者避難支援(コール計画)」を策定するとともに、適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より災害時要援護者への情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図る。

ウ 迅速な避難誘導のための自主防災組織等の指導育成を図る。

(3)避難場所及び避難所の指定

市は、学校、コミュニティセンター、体育館、公民館、公共グラウンド、都市公園等公共施設等を対象に、施設管理者の同意を得たうえで一次避難場所(屋外)、二次避難場所(収容避難所)(以下「避難所等」という。)に指定するほか、市街地の家屋密集地に広域避難場所を確保する。また、指定にあたっては、次の事項に留意する。

ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域以外において地区別に指定し、災害時要援護者でも歩いて避難できる程度の近傍に確保すること。やむを得ず、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域内に避難所等を指定する場合は、土砂災害に対する安全が確保できる場所とすること。

イ 避難経路が、火災の延焼、津波・浸水、がけ崩れ等の危険にさらされないよう配慮すること。

ウ 指定避難所施設は、現行の建築基準に基づく耐震性を確保し、浸水による水没、土砂災害による被災の危険のない建物とするよう努めること。

エ 指定避難所施設は、停電・断水・ガスの供給停止・電話の不通等の事態を想定し、これに備えた設備を整備するよう努めること。

オ 指定避難所施設は、予め備えを要する住民に保管してもらう等、避難を開始した場合に直ちに開設できる体制を整備すること。

カ 避難場所、避難所及び備蓄等の防災に関する諸活動の推進にあたり、公共用地及現在地の有効活用を図ること。

(4)避難所の事前周知

市は、避難所を指定したときは、次の方法等により市民に周知徹底を図る。

ア 標識、誘導標等の設置

イ 広報紙、チラシの配布等

ウ 防災訓練等

エ 洪水、土砂、津波災害ハザードマップ等の作成・公表

オ ホームページを活用した情報提供

(5)避難所の開設体制等の整備

①開設体制

災害発生時において、状況に応じ速やかに避難所を開設し市民の安全を確保する。

ア 夜間・休日でも直ちに施設を解放できるようにできるように、できるだけ近隣住民に施設の管理を委託する等、管理体制・連絡体制の確保に努める。

イ 避難所管理に当たる地区指定職員を、職員の中から事前に指定しておく。

ウ 避難所開設の初動対応をあらかじめマニュアル化しておくよう努める。

エ 避難施設には、住民が避難直後に必要とする物資を事前に配置するよう努める。

オ 避難所の開設・運営について、自主防災組織、施設管理者等、地域の住民組織や施設管理者と事前に協議しておくよう努める。

②福祉避難所の指定

災害時要援護者を優先し、秩序ある避難所の運営を行うための体制を確保する。

ア 市長は、障害がい者等一般の避難所での共同生活が難しい災害時要援護者のための「福祉避難所」の予定施設を予め指定する。

イ 市は、次の事項に留意し、福祉避難所として予め指定するように努める。

イ 福祉避難所を運営するに必要となる災害時要援護者の生活に支障が最小となる整備された施設とする。災害時要援護者の利用に適しており、ケア要員の確保が比較的容易な社会福祉施設、特別支援学校等の収容する避難者に相応しい施設を選定する。

ロ 適切な施設を指定することが困難な場合は、一般の避難所に特別なスペースを区分けする等により、一般避難所を福祉施設として指定するよう努める。

ハ 相談等にあたる介助員等の配置（概ね10人の対象者に1人）

ニ 高齢者、障がい者等に配慮したボックブルトイ等の設備

ヘ 日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材の整備

ウ 市は、福祉関係者と協議し、福祉避難所開設時にケアに当る要員の配置等を事前に定めるよう努める。

(6) 避難準備情報、避難勧告及び避難指示の発出及び解除

市長は、浸水、崖崩れ等地盤災害、火災の延焼などにより、住民市民等の安全のため必要があると認めるときは、当該地域の住民市民等に対しあらかじめ「避難準備情報」を発表する。また「避難勧告」を行い避難を促す。また、危険の切迫度及び避難の状況等により急を要するときは「避難指示」を行う。

① 避難情報の基準の設定

市は、災害時に適切な避難準備情報・避難勧告・避難指示（解除）ができるようマニュアル等で水位基準、降雨量等を定めておき、災害発生時に迅速かつ的確に対応する。

ア 市長は、遅滞なく避難情報を発出できるよう、次により客観的な基準を設定し、関係機関及び住民市民等に周知する。

イ 水防法上の水位周知河川については、河川管理者及び気象官署と協議の上、当該河川の水位、流量、上流のダム放水量、地域の降水量等を目安とする基準を設定する。

ウ その他の中小河川及び市街地等の排水不良地区については、過去の浸水被害の実績等から、目安となる具体的な基準を設定する。

エ 浸水予測区域図等を基に、避難が必要となる範囲を予め特定する。  
オ 県及び山形地方気象台から土砂災害警戒情報が発表された場合、土砂災害警戒情報を活用する。

② 避難情報の情報伝達体制の整備

避難準備情報・避難勧告・指示の実施及び解除に当たっては、次のことに留意する。

ア 避難情報伝達に、公共・民間放送事業者から協力が得られるよう、事前に手続き等を定める。

イ 昔ながらのサイレン、警鐘といった誰でも分かりやすい避難行動のきっかけとなる情報伝達手段を活用する。

ロ 災害時要援護者に対する避難情報の伝達について、福祉関係者と協議の上、適切な方法を工夫する。

エ 気象警報等について、夜間・休日を含めた受信・対応体制を整備する。

(7) 避難所の整備

避難所を運営を支援するため、次の避難所の施設は次の事項について整備に努める。

ア 避難所（施設）の耐震化、バリアフリー化、洋式トイレの推進

イ 通信機器（防災行政無線、移動無線、衛星携帯電話、FAX等）、更衣室、授乳室等の避難の実施に必要な設備の整備

ウ 仮設（携帯）トイレ、非常用発電機、照明設備、寝具器具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄及び供給体制の整備

(8) 避難路の安全確保

市は、避難所（施設）への避難路の安全を確保するため、次のことに留意する。

ア 避難所（施設）に至る主な経路となる道路について、十分な幅員を確保し、火災の延焼、浸水、崖崩れ等による危険が及ばないように施設整備に努めるとともに、土砂災害発生（予想を含む）の有無を予め点検し、その結果を市民等に周知する。

イ 道路に面する構造物等が避難時に支障とならないよう、沿道の土地所有者や施設管理者に対し啓発及び指導を行う。

(9) 災害時要援護者に対する配慮

高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等の「災害時要援護者」の安全のため、特に次の事項に配慮する。

ア 災害時要援護者の居住状況、必要な支援内容等の事前把握

イ 早期避難のための迅速・確実な方法による避難情報等の伝達

ウ 防災・福祉関係者及び地域住民による避難支援体制の整備

エ 食品アレルギーを持った人への原因物質除去食品の提供、腎臓病患者への低たんぱく質食品の提供など、食事への配慮

オ 避難先での生活面の配慮

(10) 積雪期の対応

冬期間の積雪・寒冷・悪天候を考慮し、特に次の事項について事前に配慮しておく。

ア 避難者全員を収容できる避難所の確保

イ 避難所での暖房確保など寒冷対策の徹底

ウ 雪崩危険箇所等冬期間特有の危険箇所の住民市民等への事前周知

## 第9節 孤立集落対策

【本所】 本県生活圏防災安全課、土木課 【庁舎】 総務企画課、建設環境建設事務室  
【関係機関】 県（総合防災課危機管理課、道路課、河川砂防課土木整備課）

### 1 計画の目的

中山間地域などの土砂崩れ風浪による交通遮断で孤立状態となることが予想される地域や、豪雪による道路網の寸断が予想される地域においては、救援が届くまでの間、自立して持ちこたえることを前提に、必要な装備、物資の事前配置や防災拠点の整備など環境整備を行う。

#### <達成目標>

市は、中山間地域など土砂崩れによる交通遮断で孤立状態となる事が予想される地域や、豪雪による道路網の寸断が予想される地域において、途すべり・がけ崩れ防止や雪崩防止等を実施し、幹線道路や集落へのアクセス道路網の整備を推進する。

万一、孤立した場合でも、救援が届くまでの間、自立して持ちこたえる事を前提に、集落単位に必要な装備、物資の事前配置や防災拠点の整備など環境整備を行う。

また、地域による手作りの住民避難計画の作成と訓練の実施を支援する。

### 2 各主体の役割及び業務の内容

#### (1) 市の役割

市は、交通遮断の発生の可能性がある集落の通信手段の確保、施設・資機材の整備、物資の備蓄等を行う。

##### ① 幹線道路や集落へのアクセス道路網の整備

被災によって集落が孤立する恐れのある道路を、災害に強いみちづくり事業等によって整備する。

##### ② 交通遮断の発生の可能性が予想される集落の把握

迂回路のない集落について、周辺の集落・避難所等と接続する道路構造や、その距離、地形条件を整理し、被災に伴う交通遮断によって孤立する可能性のある集落を事前に把握する。

##### ③ 通信の確保

避難所へ移動系の防災行政無線の配備により、その他通信手段の整備等に努め、通信の確保に努める。

##### ④ 安心な避難所施設の確保

避難所となる小学校、中学校、コミュニティーセンター、公民館等の耐災化を推進するとともに、防災資器材の整備を行い安心して避難できる避難所の整備を行うに努める。

##### ⑤ 集落による避難計画の作成と訓練実施の支援

集落による手作りの避難計画の作成と訓練実施を支援する

##### ⑥ 集落内のヘリポート適地の確保

県及び市は、ヘリコプターによる住民の救出、物資の補給方法等について協議し、ヘリポート適地を確保する。

##### ⑦ 積雪期の備え

積雪期において、豪雪により道路網が寸断されても、避難の実施、物資の供給等ができるよう、国・県と対策について協力する。

##### ⑧ 土砂災害危険箇所の調査

土砂災害警戒区域等の調査基礎調査結果や点検結果を行い、土砂災害危険箇所について住民への周知に努める。

##### ⑨ 孤立するおそれのある集落の把握

土砂災害等の要因により道路交通が途絶し、外部からのアクセスが困難となる集落について、集落人口や世帯数、通信設備及び防災資器材の整備状況等を把握する。

#### (2) 県の役割

ア 孤立可能性の把握と防止対策の実施

イ 孤立集落の資機材整備に対する支援

#### (3) 市民の役割

##### ① 市民の役割

交通遮断の発生の可能性がある集落の住民は、食糧料、飲料水、生活必需品、燃料を各家庭で備蓄するものとする。

##### ② 地域の役割

災害発生時に、住民の安否の確認、救出、初期消火、炊き出し等の実施、市への初期的な被害状況の報告、救援の要請等を住民自らが行うため、住民組織による防災訓練等を実施するものとする。

##### ③ 企業（事業所）等事業所の役割

交通遮断の発生の可能性が予想される集落の企業（事業所）等事業所は、災害時の施設や資機材提供等の協力について、予め町内会等の住民組織と協議するものとする。

#### (4) 災害時要援護者に対する配慮

災害時要援護者が速やかに地区外へ避難できるよう、連絡体制及び移動手段及び受け入れ先を確保する。

#### (5) 積雪地域での対応

雪崩による孤立の長期化、屋外避難の困難等を考慮し、避難所予定施設の収容人員、暖房・調理用熱源・燃料の確保に特に配慮する。

孤立集落数

管轄区域	集落		戸数	人口	
	孤立集落数	全集落数		集落人口	地域人口
本 所	1	250	2	46	93,401
藤島庁舎	1	61	1	6	11,061
羽黒庁舎	0	69	0	0	9,579
藤引庁舎	1	53	34	144	8,376
朝日庁舎	17	40	262	1,422	5,544
温海庁舎	25	27	2,407	7,940	8,664
H17.10.1(合併時)	46	479	2,944	6,787	442,000
計	43	468	2,751	8,250	136,095

※H24.7.1現在

## 第10節 災害時要援護者の安全確保

【本所】市民生活課、福祉課、介護サービス課長及介護課、コミュニティ推進課、消防本部、  
防災安全課  
【庁舎】総務課、市民福祉課、総務企画課  
【関係機関】  
・市民（災害時要援護者及び家族、町内会、自主防災組織）、企業、ボランティア団体等  
・福祉サービス提供者関係機関（社会福祉施設、医療施設、民生・児童委員、市社会福祉協議会、介護保険事業者、在宅介護地域包括支援センター、障害がい者関係団体等）  
・外国人関係団体（（財）出羽庄内国際交流財団等）・防災関係機関・消防署、消防団  
・県（総務部、文化環境部環境エネルギー部、健康福祉部、土木部県土整備部、病院事業局）、警察本部

### 1 計画の目的

災害発生時に自力避難等が困難な状況におかれる高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、児童、妊産婦及び外国人等の災害時要援護者の安全確保のために、災害情報の伝達・避難誘導体制及び訓練支援体制を整備し、安全な場所への避難誘導、避難先の環境など状況に応じて、災害時要援護者一人ひとりに合わせた支援を行えるように、行政、市民、防災・福祉・外国人関係団体等が連携し支援体制を確立する。このとき、平常時の要援護者支援担当部署が主役となって、防災側面と連携の上、災害時要援護者の安全確保に努める。

#### <達成目標>

市は、災害時要援護者の安全確保を図るために、市民や関係機関と連携し、災害時要援護者情報の収集・共有や避難支援体制など具体的な事項を定めた災害時要援護者避難支援マニュアル等計画を作成する等定し避難支援体制の整備に努める。また、災害時要援護者に配慮した避難所の設置・運営に関する体制の整備を図る。行政や福祉サービス提供者等は、災害時においてもサービスが継続できるよう、施設の安全対策を行い、災害時要援護者の受け入れに対応できるよう関係機関と連携し安全確保に向けた体制を構築するものとする。

### 2 各主体の役割及び業務の内容

#### (1)市の役割

##### ①住宅の安全性向上

住宅の耐震診断や耐震住宅改修にかかる地方税の減額制度や県の融資制度の活用などを進め、これにより災害時要援護者の住宅安全性の向上を図る。



②コミュニティの形成

町内会や自主防災組織、民生・児童委員、消防団、地区社会福祉協議会、老人クラブ及び民間ボランティア団体等と連携し、日ごろの取組みを生かしながら、災害時要援護者の支援ができるよう地域コミュニティの形成を図る。

③情報伝達、避難誘導体制の整備

ア 避難準備情報等の緊急情報を災害時要援護者や支援者に迅速かつ正確に提供できるように、報道機関等の協力による緊急放送や文字放送に加え、同報無線、ホームページ等の情報伝達体制の整備を図る。また、町内会、自主防災組織、民生・児童委員等の協力を得て、災害時要援護者への迅速な情報伝達の体制を整備する。

イ 避難場所や避難経路の標識等、災害に関する案内板等の設置に努める。

ウ 土砂災害警戒区域、浸水想定区域内の災害時要援護者関係が人所・利用する施設に対する情報伝達体制等の整備に努める。

エ 避難支援体制の整備

町内会、自主防災組織、民生・児童委員、防災・福祉関係機関、警察署、消防署、消防団等の協力を得て、災害時要援護者に迅速に避難情報を伝達するとともに、避難誘導する体制整備を図る。

オ 近隣住民等の互助意識の向上

市は、避難支援者、自治会組織、自主防災組織、民生・児童委員等が協力して災害時要援護者への情報伝達、避難誘導を実施できるように互助意識の向上に努める。

④災害時要援護者避難支援プラン計画の作成

市は、災害発生時に災害時要援護者の避難が円滑に行われるよう、災害時要援護者に関する情報を基に、災害時要援護者避難支援計画（全体計画）を作成する。なお、自主防災組織が指定する災害時要援護者避難支援計画の個別計画については、作成後も登録者及び計画内容を適宜更新することにより、実情に応じた実施把握に努める。

⑤情報の把握・共有

ア 災害時要援護者名簿の作成

市は、町内会、自主防災組織、民生委員、地区社会福祉協議会、地区福祉会等と連携し、災害時要援護者を把握して、名簿を作成する。災害の発生に備え災害時要援護者名簿を作成し、平常時から防災担当部局、福祉担当部局、自主防災組織、民生・児童委員等と情報を共有し、災害時に活用できるように努める。

イ 災害時要援護者名簿による情報共有

災害時要援護者名簿の取り扱いについては、個人情報保護に関する法律や鶴岡市個人情報保護条例に留意し、関係機関との情報共有を図る。また、災害時要援護者には保健師又は地域包括支援センターの相談職員等を派遣し、日常的な安否確認に努め、また、民生委員による「愛の一声運動」などにより災害時要援護者と近隣住民とのコミュニケーションづくりを推進する。

ウ 避難誘導体制の整備

町内会、自主防災組織、民生委員、防災・福祉関係機関、警察署、消防署、消防団等

の協力を得て、災害時要援護者に迅速に避難情報を伝達するとともに避難誘導する体制整備を図る。なお、重度の介護が必要な者の避難受け入れ先は、できる限り社会福祉施設、老人保健施設等とし、あらかじめこれらの施設と受け入れに関して協議する。

ウ 市は、防災担当部局と福祉担当部局がそれぞれ把握している災害時要援護者情報の共有に努めるとともに、自治会組織、自主防災組織、消防団、民生・児童委員等福祉関係者等と幅広く連携を図り、要援護者に対する支援のあり方や役割分担の調整を図るものとする。ただし、個人情報に該当する部分については、市の個人情報保護条例等に則り、適切に取り扱うものとする。

⑥⑦避難所の設置・運営に関する体制の整備

自主防災組織等の連絡・協力を得ながら、災害時要援護者へ配慮した対応を行う体制整備を図る。

ア 避難所の管理責任者は、避難者名簿の作成や、負傷者や衰弱した災害時要援護者の把握等、安否確認を行う体制整備を図る。

イ 避難所において、災害時要援護者に対して必要なスペースの確保、障害が~~い~~者用仮設トイレ設置など、良好な生活環境の確保に十分に配慮する体制整備を図る。

ウ 避難所においては情報入手に困難を伴う視覚障害が~~い~~者に対しては点字、大活字又は音声により、聴覚障害が~~い~~者に対しては文字又は手話等による情報提供が行われるように体制整備を図る。

エ 避難所において、車椅子や粉ミルク等の災害時要援護者の生活必需品の確保を行うとともに、ボランティア等の協力を得ながら災害時要援護者に配慮した食事の提供や介助者の確保等の支援を行う体制整備を図る。

オ 避難所での生活が困難な災害時要援護者については、福祉避難所に指定された社会福祉施設等、公的住宅等への収容、移送など必要な配慮を行う体制整備を図る。

⑧⑨保健・福祉対策

災害の各段階におけるニーズに対応した保健・福祉サービス提供を行えるように体制整備を図る。また、県や他の市町村等の受け入れ、ボランティア等との協力体制を整備する。

ア 保健対策

被災者の心身の健康確保が特に重要なため、市の保健師は、避難所、応急仮設住宅、自宅等で健康相談等（巡回相談・栄養指導、~~こころ~~心のケア、訪問指導、訪問看護等の保健サービス）を行う体制整備を図る。

イ 福祉対策

発災直後に、避難支援プラン等計画に基づき、市社会福祉協議会、民生・児童委員、介護保険事業者、福祉関係者、町内会等の協力・連携により、災害時要援護者の実態把握、ニーズ把握、情報提供、生活相談等を行う体制整備を図る。

⑩⑪防災教育・防災訓練

災害時要援護者の水害時等の支援について、広報誌等により普及・啓発に努める。また、災害時要援護者の避難訓練を実施する。

⑫⑬防災資器材の整備

市は、実情に応じ、災害時要援護者の家庭及び自主防災組織等に、移動用の担架等防災



資器材等の整備が促進されるよう努める。

④外国人への支援対策

外国人は、言葉や生活習慣の違いから災害への適切な対応ができないことが予想されるため、事前に理解可能な方法により、必要な情報をきちんと伝達しておく。

ア ニーズ把握、普及啓発等

市は、在住する外国人の現状やニーズを的確に把握し、外国人に対する適切な配慮を行う。また、地域に住む日本語の理解が十分でない外国人に配慮した外国語及びやさしい日本語で記述した災害時マニュアル、防災マップ等の作成・配布のほか、ホームページ等あらゆる広報媒体等や外国人登録窓口を活用して、日頃からの外国人への防災知識の普及啓発、避難場所や避難経路の周知徹底を行う。

イ 多言語化表示の推進

避難場所、避難標識等の災害に関する表示板等の多言語化を行う。

ウ 防災体制の整備

市が行う防災訓練の実施にあたっては、地域に住む外国人を含めるとともに、外国人雇用企業や留学生が所属する学校等に対し、防災教育等の実施を働きかける等、民間や学校と連携した防災体制の整備を行う。また、日頃から県、外国人関係団体、外国語ボランティア等と連携して災害時の情報提供、相談窓口等、外国人支援の体制づくりを行う。

(2) 県の役割

ア 避難誘導計画、避難所開設計画の作成支援等

イ 生活の場の確保対策

ウ 保健・福祉対策の実施体制の確保

エ 介護保険事業者及び社会福祉施設等への支援

オ 外国人支援対策

(3) 社会福祉施設等の管理者の役割

社会福祉施設等の管理者は、次により社会福祉施設における災害予防対策を推進する。

① 防災体制の整備

ア 自衛防災組織の設置

社会福祉施設等の管理者は、防火管理者の下に、施設の職員により構成する自衛防災組織を設置して、必要に応じて、情報班、消火班、救出・救護班、安全指導班および応急物資班等を置き、防災業務を担当させる。

イ 職員動員体制の確立

社会福祉施設等の管理者は、災害発生時に職員を迅速に参集させるため、職員の緊急連絡体制及び初動体制を整備する。また、夜間における職員の配置体制を整備する。

ウ 情報連絡、応援体制の確立

社会福祉施設等の管理者は、消防署等との非常通報装置（ホットライン）の設置に努めるほか、必要に応じて、消防、警察、医療機関及び近隣施設等との連絡会議の設置や施設利用者の受入れに関する自衛の取り決めなどにより、災害発生時の救助・協力体制の整備に努める。なお、その内容を、県に情報提供できるよう努める。また、地域住民、民間ボランティア団体及び近隣施設等から、災害発生時における施設入所者の避難等について応援が得られるよう、普段から協力を関係の構築に努める。

② 社会福祉施設相互間の応援体制の確立

市及び県は、災害発生時における緊急入所並びに社会福祉施設等の被災に伴う軽傷等に備えるため、施設相互間のネットワークの形成に努める。

③ ② 防災教育、防災訓練の実施

社会福祉施設等の管理者は、職員及び入所者に対し、日頃から防災意識の啓発に努めるとともに、地域の自主防災組織、消防機関等の協力、参加を得て、自力避難困難者の避難誘導や救出・救助訓練等を重点とした防災訓練を実施するように努める。また、被災状況等により、崩壊に及ぶととまれない組合などを考慮し、入（通）所者の避難誘導の対応に加え、必要に応じてあらかじめ保護者等との間で災害の規模や状況に伴う引渡しの手続きや条件を詳細に決めておく。

④ ③ 施設、設備等安全性強化

社会福祉施設等の管理者は、建築基準法による技術基準に基づき施設の安全性を確保するとともに、日頃から備品等の落下防止装置、危険物の安全性の強化・維持に努める。

⑤ ④ 食料品等の備蓄

社会福祉施設等の管理者は、災害時に備えて、2〜3日分の食料品・飲料水、慢性疾患用医薬品、高齢者・障害者用仮設トイレ、避難用テント、福祉用具及び避難生活用具等を備蓄するとともに、必要に応じて井戸、耐震貯水槽及び備蓄タンク、備蓄用倉庫及び非常用電源設備等の整備に努める。

⑥ 災害時要援護者の受入体制の整備

災害時に、災害時要援護者を緊急に受け入れられる体制の整備に努める。

(4) 県及び市は、次により社会福祉施設における災害予防対策を支援する。

① 社会施設相互間の応援協力体制の確立

災害発生時における緊急入所並びに社会福祉施設等の被災に伴う軽傷等に備えるため、施設相互間のネットワークの形成に努める。

② 防災教育、防災訓練への支援

社会福祉施設等の管理者が実施する防災教育、防災訓練の支援に努める。

③ 災害時要援護者の受入体制の整備

社会福祉施設等が災害時要援護者を緊急に受け入れた場合に支援する体制の整備を図る。

#### 44 (5) 市民・企業（事業所）等の役割

##### ① 災害時要援護者及び家族の役割

車椅子、背負救助袋等を準備するなど、自らできることについては事前に準備する。なお、洪水時は避難所への避難や2階への避難を検討するものとする。災害時要援護者の災害時の安全確保のために、隣近所等との交流を深め、地域で協力を得られるよう努めるものとする。

##### ② 地域の役割

市民は、災害時に隣近所で声を掛け合うなど、災害時要援護者を支援できるように日ごろからコミュニティづくりを進めるものとする。また、町内会や自主防災組織、民生委員、近隣住民など地域の関係者は協力し、災害時要援護者を支援できる体制を作るものとする。

##### ③ 災害時要援護者を雇用している企業（事業所）等及び関係団体の役割

日ごろから災害時要援護者の安全を最優先した防災対策を図るとともに、災害時には関係機関の協力を得ながら避難所等まで安全、円滑に避難できるよう努めるものとする。

##### ④ ボランティア団体の役割

災害時要援護者のニーズに合わせた安全確保体制の整備づくりに協力するものとする。

##### ⑤ 外国人雇用企業、留学生が所属する学校、及び国際交流関係団体など外国人と交流のある団体等（以下「外国人関係団体」という。）の役割

外国人関係団体に所属する外国人に対し、防災に関する効果的な研修や教育等を通じて防災知識の普及・啓発に努める。

#### 45 (6) 積雪期の対応

関係機関の協力を得て、災害時要援護者の雪下ろし、除雪等に関して必要な措置を講じるものとする。また、災害時要援護者が入所している施設管理者は、市、県と協力して、適時除雪等を実施するものとする。

## 第11節 水防対策

【本所】市民生活課防災安全課、土木課、消防本部 【庁舎】総務企画課、環境環境課建設課

### 【関係機関】

- ・ 県土木課堤上整備課、庄内総合支庁建設部
- ・ 酒田河川国道事務所、新庄河川事務所

### 1 計画の目的

水害時における水防活動は、迅速かつ適切な対応が不可欠であることから、国、県及び市、水防主体組合及び水害予防組合等は、平時から地域における水防活動体制の整備に努める。

#### <達成目標>

市は、県水防計画に応じて当該区域における水防計画を策定し、水防団（消防団）の育成強化や水防施設を整備する。

### 2 各主体の役割及び業務の内容

#### (1) 市の役割

##### ① 水防計画の策定

県水防計画に応じて当該区域における水防計画を策定し、水防団（消防団）等の水防組織を整備する。

ア 河川ごとに、重要水防箇所、危険箇所等について具体的な水防工法を検討しておく。

イ 河川及び砂防施設等について、平時及び出水期の巡視はもとより、災害時における所管施設の緊急点検や応急的な復旧等の対策のための体制を整備する。

ウ 河川管理者は、水門等の適切な操作を行うマニュアルを作成する。

##### ② 水防団（消防団）の育成強化

ア 平時から水防団（消防団）の研修や訓練の計画を定め広報活動を行い、水防団（消防団）組織の充実と習熟に努める。

イ 自主防災組織が有効に機能するよう、リーダーに対する研修を定期的を実施し、防災組織の訓練を実施して、組織の日常化に努める。

ウ 毎年出水期に1回以上水防訓練を行う。

##### ③ 水防活動施設の整備

水防活動の拠点となる水防倉庫等の防災施設や自主防災組織の研修施設の整備に努める。

##### ④ 水防資機材の備蓄

災害時に必要な資機材の備蓄に努めるとともに、適切な保守管理に努める。

⑤災害時要援護者に対する配慮

災害時要援護者利用施設については、洪水時に円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法等体制整備を図る。また、各河川の洪水想定区域内の災害時要援護者が利用する施設については、資料編に記載する。

⑥積雪地域での対応

雪崩、融雪に伴う地すべり等による河川の埋塞など、積雪地域特有の水害に対しても水防体制を整備しておく。

(2) 県の役割

①水防計画の策定

ア 洪水又は高潮に際し、水災を警戒、防衛し、これによる被害を軽減するため、山形県水防協議会に諮って策定する。

イ 県内の水防組織、水防体制、気象情報や水防に関する警報等の伝達方法、その他水防活動に必要な事項を定める。

②水防管理団体の指定

水防法に基づく水防管理団体である水防村は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を「指定水防管理団体」に指定する。

③水防資機材

ア 緊急時の水防活動や応急復旧用資機材の確保について、地域や河川の特徴を踏まえ民間企業・団体と協力して、資器材の整備を図る。

イ 非常の際の水防資器機材、作業員の輸送計画について、あらゆる事態を想定し万全の措置を講じておくこと。

④重要水防箇所への調査

浸水、波浪等による重要水防箇所を定期的に調査し、水防管理団体に周知徹底を図る。

(3) 酒田河川国道事務所の役割

①訓練及び演習

緊急かつ適切な対応に資するため情報伝達訓練及び水防演習を県、市（水防管理団体）と合同で実施する。

②水防資機材

緊急時の水防活動や応急復旧用資機材の確保について、地域や河川の特徴を踏まえ民間企業・団体と協力して、資器機材の整備を図る。

③重要水防箇所への調査

浸水、波浪等による重要水防箇所を定期的に調査し、水防管理団体に周知徹底を図る。

(4) 市民・企業（事業所）等の役割

①市民の役割

ア 日頃から、自分の住んでいる地域の浸水履歴、浸水の可能性について認識を深める

ものとする。

イ 風水害時、水防管理者、水防団（消防団）長又は消防機関の長から水防の協力要請があった場合は、水防に協力するものとする。

②地域の役割

水害に関する教育や避難訓練を実施し、協力体制を整備するものとする。また、避難時においては、隣近所に声を掛け合い、迅速に行動するものとする。

③企業（事業所）等事業所の役割

災害発生時における水防対策の円滑化を図るため、企業（事業者）等事業者は、平時から水防対策用資機材の点検、備蓄に努めるものとする。

## 第12節 雪害予防

【本所】 中央生活課防災安全課、土木課、建築課、都市計画課、福祉課、生涯サービス課長  
介護課

【庁舎】 総務企画課、建設環境課建設事務室、市民福祉課

【関係機関】 県（道路保全課、交通政策課）、酒田河川国道事務所、東日本高速道路株式会社  
東日本鉄道株式会社、東北電力株式会社、電気通信事業者

### 1 計画の目的

市及び防災関係機関は、除排雪体制を強化し、総合的な雪対策を推進し、雪害防止に努める。

<達成目標>

市は、冬期間における災害予防活動を円滑に推進するため、当該年度の市道等除雪事業計画を策定し、雪害予防体制の強化を図る。雪害予防は、国、県、市が連携協力し、相互の連絡・調整等を円滑に図り実施するものとする。

### 2 市道等の交通確保

冬期間における積雪から市民生活の安全確保と、地域の産業、経済活動を守るため、市民の除雪活動に対する理解と協力を得ながら、市内主要道路の車道及び歩道や公共施設の除雪等を行い、雪害から市民生活を守り利便性を図るものとする。

#### (1) 除雪対策本部

鶴岡市表所別棟2階会議室に設置し、副市長が統括する。

#### (2) 除雪の方針

- ア 国道、県道の各道路管理者との連携を密にし、積雪量及び除雪状況を把握し必要に応じ適切な対応に努める。
- イ 道路交通の安全確保のため、特に交差点や急カーブ、急勾配区間の除雪を徹底し、見通しの確保や急差の発生を防止するとともに、圧雪や凍結の発生箇所には、凍結防止剤の散布や砂箱の設置を行いスリップ事故防止に努める。
- ウ 通学通勤等、歩行者の安全確保のため、歩道の除雪に努める。

#### (3) 道路除雪計画

ア 毎年度の除雪は、市道延長のうち、除雪機械の能力及び道路事情等を考慮し、道路除雪路線、歩道除雪路線を計画路線とする。なお、計画路線の選定にあたっては、主要幹線市道、バス路線、地域的に主要な道路及び公共施設への連絡道路を主体として路線を確定する。

イ 地吹雪対策として、幹線道路等に防雪柵を設置する。

ウ 道路除雪施設については、散水式及び無散水式で幹線道路12路線となっており、適切な維持管理に努める。

エ 凍結防止剤の散布箇所として、凍結が予想される幹線道路の登り坂及び主要箇所を散布する。

各道路管理者の除雪計画は、次のとおり。

道路区分	道路管理者	除雪計画
国管理道路	東北地方整備局酒田河川国道事務所	国道除雪計画
県管理道路	山形県庄内総合支庁建設部	冬期道路交通確保計画
市管理道路	鶴岡市	市道等除雪計画
高速道路	東日本高速道路株式会社	雪氷対策要領

#### (4) 除雪路線

除雪作業を迅速かつ円滑に実施するため、第1次路線、第2次路線、第3次路線に区分して行う。

##### ア 第1次路線

国道、県道を連結する主要な幹線で、2車線確保を原則として除雪を行う。除雪作業時間帯は、午前4時から午前8時までのできるだけ早い時間とする。

##### イ 第2次路線

国道、県道と主要な幹線市道を連結する市道で、原則として2車線確保の除雪を行うが、除雪状況等や作業環境によってやむなく1車線確保となった場合は、必要に応じて待避所を設ける。除雪作業時間帯は午前4時から午前8時までのできるだけ早い時間帯とする。

##### ウ 第3次路線

消防業務活動及び通勤等にかかわる市道で、道路幅員4m以上で機械除雪可能な道路については1車線確保とする。除雪作業時間帯は第1次、第2次路線完了後のできるだけ早い時間とする。

##### エ その他

降雪量及び道路事情を判断し、必要に応じて夜間作業を行うものとする。

#### (5) 除雪車輛の出動基準

路面に10cm以上の降雪がある場合、又は午前7時まで10cm以上の降雪が予想されると認められる場合を基本とするが、道路状況や降雪状況によるものとする。

#### (6) 排雪場所の指定

市は、関係機関と連携し排雪場所を指定する。排雪場所は、常時排雪場と臨時排雪場を指定し、開設した場合は随時で広報を行う。

## (7) 市民の協力

市民の理解と協力を得ながら円滑に除雪作業を行うために、次の事項について広報活動を行う。

- ア 路上駐車は絶対やらない。
- イ 除雪車と出会ったら道を譲る。
- ウ 出入口の雪は道路に出さない。
- エ 道路に落とした雪は早めに処理する。
- オ 道路に面した屋根には雪止めをつける。

## 3 鉄道施設の交通確保

鉄道交通事業者は、降積雪時における列車の安全走行を確保するため、除雪車両及び除雪機械を整備するとともに、適正要員を配置し除雪体制の確保に努める。

- ア 除雪体制の確保
- イ 踏切り橋梁所の除雪
- ウ 融雪設備等の強化
- エ 運転規制
- オ 予防保全対策
- カ 大雪時の対策

## 4 電力の確保

東北電力株式会社は、積雪時における電力の供給を確保するため、送電線路及び配電線路等の雪害予防措置を講じる。

- ① 復旧体制の整備
- ② 施設の雪害予防措置
  - ア 送電線路の対策
  - イ 配電線路の対策

## 5 通信の確保

### ① 電気通信事業者の雪害予防措置

電気通信事業者は、雪害のおそれのある電気通信設備等についての融雪構造化及び通信網の整備を推進し、雪害の未然防止と重要通信の確保を図る。

- ア 設備の耐雪構造化
- イ 通信網の整備
- ウ 迅速な復旧体制の整備

### ② 孤立地区における通信手段

市及び電気通信事業者は、大雪により孤立が予想される地区の災害による有線通信の途絶

に備えるため、通信手段の多ルート化に努める。

## 6 大雪対策本部の設置

大雪に対する諸般の対策を統一し、かつ関係諸機関及び団体との連絡調整を図るため、大雪対策本部を設置し総合的な対策推進にあたるものとする。

### (1) 設置基準

本所の観測地点が70cmを超え道路事情が悪化し、さらに、引続き降雪が多量に見込まれる警報が発せられたときを基準とするほか、各庁舎管内において、積雪により市民生活に著しく障害が発生したとき、又は予想されるとき。

### (2) 組織

- ア 副市長を大雪対策本部長とする。副市長は、大雪対策本部の事務を統括し、職員を指揮監督する。
- イ 組織は、鶴岡市災害対策本部体制による。

### (3) 設置場所

大雪対策本部は、本所に設置し、本部事務局は、市民生活課危機管理室に置く。

### (4) 地域大雪対策本部の設置

設置基準に至った庁舎に地域大雪対策本部を設置する。

- ア 地域本部長は、庁舎支所長とする。地域本部長は、本部長の命をうけ、地域本部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- イ 組織は、地域災害対策本部体制による。

### (5) 高齢者世帯等対策

高齢者、障害がい者及び母子世帯のうち、自力で屋根の雪下ろしをすることができない低所得世帯に対し、その雪下ろしにかかる経費について補助金を交付し支援する。

## 7 地吹雪対策

強い寒波が襲来し、気温が低下し強い北西の季節風が吹くと、庄内地方は、地吹雪となり、季節風が横から受ける南北に走る道路は、地吹雪の影響で視界の悪化や吹きだまりにより交通が非常に困難になる。こうした地吹雪の影響を軽減し、あるいは地吹雪による災害や事故を防止するため、次の方策を講ずるものとする。

### (1) 防雪柵の設置

防雪柵は、地吹雪による交通被害の軽減にかなり効果をあげており、国道、県道、市道の管理者は、地吹雪の影響を受けやすい場所には防雪柵の設置を積極的に推進するものとする。

(2) 交通規制の実施

地吹雪による道路交通確保が困難であると予想される場合は、速やかに交通規制を実施し、地吹雪による災害や事故を防止するものとする。

(3) 住民等への広報

各施設の管理者は、被害の防止及び経路や交通の混乱を防止するため、住民等に対し交通状況及び交通確保対策の実施状況について広報に努める。

(4) 児童生徒の安全対策

児童生徒の登下校の安全確保のため、各学校長は、気象状況に留意し、早退、休校等の適切な処置をとるものとする。

8 雪崩防止

1 市及び国、県、関係機関は、雪崩による災害の発生防止に努める。

① 道路・鉄道等の危険箇所の調査点検

道路・鉄道等の管理者は、積雪期間中は、雪崩の早期発見と事故防止に努める。

② 雪崩危険箇所の通知

市は、雪崩危険箇所を把握し、学校、福祉等施設や住民集会施設等について留意し、住民へ周知に努める。

③ 雪崩警戒の実施

市は、雪崩発生の兆候及び雪崩を発見したときは、次により警戒を行なう。

警戒の種別	警戒の方法
巡回警戒	降雪時等に随時行う。または時間を定め定期的に行う。
固定警戒	危険状況により常時監視を行う。

④ 市による監視

市及び関係機関は、危険箇所付近に近接している民家、不特定多数の者が利用する公共施設、集会施設及び旅館等を対象に、住民の生命の安全確保を図るため、監視警戒を行なうよう警戒体制の整備を図る。また、危険度合を見極めて関係者に早期に危険度予告を行うとともに、適切な措置を講ずる。

⑤ 市民の心構え

地域住民は、居住地周辺の地形、積雪の状況、気象状況等に留意し、雪崩災害から自らの命を守るため相互に協力するとともに、雪崩の兆候等異常な事態を発見した場合は直ちに近隣住民及び市に通報し、必要に応じて自主的に避難するものとする。

⑥ 孤立防止

ア 通信手段の確保

市及び通信関係事業所は、孤立予想地区の災害による有線通信の途絶に備え、通信手段の整備に努める。

イ 市民への広報活動

市は、孤立予想地区に対し、緊急時の連絡、連絡体制について住民へ周知する。

⑦ 事前回避措置の実施

ア 住民への雪崩情報の周知

市は、気象情報、積雪の状況及び危険箇所の巡回の結果を分析し、雪崩の発生の可能性について広報を行い、注意喚起する。

イ 市は、雪崩の発生により、人家に被害が及ぼす可能性が高いと認めるときは、住民等に対し避難の勧告又は指示を行う。

ウ 鉄道、道路等の施設管理者は、雪崩の発生しそうな箇所を発見したときは、雪崩発生の事前回避措置に努める。

9 屋根の雪下ろし等による事故防止の啓発

市は、屋根雪等による人身事故防止について、市民に対する啓発に努めるものとする。

ア こまめな雪下ろしの励行

イ 雪庇や屋根からの落雪警報による事故防止

ウ 雪下ろし中の転落による事故防止

エ 非常時における出入り口の確保

オ 火気の取締りの強化



## 第13節 林野火災予防

【本所】消防本部、農山漁村振興課、教育委員会 【庁舎】総務企画課、産業課  
【関係機関】県（森林課）、庄内森林管理署、出羽庄内森林組合、潟海町森林組合

### 1 計画の目的

自然環境と森林資源を林野火災による被害から守るため、市及び県、国、林野関係機関は、林野火災予防体制の整備、教育・指導等による防火意識の普及、消防体制、資機材等の整備・充実を図る。

#### <達成目標>

市、県、国、森林組合及び林野の所有者等は、平時から林野火災の予防に必要な環境整備に努める。市、県、消防機関、林野関係機関、その他の防災関係機関は、林野火災発生時の相互の協力体制を確立し、林野火災防衛技術の向上を図るため、訓練を実施するよう努める。

### 2 各主体の役割及び業務の内容

#### (i) 市、県、国及び森林組合等関係機関の役割

##### ① 火災予防体制の整備

###### A 森林環境の整備

市及び県、国、森林組合等林野関係機関は、次により火災の予防に必要な環境整備に努める。

###### a 防火用水利の確保

河川、池、ダム、砂防・治山関係施設等の整備に当たっては、消火作業に使用する際の利便性に配慮した構造とするよう努める。

###### b 林道の整備

市は、消防用車両の通行に支障のないよう林道の適正な維持管理に努める。

###### I 林内及び周辺地域での火気使用に関する指導の実施

###### a 森林等への火入れの制限

森林等への火入れは、森林法（昭和26年法律第249号）第21条の規定により、市長の許可が必要となる。市長は、許可条件等について事前に消防機関及び森林管理署等の関係機関と十分に協議する。また、火入れの場所が隣接市町村に近接している場合は、関係市町村に通知する。

###### b 火気使用施設に対する指導

消防機関は、森林内及び周辺に所在する火気を使用する施設の管理者に対して、必要に応じて査察を実施し、施設の改善等の指導を行う。

#### ウ 大火危険気象等に対する警戒

##### o 一般的な警戒

林野の所有者、管理者及び消防機関は、気象条件により林野火災が発生するおそれのある場合は、林野の巡回・監視を強化する。また、地区住民及び入林者に対し火気取扱いの注意を促すとともに、火災の発生防止に努める。

##### b 火災警報の発令と警戒

市は、火災気象警報が発令された気象状況により火災予防上危険であると認めるときは、「火災警報」を発することができる。火災警報を発令した場合、住民及び入林者等に周知し、屋外での火気使用禁止、消防機関の警戒体制の強化等必要な措置を講ずる。また、市及び消防機関は、広報車等による巡回及び広報を行うとともに、県総合防災県民協理課に通報する。市は、火災警報を発令した場合、市及び市等の関係機関に注意を要請し、住民及び関係者への周知を図る。

#### ② 防火意識の普及

市及び県、消防機関、森林管理署、林野関係機関は、市民、林内作業者等に対し防火意識の普及を図る。

##### A 市民に対する啓発

###### a 広報宣伝の充実

林野火災防止運動を展開し、森林利用のマナー向上と定着を図る。

###### b 学校教育による防火意識の普及

専教育委員会の協力を得て、学校における防火意識の普及を図る。

##### I 地元住民・林内作業者等に対する指導

###### a 地域での指導・啓発

林野内に立ち入る機会が多い山間地域の住民を対象に、林野火災発生防止に関する広報等を行い、防火意識の啓発を図る。

###### b 職場での指導・啓発

林野関係機関・事業者は、消防機関の協力を得て職場で講習会等を開催し、その職員に対し、林野火災防止対策及び発生時の対処について周知徹底を図るものとする。

#### ③ 消防体制等の整備・充実

市及び県、国及び林野関係機関は、林野火災に対する消防力の整備・充実を図る。

##### A 消防体制の確立

###### a 消防出動計画の策定

市は、当該管轄地域の地勢、植生及び気象を勘案し、林野火災を想定した出動計画を定める。

###### b 林野火災防ぎょ団の整備

###### c 自衛消防体制の整備

森林の管理者及び林野関係者は、自衛消防隊等による初期消火体制の確立を図る。

###### d 広域応援体制等の整備

市及び県、国及び消防機関は、県内外の消防機関との広域的な応援体制及び森林管理署等の林野関係行政機関、警察、自衛隊、その他の関係機関との協力体制を整備・



充実し、林野火災発生時に効果的な消防活動が実施できるよう、平時から情報交換等に努める。

イ 消防資機材の整備

市及び、県一及び林野関係機関は、消火資機材の整備・充実を図るものとする。

ウ 消防水利の確保

消防本部は、林野火災発生時の消防水利の確保のため、川・池等の自然水利や砂防ダム等水源として利用できる施設を事前に調査する。

エ 林野火災消防訓練の実施

市及び、県、消防機関、林野関係機関一及びその他の防災関係機関は、林野火災発生時の相互の協力体制を確立し、林野火災防避技術の向上を図るため、訓練を実施するよう努めるものとする。

## 第14節 救助・救急一救助体制の整備

【本所】市民生活課防災安全課、消防本部

【関係機関】

- ・ 県（総合防災課危機管理課、健康福祉部）、警察本部
- ・ 酒田海上保安部
- ・ 鶴岡市警察本部
- ・ 医師会（県・鶴岡地区）、医療機関、日本赤十字社、医薬品卸薬協会

### 1 計画の目的

災害が発生し、家庭の倒壊、火災等により同時多発する被災者に対し、救助・救急一救助活動を行うとともに、迅速かつ適切な救出措置及び救急医療活動を行うため、救助・救急一救助体制を整備する。また、現場における初期活動から救急搬送までを関係機関が有機的に連携して迅速に行うため、体制整備を図る。

<達成目標>

市及び消防本部は、消防力の整備指針に基づいた自らが定める計画に基づき、車両等の資機材・消防職員及び消防員等の計画的な整備充実を図る。また、町内会や自主防災組織が行う防災訓練を支援し、市民に対する防災意識の啓発を図る。県は、救急隊員の養成、救急連絡体制の確立、消防防災ヘリコプターの運用方法の確立を図る。県警察は、迅速、的確な警察活動を実施するための体制及び車両等の装備資機材の整備充実を図る。酒田海上保安部は、海上災害の情報収集・伝達体制の整備、捜索救助体制の確立、救急搬送の支援を図る。

### 2 各主体の役割及び業務の内容

#### (1)市及び消防本部の役割

市は、災害発生時の救助活動、救急搬送について、地域住民及び防災関係機関が連携した活動ができるように体制の整備を図る。また、救助の対象となる被災者の発生情報は、重要項目であることから、地域住民や自主防災組織、県警察、酒田海上保安部及び県等と情報交換できる体制を整備する。

#### ①消防本部、消防団の対策

##### ア 消防本部

消防本部は、救助隊員、救急隊員の資質の向上に努める安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動が行われるよう教育訓練を行うとともに、専任率の向上を図る。また、救急隊員としてより高度な応急処置を行うことができる救急救命士の育成及び高規格救急自動車、救助工作車等の救急救助用資機材の整備及び救急救命士の育成を図るに努め

五

① 消防団の対策

消防団は、火災発生時における初動体制組織となることから、団員の参集体制の整備を図るとともに、装備器具等を有効に活用し地域住民と協力して救急・救助活動を行えるよう、体制の確保に努める。

② 消防団員の確保及び充実

市及び消防本部は、消防力の整備指針（平成17年6月13日改正）に基づく消防団員数の確保に努めるとともに、消防団員の連絡・参集体制の整備及び資機材の整備充実並びに地域住民との連携による初動体制の確保に努める。また、消防団の救助・救急活動に係る教育訓練を積極的に行うとともに、消防団におけるハンマー、ジャッキ、チェーンソー及び無線機器等の救助・救急用資器材の整備に努める。

③ 消防団員と消防本部の通信連絡体制の確保

迅速かつ適切な救助・救急・救助活動を実施するため、地域で活動中の消防団員と消防本部が直接連絡できる通信を確保するとともに、連絡体制を整備する。

④ 消防力の整備

市及び消防本部は、消防力の整備指針に基づき定めた整備計画により、消防署所における資機材及び人員等の整備充実を図る。

⑤ 情報収集体制の整備

救助の対象となる被災者の発生情報は、災害応急対策において最も重要な情報項目であることから、市、消防本部及び消防団は、自らの活動によりこれを迅速に把握するとともに、地域住民や自主防災組織、警察機関、酒田海上保安部及び県等と適切に情報交換できる体制を整備する。また、初期活動から救急搬送までの一連の実動訓練を実施し、防災関係機関相互の連携・役割を常に確認しておく。

⑥ 市職員の対策

市は、応急対策にあたる市職員に対し、救助訓練、応急手当方法の知識、技術の習得のため講習等を行い、災害対応力の強化を図る。

⑦ 市民に対する防災意識の啓発

応急手当など市民に必要な防災知識等の普及・啓発活動等を、鶴岡市自主防災組織指導者講習会等を通じて実施し、市民の防災意識の高揚を図るとともに、災害発生時に障害者、高齢者、傷病者、外国人、乳幼児等の災害時要援護者の避難誘導が円滑に行われるよう努める。

⑧ 救急・救助活動における交通確保

建物等の崩壊や道路の損壊等により通行障害が発生した場合の情報発信方法及び交通確保対策を、警察、防災関係機関と予め協議しておく。また、沿岸部の漁村集落が道路損壊等により孤立した場合、漁船等の海上交通手段の確保についても体制の整備を進める。

⑨ 民間等による救助・救急・救助支援体制の確保

同時多発災害に備え、地元業者等から救助活動に必要な車両、操作要員の派遣を受ける体制の整備を図る。

① 医療機関との連携体制

同時多発する救急搬送の受入れ体制について、事前に医療機関と協議するとともに、広域的な搬送体制の確立に努める。

ア 医療機関との情報交換及び緊急患者受入確認体制

同時多発する救急搬送について、迅速かつ的確な救急搬送を行うために、医療機関との情報収集、伝達体制の確立を図る。

イ 医療機関における医師、看護師等招集体制の確立

救急活動を円滑に行うために、鶴岡地区医師会との連携により、各医療機関における医師及び看護師等の緊急招集体制を整備し、救急搬送者の受入体制を確保する。

ウ 医療器材等の供給支援体制の確保

日本赤十字社山形県支部、鶴岡地区医師会、関係業者等と連携し、医療器材等の供給支援体制の整備を図る。

② 広域消防相互応援の要請及び受援

消防本部は、山形県広域消防相互応援協定及び近隣消防本部との相互応援協定等に基づく応援部隊の受援を円滑に行い、応援消防部隊の的確な活動管理及び指揮が行えるよう体制を整備する。

③ 緊急消防援助隊の要請及び受援

消防本部は、山形県緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊応援部隊の円滑な受入れ及び的確な活動指揮が行えるよう体制を整備する。

④ 災害時要援護者に対する配慮

災害時要援護者が災害発生時に犠牲となるケースが多いことから、市及び消防本部は、災害時要援護者の避難誘導や救助・救急・救助及び医療救護等が円滑に行われるよう体制を整備する。

⑤ 積雪期での対応

市及び消防本部は、地域の実情に応じ、積雪期の大規模災害等発生時における道路の除雪体制及び避難場所等への住民の避難誘導体制の整備に努め、地上及び航空機による円滑な救助・救急・救助活動が実施できるよう備えるものとする。

(2) 県の役割

ア 救助・救急・救助連絡体制の確立

山形県医療機関情報ネットワークシステムや県の広域災害救急医療システムの利用等。

イ 江行政・消防・医療機関等間における情報通信体制の充実

イ 救急医療連絡体制の確立

ウ 救急救命士の救命技術の高度化

エ 緊急消防援助隊の受援体制の整備

オ 航空消防防災体制の充実

カ 航空機保有機関との連携

キ ヘリコプターの運用方法の確立

(3) 県警察の役割

- ア 被災情報の収集・伝達体制の確立
- イ 救助用装備資器材の整備

(4) 酒田海上保安部の役割

- ア 海上災害の情報収集・連絡体制の整備
- イ 海上における捜索救助体制の確立
- ウ 海上における救急搬送の支援

(5) 市民・企業（事業者）等の役割

①市民の役割

ア 協力体制の整備

住民は、平時から地域・学区・町内会等における協力体制を育み、災害時に地域の消防団員等と協力して地域の被害軽減を図ることができるよう努めるものとする。

イ 防災訓練の実施

災害時には、自主防災組織が救助活動を展開することは極めて重要なことから、消火活動や損壊建物からの救助活動等について訓練を行う。

ウ 防災資機材の整備

救助活動に必要な資機材を、地域の防災拠点や避難場所に整備するように努める。

②医療機関等の役割

ア 医療機関

医療機関は、県、市、他の医療機関及び医療関係団体等と連携して、大規模災害時における傷病者等救急患者の受入や医療従事者の確保対策の整備に努めるものとする。

イ 医療関係団体

医療関係団体は、県、市と災害時における救急患者の受入れや、医療従事者及び医療器材等の確保対策に努めるものとする。

ウ 離島地区医師会等の対策

市及び県から援助の要請があったときは、医療救護班を編成して現地に派遣し、救急患者の受入れや医療救護活動を行うものとする。また、急迫した事情のある場合及び医療機関に収容して治療を行う必要がある場合の協力的体制を整備するものとする。

エ 日本赤十字社山形県支部の対策

日本赤十字社山形県支部は、県から援助の要請があったとき又は必要と認めるときは、常備救護班を現地に派遣し、救急患者の受入れや医療救護活動を行うものとする。

## 第15節 医療救護体制の整備

【本所】健康課 【庁舎】市民福祉課

【関係機関】

- ・県（健康福祉企画課、保健業務課）
- ・医師会（県・離島地区）、医療機関、医療関係団体

### 1 計画の目的

市、県、医療機関及び医療関係団体は、緊密な連携を図り、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。）救護を行うための体制を、予め構築する。

<達成目標>

市、県、医療機関及び医療関係団体は、緊密な情報共有と協力体制の構築を図り、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。）救護を行うため、医療救護資器材の確保、医師等の派遣体制の整備を図る。

### 2 各主体の役割及び業務の内容

#### (1)市の役割

##### ①医療救護体制の整備

市は、災害から市民の生命、健康を守るため円滑な医療救護活動を行う体制の整備を図る。医療救護所【初期救急医療（トリアージ（治療の優先順位による患者の振り分け））をともなう医療救護活動）を行う場所】の設置体制の整備に努める。

##### ア 医療救護所の設置

市は、避難施設等に次の事項に留意して、予定場所をあらかじめ定め、医療救護所を設置し、運営体制を整備する。

##### α 設置場所

- ・二次災害の危険のない場所
- ・傷病者搬送のため道路に直接アクセスできる場所
- ・住民等に比較的知られている場所
- ・ヘリコプターの緊急離着陸が可能な場所に近接している場所

##### β 設置スペース

冬季間の積雪等を考慮して、トリアージ、治療及び搬送待合スペースが屋内に確保できる建物。

##### γ 設置数

概ね人口1万人に1箇所、中学校の学区程度に1箇所程度を目安とする。

### イ 医師等の派遣体制の整備

市は、医療救護所の開設にあたっては、市医療救護班の体制を整備し、また、県（県医師会、地区医師会、日本赤十字社山形県支部等）に医師の派遣要請をする体制を整備する。医療救護班の人員構成は、医師1名、看護師2名、薬剤師1名及び補助者・業務調整員2名を標準とし、状況により数を増減するものとする。

### ウ 医療救護所施設等の整備

市は、医療救護所が開設された際に医療救護活動が円滑に行われるよう、施設の医療関係機関の耐震化等の整備及び長時間停電対策等の設備整備を行うとともに、応急措置に必要な資器材の迅速な調達体制の整備に努める。

### エ 医療救護資器材の確保等

市は、市内病院において、災害時に救護所等において必要となる医薬品、医療資器材等を確保する体制の整備に努める。

### オ 医療救護体制の方針

- 災害時における最悪の事象、状況を想定して確立する。
- 救護所における医療救護活動は、原則として医師の指示により行う。
- 市で医療救護体制が確保できない場合、県へ支援を要請する。

### ②災害時要援護者に対する配慮

災害時要援護者が災害発生時に被害にあうことが多いことから、市及び消防本部は、県、医療機関及び医療関係団体と連携し、災害時要援護者への医療救護活動が円滑に行われるよう体制を整備する。

## (2) 県の役割

### ①医療救護班等の派遣体制の整備

- 医療救護班等の派遣体制の整備
- 医師等医療関係者の派遣体制の整備

### ②連絡体制の確立

### ③医療資器材等の確保

### ④災害医療救護対策の充実

県は、医療機関、医療関係団体等とともに、災害時に医療施設の診療状況等を迅速に把握するため、「山形県医療機関情報ネットワーク」を活用し、適切な災害時医療提供体制を構築する。

## (3) 市民・医療機関等の役割

### ①市民の役割

各市民は、災害時に定期的に服用している薬や常備薬を持ち出せるように平時から準備しておく等、医療救護活動の負担軽減を図ることができるよう努めるものとする。

### ②医療機関、医療関係団体等の役割

#### ア 医療機関及び医療関係団体

医療機関及び医療関係団体は、医療救護班の派遣に係る編成計画の策定に協力すると

ともに、災害時に対応するためのマニュアルの作成に努めるものとする。また、衛星電話、防災行政無線、MCA無線等の多チャンネルによる緊急時連絡体制の整備に努めるものとする。

#### a 診療所

診療所は、病床の有無、規模等の事情を踏まえて、災害時に対応するためのマニュアル作成に努めるものとする。

#### b 病院

病院は、県及び市の作成する地域防災計画を踏まえて、病院防災マニュアルに基づく実践的な訓練に努めるものとする。病院防災マニュアルには、次の事項を盛り込むものとする。

防災体制に関する事項（ライフラインの確保・備蓄等の方策・支援協力病院の確保等）

- 災害時の応急対策に関する事項（病院内の連絡、指揮命令系統の確立、情報収集等）
- 自院内の既入院患者への対応策に関する事項（重症患者の把握、点滴や人工呼吸器等の医療機器の状況把握、患者の移送方法についての検討及び訓練等）
- 病院に患者を受け入れる場合の対応策に関する事項（トリアージ、入院システム等）
- 人工透析実施の医療機関にあつては、医療機器及び水の確保対策
- その他（医療設備等の確保、自家発電装置の運用法等）

#### c 医療関係団体

地区医師会等の医療関係団体は、災害時の医療関係機関との情報伝達体制を整えるとともに、市からの医療従事者の派遣要請に対する調整協力を行うものとする。

### イ 災害拠点病院（市立市内病院）

災害拠点病院は、次の体制整備に努める。

- 県から医療救護班の派遣要請があった場合、また、派遣要請がない場合においても、被災状況等に応じ自らの判断で医療救護班を直ちに派遣できるよう、平時から体制を整えておくものとする。
- 災害発生時における重傷者等の受入拠点として患者受入れ体制の整備に努める。被災現場、医療救護所、被災地医療機関等からの患者の受入れ及び医療救護班の派遣等を行う。
- 災害時の水・食料、飲料水、医薬品、非常電源用燃料及び医療資器材等の備蓄の充実並びに備蓄に係る施設、設備の整備に努める。
- 災害拠点病院は、災害時に施設施設の診療状況を迅速に把握するため、「広域災害緊急医療情報システム」を活用し、適切な災害時医療提供体制を構築する。また、定期的に操作等の研修・訓練を行う。

#### ウ 医療関係団体

地区医師会等の医療関係団体は、災害時の医療機関との情報伝達体制を整えるとともに市からの医療従事者の派遣要請に対する調整協力を行うものとする。

## 第16節 道路・橋梁・トンネル等の風水害対策

【本所】土木課、都市計画課、農山漁村振興課 【庁舎】建設環境建設事務室、産業課

### 【関係機関】

- ・県（総合防災拠点管理課、道路課）、警察本部
- ・酒田河川国道事務所
- ・通信事業所、電力事業所、ガス事業所、東日本高速道路株式会社、山形県建設協会鶴岡支部、山形県解体工事業協会、企業（事業所）等事業所、山形県建設協会鶴岡支部や一般社団法人山形県解体工事業協会

### 1 計画の目的

風水害発生時における道路機能の確保は、発生直後の救急活動や水・食料などの緊急物資の輸送をはじめ、復旧時の資機材や人員の輸送、住民の生活道路などその意義は、極めて重要である。

道路管理者は、風水害に対する安全性を備えた道路施設の整備や迅速に道路情報を収集する体制を整えるとともに、相互協力のもと道路機能の確保にあたる体制を整備する。

#### <達成目標>

市は、その管理する道路について、日常・臨時・定期点検等を行い道路施設の状況を正確に把握し、災害予防のため必要な修繕や施設機能の強化などを実施する。  
また被災時の道路機能を維持するため、道路管理者は、連携して緊急輸送道路ネットワークの整備等により、代替性が高い道路整備に努める。

### 2 各主体の役割及び業務の内容

#### (1) 市の役割

災害時において道路は、応急対策、復旧対策の基幹となるものであり、円滑な災害対応を実施するため、市及び防災関係機関は、次の事項について実施に努める。

##### ①危険調査等

災害時における道路機能確保のため、所管する道路について落石等危険箇所調査を実施し、必要に応じて補修等の対策工事を実施する。

##### ②橋梁点検等

定期的に橋梁の点検を行い、必要に応じて補修等の対策工事を実施する。

##### ③道路付属設備

定期的に標識、照明灯等の付属設備の点検を行い、災害時に転倒、落下等が起きないように維持管理に努める。

#### ④街路樹等

災害時において倒木による被害が生じないように、維持管理に努めるとともに、街路樹の選定にあたっては耐風性等を考慮する。

#### (2) 各道路管理者の役割

##### ①道路施設の整備・強化

###### ア 法面、盛土等の斜面对策

落石防止や植栽等による法面の風化防止など災害予防のための適切な対策を施す。

###### イ 排水施設等の十分な能力の確保

風水害時には、道路横断排水管などの排水施設等が機能不全に陥り、浸水が盛土等を浸食し被災することが多い。こうした被害を防ぐため、排水施設等には十分な強度を備えるとともに、日常点検等により防災補修工事が必要な箇所は速やかに対策を施し適切に管理する。

###### ウ 橋梁・トンネル等重要構造物の対策

日常・臨時・定期点検等により、防災補修工事が必要な箇所は、速やかに対策を施す。

###### エ 道路付属施設

道路付属施設の管理者は、次により施設の防災対策を講じる。

###### a 信号機、道路案内標識等の整備

風水害時の交通障害を防止するため、必要な強度を確保するとともに、老朽施設の適切な修繕や更新を行う。

###### b 道路占有物や近接施設の安全性の確保

風水害時の倒壊や落下による交通障害を防止するため、道路占有物および道路に近接設置された民間施設等の管理者は、施設の安全点検を行い必要な修繕や更新を行う。また、道路管理者は道路パトロール等と連携して、それら民間施設等の管理者に対して安全対策を呼びかける。

###### c トンネル等の防災信号システムの整備

主要トンネルの防災信号システムの整備を推進する。

##### ②防災体制の整備

###### ア 情報連絡体制の整備

各道路管理者は、必要に応じて災害情報や道路情報の収集・伝達・提供のための観測・監視機器（地震計、雨量計等）、通信設備、情報提供装置等の整備を推進する。

###### イ 迅速な応急復旧体制の整備

関係行政機関と連携し、災害時の応援業務に関し、（社）山形県建設協会鶴岡支部や（株）一般社団法人山形県解体工事業協会などと連携し、被災時の迅速で的確な、情報連絡体制の構築や応急復旧のための人員や資機材備蓄の体制を整備する。

###### ウ 道路通行規制

被災状況を緊急に把握し、関係機関へ周知し、通行規制の円滑な実施体制を整える。

###### エ 道路利用者への広報

被災時の道路利用者の適切な判断と行動につなげるため、平時から防災知識の啓発活



動を推進する。

オ 再発防止対策の実施

事故が発生した場合には、道路管理者は、原因究明のための調査研究を行い、再発防止対策に努める。

カ 相互連絡体制の整備

防災関係機関は、事故情報、被害状況及び各機関の応急対策の情報を共有する。

## 第17節 港湾・漁港施設の風水害対策

【実施主体（県）】 県（庄内総合支庁水産振興課）、建設部庄内港湾事務所

【本所】 鹿山漁村振興課、土木課 【庁舎】 建設環境課（旧海）温海建設事務室、鹿海庁舎産業課

【関係機関】 企業（事業所）等事業所、山形県漁業協同組合

### 1 計画の目的

国、県及び市は、高潮また又は波浪による浸水や漏水の被害発生を防止するため、港湾法、漁港漁場整備法、その他関係法令の定めるところにより、港湾・漁港施設の整備を計画的に行う。

#### <達成目標>

国、県及び市は、風水害の発生に備え防災体制を確立し、災害防止、被災時の応急復旧等の迅速な対応を図るため、関係行政機関や関係団体と対応策の整備を図るとともに、災害を防ぐための港湾・漁港施設の整備、背後地への緊急物資の集積や避難場所の整備に努める。

### 2 各主体の役割及び業務の内容

#### (1) 市の役割

##### ① 防災体制の確立

市は、産業基盤施設として、あるいは漁村地域の生活基盤施設としての漁港機能を維持するため、施設の定期並びに臨時点検を実施し、風水害に対処するための災害予防対策として、護岸整備、防波堤の設置、防災空地の整備に努める。また、災害発生時における被災者の迅速かつ安全な避難、救援活動、物資の緊急輸送及び応急復旧活動等が速やかに実施できるよう、漁域での避難行動ルールの設定や災害発生時を想定した応急復旧体制の整備に努める。

#### (2) 県の役割

##### ① 防災体制の確立

- ア 洪水、高潮等の風水害に対処するための防災体制を確立する。
- イ 災害防止、被災時の応急復旧等のための迅速で的確な連携に備える。

##### ② 防波堤等の整備

港湾・漁港の外郭施設は、背後地の産業施設や人家を台風や冬期風浪等の高波、高潮等から守る防災機能を有することから、防波堤等の外郭施設の整備の計画的整備に努める。

##### ③ 避難緑地等の整備

港湾・漁港施設は、緊急輸送ネットワークの結節点として重要な役割を担うことから、緊

急物資の保管、背後地への緊急物資の輸送基地として防災拠点緑地・避難緑地の整備に努める。

### (3) 企業（事業所）等事業所の役割

港内・池港内にある企業（事業所）等事業所は、風水害発生に備え緊急時の避難や防災活動の円滑な対応が図られるよう、関係機関、企業等相互の協力的体制、情報、連絡系統を確立するものとする。

## 第18節 土砂災害予防

【本所】市民生活課防災安全課、土木課、農山漁村振興課、都市計画課、建築課

【庁舎】総務企画課、建設環境建設事務室、産業課

【関係機関】

- ・県（森林課、河川砂防課、庄内総合支庁建設部）
- ・庄内森林管理署、新庄河川事務所
- ・山形県砂防ボランティア協会、治山防災ヘルパー、（社）山形県建設業協会鶴岡支部

### 1 計画の目的

市は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策を推進する。土砂災害警戒区域等を住民に周知し、警戒避難体制の整備を図る。

<達成目標>

地すべり・がけ崩れ、土石流による災害の防止するため、各事象に対する対策施設の整備による安全確保を推進する。

また、市は、土砂災害警戒区域ごとに、前兆現象や避難経路、情報の収集伝達手法等の警戒避難体制等を記載した土砂災害マップの作成配布等により住民市民へ周知する。

### 2 各主体の役割及び業務の内容

#### (1) 市の役割

##### ① 市民への土砂災害危険箇所等の事前周知

土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備として、警戒区域毎に土砂災害危険箇所等を土砂災害マップ等により市民へ周知する。また、土砂災害の前兆現象、避難方法等についても市民へ周知する。

##### ② 情報伝達体制の整備

ア 市民の避難のための情報伝達体制を整備する。

イ 緊急時の伝達媒体である防災行政無線等の整備に努める。

##### ③ 土砂災害警戒区域等における警戒避難体制の整備の推進

山形県土砂災害情報システムにより、土砂災害警戒区域等ごとに情報の収集を行う。避難勧告等の避難情報、予警報の発令の伝達経路は、第3章第6節「気象情報等の収集・伝達」に定める。避難、救助、その他必要な警戒避難体制に関する事項については、本編のそれぞれの対策で定めるとともに、その事項を土砂災害マップ等に記載、配布し、市民に周知するよう努める。



④住宅の移転促進

各種制度の活用により、人命、財産等を土砂災害から守るため、必要となる住宅の移転促進を図る。

⑤危険箇所の調査・点検

市は、地すべり、がけ崩れ及び土石流等の危険箇所について、地理的・社会的変化に対応できるよう、土砂崩壊発生の原因となる山腹、渓流及び斜面の状況を、地形・地質等を含め総合的かつ定期的に調査点検し、その危険度を把握する。特に、学校・病院及び福祉施設等とその地域を含む危険箇所の調査点検を重視する。

鶴岡市土砂災害危険区域危険箇所数

地域 地名	急傾斜崩落危険区域				危険種別		
	地区名	箇所数	危険住宅		地すべり	崖くずれ	土石流
			戸数(戸)	人口(人)			
鶴 岡	湯野浜	7	138 114	326 294	0	7	4
	加茂	11	142 124	434 366	0	11	5
	由良	3	87 83	266 249	0	3	0
	三瀬	5	26 21	74 60	0	5	3
	小堅	8	26 61	246 290	1	7	1
	西郷	2	8 7	47 15	0	2	0
	大山	5	64 43	180 158	0	5	1
	上郷	23	106 176	300 627	2	22	9
	大泉	9	44 69	254 270	1	8	2
	田川	15	116 104	420 375	6	9	6
	湯田川	7	84 69	273 227	2	6 7	2
	黄金	4	20 19	96 76	1	4	1
	小計		99	494 895	2,336 2,917	13	89 90
藤島	5		68	294	0	0	5
羽黒	4		26	118	1	3	3
榎引	9		20	83	1	1	7
朝日	91		508	2,117	7	26	58
温海	68		661	2,538	14	53	22
合計		276	2,277	8,475	36	172	130

※平成18年3月31日(平成24年4月)現在

⑥土砂災害警戒区域等における法指定

土砂災害警戒区域等について、対策工事の施工、一定行為の禁止・制限を行うための関係法にもとづく指定を図及び県に対し働きかける。

法律法令名	適用指定箇所名
砂防法	砂防指定地
地すべり等防止法	地すべり防止区域
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(土砂災害防止法)	土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域
森林法	保安林
建築基準法	災害危険区域
宅地造成等規正法	宅地造成工平規制区域 造成地陥没区域

⑦砂防施設

老朽化し、現行の設計基準を満たしていない砂防ダムや新規指定された箇所について、国及び県に対し整備促進を働きかける。

⑧地すべり防止施設

緊急度の高い危険箇所から順次計画的に整備要望するものとし、表面水・浸透水・地下水の排除や柵杭等による防止工事の促進を図及び県に対し働きかける。また、地すべり防止区域内の禁止及び制限行為の監視を強化するとともに、県と連携し防止施設の点検を定期的に実施する。

⑨急傾斜地崩壊防止施設

要対策箇所が多く整備率が低いことから、重点的な施設の整備促進を図及び県に対し働きかける。また、市の補助事業「地すべり等危険地域小規模急傾斜地崩壊防止事業」を設け危険箇所の安全を図る。

⑩山地災害の予防

山地の災害予防のため、治山施設等の整備促進を図及び県に対し働きかける。

ア 森林及び山地に起因する災害を防止するため、重要な森林を保安林に指定するとともに、指定保安林の保全に努める。

イ 山地災害危険区域において、森林組合と連携し定期的な点検・調査を実施し、危険性の高い地区については、治山施設、地すべり防止施設の整備を計画的に進める。また、既存施設について、定期的に現地調査を実施し必要に応じ修繕等を行う。

ウ 市は、被害発生が予想される箇所について、必要に応じて土地所有者に防災措置について指導する。

⑪災害時要援護者に対する配慮

ア 平時から災害時要援護者の居住実態を把握しておく。また、避難時の移動困難を考慮し、地域の自主防災組織と連携した警戒避難体制を構築する。

イ 平時から避難所の管理者や地域の防災リーダーと併せて、災害時要援護者関連施設の管理者や地域の福祉担当者に対し土砂災害に関する啓発を行う。

ウ 市は、土砂災害警戒区域内に存する災害時要援護者が利用する施設については、当該施設の利用者の円滑な警戒避難行われるよう、土砂災害に関する情報、予報及

び警報の伝達方法を構築するものとする。

(2) 県の役割

- ア 山地に起因する土砂災害防止対策の実施
  - ・保安林の指定及び整備
  - ・治山施設の整備
- イ 砂防事業の実施
- ウ 増すべり対策事業の実施
- エ 急傾斜地崩壊対策事業の実施
- オ 土砂災害危険箇所等の調査及び情報提供
- カ 土砂災害関連情報システムの整備
- キ 情報伝達体制の整備
- ク 住宅の移転促進
- ケ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進
  - ア 基礎調査の実施
  - バ 緊急調査の実施及び土砂災害緊急情報提供に係る実施体制の確立
  - ヒ 土砂災害警戒区域等の指定
  - ヘ 土砂災害特別警戒区域における対策
    - ・住宅毛地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可
    - ・建築基準法に基づく建築物の構造規制
    - ・土砂災害時に著しい損傷が生じる建築物に対する移転等の勧告
    - ・勧告等による移転者への融資、資金の確保
    - ・土砂災害特別警戒区域の指定
- コ 増すべり防止区域の監視業務委託
  - ア 専門技術ボランティア等の活用
  - バ 治山防災ヘルパーの活用
- サ 山形県砂防ボランティアとの連携
- シ 緊急用資機材の確保
- ス 地盤沈下の防止

(3) 防災関係機関の役割

災害発生時における応急対策活動の円滑を図るため、平時から応急復旧用資機材の備蓄に努めるものとする。

(4) 市民・企業（事業所）等の役割

①市民の役割

市民は、平時から土砂災害の前兆現象に注意をはらい、前兆現象を確認した時は、差滞なく県、市、消防署、警察署等へ連絡するものとする。また、土砂災害危険箇所等及び避難路・避難所について位置を把握しておくとともに、自主防災組織の一員として、日頃から災害対

応ができる間柄の形成に努めるものとする。

②地域の役割

地域ぐるみの災害対応が適切に行えるように、自主防災組織をつくり、避難訓練等の活動に努めるものとする。

③企業（事業所）等の役割

宅地開発を行う者は、災害危険区域、地すべり防止区域等の開発行為に該当でない区域は、開発計画には含めないものとする。

項目	内容	備考
1	土砂災害警戒区域等の指定	
2	土砂災害特別警戒区域における対策	
3	増すべり防止区域の監視業務委託	
4	山形県砂防ボランティアとの連携	
5	緊急用資機材の確保	
6	地盤沈下の防止	
7	土砂災害危険箇所等の調査及び情報提供	
8	土砂災害関連情報システムの整備	
9	情報伝達体制の整備	
10	住宅の移転促進	
11	急傾斜地崩壊対策事業の実施	
12	砂防事業の実施	
13	保安林の指定及び整備	
14	治山施設の整備	
15	増すべり対策事業の実施	
16	緊急調査の実施及び土砂災害緊急情報提供に係る実施体制の確立	
17	基礎調査の実施	
18	住宅毛地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可	
19	建築基準法に基づく建築物の構造規制	
20	土砂災害時に著しい損傷が生じる建築物に対する移転等の勧告	
21	勧告等による移転者への融資、資金の確保	
22	土砂災害特別警戒区域の指定	
23	専門技術ボランティア等の活用	
24	治山防災ヘルパーの活用	
25	山形県砂防ボランティアとの連携	
26	緊急用資機材の確保	
27	地盤沈下の防止	

## 第19節 河川・海岸災害予防

【本所】 本県生活圏防災安全課、土木課、農山漁村振興課 【庁舎】 総務企画課、建設環境建設事務室

### 【関係機関】

- ・ 県（河川砂防課、交通政策課、農林水産部）
- ・ 酒田河川国道事務所、山形地方気象台、酒田測候所
- ・ (社)山形県建設業協会鶴岡支部

### 1 計画の目的

市、県及び国は、洪水、高潮又は波浪による浸水や溢水の被害発生を防止するため、河川法、海岸法、その他関係法令の定めるところにより、河川改修、洪水予防施設の整備、海岸保全施設の整備等を計画的に行う。

#### <達成目標>

市、県及び国は、河川改修、洪水予防施設の整備、海岸保全施設の整備等を計画的に行い、市民の安全確保を図る。

また、市は、洪水ハザードマップ（浸水想定図や避難地図）の作成、配布等により、堤防の決壊時の浸水区域や浸水深と避難場所を市民へ周知する。

## 2 各主体の役割及び業務の内容

### (1) 市の役割

#### ① 洪水への防災対策

##### ア 施設及び災害危険箇所の点検、調査等

- 各施設の点検要領に基づき、県と連携し安全点検を実施するとともに、市が管理する施設については、必要な補修等を計画的に実施する。
- 市街地への浸水による二次災害を考慮し、内水対策について検討する。
- 災害危険箇所を県と連携し定期的に調査を行う。

##### イ 河川管理施設及び災害危険箇所の点検、調査、整備

- 各施設の点検要領に基づき、県と連携し安全点検を実施する。
- 必要に応じ、施設等の整備を計画的に推進する。
- 災害危険箇所を県と連携し定期的に調査を行う。
- 河床規制等による河道及び海岸整備を計画的に推進する。

#### ② 洪水への減災対策

##### ア 水防体制の整備

市は、水防管理団体として、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有することから、当該区域における水防計画を策定し、水防団、水防管理団体の水防組織を整備するものとする。水防計画には、水防資機材の保有状況、応援要請先及びその手続きに関する資料を掲載する。

##### イ 水防活動用資機材の備蓄

迅速な応急活動を行うため、水防倉庫に水防活動用資機材の備蓄を行うとともに、適切な維持管理を行う。

##### ウ 河川情報の収集

河川情報システムにより的確な情報収集を行う。

##### エ 災害時要援護者利用施設への情報伝達体制の整備

市は、災害時要援護者が利用する施設については、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図られるよう、洪水予報、避難判断水位又は特別警戒水位到達情報を伝達する。

##### オ 警戒避難体制の整備

洪水ハザードマップ等により避難所を市民に周知するとともに、市民の避難のための連絡体制の整備をはじめ、必要な警戒避難体制を構築する。また、緊急時の伝達媒体である防災行政無線等を整備するなど情報伝達体制を整備する。

##### カ 市民の防災意識向上に向けた啓発

防災情報の収集方法や洪水ハザードマップなどの活用方法等について広報し、市民の防災意識の向上を図る。

##### キ 市民の防災意識の向上

- 洪水ハザードマップの配布
- 洪水予報河川、水防警戒河川及び水位周知河川の周知
- 防災情報提供の充実
- ダム放流警報スピーカーによる避難情報の広報
- 防災意識の向上に向けた啓発
- 学校教育等との連携による防災教育の推進

#### ③ 災害時要援護者に対する配慮

市は、浸水想定区域内の災害時要援護者施設については、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難確保が図られるよう、洪水予報、避難判断水位又は特別警戒水位到達情報の伝達方法を定める。

#### ④ 積雪地域での対応

市は、河道内の堆雪により融雪時の浸水被害の発生のおそれある河川については、事前に河川除雪を行うものとする。

## (2) 河川・海岸施設の管理者の役割

### ① 洪水への防災対策

- ア 施設及び災害危険箇所の点検、調査等
- イ 河川管理施設の整備
  - ア 内水被害に対応するための排水機器の設置や可搬式ポンプの配備
  - バ 防災調整池や雨水貯留等の流域対策の検討
  - ウ 下水道施設による雨水排除対策
- エ 臨時ヘリポートの確保

### ② 洪水への減災対策

- ア 水防体制の整備
  - ア 水防計画の策定
  - イ 緊急用の水防資機材の確保
  - ウ 情報管理手法の確立
  - エ 重要水防箇所の調査及び水防管理団体との合同巡視
- イ 防災体制の充実
  - ア 河川防災情報システムの機器更新整備
  - イ 河川情報の共有化
  - ウ 防災意識の向上
    - ア 洪水ハザードマップの作成支援
    - イ 水防警報河川及び水位周知河川の拡充
    - ウ 洪水予報河川の拡充
    - エ 防災情報提供の充実
    - オ ダム放流警報スピーカー設置箇所及び警報音の周知
    - カ 防災意識の向上に向けた啓発
    - キ 学校教育等との協力による防災教育の推進
- エ 河川管理施設（堤防等）の機能の維持向上
  - ア 堤防等の点検強化
  - イ 河川巡視の強化

### ③ 高潮や波浪への防災対策

- ア 海岸保全区域、災害危険箇所の点検
- イ 低地における海岸堤防の整備

### ④ 高潮や波浪への減災対策

- ア 水防体制の整備
  - ア 緊急用の水防資機材に確保
  - ウ 情報管理手法の確立
  - エ 重要水防箇所の調査及び水防管理団体との合同巡視

## (3) 市民・企業（事業所）等の役割

### ① 市民の役割

市民は、平時から堤防や護岸などの河川管理施設や海岸保全施設に漏水や亀裂などの前兆現象に注意をはらい、前兆現象を確認したときは、遅滞なく県、市、消防署、警察署へ連絡するものとする。また、洪水ハザードマップ等により避難経路や避難所について確認しておくものとする。また、洪水、高潮又は波浪時において、水防団等から協力要請があった場合は、水防活動に協力するものとする。

### ② 地域の役割

地域ぐるみの災害対応が適切に行えるように、自主防災組織をつくり、洪水、高潮又は波浪を想定した避難訓練等を実施するものとする。

### ③ 企業等（事業所）等の役割

各事業所等は、災害時における応急対策活動の円滑を図るため、平時から応急復旧資機材の整備、備蓄に努めるものとする。

## 第20節 農地・農業用施設等の災害予防

【本所】農山漁村振興課、農政課 【庁舎】産業課

【関係機関】

- ・県（農林水産部）
- ・土地改良区、農業協同組合、施設管理者、農業者、山形県土地改良事業団体連合会

### 1 計画の目的

農地・農業用施設等の災害の未然防止と被害防止のため、洪水防除、ため池等整備、中山間地における農地の保全等を防災上の観点からの緊急度、影響度等を考慮して計画的な整備を推進するとともに、公益的機能を果たしている農業用施設の適正な維持管理体制の整備、強化を図るものとする。

#### <達成目標>

各施設管理者は、平時から農地・農業用施設等の定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備を行い、風水害の発生のおそれがある場合には、過去に被害が生じた箇所や主要構造物、土砂災害危険箇所等の点検、監視を行い、安全を確保するものとする。

用排水施設管理者は、洪水、高潮の発生が予想される場合には、ダム・ため池、頭首工、排水機場、水門等の適切な操作を行うものとする。また、その操作にあたり、危害を防止するため必要があると認めるときは、あらかじめ、必要な事項を市及び警察署に通知するとともに住民に周知させるものとする。

## 2 各主体の役割及び業務の内容

### (1) 市の役割

#### ① 土地改良区等との連絡体制の整備

土地改良区等から被害発生の情報が入ったときには、その情報が速やかに関係機関に報告されるよう、また、市から土地改良区等への伝達等が確実に伝わるよう緊急連絡体制を整備する。

#### ② 気象等情報の収集・連絡

最大時間雨量、最大24時間雨量、連続雨量等の気象情報や洪水発生の有無等の被害情報の収集・連絡を迅速に行う体制を整備する。

#### ③ 施設の点検

ため池、地すべり危険箇所等のパトロールを実施し、危険と認められる箇所については、関係機関等へ連絡、連携し適切な避難誘導を実施できる体制を整備する。

#### ④ 住民避難体制の整備

豪雨により農業用施設等が被災した場合に、地域住民の生命・身体、住居等に被害を及ぼす可能性のある箇所については、ただちに避難できるように事前の連絡体制の構築や、応急措置を講ずることができるようにする。

### (2) 県の役割

#### ① 市との連絡体制の整備

市から被害発生の情報が入ったときには、その情報が速やかに関係機関に伝達されるよう、また、県から市への伝達等が確実に伝わるよう緊急連絡体制を整備する。

#### ② 気象等情報の収集・連絡

最大時間雨量、最大24時間雨量、連続雨量等の気象情報や洪水発生の有無等の被害情報の収集・連絡を迅速に行う体制を整備する。

#### ③ 施設の点検

警報等が発表され災害が発生する危険が予想される場合は、パトロールを実施し、県営事業実施中の施設、県管理施設、地すべり防止施設等の緊急点検を行う体制を整備する。また、必要に応じて市と連携し危険ため池等の緊急点検を行う体制を整備する。危険と認められる箇所については、関係機関等への連絡、住民に対する避難のための勧告・指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施する体制を整備する。

### (3) 土地改良区・施設管理者等の役割

#### ① 市との連絡体制の整備

関係農家等から被害発生の情報が入ったときには、その情報が速やかに市に報告されるよう、また、土地改良区・施設管理者等から市への伝達等が確実に伝わるよう緊急連絡体制を整備するものとする。

#### ② 気象等情報の収集・連絡

最大時間雨量、最大24時間雨量、連続雨量等の気象情報や洪水発生の有無等の被害情報の収集・連絡を迅速に行う体制を整備するものとする。

#### ③ 施設の点検

警報等が発表され災害が発生する危険が予想される場合は、パトロールを実施し、ため池、地すべり危険箇所等の緊急点検を行う体制を整備する。危険と認められる箇所については、関係機関等へ連絡、住民に対する避難のための勧告・指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施するものとする。

## 第21節 建築物等災害予防

【本所】土木部、消防防災安全課、建築課、都市計画課、教育委員会、消防本部

【庁舎】総務企画課、建築環境建設事務室、教育委員会事務室

【関係機関】

- ・県（総合防災センター、総務部、環境部、土木部、上整備課、病院局）、県教育委員会、警察本部
- ・市民、企業（事業者）等事業所、学校、病院、社会福祉施設

### 1 計画の目的

災害による建築物の被害の未然防止、軽減を図り、防災上重要な建築物及び一般建築物の適切な維持管理に努めるとともに、民間の建築物等については、所有者に対し災害予防の適切な指導・助言に努める。

＜達成目標＞

建物の被災対策を行うことは、物的被害を軽減させ、何よりも人命を救うことにつながる。ことから、市民に対し、自宅の改修を行う際において県及び市の補助制度等の利用を周知し、耐災率の向上を図る。また、小・中学校等の校舎、体育館の耐災化を推進し、安心して避難できる環境づくりを進める。

### 2 各主体の役割及び業務の内容

#### (1) 市の役割

##### ① 防災上重要な建築物の災害予防推進対策

- ア 災害対策本部が設置される施設（庁舎等）
- イ 医療救護活動に従事する機関の施設（病院）
- ウ 応急対策活動に従事する機関の施設（消防署、庁舎等）
- エ 避難者の収容施設（学校、体育館等）
- オ 社会福祉施設等（特別養護老人ホーム、身体障害者福祉施設等）

##### ② 防災対策

①に掲げた建築物は、災害時の応急対策及び避難場所として重要であるばかりでなく、復興活動における拠点施設としての機能を確保する必要があるため、次に示す防災対策に努める。

- ア 建築物及び建造物の安全確保  
施設設置者は、法令で定める技術基準を遵守し、災害に強い施設づくりに努める。
- イ 防災設備等の整備  
施設管理者は、防災措置を実施し、防災機能の強化に努める。
  - a 飲料水の確保

- b 非常用電源の確保
- c 配管設備類の耐震化
- d 消防・防災用設備等の充実
- e 情報・通信システム等の耐震性能の向上等
- f 災害時要援者者に配慮した施設、設備の整備

##### ウ 防災設備の充実施設の維持管理

施設管理者は、法令点検等の台帳整備を図り、日常点検の励行に努めるとともに、建設時の図面等の整理保管に努める。

- a 法令に基づく点検等の台帳
- b 建設時の図面及び防災関連図面
- c 施設の維持管理の手引き

##### ③ 不特定多数の者が利用する建築物に対する災害時体制等の整備

市及び関係機関は、建築物等の災害時に備えて、整備すべき体制及び防災設備等の維持管理に係る事項について指導・助言に努める。

- ア 災害時の混乱防止のための、各種通信手段の活用による迅速かつ正確な情報収集伝達体制整備
- イ 不特定多数の人を避難誘導するための体制の整備
- ウ 避難誘導に当たるとる施設従業員等の教育訓練及び商業ビル各テナントによる避難等の連携の徹底
- エ 災害時に利用者等の心理的不安を除去・軽減するための、効果的な広報の徹底
- オ 当該施設の管理実態を把握するための、防災設備等の日常点検の励行
- カ 個々のテナントに対する、災害発生時の通報連絡・避難誘導体制等の一層の徹底

##### ④ 一般建築物の災害予防

市は、必要に応じ、関係機関と協力し、建築物等の安全性を向上させるため、次の事項について指導・助言に努める。

- ア 不特定多数が使用する建築物の安全確保  
必要により防災査察を行い、その結果に応じ指導・助言を行う。
- イ 著しく劣化している建築物の安全確保  
防災パトロール等の機会を利用し、防災点検の必要性を啓発する。
- ウ 建築物の窓ガラスや看板等の落下物等による災害防止についての安全確保  
建物の外壁に設けられた、窓ガラス、看板、空調機等の強度による落下並びに断線などによる災害を防止するための安全確保の指導、啓蒙を行う。
- エ 水害常用地や地階を有する建築物の水害対策についての指導  
床上浸水等の災害を回避するため、予想される浸水位以上の盛土、基礎高の確保、又は床下浸水を防止する防止板等の設置の指導を行う。また、地下街等の浸水被害を防止するため、建築物の開口部に防水扉、防水板などを整備するよう指導を行う。また、避難路や救助のための出入口の設置・確保等について必要な措置を講じるよう指導を行う。
- オ 土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域、その他危険区域等における安全確保



の指導

土砂災害防止法及び条例等の規定に基づき、土砂災害特別警戒区域等における既存不適格建築物の移転促進及び建築、又は宅地開発を行う者に対し、建築制限等についての指導を行う。

⑤災害時要援護者に対する配慮

- ア 防災上重要な建築物のうち、特に避難者の収容を行う施設においては、要援護者のエレベーター化や昇降機が故障した際の設置等、災害時要援護者に配慮した施設、設備を整備する。
- イ 不特定多数の人が出入りする多様な施設においては、災害時要援護者を避難誘導するための体制の整備や、避難誘導に当たたる施設従業員等の教育訓練及び商業ビルにおける各テナントによる避難の連携等の徹底を図る。

⑥消防本部

防災上重要な建築物の災害予防推進対策や一般建築物の安全確保対策の実施に際し、専門分野から必要な指導・助言等を行う。

(2) 県の役割

①防災上重要な建築物の災害予防推進対策

- ア 県が設置・管理する建築物について防災対策を推進する。
- イ 市、事業者等が設置・管理する建築物について、計画の方針に定める防災対策を推進するよう指導・助言を行う。

②一般建築物の安全確保対策

所有者や管理者等に建築物の計画の方針に定める指導等を行う。

(3) 市民・企業（事業所）等の役割

①個人や家庭の役割

自己の居住する住宅等の建築物の維持・保全に努めるとともに、県や市の指導・助言を参考に安全性の向上を図るものとする。

②町内会等組織の役割

地域住民等は、地域内で著しく劣化している建築物や、落下物の発生する恐れのある建築物、倒壊の危険のあるブロック塀等の把握に努め、県や市の指導助言を参考としながら地場の安全性の向上に係る啓蒙に努めるものとする。

③企業（事業所）等事業者の役割

- ア 防災上重要な建築物の管理者は災害予防に必要な措置を講じるとともに、適正な維持・保全を図るものとする。
- イ 自己の管理する建築物の維持・保全に努めるとともに、県や市の指導・助言を参考に安全性の向上を図るものとする。

# 第22節 鉄道の風水害対策

【実施主体】 東日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社

【本所】 中部生活圏防災安全課、地域復興課 【庁舎】 総務企画課

【関係機関】

・ 県（総合防災準備協議会、交通政策課）

## 1 計画の目的

東日本旅客鉄道（株）、日本貨物鉄道（株）（以下、各鉄道事業者）は、風水害等が発生した場合、被害を最小限にとどめ、旅客及び貨物の安全を確保するため、それぞれの事業規模に応じた防災体制等の確立を図る。

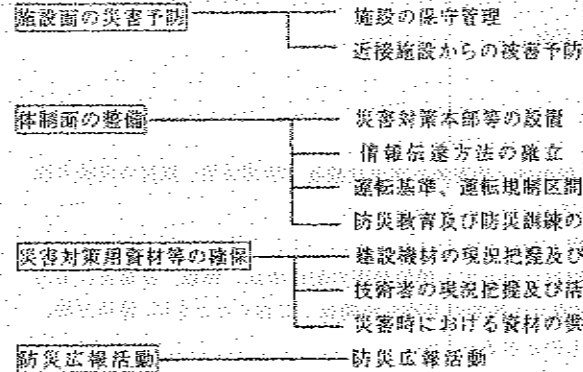
<達成目標>

施設の保守管理等の計画を定め、減災対策に取り組むとともに、県・市との緊急な連絡体制及び部内横断的関係の情報伝達を定め、必要な訓練を実施するものとする。

## 2 各主体の役割及び業務の内容

### (1) 各鉄道事業者の役割

#### ①計画の体系



#### ②施設面の災害予防

##### ア 施設の保守管理

土木建造物の被害が予想される高架橋、橋梁、盛土、トンネル等の定期検査を行い、その機能が低下しているものは補強、取替等の計画を定めるものとする。

##### イ 近接施設からの被害予防

線路に近接する施設等の落下、倒壊による線路への被害を防止するため、関係官公庁、

施設関係者に施設整備及びその推進を要請するものとする。

### ③体制面の整備

#### ア 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定めるものとする。

#### イ 情報伝達方法の確立

ア 防災関係機関、地方自治体との緊急な連絡及び部内機関相互間の情報伝達を円滑に行うために、次の通信設備を整備するものとする。

- ・ 緊急連絡用電話
- ・ 指令専用電話
- ・ ファクシミリ
- ・ 列車無線
- ・ 携帯無線機等

イ 風速計、雨量計、水位計、積雪計を整備するとともに、情報の伝達方法を定めるものとする。

#### ウ 運転基準、運転規制区間の設定

災害等発生時の運転基準、運転規制区間をあらかじめ定め、発生時にはその強度により運転規制等を行うとともに、安全確認を行うものとする。

#### エ 防災教育及び防災訓練の実施

関係者に対し次の事項について防災教育を行うとともに、必要な訓練を実施するものとする。

- ア 災害発生時の旅客の案内
- イ 避難誘導等混乱防止対策
- ウ 緊急時の通信確保・利用方法
- エ 旅客対策等
- オ 関係者の非常参集

### ④災害対策用資材等の確保

早急な運転再開を図るため、建設機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておくものとする。

#### ア 建設機材の現況把握及び運用

復旧作業に必要な応急建設機材について、関係箇所の配置状況、種類、数量及び協力が得られる部外関係機関、関係協力会社等の手持ちを調査しておくとともに、借用方法、運用方法について定めておくものとする。

#### イ 技術者の現況把握及び活用

復旧作業に従事する技術者等の技能程度、人員、配置状況を把握しておくとともに、緊急時に対応できる関係会社の状況も併せて把握しておくものとする。

#### ウ 災害時における資材の供給等

災害時における資材の供給については、災害用貯蔵品の適正な運用を図るとともに、必要ときは関係協力会社から緊急調達する等迅速な供給体制を確立するため、あらかじめ定めておくものとする。

### ⑤防災広報活動

各鉄道事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立するものとする。

### (2)市・県の役割

#### ア①連絡体制の整備

市及び県は、あらかじめ連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくものとする。

## 第23節 放送事業者の予防対策

【実施主体】放送事業者

【本所】中核生活課防災安全課、総務課 【庁舎】総務企画課

### 1 計画の目的

放送は、風水害等の災害発生時において、避難準備情報や勧告、指示など、鶴岡市が発表する避難情報に基づき、被害状況、応急対策の実施状況及び災害時に住民の取るべき行動などを迅速に広範囲に伝達するとともに、パニックなどの社会的混雑を最小限に食い止めるなど、応急対策上極めて重要な役割が期待されている。県内各放送機関は、各局の防災に関する業務計画等の定めるところにより、放送電波の確保、放送施設の防護復旧のため、防災対策の推進と防災体制の確立を図るものとする。

#### <達成目標>

放送事業者は、日常における防災体制の整備を図るとともに、災害時の放送の責務を果たすため、安全確保と体制の整備、十分な機材の保全及び情報の取材など災害報道ができるよう、平常時における準備、非常時を想定した指揮体制の整備を図るものとする。

### 2 各主体の役割及び業務の内容

#### (1) 災害対策計画の策定

災害に備え、次の事項を内容とする災害対策計画を策定し、防災対策の充実を図る。

- ア 消耗品・機材等の備蓄及び緊急物資・機材の入手ルートの確立
- イ 停電に備えた自家発電機等非常用電源及び非常用自家発電機の燃料供給先の確保
- ウ 中継回線状態の把握
- エ 各種無線機等の伝搬試験の実施
- オ 仮演習所及び仮設送信所設置場所の調査選定
- カ 非常持出機器及び書類の指定
- キ 交通路の調査
- ク 電力会社、警察庁、国土交通省<sup>一</sup>及び非常通信協議会等の利用しうる通信回線の調査
- ケ 災害時における放送事業の継続に関すること

#### (2) 防災体制の整備

##### ① 防災体制の確立

災害発生時における放送確保が可能となるよう、初動体制、各部署・各人の役割分担、責任体制及び情報連絡体制並びに災害対策本部の設置等について明らかにし、「防

災対策マニュアル」として定めておくものとする。

##### ② 防災教育・防災訓練の実施

防災対策マニュアルを周知徹底する等により、職員に対する防災知識の啓発に努めるとともに、防災訓練を実施し又は県・市町村の実施する防災訓練に参加することにより、実践的な対応力の向上に努めるものとする。

## 第24節 ライフライン強化対策（電話）

【実施主体】東日本電信電話株式会社山形支店等電気通信事業者  
【本所】東北生活圏防災安全課、情報企画課 【庁舎】総務企画課

### 1 計画の目的

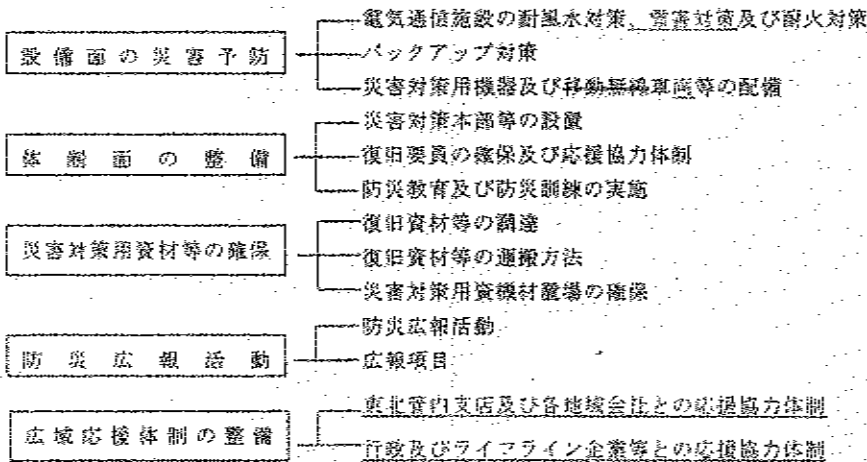
東日本電信電話株式会社山形支店等電気通信事業者（以下「電気通信事業者」という。）は、電気通信事業の公共性から災害時においても、重要通信を確保できるように日ごろから設備自体を強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備の設計、設置を図るとともに、通信が途絶したり、麻痺したりしないよう、通信網の信頼性の向上を促進するものとする。

#### <達成目標>

電気通信事業者は、電気通信設備の公共性にかんがみ、災害時においても重要通信を確保できるように、平常時から設備自体を物理的に強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備の設計、設置を図るものとする。また、直接被害を受けなかった都市相互間の通信が途絶したり麻痺したりしないよう、通信網についてシステムとしての信頼性の向上に努めるものとする。

### 2 各主体の役割及び業務の内容

#### ①計画の体系



### ②設備面の災害予防

#### ア 電気通信施設の耐風水対策、雷害対策及び耐火対策

##### a 通信建物及び電気通信設備等の風水害対策

通信建物、鉄塔設備、電気通信設備、電力設備（エンジン、バッテリー）等について劣化に併せて修理、点検等の改修を実施するものとする。

##### b 設備の耐震構造化

通信線路の地中化の推進、電柱の長尺化及び積雪、寒冷地用の屋外線への取替整備等施設の雷害対策を図るものとする。

##### c 耐火構造

火災に備えて、電気通信設備等については、耐火構造化を図っているが、必要に応じて機能改修等を実施するものとする。

#### イ 電気通信事業者の電気通信システムの信頼性向上

風水害等における通信の確保を確保、確保するため、通信網においてシステムの信頼性の向上を促進するものとする。災害が発生した場合においても通信を確保するため、次のとおり通信網の整備を行う。

a 主要な送電線路の二重化、三重化、多回線化による送電網の信頼性の向上を図る。また、今般も再動的に整備を促すものとする。また、重要な送電線を多回線化を図る。また、今般も再動的に整備を促すものとする。

b 電気通信設備監視制御システムの分散設置による代替監視システムの整備。また、重要な送電線を分散設置すること。

c 分散型、伝送、配線システム等、ソフトウェアの分散化実施。通信システムの地中化を推進すること。

d 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を改修すること。

e 重要加入者については、当該加入者との協議により、加入者系伝送路の信頼性を確保するため、ゼロ化を推進すること。

#### ウ 災害対策用機器及び移動無線車両等の配備

主要拠点ビル等に災害対策用機器等を配備し、必要により増設及び新設置等を行うものとする。また、災害発生時において通信を確保し、又は被災箇所を迅速に復旧するために、あらかじめ次の機器及び車両等を配備する。

a 災害対策用無線機、非常用無線機

b 可搬型移動無線機、非常用無線機、可搬型非常用無線機

c 非常用電源装置、非常用電源装置、非常用電源装置

d 応急ケーブル

e その他応急復旧用諸装置

### ③体制面の整備

日常における防災準備体制の整備を図るとともに、災害時の防災活動を安全かつ迅速に遂行するため、社員と関係社員が迅速かつ適切に防災業務を遂行できるよう、風水害に関する教育及び災害復旧に必要な防災訓練を企画し実施するほか、市、県が実施する防災訓練に積極的に参加し、又はこれに協力するものとする。

ア 災害対策本部の設置

災害対策本部等の設置基準に従い規模に応じた体制をとり、設置場所の明確化及び予め定められた規模以上の災害発生時における出社体制と、本部長不在時の代行副長により責任体制を明確にしておくものとする。

イ 情報連絡室の設置

- ア 情報連絡室の設置
- イ 非常災害警戒本部の設置
- ロ 災害対策本部の設置

イ 復旧要員の確保及び応援協力体制

- ア 全社体制による応急復旧部隊、本格復旧部隊等の非常招集
- イ 電気通信事業者等関連会社による応援
- ロ 工事請負会社の応援

ウ 防災教育及び防災訓練の実施

- ア 災害対策本部等による災害時における各社員の行動及び連絡方法を明確にし、情報伝達訓練及び緊急呼び出し訓練、安否確認訓練の実施により、防災業務の浸透を図るものとする。
- イ 防災関係者等を講師とする講習並びに研修の実施及び各種講習会に参加するものとする。
- ロ 県、市が実施する防災訓練に積極的に参加、又はこれに協力するものとする。

④災害対策用資材等の整備

災害発生時の通信を確保し、電気通信設備を迅速に復旧するため、災害復旧資材等を主要拠点への配備充実を図るものとする。

ア 復旧資材等の調達

- ア 各種ケーブル類、電柱等の復旧資材及び工事用機材
- イ 電気通信設備の予備パッケージ等

イ 復旧資材等の運搬方法

状況に応じた運搬方法を確保し、必要によりヘリコプターの空輸を行うものとする。

ウ 災害対策用資材置場等の確保

災害時において、必要により災害対策用資材置場、臨時ヘリポート及び仮設用地等を確保するものとする。この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体に依頼して迅速な確保を図るものとする。

⑤災害時広報活動

風水害によって電気通信サービスに支障を来した場合又は利用の制限を行った場合は、正確かつ速やかに広報活動を行うため、関係部門との連絡体制や連絡ルート の整備を図り、基礎データ等を事前に準備しておくものとする。

ア 災害時広報活動

- ア 広報車での呼びかけ
- イ テレビ、ラジオ及び新聞掲載等を通じての広報
- ロ インターネットを通じての周知広報項目

イ 広報項目

- ア 被害状況、復旧見込み

ロ 特設無料公衆電話設置場所の周知

⑥広域応援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、電気通信事業者の防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、被災支店と連携して迅速な災害復旧を可能とするよう、平常時から予め措置方法を定めておくものとする。

## 第25節 ライフライン強化対策（携帯電話）

【実施主体】携帯電話事業を行う電気通信事業者（株式会社NTTドコモ東北北出支店等）

【本所】本県生活防災安全課 規制企画課 【庁舎】総務企画課

### 1 計画の目的

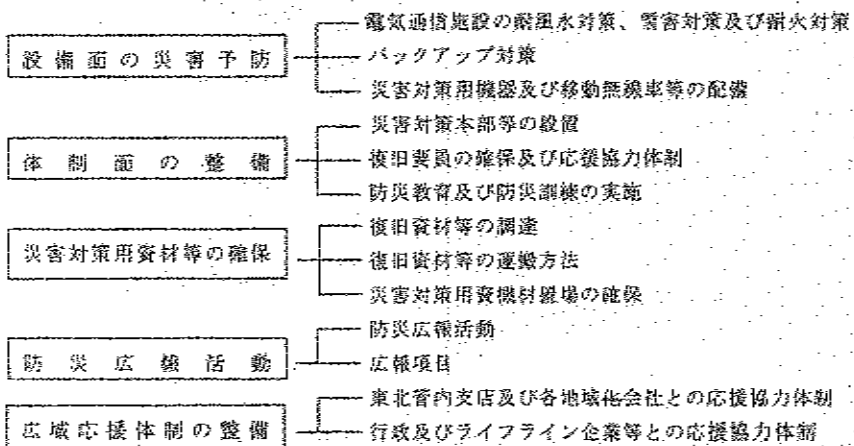
携帯電話事業を行う電気通信事業者は、電気通信事業の公共性から災害時においても、重要通信を確保できるよう日ごろから設備自体を強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備の設計、設置を図るとともに、通信が途絶したり麻痺したりしないよう、通信網の信頼性の向上を促進するものとする。

#### <達成目標>

携帯電話事業を行う電気通信事業者は、電気通信設備の公共性にかんがみ、災害時においても重要通信を確保できるよう、平常業務から設備自体を物理的に強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備の設計、設置を図るものとする。また、直接被害を受けなかった都市相互間の通信が途絶したり麻痺したりしないよう、通信網についてシステムとしての信頼性の向上に努めるものとする。

### 2 各主体の役割及び業務の内容

#### ①計画の体系



#### ②設備面の災害予防

- ア 電気通信施設の耐風水対策、雪害対策及び耐火対策
- ア 通信建物及び電気通信設備等の風水害対策
    - 通信建物、鉄塔設備、電気通信設備、電力設備（エンジン、バッテリー）等について、防風水対策及び防錆対策を施してきたが、今後も設備の劣化に併せて修理、点検等の改善を実施するものとする。
  - イ 設備の耐震構造化
    - 通信線路の地中化の推進及び積雪、寒冷地帯の屋外設備への整備等施設の雪害対策を図るものとする。
  - ロ 耐火構造
    - 火災に備えて、電気通信設備等については、耐火構造化を図っているが、必要に応じて機能改善等を実施するものとする。

#### イ バックアップ対策

- ロ 風水害等における通信の疎通を維持、確保するため、通信システムの信頼性向上を促進するものとする。
  - ロ 主要伝送路のループ構成、多ルート構成あるいは2ルート構成による通信網の整備促進
  - ハ 電気通信設備監視制御システムの分散設置による代替監視システムの整備充実
- ロ 災害対策用機器及び移動無線車等の配備
  - 主要拠点ビル等に災害対策用機器等を配備し、必要により増設及び新装置導入を図るものとする。
    - ア 可搬型移動無線基地局、移動電源車、発動発電機、応急ケーブル
    - イ その他応急復旧用諸装置

#### ③体制面の整備

日常における防災準備体制の整備を図るとともに、災害時の防災活動を安全かつ迅速に遂行するため、社員の安全確保と関係社員が迅速かつ防災業務を遂行できるよう、風水害に関する教育及び災害復旧に必要な防災訓練を企画し実施するほか、市、県が実施する防災訓練に積極的に参加し、又はこれに協力するものとする。

#### ア 災害対策本部の設置

災害対策本部等の設置基準に従い規模に応じた体制をとり、設置場所の明確化及び予め定められた規模以上の災害発生時における出社体制と、本部長不在時の代行順位により責任体制を明確にしておくものとする。

- イ 情報連絡室の設置
- ロ 災害対策本部の設置
- ハ 災害対策本部の設置

#### イ 復旧要員の確保及び応援協力体制

- ロ 全社体制による応急復旧部隊、本格復旧部隊等の非常招集
- ハ 携帯電話事業を行う電気通信事業者等関連会社による応援
- ニ 工事請負会社の応援



ウ 防災教育及び防災訓練の実施

- ア 災害発生マニュアルによる災害時における各社員の行動及び連絡方法を明確にし、情報伝達訓練及び徒歩による出社訓練等の実施により、防災業務の浸透を図るものとする。
- イ 県、市が実施する防災訓練に積極的に参加、又はこれに協力するものとする。
- エ 防災関係者等を講師とする講習並びに研修の実施及び各種講習会に参加するものとする。

④災害対策用資材等の整備

災害発生時の通信を確保し電気通信設備を迅速に復旧するため、災害復旧資材等をの主要拠点への配備充実を図るものとする。

ア 復旧資材等の調達

- イ 各種ケーブル類の復旧資材及び工事用機材
- ロ 電気通信設備の予備パッケージ等

イ 復旧資材等の運搬方法

復旧資材等の運搬方法は、状況に応じた運搬方法を確保し、必要によりヘリコプターの空輸を行うものとする。

ウ 災害対策用資材置場等の確保

災害時において必要により、災害対策用資材置場、臨時ヘリポート及び仮設用地等を確保する。この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体に依頼して、迅速な確保を図るものとする。

⑤災害時広報活動

災害によって電気通信サービスに支障を来した場合又は利用の制限を行った場合、正確かつ速やかに広報活動を行うため、関係部門との連絡体制や連絡ルートの整備を図り、基礎データ等を事前に整備しておくものとする。

ア 災害時広報活動

- イ 広報車での呼びかけ
- ロ テレビ、ラジオ及び新聞掲載等を通じての広報
- ハ インターネットを通じての周知

イ 広報項目

- ア 被害状況、復旧見込み
- イ 臨時お客様対応窓口の周知

⑥広域応援体制の整備

ア 携帯電話事業を行う電気通信事業者及び各地域会社との応援協力量体制

大規模災害が発生した場合は、携帯電話事業を行う電気通信事業者管内の防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、非被災支店と連携して迅速な災害復旧を可能とするよう平常時から予め措置方法を定めておくものとする。

イ 行政及びライフライン企業等との応援協力量体制

- ア 地方公共団体等との連携
- イ ライフライン事業者との協働

エ 放送事業者、自治体防災無線運用者との協働

（注） 業法第10条第1項第2号

（注） 業法第10条第1項第2号

（注） 業法第10条第1項第2号

（注） 業法第10条第1項第2号

（注） 業法第10条第1項第2号

（注） 業法第10条第1項第2号

（注） 業法第10条第1項第2号

（注） 業法第10条第1項第2号

（注） 業法第10条第1項第2号

（注） 業法第10条第1項第2号

（注） 業法第10条第1項第2号

（注） 業法第10条第1項第2号

（注） 業法第10条第1項第2号

## 第26節 ライフライン強化対策（電力）

【実施主体】東北電力株式会社 鶴岡営業所

【本所】 被災生活支援防災安全課 【庁舎】 総務企画課

### 1 計画の目的

東北電力株式会社は、災害時における電力供給ラインを確保し人心の安定を図るため、電力施設の防護対策に努めるものとする。

#### <達成目標>

東北電力株式会社は、電力設備の各設備毎に計画設計時において、建築基準法及び電気設備に関する技術基準等による各種対策を十分考慮するとともに、被災経験を生かし災害に強い信頼性の高い送・配電設備の設計、設置を図るものとする。

### 2 各主体の役割及び業務の内容

#### (1) 事業者の役割

##### ① 電力の安定供給

###### ア 電力設備の整備・強化

電力設備は、設備ごとに電気設備に関する技術基準等に適合するよう各種対策を講ずるものとする。

###### イ 電気事故の防止

電気工作物を常に法令で定める「技術基準」及び一社内の「保安規程」等に適合するよう確保するとともに、巡検点検及び改修を行うものとする。

###### ウ 設備の監視

できるだけ早く停電を感知し、復旧するために24時間の監視体制を整えるものとする。

##### ② 非常災害対策体制の整備

###### ア 防災教育

災害に関する資料等の配布、研修会の開催等により、發送委員の防災意識の向上に努める。また、国及び地方自治体が実施する防災訓練に参加する。

###### イ 非常災害対策訓練の実施

災害時を意識し、従業員に対して防災意識の高揚を図るとともに、災害対策を円滑に推進するため、年1回以上非常災害対策訓練を実施するものとする。

###### ウ 災害時対策用資機材等の確保と整備点検

災害時に備え、平常時から災害対策用資機材等の確保及び点検を行うものとする。また、車両等による輸送計画を策定しておくとともに、輸送力確保に努めるものとする。

#### エ 応援隊受入れ等の整備

災害復旧を円滑に行うため、必要な移動設備等を整備しておくとともに、応援体制の受入れ及び資材集荷、受け渡し等の復旧活動に備えた前進基地を選定しておくものとする。

#### オ 防災業務施設等の整備

#### カ 防災関係機関との連携

防災会議及び防災関係機関等とは平常時から協調し、防災情報の収集・提供等相互の連携を確保する。

#### ④ 防災時広報活動

停電による社会不安の除去、公衆感電事故、電気火災等の二次災害防止のため、平常時から防災体制について広報するとともに、災害発生時における広報活動を速やかに行うため、社内連絡体制を整備しておくものとする。

## 第27節 ライフライン強化対策（ガス）

【実施主体】→都市ガス供給事業者（静岡ガス（株）、庄内中部ガス（株））、LPガス充てん事業者、LPガス販売事業者
【本所】市民生活課防災安全課 【庁舎】務務企画課
【関係機関】 ・県（総合防災課危機管理課）、市民、企業（事業者）等事業者

### 1 計画の目的

都市ガス供給事業者（静岡ガス株式会社、庄内中部ガス株式会社）、並びにその他ガス事業者（以下「ガス供給事業者」という。）は、各施設の被害を最小限に食い止めるため、浸水防止対策、代替施設の確保及びシステムの多ルート化等を進めるなど、大規模な災害による被害軽減のための諸施策を実施するものとする。

#### <達成目標>

ガス供給事業者は、風水害による被害を最小限にとどめると共に、ガスによる二次災害を防止するため、被災経路を生かし災害に強い信頼性の高いガス設備の設計、設置を図るものとする。

### 2 各主体の役割及び業務の内容

#### (1) 市の役割

- ア 公共施設等でガスが使用出来なくなった場合のLPガス等による代替措置を検討し、確保できる体制を整備するものとする。
- イ 一般家庭・事業者に対して、風水害発生時に取るべき安全措置の重要性についてガス供給事業者と連携して普及・啓発を図る。また、高齢者等災害時要援護者等と接する機会が多い、ホームヘルパー、民生委員等の福祉関係者に対して、安全措置等の重要性について、普及啓発を図るものとする。
- ウ 防災訓練に際して、地域住民とともに避難所のガス器具等の使用の訓練を行うものとする。
- エ 災害時要援護者に対する配慮
- オ 市は、福祉関係者に対し、ガス設備に関する知識の普及を図るものとする。
- カ 被害状況を経済産業省等へ連絡する体制を整備するものとする。

#### (2) 防災関係機関の役割

##### ① ガス供給事業者の役割

風水害による被害を最小限にとどめると共に、ガスによる二次災害を防止す

るために万全の措置を講じるものとする。

##### ア ガス供給設備及び消費先ガス設備の被害を最小限にとどめる措置

- α ガス供給設備の配管の固定、浸水を考慮した設計等の風水害対策を計画的に進めるものとする。
  - β 消費者に対して、消費先ガス設備の配管・メーターの固定強化等の風水害対策について助言を行うものとする。
- ##### イ 二次災害防止のための措置
- α 消費者に対して、風水害発生時に取るべき安全措置を予め周知するものとする。
  - β 緊急措置、点検を速やかに実施できる体制を整備するものとする。
  - γ LPガス取扱事業者は、風水害により流出した容器の回収に必要な体制を整備するものとする。
  - δ 風水害発生時に速やかに緊急措置を行う遮断装置等を整備するものとする。

##### ウ 被害状況を、県、市へ連絡する体制を整備するものとする。

エ 速やかにガス供給設備及び消費先ガス設備を復旧するため、平常時から災害対策用資機材を備えるとともに、応援協力体制を整備するものとする。

オ 積雪期における風水害発生時の事故発生防止と緊急点検・安全確認点検のため、ガスメーターの設置場所に配慮するとともに、消費者に対してガスメーター周辺の除雪について協力を求めるものとする。

#### (3) 市民・企業（事業者）等の役割

- ア 所有するガスの設備・ガス消費機器設備について、ガス供給事業者の助言を得て、風水害対策を行うものとする。
- イ 風水害発生時に取るべき安全措置について、ガス供給事業者からの周知等を適して予め理解しておくものとする。
- ウ ガス供給停止に備え、カセットコンロ及びポンプ等の簡易調理器具を家庭で準備するものとする。
- エ 積雪時の風水害発生に備え、LPガス容器やガスメーター周辺の除雪を行うものとする。

## 第28節 ライフライン強化対策（上水道）

【本所】上水道部、丹山水道企業団、【中核】建設課（土木課）

【関係機関】

- ・県（食料安全対策課食品安全衛生課、庄内総合支庁食衛生課、企業局）
- ・水道事業者、日本水道協会山形県支部

### 1 計画の目的

給水機能の停止は、被災住民の日常生活や社会経済活動に深刻な影響を与え、被災後の避難や救助活動を実施する上での大きな支障となることから、風水害による水道の断水水を最小限に抑えるため、また、緊急時における飲料水、生活用水（以下「飲料水等」という。）を確保するための必要な措置を講ずる。

<達成目標>

市は、風水害による水道の断水水を最小限に抑えるとともに、緊急時における飲料水等を確保するため、災害に強い上水道施設等の設計・整備を図る。市民は、概ね3日間に必要な飲料水は、自ら備蓄するものとする。

## 2 各主体の役割及び業務の内容

### (1) 水道事業者の役割

#### ①連絡体制の確立

ア 災害発生時に上水道施設の損傷を直ちに着手できるよう、災害対策要綱、災害対策マニュアル、緊急時連絡先一覧表、連絡様式等を作成し関係機関との緊急時連絡体制を確立する。また、災害により通信不能になることを避けるため、通信手段の多様化を図る。

イ 自家発電設備等の燃料の備蓄及び水道用薬品の適正な量の備蓄に努めるとともに、関係業者と災害発生時における緊急供給協定を締結する等によりこれらの確保に努める。

#### ②防災広報活動

災害時の活動を円滑にするため、住民、町内会等に対し、平常時から防災体制の確立及び飲料水等の確保などについて広報し、防災意識の啓発に努める。

#### ③積蓄地域（中山間地）での対応

ア 中山間地での配慮

地盤条件や周辺の地形条件によっては風水害による土砂崩れや河川の増水で冠水するおそれがあることから、水道施設の位置や基礎構造の選定に配慮する。また、孤立集落の発生が懸念されるため、当該集落に対する緊急対策を確立する。土砂崩れ等の影響によって極度に濁度が上昇するおそれがあるため、浄水機能の低下防止対策を検討する。地域全体の大規模な復旧、復興が必要である場合は、効率的な復旧、復興を図るために

他のライフライン線路等と調整、連携して行う。

#### イ 積蓄地の対応

積蓄により長期回復作業が困難であることに留意し給水対策を確立する。

### (2) 市及び丹山水道企業団の役割

災害時における飲料水等の確保対策に努める。

#### ①飲料水の確保対策

飲料水の確保対策として、応急給水所の設置体制を整備する。

#### ②施設の防災対策主要施設の安全性の強化

⇒ア 貯水、取水施設

汚水等の混入による二次災害の防止等の強化を図る。水源については、上流域等周辺の状況を把握し、災害時の原水、水質の安全が保持できるかを確認するとともに、複数水源として自己水源（地下水）予備水源の確保に努める。

⇒イ 浄水、送水、配水施設

送、配水幹線については、異なる送、配水系統間の相互連絡の整備を行う。また、配水管路は管路のループ化等の整備を行う。浄水施設は、原水の濁度が上昇した場合においても所要の浄水能力が発揮できるよう、浄水処理薬品類の注入量等についてあらかじめ設定しておく。また、塩素中和剤等を整備し、二次災害を防止する。

⇒ウ 付属施設等

施設の機能を十分に発揮させるために必要不可欠な情報伝達設備や遠方監視設備、自家発電設備等の付属施設等についても整備し、防災の強化を図る。

#### ③体制面の防災対策

ア 水道施設の保守点検

水道施設を定期的に点検し、機能維持を図る。

イ 風水害による水道施設の被害想定

風水害による被害を想定し、緊急対策計画の策定に役立てる。

ウ 緊急対策計画の策定

a 勤員計画

応急給水、応急復旧活動に必要な人員の確保対策について定める。

b 応急給水計画

⇒(1) 被災直後から経過日数ごとに給水必要水量を設定する。

⇒(2) 地区ごとに給水方法（浄水場や配水池等の拠点における拠点給水、給水車や給水タンク等による運搬給水）を選定しておく。

⇒(3) 災害対策要綱、災害対策マニュアルを作成し、職員に周知して災害時に備える。

c 応急復旧計画

⇒(1) 応急復旧期間を設定する。

⇒(2) 浄水場、配水池、基幹管路等の主要施設及び避難所、医療機関、社会福祉施設等への配水ルートなど、復旧作業の優先順位を明確にする。

⇒(3) 拠点給水場所、指定避難所、想定避難住民数等の情報を盛り込んだ緊急対策用

- ② 下水道施設の図面等を整備する。
  - ア (4) 災害対策要綱・災害対策マニュアルを作成し、職員に周知して災害時に備える。
  - イ 防災用施設・災害対策用資機材の整備、確保
    - 一 給水車、給水タンク、簡易水栓、消毒剤、可搬式ポンプ、可搬式発電機、運搬車両等の資機材を整備する。
  - エ 災害時における協力・応援体制の確立
    - 一 自力による応急活動が困難な場合も想定されるため、県、近隣市町村、日本水道協会等の関係機関との協力、応援体制を確立しておく。

- ④ 市からの情報収集活動等
  - 一 市は、水道施設の災害予防対策に関する国の施策、他の自治体等が取り組んでいる有用な情報の収集に努め、市に対し助言等を行う。
- ⑤ 災害対策用資機材の備蓄状況の把握等
  - 一 市における応急給水用、応急復旧用資機材の備蓄状況を把握し、関係機関において情報を共有する。また、自家発電設備等の燃料の備蓄及び未適用薬品の適正な量の備蓄に努めるとともに、関係業者と災害発生時における優先供給協定を締結するなどによりこれらの確保に努める。

(3) 県の役割

- ① 関係機関との連携強化
  - 一 市からの応援要請に対応できるよう、平常時から日本水道協会山形県支部等の関係機関と災害予防対策に関する情報等について共有化を図り、災害時における応援活動が円滑に進む体制づくりに努める。

(4) 防災関係機関の役割

- ① 日本水道協会山形県支部
  - 一 災害時における市及び県からの応援要請に対する積極的な協力・応援体制を整備、強化することに努めるものとする。

## 第29節 ライフライン強化対策（下水道）

【本所】 下水道課、浄化センター、上下水道部

【関係機関】

- ・ 県（土木部県土整備部、農林水産部）
- ・ 市民、企業（事業所）等事業所
- ・ (財)山形県下水道公社建設技術センター、(地方公共法人)日本下水道事業団、(社)地域環境資源循環技術センター、(社)日本下水道管路管理業協会、(社)日本山形県下水道協会山形県支部、東北電力(株)、(財)東北環境保全協会、建設業者

### 1 計画の目的

道路、河川等の公共土木施設は、災害発生時には応急対策、復旧対策活動に重要な役割を果たすため、又、災害時において公共土木施設の被害を最小限にとどめるため、平常時から施設の構造強化など予防対策の推進及び防災体制の整備に努める。

<達成目標>

市は、あらかじめ、風水害から住民を守るために、自ら管理する処理場、ポンプ場等の施設の運転マニュアルを作成しておく。また、施設台帳の整理、防災訓練の実施、応急対策マニュアル作成等により災害に備えるように努める。また、災害に強い信頼性の高い下水道設備施設の設計・設置整備を図る。

### 2 各主体の役割及び業務の内容

#### (1) 市の役割

- ① 下水道施設等の管理及び緊急体制の整備
  - ア 仮設用資材等災害時に必要な資材の備蓄を立ししくは調達できるように努める。
  - イ 関係事業者団体等との協力体制の整備を図る。
- ② 災害時における下水道施設等の使用に関する市民への啓発
  - 一 一般家庭、事業所等における携帯トイレ等備蓄の重要性、及び、災害時の下水道使用について、啓発に努める。
- ③ 下水道施設等の復旧
  - 一 市は、あらかじめ被災施設の復旧計画を立て、施設の機能回復および復旧の早期達成を目指す。下水道施設等復旧は、概ね次の計画を目途にする。

時 期	内 容
風水害後～3日目程度	風水害対応運転、施設の浸水対策住民への情報提供、使用制限の広報、処理場、ポンプ場、管きよ等の点検、被災調査
風水害後3日目程度～2週間程度	応急調査着手、応急計画策定、施設応急対策着手

時 期	内 容
風水害後2週間程度～2ヶ月程度	本復旧調査着手、応急復旧着手
風水害後2ヶ月～	応急復旧完了、本復旧調査完了、本復旧計画策定、災害査定実施、本復旧着手

① 災害予防対策

市は、あらかじめ次により災害予防対策を講ずる。

ア 施設の点検、整備：施設の保守点検を計画的に実施し、不良箇所の見直し等整備を図る。

イ 気象情報の把握等：最新の気象状況（降雨予報）を把握する。

ウ 主要河川等の水位の確認：赤川等の水位を常に把握する。

エ ゲート閉鎖作業の実施：河川の水位状況により、ゲートの閉鎖作業を実施する。

オ ポンプ場の稼働：降雨量に注意し、必要に応じてポンプ場を速やかに稼働させる。

カ 訓練の実施：各施設の内容や水害時に迅速に対応するため、定期的な訓練を行う。

キ 資機材の備蓄：水害時を想定し、迅速な応急活動を行うための資機材の調達に努める。

(2) 県の役割

ア 流域下水道施設の管理

- ア 流域下水道に関する情報を市、関係機関、市民等に周知するように努める。
- イ 仮設用資材等災害時に必要な資材の備蓄および調達できるように努める。

イ 緊急体制の整備

ウ 市に対する支援体制の整備

エ 災害時における下水道使用に関する県民への啓発

(3) 関係機関の役割

市は、あらかじめ次により災害予防対策を講ずる。

ア 施設の点検、整備：施設の保守点検を計画的に実施し、不良箇所の見直し等整備を図る。

イ 気象情報の把握等：最新の気象状況（降雨予報）を把握する。

ウ 主要河川等の水位の確認：赤川等の水位を常に把握する。

エ ゲート閉鎖作業の実施：河川の水位状況により、ゲートの閉鎖作業を実施する。

オ ポンプ場の稼働：降雨量に注意し、必要に応じてポンプ場を速やかに稼働させる。

カ 訓練の実施：各施設の内容や水害時に迅速に対応するため、定期的な訓練を行う。

キ 資機材の備蓄：水害時を想定し、迅速な応急活動を行うための資機材の調達に努める。

① (財) 山形県下水道公社建設技術センター

ア 流域下水道施設を早期に点検し、被災箇所の特定および必要な応急処置ができる体制を整備する。

イ 流域関連公共下水道管理者である市との連携を図り、早期に機能回復できる体制の整備に努める。

ウ 国・県と協力し、その他災害時に必要な処置を講ずることができる体制の整備に努める。

② (地方共同法人) 日本下水道事業団

ア 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、県、市と情報交換し、連携を密にするように努めるものとする。

イ 調査・復旧工法等技術的支援等必要な支援ができるよう体制を整備するように努めるものとする。

③ (社) 地域環境資源循環技術センター

ア 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、県、市と情報交換し、連携を密にするように努めるものとする。

イ 調査・復旧工法等技術的支援等必要な支援ができるよう体制を整備するように努めるものとする。

④ (社) 日本下水道管路管理業協会

ア 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、県、市と情報交換し、連携を密にするように努めるものとする。

イ 必要な機材の調達等、災害時の対応に協力するように努めるものとする。

⑤ 東北電力(株)

ア 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、県、市と情報交換を行い連携を密にするように努めるものとする。

イ 必要な機材の調達等、災害時の対応について協力するように努めるものとする。

⑥ (財) 東北電気保安協会

ア 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、県、市と情報交換を行い連携を密にするように努めるものとする。

イ 必要な機材の調達等、災害時の対応について協力するように努めるものとする。

(4) 市民・地域の役割

市民は、地域の避難所におけるトイレ施設等の管理等を共同で行うなど、日頃から災害対応ができるコミュニケーションの形成に努めるものとする。



## 第30節 危険物等施設の災害予防

【本所】消防本部

【関係機関】

- ・ 県（総合防災・危険管理課、健康福祉部、文化環境部環境エネルギー部）
- ・ 危険物取扱事業者

### 1 計画の目的

危険物、火薬類、高圧ガス、毒物劇物、有害物質等の危険物品及び放射性物質（以下「危険物等」という。）は、その貯蔵又は取扱上の不備が直ちに災害発生の原因となり、災害発生時においては、被害を拡大する要因ともなる。

これらを取り扱う施設は、自主保安対策を講ずることとし、市及び消防本部は、施設の関係者と協力しながら災害予防の推進に努めるものとする。

<達成目標>

市は、危険物等を取り扱う事業者に対して法令の基準を遵守するよう指導の強化を図る。事業者は、保安体制を強化し、法令に定める保安措置を講ずるとともに、保安教育及び訓練の徹底等により、危険物施設から風水害による災害発生の未然防止を図るものとする。

### 2 各主体の役割及び業務の内容

#### (1) 市の役割

- ア 危険物施設を消防法の規定による技術上の基準に適合した状態を維持させるため、重点的な立入検査を実施する。
- イ 危険物取扱事業者に対し、定期点検制度による施設維持管理に努め、予防規程の役割分担等により、効率的な保安体制の確立を図るよう指導するとともに、具体的な災害想定のもとに実践的な防災訓練等の実施について指導する。

#### (2) 県の役割

- ア 危険物施設安全対策
- イ 火薬類製造施設等安全対策
- ウ 高圧ガス製造施設等安全対策
- エ 毒物劇物保管貯蔵施設安全対策
- オ 有害物質取扱施設等安全対策
- カ 放射線使用施設等安全対策

#### (3) 事業者等の役割

危険物による災害は、災害発生時よりもより、二次災害による被害も大きなウエイトを占めることが予想されることから、初期対応が特に重要と考えられる。このため、危険物等取扱事業者は、危険物等施設の自主検査と安全性の評価を行い、関係機関と連携した保安体制の強化、法令に定める適正な保安措置を講ずるとともに、自衛消防組織の育成、事業所間相互の応援協力体制の確立、保安教育及び訓練の徹底による災害の未然防止を図るものとする。

##### ① 共通事項

- ア 災害発生時の消防、警察等の関係機関及び関係事業所との連絡体制の確保を図るものとする。
- イ 従業員等に対し保安教育を実施して保安意識の高揚と保安技術の向上を図るものとする。
- ウ 初期消火訓練等を定期的に変更するとともに、初期における活動体制の混乱防止のための訓練の徹底を図るものとする。
- エ 事業者は、降雪、なだれ、融雪による危険物等施設の損傷を防止する措置を講ずるものとする。市及び事業者は、積雪期においては除雪等を的確に行い、必要な消防水利を確保するものとする。

##### ② 危険物施設

- ア 危険物保安監督者や危険物施設保安員の選任、危険物の取扱いについての技術上の基準の遵守、予防規程の作成等安全管理体制を確立するものとする。
- イ 自衛消防組織等の活動要領を定める等自主的な災害防止体制を確立するとともに、化学消火薬剤等の必要な防護資機材の備蓄に努めるものとする。
- ウ 危険物取扱者等の人材及び防護資機材等について、近隣及び関連事業所等と相互に応援が図られるよう、対応要領を定める等体制整備に努めるものとする。
- エ 危険物施設的位置、構造及び設備が、消防法の規定による技術上の基準に適合した状態を維持管理させるに努める。
- オ 山形県危険物安全協会連合会と協力し、危険物を取り扱う者に対し、保安に関する講習会等を開催し、危険物施設等の安全確保に努めるものとする。
- カ 危険物取扱事業者は、自主保安体制の確立を図るよう努めるものとする。
- キ 危険物取扱事業者は、消火器の使用方法、通報及び避難等の訓練実施に努めるものとする。
- ク 危険物取扱事業者は、災害発生時の自衛消防組織等の体制や活動要領を定め、災害発生時に迅速な対応が図れるよう努めるものとする。

##### ③ 火薬類製造施設等

火薬取扱事業者は、災害時において被害の拡大が予想されることから、関係機関と連携して保安体制の強化、法令に定める適正な保安措置を講ずるとともに、従業員に保安教育及び訓練の徹底による災害の未然防止を図る。

ア 火薬類の製造、販売、貯蔵、貯蔵その他の中継施設及び貯蔵所については、火薬類取扱の基準に適合させ、災害の未然防止と公共の安全を確保する。火薬類製造事業者は、

業に基づき、施設構造について法令で定める技術上の基準に係る事項等を点検・調査し、施設の適切な維持に努める。

イ 火薬類製造事業者は、製造実態を考慮し災害予防規程の制定及び改定を行うとともに、製造施設の適正な安全対策を実施する。

ウ 火薬類取扱事業者は、保安教育計画に災害対応についても定めるとともに、火薬類の適正な管理を実施する。

エ 火薬類取扱事業所は、保安教育計画に沿って災害の防止の観点から適正な管理に努め、自主保安体制を確立する。

オ 火薬類関係事業者は、被災した場合に備え、消防、警察等の関係機関及び関係事業所等との連絡体制を整備する。

#### ④高圧ガス製造施設等

高圧ガス保安法で定める高圧ガスは、その特性により漏えいすると、爆発性や毒性から大災害につながる恐れがある。このため、高圧ガス取扱事業者は、高圧ガス施設の自主検査と安全性の評価を行い、関係機関と連携した保安体制の強化、法令に定める適正な保安措置を講ずるとともに、保安教育及び訓練の徹底による災害の未然防止を図るものとする。

ア 高圧ガス取扱事業者は、高圧ガス保安法で定める技術上の基準に基づき、施設・設備を適正に維持しよう努めるの基準に適合した状態で維持するとともに、保安係員や業務主任者等の選任、高圧ガスの取扱い等の適正化や災害予防規程の作成等安全管理体制を確立するものとする。

イ 災害発生時の自主防災活動組織の体制整備を行うものとする。

ウ 高圧ガス取扱事業者等は、具体的な災害想定のもとに隣接事業所との連携をも考慮した、より実践的な防災訓練等の実施に努めるものとする。

エ 高圧ガス取扱事業者は、災害発生時に、関係機関及び他の高圧ガス取扱事業者との連絡体制の確保を図る。高圧ガス関係協会は、災害発生時に、高圧ガス取扱事業者の要請により応援、協力できる体制を整備するものとする。

オ 高圧ガス取扱事業者は、初期消火訓練を定期的の実施するとともに、初期における訓練の徹底を図るものとする。

カ 液化石油ガス販売事業者は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に定める施設設備等の技術上の基準に基づき、施設、設備等を適正に維持するとともに、定期自主検査の実施と一般消費者等における充てん容器の転倒防止を徹底する。

#### ⑤毒物・劇物保管貯蔵施設

毒物及び劇物取締法の適用を受ける毒物及び劇物は、その特性から、漏えいするとその毒性により大きな被害が想定される。

ア 毒物及び劇物取締法の基準を遵守し、保健衛生上の危害を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

イ 毒物及び劇物の取扱実態を考慮し、危害防止規程の制定及び改正を行うとともに、適正な危害防止対策を実施する体制を整備するものとする。

#### ⑥有害物質取扱い施設等

有害物質取扱事業者は、有害物質の飛散、公共用水域への流出、地下への浸透等の防止対

策を徹底するとともに、事故時の連絡体制や応急措置体制を予め整備しておくものとする。

ア 水質汚濁防止法、大気汚染防止法及び特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の基準を遵守し、人の健康を保護するとともに、生活環境を保全するものとする。

イ 有害物質の公共用水域への流出、地下への浸透等の事故が発生した場合は、直ちに必要措置を講ずるとともに、速やかに関係機関へ報告する体制を整備するものとする。

#### ⑦放射線使用施設

放射性物質は、その特性から漏えいすることにより人体への影響や環境汚染などの被害が発生し、しかも長期間にわたって影響を及ぼす恐れがある。このため、放射線使用事業所は、関係機関と連携して保安体制を強化し、法令に定める適正な障害防止のための予防措置、保安教育及び訓練の徹底による災害の未然防止を図るものとする。

ア 関係機関と連携して保安体制を強化し、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」等に定める適正な障害防止のための予防措置の徹底により災害の未然防止を図るものとする。

イ 放射線測定機器等の非常用資機材を整備するとともに、立入禁止区域、使用禁止、停電時の対応措置等の行動マニュアル類を整備するものとする。

#### ⑧危険物等積載船舶等

海難事故一害による危険物等の海上への流出防止のため、従業者等教育訓練の徹底及びオイルフェンス、油処理剤等を整備するものとする。

## 第31節 火災予防と消防力の整備

【本所】消防本部

【関係機関】県（総合防災危機管理課）、市民、企業（事業所）等事業所、学校

### 1 計画の目的

異常乾燥等及び強風不天における火災等の被害を最小限に食い止めるため、市、県及び消防機関は、火災予防体制等の充実、強化を図る。

#### <達成目標>

市は、町内会や自主防災組織が行う防災訓練等の活動を支援するなど、市民の防火に関する知識の普及に努め、消防職員及び消防車両等の消防設備の整備並びに消防団の充実強化を図る。市民（各家庭、企業〔事業所〕等、学校〔事業所等〕）は、町内会や自主防災会を通じた初期消火訓練等への参加、各家庭での消火器具等の備えや、異常乾燥及び強風時における火の取扱いに注意する等、風水害発生時の火災発生防止に努めるとともに、万一火災が発生したときに被害を最小限に食い止めるための初期消火の知識を身につけるものとする。

## 2 各主体の役割及び業務の内容

### (1) 市の役割

#### ① 出火の防止

市及び消防機関は、住民等に対し火災予防運動などあらゆる機会を通じて、出火防止を最重要点とした防火意識の普及・啓発に努める。

- ア 消火器、消火バケツ等消火器具等の普及
- イ 家具類の転倒、日用品等の落下防止措置の徹底
- ウ 対震自動消火装置付火気器具の普及及び点検整備の指導
- エ 火気使用場所の不燃化促進
- オ カーテン、じゅうたん及び寝具類等防災製品の普及促進
- カ 灯油等危険物の安全管理の徹底
- キ 異常気象時の火気取扱い制限

#### ② 自主防災組織の育成強化

市は、住民自治組織等と十分協働のうえ、地域の自主防災組織の育成強化、防火防災教育を支援することにより、火災の未然防止、火災発生時の被害の軽減を図る。

#### ③ 消防機関

- ア 住民等に対して、住宅防火診断等を通じて火災予防に関する知識の普及を図るとともに、地域における消防訓練への参加を促進し、防災意識及び防災行動力の向上を図る。
- イ 不特定多数の者が利用する特定防火対象物に対し、重点的に予防業務を実施して、避

避経路の確保や防火管理の徹底等を指導する。

ウ 初期消火体制の確立を図るため、防火管理者を置く事業所企業〔事業所〕等に対して消防計画に基づく各種訓練等を適して指導を行う。

#### ④ 初期消火活動等の徹底

市及び消防機関は、初期消火活動の徹底を図るため、家庭、自主防災組織、事業所企業〔事業所〕等（自衛消防隊）を通じて、次の対策を指導する。

- ア 各種訓練、集会、防火パンフレット等を通じて、住民の防火意識並びに初期消火、避難及び通報等の災害時の行動力の向上を図る。
- イ 防火管理者を置く企業〔事業所〕等に対して、消防計画に基づく各種訓練の実施指導及び地域の消防訓練への積極的な参加を呼びかける。
- ウ 消防機関は、予防家察及び住宅防火指導を計画的に実施し、出火時の初期対応について指導する。

#### ⑤ 消防力の強化

##### ア 消防力の整備

市及び消防機関は、同時多発火災及び大規模火災発生時は、交通障害等により消防活動が困難となるため、次により消防力の充実強化を図る。

- a 消防車両、救助資機材、消防施設の充実強化
- b 消防団の活性化と機動化等
- c 自主防災組織、自衛消防組織との連携強化

##### イ 消防水利の整備

市及び消防機関は、同時多発火災への対応力強化と初期消火活動の充実を図るため、消火栓のみに頼ることなく、有効な消防水利の整備及び確保を推進する。

- a 耐震性を有する防火水栓の整備、促進を図る。
- b 年間を通じて消防水利としての活用を図るため、河川管理者等の協力を得て自然水利の活用を積極的に推進する。
- c 学校や企業〔事業所〕等の協力を得て、プール及び消防用水の活用を積極的に推進する。

##### ウ 積雪期の消防水利対策

積雪期における水利の確保は困難な場合が多いので、市民の協力を得て確保に努める。

- a 消防団、地域住民の協力による消防水利除雪体制の整備
- b 無がい貯水槽の有がいへの改良整備の促進

##### エ 災害時要援護者に対する配慮

- a 市は、災害時要援護者等と接する機会が多い、ホームヘルパー、民生委員等の福祉関係者や婦人防火クラブ員等に対し、火災予防に関する知識の普及を図り、積極的な協力を働きかける。
- b 市は、災害時要援護者が居住する住宅について、防火診断を重点的に実施し、住宅用火災警報器等の普及を図る。

## (2) 県の役割

### ① 防火意識の普及促進

市民に対して、市・消防機関と連携し、広報活動により出火防止や消火・避難対策の普及促進を図るとともに、住宅用火災警報器等の設置を促進する。

### ② 消防設備士等の活用

消防設備士、防火対象物点検資格者等の資質の向上を図り、企業（事業所）等における防火管理体制の整備を図る。

## (3) 市民・企業（事業所）等の役割

### ① 市民の役割

- ア 異常乾燥及び強風時における火の取扱いに注意するものとする。
- イ 消火器、消火バケツ等の消火器具の設置に努めるものとする。
- ウ 台所など火を使う場所の不燃化に努めるものとする。
- エ カーテン、じゅうたん及び寝具類等は、防災製品の使用に努めるものとする。
- オ 住宅用火災警報器の設置に努めるものとする。
- カ 灯油ホームタンク等の転倒及び漏えい防止等の安全管理に努めるものとする。
- キ 町内会や自治体等が実施する消防訓練等へ積極的に参加するものとする。

### ② 地域の役割

地域は、消防訓練等を積極的に実施するなど、日頃から火災防止意識の醸成に努めるものとする。

### ③ 企業（事業所）等事業所等の役割

- ア 防火管理者を置く企業（事業所）等は、消防計画の整備及び従業員に対する消防計画の周知を徹底し、実務講習等の教育及び実践的かつ定期的な訓練を実施するものとする。
- イ 救出、救護知識の普及及び必要な資機材を整備するものとする。
- ウ 火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の転倒防止措置を講ずるものとする。
- エ 病院、社会福祉施設等災害時要援護者が多数所在・利用する施設及び物品販売店舗等不特定多数の者が利用する施設においては、その規模等により自動火災報知設備、屋内消火栓設備等の適正な設備及び維持管理を行うものとする。

## 第32節 廃棄物処理体制の整備

【本所】環境部 廃棄物対策課、土木課 【庁舎】建設環境部市民福祉課  
【関係機関】

- ・県（循環型社会推進課、水大気環境課）
- ・山形県緊急整備事業協同組合、（社）山形県産業廃棄物協会、（社）山形県浄化槽工業協会、NPO一般社団法人山形県解体工事業協会、山形県建設業協会鶴岡支部

## 1 計画の目的

大規模な災害発生後、大量に発生する廃棄物（燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ、し尿など）や倒壊物、落下物を適切かつ迅速に処理することは、市民生活の早期安定や再建、公衆衛生の確保等に欠かせない。

このため、廃棄物処理活動が迅速に行われるよう処理体制の整備を推進する。

### <達成目標>

市は、風水害を想定したごみ、し尿の災害廃棄物処理計画を策定するとともに、廃棄物処理施設への浸水防止対策の強化や応急復旧体制の整備に努める。

## 2 各主体の役割及び業務の内容

### (1) 市の役割

#### ① 災害廃棄物処理計画の策定

- ア 災害時の廃棄物処理についての組織体制、関係機関との連絡体制、市民への広報の方法、仮置場の配置計画、ごみ、し尿の収集、処理方法等の計画を策定する。
- イ 市民に協力を求める事項（ごみの排出方法等）について、防災訓練等を通じて啓発を行う。

#### ② 廃棄物処理施設の浸水対策等

- ア 施設の浸水対策を図るとともに、災害時での廃棄物の大量処理を想定し、一定程度能力に余裕をもった施設の整備に努める。
- イ 応急復旧のための資機材の備蓄に努めるとともに、被害状況の把握、点検マニュアル、施工業者等の連絡協力体制を整備する。

#### ③ 協力体制の整備

近隣市町村、関係機関等の災害時協定等により、風水害廃棄物処理の協力体制を整備するとともに、地域の住民組織やボランティア組織等との協力体制を整備する。

### (2) 県の役割

#### ① 県内市町村間の広域処理体制を整備する。

県内市町村のごみ、し尿収集、処理能力を把握し、災害時の廃棄物処理の広域連携体制を

整備する。

②関係団体との協力体制

災害時の応援協定等による広域処理体制を整備する。

(3)防災関係機関の役割

①山形県環境整備事業協同組合

ア 県との災害時応援協定に基づき、発災直後の県・市からの要請によるし尿・災害ごみ廃棄物の収集、運搬に備えるものとする。

イ 組合員への緊急連絡体制を整備するものとする。

②(社)山形県産業廃棄物協会

ア 市からの要請による災害ごみ廃棄物の収集、運搬及び処分に関するものとする。

イ 会員への緊急連絡体制を整備するものとする。

③(社)山形県浄化槽工事協会

ア 市からの要請による浄化槽の応急復旧等に備えるものとする。

イ 会員への緊急連絡体制を整備するものとする。

④NPO一般社団法人山形県解体工事業協会

ア 市からの要請による損壊家屋の解体に備えるものとする。

イ 会員への緊急連絡体制を整備するものとする。

⑤山形県建設業協会越前支部

ア 市からの要請による災害廃棄物の収集、運搬に必要な建設機械等の提供等に備えるものとする。

イ 会員への緊急連絡体制を整備するものとする。

(4)市民の役割

ア 各家庭において、宅地の嵩上げなど住宅の浸水対策に努めるものとする。

イ 市の広報、防災訓練等を通じて、災害により発生するごみの排出方法や仮設・携帯トイレ等の使用方法等の理解に努めるものとする。

## 第33節 食料・生活必需品の確保

【本所】市民生活課コミュニティ推進課、契約管理課、上下水道部、防災安全課

【庁会】産業課、総務企画課

【関係機関】

- ・県（総合防災危機管理課、商工労働振興部、農林水産部）
- ・市民、企業（事業所）等事業所、学校、日本赤十字社山形県支部、(社)山形県トラック協会、災害時支援協定企業（事業所）等

### 1 計画の目的

災害が発生した場合に、被災者の生活を確保するため、食料、飲料水及び生活必需品等の備蓄及び調達に備えるとともに、大規模な災害時の応急・復旧に有用な資器材・建設機械等の備蓄について定める。

<達成目標>

災害時応援協定企業〔事業所〕等は、流通在庫、配送体制を活用し、速やかに食料及び生活必需品を被災者へ供給できるよう、緊急調達体制を整備するものとする。市民（各家庭、企業〔事業所〕等事業所、学校等）は、災害発生から、流通機種の復活が見込まれる3日程度の間に必要な飲料水、食料、生活必需品（以下、「物資等」という）は、自らの備蓄で賄うものとする。

### 2 各主体の役割及び業務の内容

#### (1)市の役割

##### ①物資の緊急供給調達体制の確立

ア 企業等〔事業者〕等及び団体等との協定による緊急調達体制を整備する。

イ 輸送事業者等との協定による緊急輸送・配付体制を整備する。

ウ 地域の住民組織、ボランティア等による協力を整備する。

エ 独自では食料等の確保が困難となった被災者の発生に備え、食料等の備蓄及び調達体制を整備する。

##### ②給水体制の整備

市は、1人1日30ℓの水の確保することを目安に、上水道運搬給水基地又は非常雨水源からの拠点給水並びに給水車等による運搬給水に必要な体制を整備する。

##### ③備蓄に関する住民への普及啓発

ア 市民、企業等〔事業所〕等に対し、備蓄の重要性及び一災害時の食料・物資の供給計画について、普及啓発する。

イ 防災訓練に際して、地域住民と共に避難所の非常炊き出し訓練等を行う。



④物資の備蓄、確保及び方法

ア 住民が日常生活では通常使用しないため備蓄しにくい品目（非常用発電機、投光器等）は、備蓄に努める。

イ 備蓄物資は、避難所施設等に予め配備し、災害時に自主防災組織等が直ちに取り出して使用できるようにする。

ウ 必要に応じ、災害対策用要員にかかる食料等の備蓄に努める。

エ 燃料、発電機、送電機材等の緊急復旧活動に有用な資器材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

オ 食品の備蓄にあたっては、年齢、アレルギーを含む損傷上の障害、医療病患者への配慮のほか、食品の提供等、高齢者や乳幼児、妊産婦等の災害時要保護者に配慮し、次の品目を中心に確保する。

- ア 炊き出し用米穀、乾パン、包装米飯、乾麺茶袋及び乳幼児用調製粉乳等の主食
  - イ 即席めん、味噌、醤油、レトルト食品、ハム・ソーセージ類及び調理缶詰等の副食
- ナ 平時から石油商業組合等と連携して中継給油所や小口燃料配達拠点を整備し、災害時において石油の安定供給を確保するための体制を構築し、ガソリンや灯油等の確保に努める。

⑤災害時要保護者に対する配慮

ア 高齢者や乳幼児、性別、身体障害者を含む要保護者、医療病患者への配慮のほか、災害時における要保護者の確保に努める。

イ 高齢者や乳幼児、性別、身体障害者等のきめ細かなニーズにも配慮し、次の品目を中心に確保に努める。

- ア 寝具・・・毛布、ダンボール等 ほか
- イ 外衣・肌着・・・下着 ほか
- ウ 身の回り品・・・タオル ほか
- エ 炊事道具・食器・・・ほ乳瓶、ほ乳瓶の洗浄器 ほか
- オ 医薬品・・・常備薬、救急箱 ほか
- カ 日用品・・・トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ポリ袋、ポリバケツ、生理用品、歯ブラシ、大巾拭き、おしりふき、アルコール消毒液、マスク、使い捨て手袋、ゴミ袋、機織 ほか
- キ 天然材等・・・積ん車灯、乾電池、ラジオ、温度計、カセットコンロ、カセットボンブ ほか
- ク トイレ・・・簡易トイレ ほか
- コ 各種用品・・・(冬) 防寒着、カイロ、ストーブ、灯油 ほか

(夏) 扇風機、脱水剤、乾取り機、消臭剤 ほか

ク ガソリン、灯油等の燃料について、あらかじめ民間事業者との協定を締結するなど、災害時における確保に努める。

(2) 県の役割

①物資の備蓄

市が供給又は緊急調達に困難な事態に備え、物資等を備蓄する。

②物資の緊急供給体制の整備

ア 企業（事業者）等及び関係団体等との協定による緊急調達体制を整備する。

イ 他県との災害時の応援協定による緊急調達体制を整備する。

ウ 輸送事業者等との協定による物資等の緊急輸送・配付体制を整備する。

③市に対する支援体制の整備

市に対し、物資の提供・代理調達、輸送・配付等の支援を行う体制を整備する。

④災害備蓄に関する市民への普及啓発

一般家庭、企業等（事業所）等における災害備蓄の重要性及び、災害時の食糧・物資の供給計画について、普及啓発する。

(3) 防災関係機関の役割

①日本赤十字山形県支部

ア 毛布等の災害救助物資の備蓄及び緊急配送体制を整備し、発災直後の県・市からの要請又は独自の判断に基づく避難所等への配送に備えるものとする。

イ 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、県・市と情報交換し、連絡を密にするものとする。

②(社)山形県トラック協会

ア 県からの輸送依頼に備え、夜間・休日等の対応窓口を指定するものとする。

イ 会員企業への緊急連絡体制を整備するものとする。

(4) 災害時応援協定企業の役割

①物資の緊急供給体制の確立

ア 協定に基づき流通在庫等により緊急供給ができる体制を整備するものとする。

イ 緊急輸送・配付ができる体制を整備するものとする。

(5) 市民の役割

ア 各家庭において、家族の3日分程度の物資等の備蓄に努めるものとする。

イ 食料アレルギー等、食事に特別な配慮が必要な者は、平時から3日分程度の分量を自ら確保するよう努めるものとする。

ウ カセットコンロ等調理用熱源及び燃料を確保するものとする。

エ 石油ストーブ等停電時でも使用可能な暖房器具及び燃料を確保するものとする。

オ その他災害時に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

(6) 企業（事業所）等事業者、学校等の役割

ア 長距離通勤者等で災害時に帰宅が困難になる者が1～3日程度泊まり込むのに必要な量の物資等の備蓄に努めるものとする。





- a 物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による指注方法の標準化
- b 物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置の支援
- c 緊急輸送車両等への優先的入場提供等

イ 市は、社会的、地理的状況、災害による被害想定、及び物資搬送の配管状況等を考慮し、被災地への物資の輸送を円滑に実施するため一時集積配分拠点の候補地となる公的施設又は運送事業者等を、当該施設の管理者と協議のうえ、あらかじめ選定しておく。

＜一時集積配分拠点施設＞

№	施設名称	所在地	集積専用箇所名称	有効床面積(㎡)
1	小真木原総合体育館	小真木原町2-1	アリーナ	1,933
2	鶴岡武道館	小真木原町2-1	剣道場、大武道館	1,527
3	J A鶴岡北部青果物集出荷施設	寛平寺字永上199	集出荷場	899
4	J A鶴岡金谷産果場	金谷字大沢152-1	集出荷・産果作業場	863
5	出羽庄内国際村	伊勢原町8-32	国際村ホール	373
6	藤島体育館	藤島1-1-1	屋内練習場	996
7	藤島庁舎	藤島字笹花25	大型車庫	459
8	羽黒農村環境改善センター	羽黒町荒川字谷地堰29	体育室	900
9	手向地区ふるさとセンター	羽黒町手向字手向227	講堂	240
10	羽黒勤労者研修センター	羽黒町後沼字下田元237	大ホール	240
11	羽黒四小地区公民館	羽黒町上野新田字段之松67	除雪車格納庫	100
12	鶴引スポーツセンター	三千刈字鶴和158-1	アリーナ	1,400
13	鶴引公民館	上山字文栄93	ホール	478
14	朝日スポーツセンター体育館	東岩本字野中143	アリーナ	1,060
15	朝日大泉小学校	上田沢字中畑64	体育館	842
16	朝日庁舎	下谷川字藤森倉合1	車庫	149
17	温海中学校	大谷川字黒岩35	体育館	1,416
18	温海小学校	温海字萩田240-1	体育館	713
19	川菅野代中学校	菅野代字真の下4-2	体育館	439
20	日鶴岡中央高等学校運動場	温海字片附120	体育館	1,900

※平成4025年4月現在

4 輸送施設の安全確保

イ 輸送施設の管理者は、各施設の防災対策を推進し、災害時における施設の機能確保を図る。

ロ 緊急輸送ネットワークとして指定された輸送施設については、特に災害時に安全確保に努める。

5 臨時ヘリポートの選定・整備

市は、緊急輸送ネットワークを形成する施設として、小中学校のグラウンド、陸上競技場等を次により、臨時ヘリポートとして指定しておく。

＜臨時ヘリポート開設場所＞

№	施設名称	用途	住所	連絡
1	赤川河川緑地(都市計画緑)	河川緑地	伊勢横内字大塚河原	25-2111
2	庄内病院屋上ヘリポート	ヘリポート	泉町4-20	25-5111
3	鶴岡工業高等専門学校	グラウンド	井筒字沢田104	25-9014
4	加茂高等学校	グラウンド	今泉字大久保1-72	33-3031
5	上郷小学校	グラウンド	みずほ33-3	35-2641
6	小真木原公園	グラウンド	小真木原町2	25-8131
7	幸宮運動公園(2年連続選定)	グラウンド	小坂渡字幸宮	
8	第五中学校	グラウンド	大山字若柳271	33-2222
9	田川小学校	グラウンド	田川字高田9	35-3392
10	湯野浜小学校	グラウンド	湯野浜一丁目16-38	75-2110
11	東条小学校	グラウンド	川尻字町上15-1	64-2092
12	真留小学校	グラウンド	長留字宮前163	64-2159
13	藤島農村環境改善センター	運動広場	孫川字新地315	64-2740
14	渡瀬小学校	グラウンド	渡瀬字中屋敷1	64-2160
15	藤島芝生広場	広場	藤の花一丁目11-1	64-5310
16	藤島小学校	グラウンド	藤の花二丁目1-1	64-2156
17	藤島中学校	グラウンド	藤島字笹花85-1	64-2154
18	羽黒第三小学校	グラウンド	羽黒町後田字下田元9	62-2165
19	羽黒第二小学校	グラウンド	羽黒町荒川字花沢4	62-2148
20	羽黒中学校兼グラウンド	グラウンド	羽黒町荒川字宮東106	62-2109
21	羽黒農村環境改善センター	グラウンド	羽黒町荒川字谷地堰28	62-4303
22	羽黒第一小学校	グラウンド	羽黒町手向字手向179-1	62-2678
23	羽黒第四小学校	グラウンド	羽黒町上野新田字武反野1-2	62-4323
24	月山八谷百駐車場	駐車場	羽黒町川代字東鶴川山	23-4598
25	鶴引東小学校	グラウンド	黒川字小在家99	57-2811
26	鶴引総合運動公園	多目的広場	三千刈字鶴和195-1	57-2105
27	鶴引西小学校	グラウンド	上山字文栄1	57-4311
28	鶴引中学校	グラウンド	上山字文栄86	57-2106
29	鶴引南小学校	グラウンド	東荒屋字竹の内212	57-2193
30	朝日小学校	グラウンド	下名川字番台2	53-2028
31	朝日大泉小学校	グラウンド	上田沢字中畑64	54-2531
32	大綱小学校	グラウンド	大綱字興屋5438-6	54-6306
33	朝日大泉小学校 大鳥多目的運動広場	運動広場	大鳥字寺崎高岡112	53-2111
34	湯野浜小学校 湯野浜スキー場駐車場	駐車場	田巻字六十里山444101-5	54-6450
35	朝日スポーツセンター駐車場	駐車場	東岩本字野中446143	53-3302
36	朝日中学校	グラウンド	本郷字笹目4450	53-2092
37	温海小学校	グラウンド	温海字萩田177-3	43-3101
38	嵐ヶ瀬小学校	グラウンド	嵐ヶ瀬字磯路620	44-2128
39	嵐ヶ瀬海岸環境施設用地	グラウンド	嵐ヶ瀬字興野289	43-2111
40	温海中学校	グラウンド	大谷川字黒岩35	43-2911
41	福栄小学校	グラウンド	木野俣字不動滝11-1	47-2315

※平成4025年4月現在

## 6 緊急輸送用車両等の確保・整備

市は、車両等の必要予想数及び調達先並びに物資の集積配分拠点施設等を明確にしておくとともに、緊急輸送が円滑に実施されるよう、運送事業者と協定を締結する等体制の整備に努める。

## 7 緊急通行車両確保のための事前対策

市は、災害応急対策活動心を円滑に実施に資するため、緊急通行車両であることの確認について、事前届出の普及に努めるとともに、次により事前届出事務を行う。

### (1) 事前届出の対象となる車両

① 災害時において、防災基本計画、防災業務計画及び地域防災計画等に基づき、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害対策を実施するための使用計画がある車両であり、主に次の業務に従事する車両を認認の対象とする。

- ア 警報の発令及び伝達並びに、避難の勧告又は指示に関するもの
- イ 消防、水防、道路維持及び電気、ガス、水道等その他の応急措置に関するもの
- ウ 被災者の救護搬送、救助、その他の保護に関するもの
- エ 被災地の施設、設備の応急の復旧に関するもの
- オ 清掃、防疫その他の保健衛生に関するもの
- カ 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持に関するもの
- キ 緊急輸送の確保に関するもの
- ク 上記のほか、災害発生防止防犯又は拡大防止のための措置に関するもの

② 指定政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の任務のためにこれら機関の活動専用で使用される車両、又は災害発生時の他の関係機関、団体から調達する車両であること。

### (2) 届出手続き等

事前届出対象車両の緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者等は、当該車両を使用して行う業務の内容を証明する警報及び緊急通行車両等事前届出書を、轄関係警察署長を経由して県公安委員会に提出する。

### (3) 事前届出済証等の交付

県公安委員会は、審査の結果、緊急通行車両に該当すると認める車両については、事前届出書を受理した関係警察署長を経由して緊急通行車両事前届出済証等を届出者に交付する。

## 第35節 学校等の防災対策・防災教育

【本庁】教育委員会、社会福祉課子育て推進課 【支所】教育委員会社会福祉課、市民福祉課  
【関係機関】県（総務部、健康福祉部）、県教育委員会、学校等

### 1 計画の目的

集中豪雨や暴風等により災害が発生した場合に、学校、幼稚園、保育園等（以下「学校等」という。）における児童・生徒、幼児（以下「児童・生徒等」という。）、教職員等の安全確保のほか、施設の保全に関する迅速な対応を図る。なお、この計画における「学校」とは、学校教育法第1条に規定する施設を言い、「保育園等」とは、児童福祉法第7条に規定する施設をいう。

#### <達成目標>

市は、地域防災計画、学校防災安全計画に基づき、学校、幼稚園、保育園等（以下「学校等」という。）の取組を支援するとともに、学校間の連絡網を整備する。また、学校等は、災害時に避難所として使用されることから、災害発生に備えて耐震補強、耐震診断等を実施し、災害に伴う停電、断水、ガスの供給停止、通信回線の途絶等の事態に際しても、最低限の機能を確保できる災害に強い施設づくりを推進する。図書館、美術館、博物館及び体育施設等の学校以外の文教施設は、不特定多数の者が利用することから、避難、誘導が難しいが、これらの施設の管理者は、これらの事情を考慮して、災害予防対策を講じざる。学校等は、学校防災安全計画や防災マニュアルを作成策定し、防災訓練等の予防対策及び応急対策を実施するものとする。また、教職員、児童・生徒等に対する防災教育を行うものとする。

### 2 各主体の役割及び業務の内容

#### (1) 学校等の役割

##### ① 学校防災安全計画や防災マニュアルの作成策定

学校は、市が示すハザードマップ等を参考に、学校敷地内や通学路等の危険箇所を調査するとともに、県教育委員会が示す「学校安全マニュアル（平成19年11月作成）」等を参考に、学校の予防対策及び応急対策を盛り込んだ学校防災安全計画を作成全ての教職員が学校安全の重要性を認識し、様々な取組を進めることができるように、学校防災安全法第27条で規定された安全教育、安全管理、安全に関する組織活動を含む学校安全計画を策定・実施するものとする。また、保育園等は、「山形県児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例」第1条で規定された非常災害対策に関する

マニュアルを策定するものとする。

②イ 学校防災計画

学校防災組織の編成

- 避難計画
- 施設・設備等の点検・整備
- 防災用具等の整備
- 防災教育の実施
- 教職員の出動体制
- 生徒との連絡体制の整備

安全教育に関する事項

①a) 校種別・月別の関連教科、道徳の時間、総合的な学習の時間における安全に関する指導事項

①b) 学年別・月別の安全指導の指導事項

- ・ 学校（ホームルーム）活動における指導事項（生活安全、交通安全、災害安全の内容についての類称を含む）
- ・ 学校行事（遠征訓練等安全に関する行事）における指導事項
- ・ 屋外（生徒）会活動、クラブ活動、部活動等での安全に際して予想される活動に関する指導事項
- ・ 課外における指導事項
- ・ 個別指導に関する事項

①c) その他必要な事項

②a) 安全管理に関する事項

①a) 児童・生徒等、教職員等の管理の事項

学校生活の安全管理の事項

①b) 施設・設備等の管理の事項

学校環境の安全点検の事項

②c) 学校安全に関する組織活動の事項（研修含む）

空襲等発生時対処要綱（危機管理マニュアル）の策定

校長は、児童・生徒等の安全確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険発生時において当該学校の教職員がとるべき措置の具体的な内容及び手順を定めた危険等発生時対処要綱を策定する。

②イ 避難計画

①a) 避難計画の策定

①b) 避難計画の実施

①c) 避難計画の点検

①d) 避難計画の点検

①e) 避難計画の点検

①f) 避難計画の点検

①g) 避難計画の点検

①h) 避難計画の点検

②イ 避難計画

①a) 避難計画

①b) 避難計画

②③ 防災学校安全委員会の設置及び学校防災組織の編成等

学校校長等は、学校防災安全計画の作成策定や見直しについて検討し、また、学校防災安全計画に定められた事項等についての教職員の共通理解と周知徹底を図るため、防災学校安全委員会を設置するものとする。校長等は、学校防災組織の編成等に当たっては次の点に留意するものとする。

ア 学校防災組織の編成

災害発生時に対応する学校防災組織を編成し、教職員の役割分担を定めるとともに、担当者が不在の場合の代行措置を明確にするものとする。

イ 避難計画

児童生徒を安全に避難させるため、災害の状況に応じた避難場所、避難経路、避難方法等について避難計画を作成するものとする。

②④施設・設備等の点検・整備

学校等の施設・設備等は、定期的に専門家による安全点検を行い、危険箇所、微損箇所等の補強・補修を実施するものとする。特に、児童生徒の避難時の危険防止のため、内壁・外壁の落下防止、窓ガラスの飛散防止等必要な措置を講ずる。防火扉、スプリンクラー等の設備の機能点検も日頃から定期的に行っておくものとする。また、冬期には雪囲い用の資材が欠けることのないようにしておくとともに、降雪に際しては、避難路の確保に万全を期すものとする。

②⑤防災用具、非常持ち出し物等の点検・整備

医薬品、携帯ラジオ、ロープ、メガホン、懐中電灯等必要な物品は、一定の場所に整備し、教職員に周知しておくものとする。児童生徒、教職員の名簿、部活動名簿、保護者との緊急連絡カード等を整備し、常に迅速な人員把握等ができるようにしておくものとする。

②⑥教職員の参集体制

校長（幼稚園の園長を含む。以下同じ）、幼稚園長は、夜間・休日等の勤務時間外に災害が発生した場合に備え、事前に出動体制を定め、教職員に周知しておくものとする。また、保育園職員は、災害時の参集体制に応じて、事前に指定された参集場所での応急対応に従事するものとする。

②⑦家庭との連絡体制

あらかじめ、保護者と相談のうえ、緊急時の連絡先等を定めた「緊急連絡カード」を作成し、教員、保護者双方が常備しておくとともに、家庭訪問、保護者会等で災害発生時の連絡先、災害の規模や状況に応じた児童生徒の引き渡し方法等について保護者と確認し、徹底しておくものとする。なお、個人情報が増減しないよう、緊急連絡カード等の管理には万全を期すものとする。

②⑧防災教育の実施

ア 教職員に対する防災教育

校長は、学校防災安全計画等に基づき、教職員各人の任務、定期点検事項、応急処置、

児童生徒に対する防災教育等に関する校内研修を行うものとする。

#### イ 児童生徒に対する防災教育

校長は、次の事項について、各教科、道徳、特別活動（避難訓練を含む。）総合的な学習の時間など、学校の教育活動全体を通じて、各学校の立地条件等の実情を踏まえ、年間を通じて計画的・継続的に防災教育を実施するものとする。なお、防災教育の実施にあたっては、児童生徒の発達段階にそって、副都心・ピエール・地蔵で発生した災害に関する録音教材防災教育教材、学校安全資料を活用するものとする。また、自然体験体験学習、福祉体験学習、ボランティア体験学習等の実施により、「命の大切さ」、「家族の絆」、「助け合い心」を「生きるたくましさ、勇気」等について指導するものとする。

- a. 事件・事故・災害や犯罪被害等の現状、原因及び防止法等について理解させ、現在及び将来に直面する安全確保のための課題に対して、適切な意思決定や行動選択ができるようにすること。
- b. 様々な危険を予測し、自他の安全に配慮して安全な行動をとるとともに、自ら危険な環境を回避回避することができるようにすること。
- c. 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に参画し貢献できるようにすること。

#### ⑨ 防災訓練の実施

校長、幼稚園長、保育園長（以下「校長等」と）は、学校防災安全計画等に基づき、災害発生時に安全・迅速に避難できるよう、次の事項に留意して防災訓練を実施するものとする。

- ア 形式的な指導に終わることなく、災害発生時に沉着・冷静かつ的確な行動がとれるよう、実践的に実施するものとする。
- イ 授業中、休み時間、登下校中や授業中、校外学習活動中など、様々な場面に想定して計画的に実施するものとする。避難訓練の実施や事前指導を行う。なお、学校の立地条件を考慮して事前に避難場所を定め、児童生徒に周知しておくものとする。
- ウ 中学校、高等学校にあつては、地域社会の一員として、生徒を地域の防災訓練に積極的に参加させるものとする。

#### ⑩ 災害時要援護者に対する配慮

各学校や学校設置者は、学校防災安全計画の作成策定や災害に備えた施設・設備の整備にあつては、特別な支援を要する児童生徒の安全にも十分配慮するものとする。

#### ⑪ 積雪地域での対応

各学校や学校設置者は、学校防災安全計画の作成策定や防災訓練の実施及び施設・設備の整備等にあつては、通常の避難方法によることが困難な積雪期にも十分配慮するものとする。

### (2) 学校以外の文教施設の役割

#### ① 防災計画の策定

防災計画を策定するとともに、非常時の措置を定めたマニュアル等を整備し、訓練等を適

し職員に周知する。

#### ② 自衛防災組織の構成

災害発生時における緊急活動に従事する自衛防災組織を構成し、あらかじめ職員の役割を定めておく。

#### ③ 避難体制の確立

災害発生時に、施設内の利用者に状況を伝達し、安全に施設外に避難させるため、避難誘導の手段及び方法について検討し、確立しておく。

#### ④ 防災設備等の整備

施設、設備等については、基本的に学校に準じた安全対策をとる。

### (3) 市・学校等の設置者の役割

#### ① 災害に備えた施設・設備等の整備

市は、災害に伴う停電、断水、ガスの供給停止、通信回線の途絶等の事態に際しても、最低限の機能を確保できるように配慮する。

#### ② 学校等に対する支援、助言

市は、市地域防災計画に沿って各学校等の取組を支援するとともに、連絡網を整備し、災害時に情報がスムーズに伝達・集約されるよう努める。

### (4) 県の役割

#### ① 学校防災安全計画のモデル等の作成

県教育委員会は、各学校が学校防災安全計画を策定し、又は見直す際に参考とすべきモデルやマニュアルを示し、各学校の取組を支援する。

#### ② 公立学校教職員に対する防災教育

県は、初任者研修、経験者研修、職位研修等で防災対策の基礎知識、気象状況等に応じた避難行動などに関する研修を行う。



## 第36節 文化財の保護対策

【本庁】教育委員会 【関係機関】長官委員会・分庁長官企画課  
【関係機関】県教育委員会

### 1 計画の目的

適宜文化財調査や文化財所有者に予防措置等の指導・助言を行い、文化財所有者は、風水害から文化財を保護するために、文化財の修理、防災設備の設置及び保存環境の整備等に努める。

#### <達成目標>

市は、防災計画に基づき、施設・設備等は定期的に安全点検を定期的に行い、危険箇所、補修箇所等による必要箇所の補強、補修に努める。特に、入館者及び施設利用者の避難経路の表示と安全確認及び避難時の避難路を確保し、年1回以上避難訓練を実施する。文化財所有者は、文化財の実態を常に把握し、風水害から文化財を保護するために、文化財の修理、防災設備の設置及び保存環境の整備等に努めるものとする。

### 2 各主体の役割

#### (1) 市の役割

##### ①施設・文化財の予防対策

ア 市が所有する文化財、収蔵施設等を所有する場合、その管理者は、学校防災安全計画に準じて防災計画を作成する。

イ 自衛のための防災組織を編成するとともに、管理者あるいは担当職員が不在の場合の役割分担を明確にする。

ウ 施設・設備等は定期的に安全点検を行い、危険箇所、補修箇所の補強・補修に努める。特に、入館者及び施設利用者の避難経路の表示と安全確認及び避難時の避難路を確保する。

エ 避難訓練を定期的に行い、災害時に入館者、施設利用者を安全かつ迅速に誘導できるように避難場所を定めておく。

##### ②指定文化財への対策

###### ア 国及び県指定等文化財

市内に所在する文化財の現状把握を行い、必要に応じて県教育委員会に報告する。また、その修理・修復に係る役割や災害時の対応等を、関係機関及び所有者・管理者と事前に調整し、確認しておく。

###### イ 市指定等文化財

文化財の現状把握を行い、修理・修復に係る指導・援助とともに、防災設備設置の推進や支援を行う。

#### (2) 県の役割

##### ①指定文化財等への対策

###### ア 国及び県指定等文化財

文化財の現状把握を行い、修理・修復に係る指導・援助とともに、防災設備設置の促進や支援を行う。

###### イ 市指定等文化財

現状の情報収集を行いながら、市を通じて市文化財の防災対策についての啓発・助言を行う。

#### (3) 文化財所有者・管理責任者の役割

ア 文化財の日常管理に心がけるとともに、暴風・洪水に備えた防災対策を講じ、緊急時における対応体制等の確立に努めるものとする。

イ 民間で文化財、収蔵施設等を所有する場合、その管理者は、できるだけ市の防災計画に準じて防災計画を作成に努めるものとする。

ウ 自衛のための防災組織を編成するとともに、担当職員が不在の場合の役割分担を明確にするものとする。

エ 施設・設備等は、定期的に安全点検を行い、危険箇所、補修箇所の補強・補修に努めるものとする。特に、入館者及び施設利用者の避難経路の表示と安全確認及び避難時の避難路を確保するものとする。

オ 避難訓練を定期的に行い、災害時に入館者、施設利用者を安全かつ迅速に誘導できるように避難場所を定めておくものとする。

カ 防災設備等の整備については、基本的に学校に準じた安全対策をとるものとする。また文化財を保護するため防災設備等の整備を図るものとする。

#### (4) 市民・地域の役割

##### ①市民の役割

文化財の愛護に心がけ、文化財に異変が見られた場合には、所有者又は関係機関等へ速やかに連絡を行うものとする。

##### ②地域の役割

地域全体の共有財産として文化財を愛護・保護するとともに、緊急時における連絡・援助体制を事前に確認し、確立しておくように努めるものとする。

### 3 施設ごと文化財の種別毎の業務の内容

#### ①建造物

文化財所有者は、修理・保存修復により建造物文化財としての価値を維持するとともに、防災設備の設置や点検整備を実施するものとする。県及び市は、それを奨励するとともに、可能な支援を行う。



### ②美術工芸品、有形民俗文化財

文化財所有者は、県及び市の指導・支援を受けながら、収蔵庫等保存施設の修繕や設置や管理を行うとともに、保存・展示方法等についても随時検討を加え、被害を最小限度に抑える工夫をしていくものとする。

### ③史跡、名勝、天然記念物

文化財所有者は、定期的な巡視によって現状を把握し、暴風・洪水による倒壊・崩壊又はそれによる二次災害等が生ずることのないよう、事前の措置を講じておくものとする。県及び市は、それを奨励するとともに、可能な限りの支援を行う。

## 第37節 ボランティア活動の推進

【本庁】市民生活課防災安全課、福祉課 【支所】総務企画課、市民福祉課

【実施主体】鶴岡市社会福祉協議会

【関係機関】

・県、(~~環境エネルギー部~~健康福祉部)

・山形県社会福祉協議会、山形県災害支援ボランティアネットワーク運営連絡会

### 1 計画の目的

市および関係機関は、ボランティアの自主性を尊重し、災害時のボランティア活動が円滑に進められるよう、災害ボランティアの育成、民間団体との連携、他市町村とのネットワークづくりなど、ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

<達成目標>

市は、災害ボランティア活動がスムーズに行われるために、研修等の実施や、鶴岡市社会福祉協議会及び各種団体と協力する。

### 2 各主体の責務

#### (1)市の役割

##### ①災害ボランティア活動に対する住民への啓蒙啓発

平常時から防災訓練時等の機会を捉え、災害ボランティア活動の重要性や活動内容等の普及啓発を実施する。

##### ②受入れ体制の整備及び災害ボランティアの育成

災害時におけるボランティアの受入れ等が円滑に進められるよう、県や市社会福祉協議会、災害ボランティアネットワーク団体が行う災害ボランティアコーディネーターの養成講座やボランティア団体の市防災訓練参加などを通じ、災害ボランティアの育成、広域的な組織化に努めるとともに、受入れ体制を整備する。

ア 市災害ボランティア支援本部（被災地災害ボランティアセンター）の設置に係る指針及びマニュアル等の点検・整備

イ 市災害ボランティア支援本部の設置シミュレーションの実施

ウ 市災害ボランティア支援本部の運営者等の養成及び研修

エ 市災害ボランティア支援本部の設置場所、運営資機材等の確保

オ 地域における防災意識の普及啓発

カ ボランティア保険の普及啓発及び加入促進

##### ③活動環境の整備

県、市は、被災者ニーズ等の情報提供方法の整備やボランティア団体の基盤支援、リーダー養成等、ボランティア活動の育成を図る。

## (2) 主な関係機関の役割

### ① 鶴岡市社会福祉協議会

平常時から市民向けボランティア講座や地区社会福祉協議会での研修の機会を捉え、災害ボランティア活動の重要性や活動内容等の普及啓発及び、地域における日常的な相互扶助活動の啓発を図るものとする。また、災害時、被災者のニーズ把握からボランティアへ具体的な活動のコーディネートを行うことができる人材の発掘、育成に努めるものとする。

### ② その他関係機関

関係機関等は、県、市と連携し、災害ボランティアの育成に努めるものとする。また、鶴岡災害ボランティアネットワーク、山形県災害支援ボランティアネットワーク運営連絡会と連携し、連携を図るものとする。

## 3 業務の内容

### (1) 災害ボランティアへの意識啓発

市は、災害ボランティアへの意識啓発を行う。

### (2) 民間団体との連携

市は、必要に応じたボランティア活動が円滑に行えるよう、市社会福祉協議会、鶴岡市災害ボランティアネットワーク等と連携し、災害時にボランティア活動が円滑に行えるようネットワークを形成する。

### (3) 地域コミュニティづくり

市は、災害時において、住民の主体的な意思に基づく互助社会の構築が必要なことから、市社会福祉協議会と連携を図りながら、地域における日常的な相互扶助活動を推進し、災害時に的確に対応できるよう、町内会、コミュニティ組織等に対し地域コミュニティづくりに向けた支援・指導を行う。

### 第3章 災害応急対策

第 二 章 第 三 節 第 一 項

## 第1節 災害対策本部の組織・運営・動員

【編制事項】 災害対策班 【庁舎】 総務企画班  
【関係機関】 県（総合防災危機管理課）、防災関係機関

### 1 計画の概要

市域に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、本所、各庁舎は、速やかに災害対策本部等組織の編成、要員の確保を行い、初動体制を確立するとともに、市及び防災関係機関は、緊密な連携を図り、災害の拡大を防止するための活動体制を定める。

#### <達成目標>

市は、鶴岡市災害対策本部の本部機能の強化を図るとともに、一部地域の災害については、現地災害対策本部を設置し、迅速に対応できるように職員派遣を実施するなど、災害に対し鶴岡市の総合力をもってあたる。また、災害時の運営マニュアル等を有効に活用し、国、県と緊密な連携のもとに災害救助にあたる。

## 2 市災害対策本部の組織

### (1) 災害対策本部の設置基準

市長は、市域に災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、必要と認めるときは、災害対策本部を設置しあるいは災害対策本部に現地本部を設置するものとする。なお、鶴岡市長が災害対策本部を設置する基準は、おおむね次のとおりとする。

- ア 災害が市域の大半に発生し、又は発生するおそれがある場合
- イ 災害が市域の多数所に発生し、又は発生するおそれがある場合
- ウ 災害救助法による救助を適用する災害が発生し、特にその対策を要する場合
- エ 震度5弱以上の地震を観測した場合
- オ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、市長が市行政上特に応急対策等の措置を必要と認めた場合

### (2) 職務権限の代行

災害発生時に市長が不在の場合は、副市長がその職務を代行し、市長、副市長ともに不在の場合は、鶴岡市長の職務を代理する職員の順位に関する規則（平成34年10月30日規則第3412号）に規定する順序により、部長の職にある者がその職務を代行する。

### (3) 設置場所

本部は、本所6階大会議室に置く。ただし、本所庁舎が建物損壊等により、本部としての機能を全うすることができないと本部長が判断した場合は、次の順位により本部を設置する。

順位	設置場所	所在地	電話番号
1	小湊本所総合庁舎 消防本部	小湊本所町2-4 美咲町36-1	83-8134 25-8331
2	楯引庁舎	上山松字文楽100	57-2111
3	藤島庁舎	藤島字花25番地	64-2111

### (4) 公表

市本部を設置したときは、直ちにその旨を次の区分により通知及び公表するとともに、本部の標示を市庁舎正面玄関に掲示するものとする。

通知及び公表先	方法	担当	備考
市本部各班 県総合防災課 危機管理課 庄内総合支庁総務課 市防災会議委員 市議会議員 報道機関 一般市民	庁内放送、電話、口頭 有線電話又は原防災行政無線 有線電話又は原防災行政無線 有線電話、その他迅速な方法 有線電話 口頭又は有線電話 防災行政無線、報道機関を通して	災害対策班長 災害対策班員 災害対策班長 総務部長 総務部長 総務部長 総務部長	※山形県危機管理課等 各防災関係機関等に は、庄内総合支庁経由し ての報告とし、県警及び 消防機関等に通知し、 連絡できない場合は直 接市消防庁防災課とす る

### (5) 閉鎖

市長は、市の地域について、災害が発生するおそれが解消したと認めた場合又は災害応急対策が概ね完了したと認めた場合は、災害対策本部を閉鎖する。なお、閉鎖したときの公表等については、設置の場合に準ずる。

### (6) 災害対策本部の組織

災害対策本部は、本部員会議、本部連絡室及び各部・班からなる。

#### 【災害対策本部組織図】

本部員会議	本部長	市長
	副本部長	副市長
本部連絡室	本部長	教育長、病院事務管理者、庄内病院長、総務部長、企画部長、市民部長、危機管理課長、健康福祉部長、環境部長、農林水産部長、商工観光部長、建設部長、病院事務部長、上下水道部長、消防長、議会事務局長、教育振興課長、各支所長（※）
	室長	危機管理課長（兼）防災安全課長
本部連絡員	副室長	危機管理課長防災安全課長
	本部連絡員	危機管理課防災安全課職員、危機管理課防災安全課業務職員

部 (別表1に定める部)	総務部、企画部、市民部、健康福祉部、環境部、農林水産部、商工観光部、建設部、医療部、給水・下水道部、消防水防部、建設部、教育部
班 (別表1に定める班)	総務班、調査班、財政班、相談・職員班、編纂・編集班、輸送・交通・情報等対策班、災害対策班、清掃班、市民生活班、医療・防疫班、要援護対策班、清掃班、農業班、林業水産班、商工・観光班、都市施設班、土木班、建設班、下水道班、都市施設班、医療班、給水・下水道班、消防・水防班、議会班、教育班

鹿島庁舎、羽黒庁舎、櫛引庁舎、朝日庁舎、臨海庁舎

※各支所長は、各庁舎における地域本部に支障がない範囲内で出席するものとする。

(7)本部員会議の開催

①会議

- ア 本部員会議は、本部連絡員を通じ本部長が必要のつど招集し、庁議室で開催するものとする。
- イ 本部員は、会議の招集を必要と認めるときは、本部連絡室長に申し出るものとする。
- ウ 部長である本部員は、それぞれの分掌事項について会議に必要な資料を提出するものとする。
- エ 本部長は、必要と認めるときは、防災関係機関の出席を求めるものとする。
- オ 本部長は、意見聴取・連絡調整等のため、災害対策本部に関係機関等の出席を求めることができる。
- カ 本部長は、必要に応じて、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対して、資料・情報の提供等の協力を求めるものとする。

②所掌事務

- ア 災害情報の分析とそれに伴う対策の基本方針に関すること。
- イ 本部の非常態体制の切替及び閉鎖に関すること。
- ウ 各関係団体に対する応急対策の誘導及び避難の誘導に関すること。
- エ 応急災害救助に関すること。
- オ 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
- カ 県及び他市町村、行政機関、公共機関に対する応援の要請に関すること。
- キ 災害対策に要する経費に関すること。
- ク その他災害対策に関する重要な事項。

③決定事項の周知

会議の決定事項のうち関係団体の周知を要する事項については、本部連絡員を通じ速やかにその徹底を図るものとする。

(8)本部連絡室

①職務

本部連絡室長が災害の種類、規模等から必要と認められた本部連絡員は、本部連絡室で執務す

るものとする。

②事務処理事項

- ア 本部長の命令伝達
- イ 本部員会議と所属部及び支部との連絡
- ウ 部相互間の連絡調整
- エ 所属部及び支部の災害情報の収集並びに気象情報の収集
- オ 災害対策活動に関する情報の整理

(9)各部・班、庁舎

- ア 各部・班及び庁舎の職員は、本部の指示に基づき、別表の事務分掌に係る災害対策業務に従事する。なお、各部・班及び庁舎においては、所轄する事項について、活動マニュアルを作成するなど、迅速かつ円滑な災害応急対策の実施方法を定める。
- イ 応急対策全般への対応力を高めるため、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。

(10)防災会議連絡員の本部への派遣

本部が設置された場合、市防災会議構成機関等は、連絡調整等のために必要に応じて本部(本部連絡室)に機材を派遣し、本部と緊密な連絡の下に災害対策を実施する。

(11)業務継続性の確保

地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資器材等を必要な場所内に確保するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂等を行うものとする。

(12)複合災害への対応

- ア 市は、複合災害(同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複雑化することにより被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象)の発生の可能性を認識し、災害対策本部の運営にあたる。
- イ 市は、複合災害が発生した場合において、災害対策本部が複数設置された場合は、要員の相互派遣、合同会議の開催等を行う。また、復旧災害対策本部についても、必要に応じて同様の配慮を行う。
- ウ 市は、災害対応にあたる要員、資器材の配分に留意するとともに、外部からの支援を早急に要請することも検討しておく。
- エ 市は、複合災害を想定した合同訓練を行うとともに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定(例えば同時の地震、地震の後の津波等)し、要員の参加、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練の実施に努める。



### 3 地域災害対策本部の設置及び組織

市長は、市災害対策本部を設置したときは、鶴岡市（藤島、羽黒、鶴引、朝日、温海）地域災害対策本部（以下、「地域本部」という。）を設置する。ただし、緊急を要する場合、庁舎支所長は、市長に代わり地域本部を設置することができる。この場合において、庁舎支所長は、その旨を速やかに市長に報告する。

#### (1) 設置基準

地域本部は、災害対策本部の基準によるほか、災害の状況等により、特に当該地域において災害応急対策を実施するため必要と認められるときに設置する。

#### (2) 設置場所

地域本部は、庁舎に置く。

#### (3) 地域災害対策本部の組織

地域災害対策本部は、地域本部員会議及び各班からなる。

#### 【地域災害対策本部組織図】

地域本部員 会議	本部長	支所長
	副本部長	庁舎支所長、総務企画課長
	本部員	総務課主幹、産業課課長、市民福祉課長、市民福祉課総務市民係主幹、税務事務室長、後援事務室長補佐、産業課長、産業課観光商工室長、産業課主幹、産業課観光商工主幹、総務課環境課長、建設事務室長、建設事務室長補佐、教育課長
班 (別表2に定める班)	総務部、市民福祉部、産業部、建設部、教育等	
班 (別表2に定める班)	総務企画課、相談・情報連絡課、財政課、災害対策課、調査課、災害対策課、総務課、農林班、商工観光班、土木班、総合都市民福祉班、産業班、建設班	

#### (4) 地域本部員会議の運用

地域本部員会議の所掌事務等については、本部員会議に準ずる。

#### (5) 各部・班

各部・班の職員は、地域本部の指示に基づき、別表の事務分掌に係る災害対策業務に従事する。なお、各部・班においては、所掌する事項について、活動マニュアルを作成するなど、迅速かつ円滑な災害応急対策の実施方法を定める。

#### (6) 災害対策に係る地域本部長の行為

地域本部長は、防災対策上緊急を要するときは、市長に代わって次の行為をすることができる。この場合において、地域本部長は、その旨を速やかに市長に報告する。

ア 避難準備情報の発表

イ 避難勧告・指示の発令（災害対策基本法第60条、市長の権限）

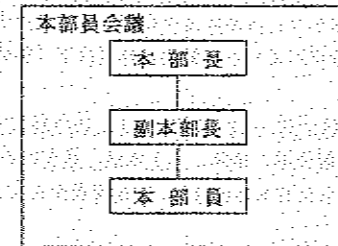
ウ 避難指示（水防法第29条、水防管理者の権限）

エ 警戒区域の設定（災害対策基本法第63条、市長の権限）

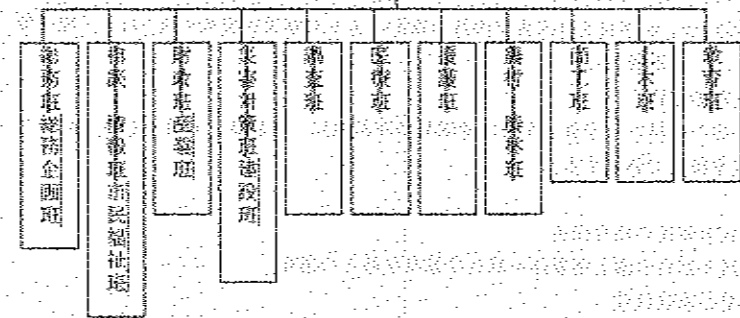
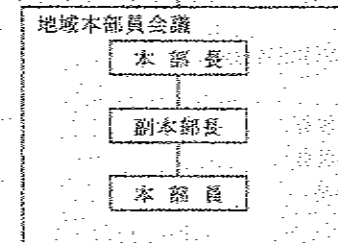
オ 通行規制（道路法第46条、道路管理者の権限）

カ 関係機関等への応援要請（本部と連絡できない場合）

市災害対策本部



地域災害対策本部



### 4 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害の現場において、緊急に統一した防災活動を実施するため、特に必要であると認めるときは、現地災害対策本部（以下現地本部）を設置する。

ア 現地本部は、現地本部長、現地本部員及びその他の職員をもって組織する。

- イ 現地本部長、現地本部長及びその他の職員は、本部長がそのつと指名する者をもって充てる。
- ウ 現地本部長は、本部長の命をうけ、現地本部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

## 5 災害警戒本部の設置

災害対策本部を設置するまでに至らない災害により市域に被害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合、副市長の指示により災害警戒本部（以下「警戒本部」）を設置する。

### (1) 警戒本部の組織

警戒本部は、副市長を本部長に、教育長、病院事務管理者、市内病院長、義務、企画、市民、健康福祉、環境・農林水産、商工観光部、建設、上下水道、教育の各部長及び消防長、救済委員連合事務局長及び各支所長からなる本部員会議、関係課長からなる班長会議で構成する。

### (2) 所掌事務

- ア 本部長の命令伝達
- イ 警戒本部員会議と所属部及び庁舎との連絡
- ウ 部相互間の連絡調整
- エ 所属部及び庁舎の災害情報の収集
- オ 災害対策活動に関する情報の収集
- カ その他本部長の命ずる事務処理

### (3) 地域災害警戒本部

地域本部を設置するまでに至らない災害により地域内に被害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合、副市長又は庁舎支所長の指示により地域災害警戒本部（以下「地域警戒本部」という。）を設置する。

#### ① 地域警戒本部の組織

地域警戒本部の組織は、庁舎支所長を地域警戒本部長に、各課長、室長及び主幹からなる地域警戒本部員で構成する。

#### ② 所掌事務

- ア 地域警戒本部長の命令伝達
- イ 地域警戒本部員会議と所属部一及び警戒本部との連絡
- ウ 部相互間の連絡調整
- エ 所属課長及び庁舎の災害情報の収集
- オ 災害対策活動に関する情報の収集
- カ その他地域警戒本部長の命ずる事務処理

## 6 活動体制の区分及び設置基準

市長は、災害の規模あるいは被害の状況により、表1による体制で災害応急対策を講ずる。設置基準については、山形気象台の発表する「庄内地方または庄内南部」における気象情報に基づくとする。ただし、地域については、山形県発表情報と、トウモロコシに基く、本所、養老庁舎、本所庁舎、鶴岡庁舎、都立庁舎、浪江庁舎のいずれかの領域の内、最大級度を基準とする。

表1

体制区分	設置基準	備考
警戒体制 一次警戒体制	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 浸水等の被害が観測されたとき</li> <li>2 大雨洪水警戒発表時</li> <li>3 台風接近時等の大雨洪水注意報発表時</li> <li>4 暴風雨(雪)警戒発表時(冬期を除く)が発表されたとき</li> <li>5 津波注意報発表時</li> </ol>	
二次警戒体制	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 大雨、洪水のいずれかの警戒が発表されたとき</li> <li>2 台風接近時に大雨、洪水のいずれかの注意報が発表されたとき</li> <li>3 土砂災害警戒情報が発表されたとき</li> <li>4 河川がはん濫注意水位(警戒水位)に達したとき</li> </ol>	
災害警戒本部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 浸水等の被害が観測されたとき</li> <li>2 相当な被害が発生し、又は発生するおそれがある時</li> <li>3 山形気象台に津波情報が発表されたとき</li> <li>4 非常事態に認められたとき</li> <li>1 甚烈な台風が庄内地方に接近すると予測される時</li> <li>2 集中豪雨などにより、土砂災害が予測、又発生したとき</li> <li>3 床下、床上浸水が発生したとき</li> <li>4 河川が溢流判断水位(特別警戒水位)に達したとき</li> <li>5 市長が特に認められたとき</li> </ol>	警戒本部長 (鶴岡市副市長)
災害対策 第一次非常配備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 浸水等の被害が観測されたとき</li> <li>2 重大な災害が発生し、被害が市域の相当な範囲に及びると認められるとき</li> </ol>	

体制区分	設置基準	備考
策本部	<ol style="list-style-type: none"> <li>市長が特に認めるとき</li> <li>猛烈な台風が市内地方に到達し、大きな被害が発生、又は予測されるとき</li> <li>河川はん濫危険水位（危険水位）に達したとき</li> <li>河川の増水により、避難準備情報が発表されたとき</li> </ol>	
第二次非常配備	<ol style="list-style-type: none"> <li>警戒区域以上の地域が浸水されたとき</li> <li>大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき</li> <li>市長が特に必要と認めるとき</li> <li>河川はん濫発生情報が発表されたとき（景防の決壊・橋本など）</li> <li>避難勧告・指示を発表したとき</li> <li>大規模な土砂災害が発生し、救助体制を組織したとき</li> </ol>	

## 7 職員の動員基準

市域において、表4に定める体制が必要とされる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、本所、警察庁舎、消防庁舎、郷引庁舎、期日庁舎、瀬海岸会、表2の「災害時における職員の動員配備体制」に基づき、その配備体制ごとに職員を迅速に招集し、災害対策業務に従事させる。

表2 「災害時における職員の動員配備体制」

	災害対策組織設置基準	職員配備基準
警備体制	<ol style="list-style-type: none"> <li>警戒区域の地域が浸水されたとき</li> <li>大雨洪水警戒発表時</li> <li>大雨接近時の大雨洪水注意情報発表時</li> <li>暴風雨警戒発表時（各期を除く）</li> <li>津波注意情報が発表されたとき</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>本所長・中幹</li> <li>防災担当課長</li> <li>必要に応じて他の指定する職員</li> <li>津波注意情報の場合は、水害担当課長が指定する職員</li> </ol>
災害警戒本部	<ol style="list-style-type: none"> <li>警戒区域の地域が浸水されたとき</li> <li>相当な被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき</li> <li>山形県域に津波警戒が発令されたとき</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>本所</li> <li>所長及び指定された職員並びに地区指定職員（また、確保職員のある課長及び指定する職員</li> <li>中幹</li> </ol>

災害対策本部	第一	<ol style="list-style-type: none"> <li>市長が特に認めるとき</li> <li>浸水区域の地域が浸水されたとき</li> <li>相当な被害が発生し、被害が市域の相当な範囲に及ぶと予測されるとき</li> <li>市長が特に必要と認めるとき</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>上記に準じて定められた職員</li> <li>本所</li> <li>警備体制で定められた職員のうち、関係各課の専任の職員</li> <li>中幹</li> <li>本所に準じて定められた職員</li> </ol>
	第二	<ol style="list-style-type: none"> <li>警戒区域以上の地域が浸水されたとき</li> <li>大規模な被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき</li> <li>市長が特に必要と認めるとき</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>確保職員が確保</li> </ol>

	災害対策組織設置基準	職員配備基準	
		本所	庁舎
一次警戒体制	<ol style="list-style-type: none"> <li>暴風雨（警）警戒が発表されたとき</li> </ol>	危機管理課が指定した職員	総務企画課長が指定した職員
二次警戒体制	<ol style="list-style-type: none"> <li>大雨、洪水のいずれかの警戒が発令されたとき</li> <li>大雨接近時に大雨、洪水のいずれかの注意情報が発表されたとき</li> <li>土砂災害警戒情報が発表されたとき</li> <li>河川はん濫危険水位（警戒水位）に達したとき</li> </ol>	防災安全課（長務課員含む） 農山漁村振興課 土木課 関係各課	地域本部長が指定した職員
災害警戒本部	<ol style="list-style-type: none"> <li>猛烈な台風が市内地方に接近すると予測されるとき</li> <li>集中豪雨などにより、土砂災害が予測、又は発生したとき</li> <li>洪水、床上浸水が発生したとき</li> <li>河川が警戒判断水位（特別警戒水位）に達したとき</li> <li>市長が特に認めるとき</li> </ol>	副本部長 本部長 防災安全課（長務職員含む） 課長及び専任が指定した職員 地区指定職員 施設職員（保戸園、教育委員会等に勤務する職員）	

災害対策組織設置基準		職員配置基準	
		本所	庁舎
災害対策本部	第一応急配置態	1. 猛烈な台風が市内地 方に到達し、大きな被害 が発生、又は予測される とき 2. 河川はん濫危険水位 (危険水位)に達したと き 3. 河川の増水により、懸 念な被害が発表された とき	地域本部長 地域副本部長 地域本部長 班長及び班長が指定した 職員(所属する班の概ね 1/2) 地区指定職員
	第二応急配置態	1. 河川はん濫発生危険 が発表されたとき(堤防 の決壊・浸水など) 2. 避難勧告・指示が発表 されたとき 3. 大規模な土砂災害が 発生し、救助体制を継続 したとき	全職員 全職員

8 災害対策本部及び地域災害対策本部の事務分掌

災害対策本部及び地域災害対策本部を設置した場合の各部・各班の事務分掌は、別表1の「災害対策本部の各部・各班の事務分掌表」及び別表2の「地域災害対策本部の各班の事務分掌表」とおりとする。

別表1 災害対策本部長の各部・各班の事務分掌表

【災害対策本部】

班	事務
総務班	

秘書班	1. 本部長(市長)、副本部長(副市長)の公務に際すること 2. 災害被害者及び関係者の接遇に際すること 3. 災害情報及び被害の公表に際すること 4. 災害広報に際すること 5. 災害の真の被害状況に際すること 6. 災害輸送の支援に際すること 7. 被災者の実態把握に際すること 8. 被災者の貸付受領、一時貸付に際すること 9. 債、引に對する要領に際すること
	1. 災害状況及び被害調査(住居・建物)に際すること 2. 被災者名簿及び建物等被害基本台帳に際すること 3. 被災者の貸付に際すること 4. その他災害調査に際すること
	1. 災害被害の把握に際すること 2. 災害被害の整理に際すること 3. 救助物資の調達に際すること
	1. 災害対策委員の募集に際すること 2. 公衆災害補償に際すること 3. 金融・損害保険に際すること 4. 住宅復興債に際すること 5. 水三、水一、水二の受入、配管計画に際すること 6. その他事務に際すること
	1. 災害資料、災害統計に際すること 2. 被害調査、要領、要領書、要領書に際すること 3. 地域振興課に
市民班	1. 災害対策本部の班長及び班長に際すること 2. 災害応急対応本部の総合班に、調整に際すること 3. 避難命令の伝達に際すること 4. 市民会議、本部連絡等に際すること 5. 災害、現地本部の発報に際すること 6. 職員の動員に際すること 7. 災害救助法に際すること 8. 災害被害調査(白粉隊、日本、四、他市町町等)に際すること 9. その他本部長の命ずる事務
	1. 災害情報の収集伝達に際すること



部 名	班 名	主 務 分 掌
総務部	<del>総務班</del>	<del>救済物資の被害調査及び応復旧対策に関すること</del>
	<del>学務教育班</del>	<del>被災児童生徒の調査に関すること</del>
	<del>社会教育班</del>	<del>被災児童生徒の応復旧に関すること</del>
	<del>スポーツ班</del>	<del>救済物資の運送振替等に関すること</del>
	<del>同 志 会</del>	<del>被災者に対すること</del>
	<del>社会福祉班</del>	

部 名	班 名	主 務 分 掌
定務部	(●副長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部長(市長)、副本部長(副市長)の秘書に関すること</li> <li>・災害関係者及び関係者の接遇に関すること</li> <li>・災害情報及び被害の公表に関すること</li> <li>・災害広報に関すること</li> <li>・災害写真の撮影記録に関すること</li> <li>・被災者の安否情報の確認及び公表に関すること</li> <li>・マスコミ対応に関すること</li> </ul>
	総務班 (●総務課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況及び被害調査(住民、建物)に関すること</li> <li>・被災者名簿及び建物等被害基本台帳に関すること</li> <li>・被災証明の発行に関すること</li> <li>・その他災害調査に関すること</li> </ul>
	調査班 (●庶務課) (補復班)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活必需品(※1)や災害用物資の調達(※3)、管理に関すること</li> <li>・市有建物(管財財産)の被害調査に関すること</li> <li>・災害予算の編成に関すること</li> <li>・災害予算の繰理に関すること</li> </ul>
	財政班 (財政課) (●契約管理課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害予算の繰理に関すること</li> <li>・災害予算の繰理に関すること</li> </ul>
	スポーツ班(空 道)	
	出立・職員班 (●職員課) (公費課) (監査事務局) (選挙事務局)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・問合せ・相談に関すること</li> <li>・災害対策委員の確保に関すること</li> <li>・公務災害補償に関すること</li> <li>・職員の家畜に関すること</li> </ul>

部 名	班 名	主 務 分 掌
企画部	輸送・交通・情報班 対策班 (企画調整課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害情報の収集伝達に関すること</li> <li>・空港、鉄道、電話等の災害・復旧等の情報収集に関すること</li> <li>・災害輸送・交通に関すること</li> </ul>
	(政策推進課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害記録、災害統計に関すること</li> </ul>
	(●地域対策課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国、県に対する要望に関すること</li> </ul>
	(情報企画課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活必需品や災害用物資の配達に関すること</li> </ul>
市民部	災害対策班 (●防災安全課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部の設置及び廃止に関すること</li> <li>・災害応急対策実施の総合的計画、調整に関すること</li> <li>・指揮命令の伝達に関すること</li> <li>・本部員会議、本部連絡員室に関すること</li> <li>・支福、現地本部の統制に関すること</li> <li>・職員の出動に関すること</li> <li>・災害救助法に関すること</li> <li>・災害派遣要請(自衛隊、警察、消防、他市町村等)に関すること</li> <li>・その他本部長の命ずる事項</li> </ul>
	清掃班 (●廃棄物対策課) (環境課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ、汚物等の処理に関すること</li> <li>・海岸漂着物の処理に関すること</li> <li>・清掃施設の被害調査及び応復旧に関すること</li> <li>・仮設トイレの設置に関すること</li> <li>・災害給水に係る業者との連絡調整に関すること</li> </ul>
	市民生活班 (●コミュニティ 推進課) (市民課) (国民年金課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティセンター建設、会場、集会所の被害調査及び応急対策に関すること</li> <li>・避難所の開設及び管理運営に関すること</li> <li>・避難所における生活必需品に関すること</li> <li>・遺体の埋火葬に関すること</li> <li>・遺体安置所の開設及び管理運営に関すること</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所における健康管理に関すること</li> <li>・病院、その他医療機関との連絡調整に関すること</li> <li>・救護所に関すること</li> </ul>
	健康福祉部	医療・助産班 (●地域課)



部 名	班 名 (●班 長)	主 務 分 掌
農 業 部	農 業 班 (●農 業 課) (農 業 介 護 課) (子 育 て 推 進 課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時要援護者の安否確認及び情報収集・伝達等に関する事</li> <li>・福祉避難所の開設に関する事</li> <li>・災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付等災害支援に関する事</li> <li>・り災者に対する生活保護に関する事</li> <li>・り災者に対する生活福祉資金の貸付に関する事</li> <li>・義援金・救済物資等の受付受領、保管、配分に関する事</li> <li>・保育園・社会福祉施設等の被害状況調査及び応急措置に関する事</li> <li>・園児等の帰宅に関する事</li> <li>・ボランティアの受入、配置計画に関する事</li> </ul>
	農 業 班 (●農 業 課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業被害の調査及び応急対策実施に関する事</li> <li>・農業団体等の協力体制等、連絡調整に関する事</li> <li>・へい獣の処理等に関する事(口蹄疫・鳥インフルエンザ等)</li> </ul>
農 林 水 産 部	林 業 水 産 班 (●農 山 漁 村 振 興 課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業施設の被害調査及び応急対策に関する事</li> <li>・農漁、林地等の地すべり災害の危険予防及び応急措置に関する事</li> <li>・農業用水施設の被害調査及び応急措置に関する事</li> <li>・各関係団体等の連絡調整に関する事</li> <li>・海上被害に関する事</li> </ul>
	商 工 ・ 観 光 班 (●商 工 課) (観 光 物 産 課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商工・観光関連被害の調査に関する事</li> <li>・観光客の帰郷等に関する事</li> <li>・被災商工業者の経営相談に関する事</li> <li>・金融、融資相談に関する事</li> <li>・商工団体等との協力体制等や食料物資等の調達等に関する事</li> </ul>
建設部	被 害 市 場 設 置 班 (●被 害 市 場 課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市施設(他の部課で管理する施設を除く)の被害調査及び応急復旧対策に関する事</li> <li>・降雨量、河川の水位の測定及び資料の収集に関する事</li> <li>・応急協定に係る建設業者との連絡調整に関する事</li> </ul>

部 名	班 名 (●班 長)	主 務 分 掌
土木部	土 木 班 (●土 木 課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土木施設被害の調査に関する事</li> <li>・道路、橋梁、河川、堤防等の危険予防及び応急措置に関する事</li> <li>・地すべり等土砂災害の危険予防及び応急措置に関する事</li> <li>・障害物の除去に関する事</li> <li>・建設業者との連絡調整に関する事</li> </ul>
	建 築 班 (●建 築 課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市営住宅の被害調査及び応急対策に関する事</li> <li>・市有建築物の応急対策に関する事</li> <li>・応急仮設住宅の建設及び入居者の選定に関する事</li> <li>・住居の応急修理及び修理工業者の選定に関する事</li> <li>・被害建築物の応急危険度判定に関する事</li> <li>・住宅復興等の相談に関する事</li> <li>・その他建築に関する事</li> </ul>
医療部	医 療 班 (住 内 病 院) (●総 務 課) (医 療 課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・負傷者の受入、医療処置の実施に関する事</li> <li>・医療施設の確保、他医療機関との連携に関する事</li> <li>・医療救護所の設置に関する事</li> <li>・PMA等の受入に関する事</li> </ul>
給水・下水道部	給 水 ・ 下 水 道 班 (●給 水 課) (工 務 課) (下 水 道 課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飲料水の供給並びに周知に関する事</li> <li>・上水道施設の汚染調査及び応急復旧に関する事</li> <li>・下水道施設の被害調査及び応急復旧に関する事</li> </ul>
消防水防部	消 防 ・ 水 防 班 (総 務 課) (下 防 課) (●警 防 課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災警戒防止等に関する事</li> <li>・水害警戒防止等に関する事</li> <li>・災害による被害者の救済に関する事</li> <li>・避難者の誘導に関する事</li> <li>・気象通報の受領並びに伝達に関する事</li> <li>・消防施設及び水防施設の被害調査並びに応急復旧対策に関する事</li> <li>・水防器材の調達に関する事</li> <li>・消防団協会の要請に関する事</li> </ul>
議会部	議 会 班 (議 会 室 務 局)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会との連絡調整に関する事</li> <li>・議会への情報提供に関する事</li> </ul>

部 名	班 名 (●班 長)	主 務 分 掌
教育課	教 育 班	
	(● 管 理 課)	・教育施設の被害調査及び応急復旧対策に関する事
	(学 校 教 育 課)	・児童・生徒の帰宅に関する事
	(社 会 教 育 課)	・被災児童生徒の調査に関する事
	(ス ポ ー ツ 課)	・被災児童生徒の応急教育に関する事
	(中 央 公 民 館)	・教育施設の環境整備等に関する事
	(国 民 館)	・炊き出し班に関する事
	(給食センター)	

(※1) 生活必需品とは、寝具(毛布、布団等)、被服(下着、肌着等)、炊事道具(鍋、炊飯器、包丁等)、食器(茶碗、皿、はし等)、保育用品(哺乳びん、紙おむつ等)、光熱器具・材料(マッチ、ろうそく、コンロ、液化石油ガス等)、日用品(石けん、タオル、おり紙、歯ブラシ等)、生理用品、医療器具等を指す。

(※2) スポーツ課については、総務部財政課及び教育部教育班での事務分掌と重疊となる。

(※3) 飼養については、農畜班、商工・観光班と連携のうえ実施する。

別表2

【地域災害対策本部の各班の事務分掌表】

【地域災害対策本部】

部 名	班 名 (●班 長)	主 務 分 掌
総務課	(● 総 務 課 長 兼 地 域 課 長)	・災害情報及び被害の公表に関する事
		・被災者の生活支援に関する事
		・地域上層員の被害に関する事
		・災害に関する要請に関する事
		・被災者に関する事
		・災害対策本部の設置に関する事
		・被災者に対する支援に関する事
		・災害対策本部の確保に関する事
		・災害対策本部に関する事
		・災害対策本部の維持に関する事

知 事 部 (● 知 事 兼 地 域 課 長)	・全庁・全庁関係に関する事
	・住宅復興相談に関する事
知 事 部 (● 知 事 兼 地 域 課 長)	・災害、まじりの受入、避難準備に関する事
	・被災者支援、避難所、被災被害の調査処理に関する事
知 事 部 (● 知 事 兼 地 域 課 長)	・その他相談に関する事
	・災害対策本部の設置に関する事
知 事 部 (● 知 事 兼 地 域 課 長)	・通信関係機関に関する事
	・金融機関の受援並びに伝達に関する事
知 事 部 (● 知 事 兼 地 域 課 長)	・その他情報通信に関する事
	・避難所の受付受付、時間係に関する事
知 事 部 (● 知 事 兼 地 域 課 長)	・災害対策本部に関する事
	・災害対策本部の経理に関する事
知 事 部 (● 知 事 兼 地 域 課 長)	・被災者支援の推進に関する事
	・被災者支援の推進に関する事
知 事 部 (● 知 事 兼 地 域 課 長)	・地域災害対策本部の設置に関する事
	・災害に急ぎの対応の総合調整、調整に関する事
	・災害対策本部の組織調整に関する事
	・指揮命令の伝達に関する事
	・被災者支援本部の設置に関する事
	・被災者支援本部の確保に関する事
	・職員の出動に関する事
	・組織調整調整に関する事
	・災害対策本部に関する事
	・被災者支援の警戒に関する事
・災害による被害者の救済に関する事	
知 事 部 (● 知 事 兼 地 域 課 長)	・被災者の救済に関する事
	・消防団長及び水利施設の被害調査並びに応急復旧に関する事
	・被災者に対する支援に関する事
	・被災者に対する支援に関する事
	・災害対策本部(自衛隊、日本、県、他市町村)に関する事
	・その他被災者支援に関する事
	・災害対策本部及び被害調査(市長、町長)に関する事
	・被災者支援及び建物等被害調査本部に関する事
	・被災者支援本部に関する事
	・その他被災者支援に関する事

医療 (●中央国民年金法) (●健康増進法)	医療・助産に関すること 存続その他医療機関の業務改善に関すること 医療費の削減に関すること 医療費の削減等に関すること 被災地の救済活動に関すること
	医療所の開設及び管理運営に関すること 非常時等に関すること 生活必需品の供給等に関すること 医療の拡大等に関すること
	災害予防金の支給及び災害復旧金の貸付け等災害救済に関すること 保育所の被災状況調査及びその再開に関すること 被災者に対する生涯保障に関すること 被災者に対する世帯更生資金の貸付けに関すること 救済資金の貸付に関すること 社会福祉施設の被災状況調査及びその再開に関すること
産業等 (●農林漁業振興法) (●農林水産振興法)	主要農産物の調達が関すること 農林水産物の調査及びその販売促進に関すること 各地等地方におけるたばこ及びたばこ生産に関すること 農林の地理等に関すること
	商工・観光振興の調査に関すること 救済物資の輸送に関すること 救済物資の調査・経済振興に関すること
建設等 (●建設行政法)	土木建設事業の調査に関すること 道路・橋脚・河川・堤防等の施設及びその修繕に関すること 地すべり等土砂災害の危険予測及びその対策に関すること 障害物の除去に関すること 建設費上の減額措置に関すること 都市建設(学校を除く)の被災調査及びその復旧事業に関すること 住宅建設住宅の建設及びその増設に関すること 住宅の応急処置及び修理費の減額に関すること 被害建築物の仮設費用に関すること その他建設に関すること 都市建設(他の措置等を除く)の被災調査及びその復旧事業に関すること 河川・河川の水利の調査及び資料の作成に関すること

教育等 (●学校教育法) (●社会教育法)	教育施設の被害調査及びその復旧に関すること 災害復旧等のための教育に関すること 教育施設の整備施設増設に関すること
-----------------------------	---

課名	責 務 分 掌
総務企画課 【本部担当課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害者の安否情報に関する事</li> <li>地域本部長の秘書に関する事</li> <li>生活必需品（食）や災害用物資の受付・搬送・管理及び配給に関する事</li> <li>災害広報に関する事</li> <li>災害写真の撮影記録に関する事</li> <li>災害輸送・交通に関する事</li> <li>公有建物（管庫財庫）の被害調査に関する事</li> <li>公務災害補償に関する事</li> <li>労務情報の収集伝達に関する事</li> <li>気象情報の受領並びに伝達に関する事</li> <li>問合せ・相談に関する事</li> <li>地域災害対策本部の設置及び閉鎖に関する事</li> <li>災害応急対策本部の調整に関する事</li> <li>災害対策本部との連絡調整に関する事</li> <li>指揮命令の伝達に関する事</li> <li>地域本部会議に関する事</li> <li>地域災害対策本部の統括に関する事</li> <li>本部資料の選送に関する事</li> <li>地域災害対策本部の組織編成及び動員に関する事</li> <li>交番機関、ライフライン等の被害・損出等の情報収集に関する事</li> </ul>
・総務課	
・財政課	
・契約管理課	
・職員課	
・会計課	
・企画調整課	
・政策推進課	
・地域振興課	
・情報管理課	
・防災安全課	
・院務事務局	
・経済事務局	
・消防本部	
・教育委員会	
・上下水道部	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防本部、消防団との連絡調整に関する事</li> <li>その他地域本部長の命ずること</li> <li>本課、本署の警動に関する事</li> <li>避難者の誘導に関する事</li> <li>教育施設の被害調査及び応急復旧に関する事</li> <li>教育施設の避難施設並びに関する事</li> <li>教育委員会との連絡調整に関する事（教育施設の被害状況、児童生徒への対応状況等）</li> <li>上下水道部門との連絡調整に関する事</li> <li>その他地域本部長の命ずること</li> </ul>

課名	責 務 分 掌
市民福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害状況及び被害調査（死傷、建物）に関する事</li> <li>被災者名簿及び建物等被害基本台帳に関する事</li> <li>被災証明書発行に関する事</li> <li>その他被害調査に関する事</li> <li>遺体の埋火葬に関する事</li> <li>仮葬、助産に関する事</li> <li>病院その他医療機関との連絡調整に関する事</li> <li>救護所の開設に関する事</li> <li>感染症その他疾病の予防に関する事</li> <li>被災地の防疫活動に関する事</li> <li>へい獣の処理等に関する事（山猪疫、鳥インフルエンザを除く）</li> <li>避難所の開設及び管理運営に関する事</li> <li>非常炊き出しに関する事</li> <li>避難所における生活必需品に関する事</li> <li>災害時要援護者の安否確認及び情報収集・伝達に関する事</li> <li>福祉避難所の開設に関する事</li> <li>災害弔慰金の支給及び災害遺族資金の貸付等災害援護に関する事</li> <li>保育園、児童館及び社会福祉施設等の被害状況調査並びに応急措置に関する事</li> <li>被災者に対する生活保護に関する事</li> <li>被災者に対する生活福祉資金の貸付けに関する事</li> <li>ボランティアの受入、配属計画に関する事</li> <li>環境部門との連絡調整に関する事</li> <li>ごみ、汚物等の処理に関する事</li> <li>仮設トイレの設置等に関する事</li> <li>畜場、畜舎等の被害調査及び応急対策に関する事</li> <li>遺体安置場の開設及び管理運営に関する事</li> <li>その他地域本部長の命ずること</li> </ul>
市民福祉課 【本部担当課】	
・課長課	
・納税課	
・市民課	
・コミュニティ推進課	
・国民年金課	
・健康課	
・福祉課	
・災害介護課	
・子育て推進課	
・住内病院	
・環境課	
・障害者対策課	

班 名	事 務 分 掌
業 業 班 【本部担当課】 ・農林課 ・農山漁村振興課 ・商工課 ・観光振興課	<ul style="list-style-type: none"> <li>農林水産被害の調査及び応急対策実施に関する事</li> <li>農道、林地等地上部災害の危険予防及び応急処置に関する事</li> <li>農業団体や商工関係団体との協力体制や食料物買手の調達の連絡調整に関する事</li> <li>へい獣の処理等に関する事（口蹄疫、鳥インフルエンザ）</li> <li>園工・観光関連被害の調査に関する事</li> <li>観光客の帰宅等に関する事</li> <li>被災農工業者の経営相談に関する事</li> <li>金融、融資相談に関する事</li> </ul>
法 務 班 【本部担当課】 ・都市計画課 ・土木課 ・建築課	<ul style="list-style-type: none"> <li>土木施設被害の調査に関する事</li> <li>道路、橋梁、河川、堤防等の危険予防及び応急処置に関する事</li> <li>地上部等土砂災害の危険予防及び応急処置に関する事</li> <li>障害物の除去に関する事</li> <li>建設業者との連絡調整に関する事</li> <li>公有建物（他の部課で管理する施設を除く）の被害調査及び応急復旧対策に関する事</li> <li>応急仮設住宅の入居者の選定に関する事</li> <li>住宅の応急処置及び修理担当者選定に関する事</li> <li>被害建物の危険度判定に関する事</li> <li>住宅復興相談に関する事</li> <li>降雨量、河川の水位の測定及び資料の収集に関する事</li> </ul>

## 第2節 防災関係機関の相互協力体制

【本所】災害対策班、消防・水防班 【市会】災害対策班、総務企画班 【消防本部】警防（指）班、本組

### 【関係機関】

- 県災害対策本部（消防応援活動調整本部、総合調整班、保健医療対策班、輸送対策班、生活救護班、ライフライン対策班、避難物等対策班）、県消防防災航空隊
- 自衛隊、防災関係機関
- 相互応援協定市町村
- 関連機関（酒田地区消防組合消防本部、岩手県東磐城消防組合消防本部、源田山火災防除隊、秋田県消防本部、山形市消防本部）、災害時応援協定締結民間団体

### 1 計画の目的

大規模な災害が発生し、本市単独では応急対策が困難なときは、県、他市町村、民間、自衛隊及び防災関係機関等の協力を得て応急対策を行い、災害の拡大を防止する。なお、市は、本節に県内市町村「大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定」及び県外都市等との相互応援協定を締結等に基づき、災害時の応援協力体制を構築する。市は、県及び防災関係機関とともに、国との密接な連携のもと、災害発生時の迅速な応急処置を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し緊密に連携をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長のために応急で情報の提供、意見の表明を行うこと等により、情報の共有を図る。

#### <達成目標>

- 市は、災害応急対策又は災害復旧を円滑に実施するため、平常時の業務や人的ネットワークを生かした行政の防災体制づくりを進める。
- 災害時相互応援に関する協定による応援
- 災害時の情報収集、連絡体制の確立及び情報の共有化
- 円滑な応援の受入体制

### 2 各段階における業務の内容

風水害発生中、発生後	消防本部から県に対し緊急消防援助隊の派遣要請
	応援協定に基づく応援要請
	県を過じ自衛隊に派遣要請 民間団体等に対する要請

### 3 各主体の役割

#### (1) 市の役割

- ア 被害状況等を迅速に把握し、必要があると認めた場合は、速やかに関係機関に応援又は職員派遣の要請を行うとともに、受入体制を確立する。
- イ 鶴岡市以外の市町村が被災した場合は、被災地の被害状況等に関する情報収集を積極的に行うとともに、速やかに応援体制を構築する。災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り応援を行う。災害応急対策の実施については、応援に従事する職員は、被災市町村の指揮の下に行動する。
- ウ 市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等の広域応援・受援に係る内容についてあらかじめめまめ、必要な準備を整える。

#### (2) 県の役割

- ア 県は、市と連絡を密にし、必要な応急対策を迅速に実施するとともに、県単独では十分な応急対策が実施できない場合には、速やかに関係機関に応援の要請を行う。
- イ 県は、大規模な災害の発生を感知したときは、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。
- ウ 県は、市、防災関係機関及び国との密接な連携のもと、迅速な意思決定を行うために、関係機関で調整共有を図るよう努める。
- エ 県は、市が相互に応援する仕組みを構築する際には、市の相互応援が円滑に進行よう配慮する。
- オ 県は、市と連絡を密にし、必要な応急対策を迅速に実施するとともに、県単独では十分な応急対策が実施できない場合には、速やかに関係機関に応援の要請を行う。

#### (3) その他の防災関係機関の役割

その他の各防災機関は、その所掌する災害応急措置を速やかに実施するとともに、必要があると認める場合は、他の防災関係機関に対し必要な応援等の要請を行うものとする。

### 4 業務の内容

#### (1) 時系列区分による応援要請

第1段階	人命の救助に必要な応援要請 災害の拡大防止に必要な応援要請	ア. 救出・搬送用人員、資機材 イ. 医療に関する応援 ウ. 火災の鎮圧及び救助、救急に関する応援
------	----------------------------------	---

		エ. その他状況に応じた応援
第2段階	災害対策に必要な応援要請	ア. 必要物資の供給、輸送に関する応援 イ. 給水等ライフライン応急対策に関する応援 ウ. 遺体保護・防疫などに関する応援、ごみ、し尿処理に関する応援 エ. その他状況に応じた応援
第3段階	復旧対策に必要な応援要請	ア. 復旧対策に関する応援 イ. その他状況に応じた応援

#### (2) 行政機関に対する主な応援要請の種別

要請先	要請の内容	根拠法令等
指定地方行政機関等の長	当該指定地方行政機関等職員の派遣要請	災害対策基本法第29条
県知事	1. 指定地方行政機関等職員の派遣要請 2. 他の地方公共団体職員の派遣要請 3. 応援の要求及び応急措置の実施要請 4. 職員の派遣要請 5. 自衛隊への派遣要請 6. 消防庁への派遣要請	災害対策基本法第30条第1項 災害対策基本法第30条第2項 災害対策基本法第68条 地方自治法第252条の17 消防組織法第44条
他の市町村長等	1. 応援の要求 2. 職員の派遣要請 3. 災害応援に関する協定に基づく要請	災害対策基本法第67条 地方自治法第252条の17 消防組織法第39条

#### (3) 市の行う応援要請

##### ① 指定地方行政機関に対する要請

ア 市長は、応急対策に関する応援等を要請し、応急対策又は災害復旧のため必要と認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。

イ 指定地方行政機関の長は、職員の派遣要請を受けたときは、その所掌事務に支障のない限り適任と認められる職員を派遣する。

##### (応援要請事項)

- ・ 応援を要請する理由
- ・ 応援を必要とする期間
- ・ その他必要な事項

##### ② 知事への要請

市長は、応急対策を実施するため必要と認めるときは、知事に対し次により応援(あ



（必要に応じて）を含む。）を求め、又は県が実施すべき応急対策の実施を要請する。

ア 連絡先及び方法

県総合防災緊急対策管理課へ防災行政無線、電話、FAXで行う。なお、防災行政無線、電話で要請した場合は、後にFAXで地理座標やかきと書を送付する。

イ 知事は、市長から応援要請を受けたとき場合は、県の応急対策との調整を図りながら、必要と認められる事項について最大限の協力をを行う。

③他の市町村に対する要請

ア 市長は、応急対策を実施するため必要と認めるとき場合は、資料編「大規模災害時における山形県市町村広域相互応援に関する協定」等に基づき、応援協定締結市町村の長に対し応援を要請する。

イ 市長は、応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法等の規定に基づき他の市町村長に対し応援を要請するとともに、県に報告する。

④防災関係民間団体等に対する協力要請

ア 市長は、応急対策を実施するため必要と認めるとき場合は、資料編の各種協定に基づき協定締結団体の長に対し応援を要請する。

イ 市は、応急対策又は災害復旧のため必要と認めるとき場合は、市域を統括する民間団体等に対し、次の事項を明らかにして協力を要請する。

（応援協力を要請する主な民間団体等）

- ア 農林水産業団体、商工業団体、建設業団体、運送業団体、社会福祉団体等の産業別団体
- イ 医師会、歯科医師会、薬剤師会、建築士会等の職業別団体
- ロ その他市に対して協力活動を申し出た団体等

※応援要請に関する共通事項

応援要請は、次の事項を示して文書で行うものとする。ただし、文書によるいとまのない場合は、とりあえず電話等で要請する。

（応援要請事項）

- 応援を必要とする理由
- 応援を必要とする期間
- 応援を必要とする場所
- その他応援に関し必要な事項

\*職員派遣要請に関する共通事項

派遣要請は、次の事項を示して文書で行うものとする。

（職員派遣要請事項）

- 派遣を要請する理由
- 派遣を必要とする期間
- 派遣を要請する職員の職種別人員
- その他必要な事項

(4)県の行う応援要請

県は、市からの応援要請があったとき場合は、又は必要と認めるとき場合は、県地域防災計画の定めに基づき必要な権限を行う。

- ア 他の市町村への応援の指示又は調整
- イ 他の都道府県への応援の要請
- ウ 全国知事会を通じた応援の要請
- エ 指定行政機関等への応急対策実施要請
- オ 内閣総理大臣への要請
- カ 酒田海上保安師への支援要請 民間団体への応援要請
- キ 自衛隊に対する災害派遣要請
- ク 民間団体等に対する要請
- ケ 山形県臨時災害消防援助隊及び山形県広域消防応援隊への要請
- コ 自衛隊派遣の要請

(5)指定行政機関及び指定地方行政機関の要請、指示

ア 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、所掌する応急対策の実施に關し必要があると認めるとき場合は、知事、市長又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、応急対策の実施を要請し、又は指示することができるものとする。

イ 知事、市長及び指定公共機関若しくは指定地方公共機関は、要請があったとき場合は、所掌する応急対策との調整を図りながら、必要と認められる事項について応急対策を実施するものとする。

(6)指定公共機関及び指定地方公共機関

ア 指定公共機関又は指定地方公共機関は、所掌する応急対策の実施に關し必要があると認めるとき場合は、指定行政機関の長に対し、応援を求めることができるものとする。

イ 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は知事若しくは市長は、指定公共機関又は指定地方公共機関から応援を求められたとき場合は、所掌する応急対策との調整を図り、可能な限りこれに応じるものとする。

(7)消防機関に対する応援要請

市の消防力で対応することが困難と予測される救助・救急事故及び火災が発生したとき場合は、消防組織法第39条及び第44条に基づく応援要請を行い、人命の救護及び火災の鎮圧に万全を期する。応援要請の手順は次のとおりとする。

①救助・救急及び火災等の応援要請

要請 種別	応援相手 名称等	要請種別	要請書	応援相手 消防機関

第一 種	山形県消防広域 応援本部	第一要請	酒田地区消防組合消防本部 TEL 0234-33-3131 FAX 0234-33-5147	酒田地区消防 組合消防本部 岩手地区広域 防災組合消防 本部
		第二要請	仙台地区広域行政組合消防本部 TEL 0254-53-0110 FAX 0254-53-0100 西村山広域行政事務組合消防本部 TEL 0237-84-8501 FAX 0237-86-8106	平野組合消防 本部 西村山広域行 政事務組合消 防本部
第二 種	山形県緊急消防 援助本部	第一要請	各地区幹事消防本部（酒田地区消 防組合消防本部） TEL 0234-33-3131 FAX 0234-33-5147 地区幹事消防本部（尚志消防本部 （山形市消防本部）） TEL 023-634-1197 FAX 023-631-6687	秋田全域の消 防本部
		消防庁事務 （現在地消防本部等） TEL 03-639-2227 FAX 03-639-7771	消防庁事務 課（北後援 してある全国 の消防）長 官及び消防大 隊長	

※ 地区幹事消防本部は酒田地区消防組合消防本部と鶴岡市消防本部が2年交代で担当す

要請 種別	応援協定名称等	要請先及び系統図	応援出動 消防機関
第一 種	山形県広域消 防相互応援協 定（山形県消防 広域応援計画） 及び鶴岡市消 防受援計画	<p>鶴岡市消防本部 通信指令課 TEL 0235-23-8321 FAX 0235-23-0119</p> <p>※1 地区幹事消防本部 （酒田地区広域行政組合消防本部） TEL 0234-61-7116 FAX 0234-52-3492</p> <p>山形県代表消防本部 平日 TEL 023-634-1197 （山形市消防本部） FAX 023-634-6687 休日・夜間 TEL 023-634-1198 FAX 023-631-7320 地区幹事消防本部 山形県内応援個消防本部</p>	山形県内11消 防本部
	緊急消防援助 隊の編成及び 施設の整備に 係る基本的な 事項に関する 計画（運用要 領）、山形県緊 急消防援助隊 受援計画及び 鶴岡市消防受 援計画	<p>市長・鶴岡市消防本部 通信指令課</p> <p>山形県代表消防本部（山形市消防本部）</p> <p>県知事・山形県総合防災課 平日 TEL 023-630-2229 FAX 023-634-7111 休日・夜間 TEL 023-630-2754 FAX 平日と同じ</p> <p>消防庁長官・後援市消防庁応急対策室 平日 TEL 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537 休日・夜間 TEL 03-5253-7777 FAX 03-5253-7533</p> <p>山形県消防局 応援個消防本部</p>	消防庁に登録 してある全国 の消防・救急 及び消防部隊 等（※2 緊急消 防援助隊）

※1 地区幹事消防本部は酒田地区広域行政組合消防本部と鶴岡市消防本部が2年交代で担当する。

※2 地震の規模等によっては、要請を待たず要請から1時間以内に被災地へ向けて応援出動する。

②消防防災ヘリコプター及びドクターヘリの応援要請

応援協定名称等	要請種別	要請先	備考
山形県消防防災ヘリコプター応援協定	(1)調査、 情報収集等	山形県消防防災航空隊 平日 TEL 0237-47-3275 FAX 0237-47-3277 休日夜間 TEL 090-1494-1816	
広域航空消防応援実施要綱 山形県消防広域応援計画及び山形県緊急消防援助隊(航空隊)受援計画	(2)火災(消火) (3)救助 (4)救急 (5)救助物資、人員等の搬送	消防庁長官→山形県危機管理センター 合同業務に危機管理課 平日 TEL 023-630-4837 023-630-222 FAX 023-634-4711 休日夜間 TEL 023-630-2754 FAX 平日と同じ	消防防災航空隊を有する県及び政令指定都市の消防機関等
山形県ドクターヘリの要請	(1)負傷者の搬送	運行管理室(CS)(山形県立中央病院内)ドクターヘリ要請ホットライン TEL 023-696-9939	

(B)受入体制

市は、応援要請により災害派遣される人員、車両、物資等の受入れ及びそれらの確保が滞りし災害活動を実施するために必要な物資の供給体制等について事前に定めておくとともに、応援要請を行うと同時に関連施設等の確保を行う。

①情報の収集・伝達・交換

応援要請等の必要が予測される災害が発生し、又は発生する恐れがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、国及び関係都道府県、市に通報するほか、必要な情報交換を行う。

②受入体制の確立

国、関係都道府県、市との連絡を速やかに行うための連絡窓口を定めるとともに、物資等の応援や人員搬送を速やかに受け入れるための施設の指定など受入体制を確立する。

③応援要請事務室の設置

市は、応援隊との指揮命令系統の確保及び連絡調整等を円滑に行い災害対策を迅速に実施するため、次により事務室を設置する。

応援部隊	事務室設置場所	
市	災害対策本部(総務部役所本所)	
消防機関	消防本部 指揮本部(指揮支援本部)	
自衛隊	主指揮所	災害対策本部
	前方指揮所	現地

④宿泊場所の確保

ア 避難所として指定されていない公共施設とする。

イ 自衛隊については宿営を原則とし、宿営地は市管理用地とする。

ウ 緊急消防援助隊及び山形県消防広域応援隊は、野営を原則とし、野営可能な場所を確保する。また、参集・集結についても折衝する。

エ 主被災状況、応援隊の規模等により市で確保することが出来ない場合は、近隣市町村に依頼し確保する。

⑤車両集結場所の確保

ア 宿泊・野営場所に隣接したグラウンド、空地及び駐車場とする。

イ 不足の場合は、状況に応じ一帯の公共用地、民間の駐車場の借り上げにより確保する。

⑥燃料確保及び供給

ア 災害応援車両への燃料の供給は、原則として山形県石油協同組合鶴岡支部の協力を得て給油場所を指定し供給する。

イ 被災の状況等により、確保、供給することができない場合は、タンクローリー、ドラム缶等による供給を際に要請し確保する。

⑦食料の供給及び炊事施設の確保

ア 自衛隊及び緊急消防援助隊は、災害派遣期間中の食料の確保及び炊事については、原則として自己において完結するものとする。

イ 他市町村、消防機関等(緊急消防援助隊を除く。)の災害応援隊に対する食料の供給及び炊事施設の確保は、原則として市で行うが、災害の規模及び被災の状況等により応援隊への食料の供給及び炊事施設の確保が困難であると判断された場合は、相当日数の食料及び炊事用具の携行を要請する。

(9)積雪期の対策

市は、積雪期において災害が発生し応援の要請を行う場合、応援隊の受入れ、活動が円滑に実施されるよう、速やかに除雪等を行い関係する施設及び用地の確保に努める。

5 広域応援計画

(1)計画の概要

他の都道府県(以下「他県等」という。)における大規模災害時に、迅速かつ的確な広域応援を行うため、他市町村への広域応援について定める。

(2)広域応援・受援計画

市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関に対して応援を行うことができるよう、応援要請の指定、要請・受援に関する連絡・要請の手順、要援対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等の広域応援・受援に係る内容についてあらかじめ定め、必要な準備を整える。

(3) 広域応援活動

①市、県及び防災関係機関の役割

市は、県とともに、大規模な災害を発生したときは、あらかじめ定めた応援・受援体制、又は関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を敷く。市は、県及び防災関係機関とともに、国と密接に連携しながら、迅速な意思決定を行うために、関係機関間で情報共有を図るよう努める。

②県の役割

ア 被災した他県等からの要請を受け、県内市町村に対して応援要請を行う。  
イ 県は、被災した他県等への広域応援活動を円滑に実施するため防災関係機関と連携しながら、あらかじめ定めた「広域支援活動マニュアル」に従って対応する。

③市の役割

市は、被災した他県等への広域応援活動を円滑に実施するためマニュアルを定め、応援要請があった際には、迅速に応援活動を行う。

④防災関係機関の役割

防災関係機関は、県及び市と連携しながら、円滑な応援活動が実施できるよう必要な対応を講じておき、応援要請があった際には、迅速な応援活動を行う。

6 広域避難計画

(1) 計画の概要

大規模災害時に、自治体の区域を越えて住民が避難する「広域避難」が円滑に行われるよう、発災時の具体的な避難又は避難受入れの手順等について定める。

(2) 広域避難要請

市が被災した場合、被害の範囲、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市で可能な対応策をとっても、なお市外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合は、次の方法により広域避難を行う。

ア 県内の他の市町村への受入れについては、当該市町村に連絡要請する。  
イ 他の都道府県（以下「他県等」という。）の市町村への広域避難については、県に対し他県等への避難要請を行う。

②市、県及び防災関係機関の役割

ア 市は、県とともに、居住域以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実を受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの創出・強化を図る。  
イ 市は、県及び防災関係機関とともに、被災者のニーズを十分に把握し、以下の情報等被災者に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供し、その際、災害支援者、在宅での避難者、応急仮設住宅への避難者等それぞれの広域避難者に配慮した対応を行う。

ア 被災者の情報

- b 二次災害の危険に関する情報
- c 安否情報
- d ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧情報に係る情報
- e 医療機関等の生活関連情報
- f 各機関が講じている施策に関する情報
- g 交通規制に関する情報
- h 被災者生活支援に関する情報

カ 市は、大規模災害に伴う広域避難に関する事項、移動方法等具体的な対応内容をあらかじめ定めておく。市は、避難場所を指定する際に併せて広域避難や広域一時滞在の用に供することについても定める等、他の市町村からの被災者を受入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

③県の役割

ア 県は、県内の被災市町村から他県等への広域避難の要請があった場合、他県等と協議を行う。また、被災市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合等、被災市町村からの要請を待たないときは、要請を待たないで広域避難のための要請を被災市町村に代わって行う。  
イ 県は、市町村から求めがあった場合には、受入れの候補となる受入市町村及びその受入能力（施設数、施設整備等）等、広域避難について助言する。  
ク 県は、防災関係機関と連携しながら、市町村が行う広域避難の事例の対策について助言を行う。

(3) 避難受入れ要請への対応

①市、県及び防災関係機関の役割

ア 市は、県及び防災関係機関とともに、他県からの被災者ニーズを十分に把握し、以下の情報を被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供し、その際、災害時支援者、在宅での避難者、応急仮設住宅への避難者等それぞれの広域避難者に配慮した対応を行う。

- a 被災者の情報
- b 二次災害の危険に関する情報
- c 安否情報
- d ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧情報に係る情報
- e 医療機関等の生活関連情報
- f 各機関が講じている施策に関する情報
- g 交通規制に関する情報
- h 被災者生活支援に関する情報

イ 市は、避難場所を指定する際に併せて広域避難や広域一時滞在の用に供することについても定める等、他の市町村からの被災者を受入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

②県の役割

ア 県は、被災した地区等から受入れ要請があった場合には、市町村における被災住民の受入能力（施設数、施設数型等）等、広域避難について市町村と協議を行い、協議が整い次第、要請があった他県等にその旨を伝える。

イ 県は、被災した他県等からの広域避難を受入れる場合は、あらかじめ受入れ手続き等を定めたマニュアルを整備しておく。

## 第2節の2 広域避難者の受け入れ

【本所】市民生活課、要援護対策班、医療・防護班、教育班、災害対策所

【庁舎】経済企画課、市民福祉課

【関係機関】

・市社会福祉協議会

### 1 計画の目的

広域的で大規模な災害が発生した場合に、県内外からの避難者（以下「広域避難者」という。）を受け入れることが想定される。このため、市において、広域避難者の受け入れに迅速に対応できるよう、受け入れ体制を整備するとともに、被災した県又は市町村から広域要請があった場合は、要請内容に基づき、市内の被災状況を調査しながら速やかに広域避難者の受け入れを実施する。

<達成目標>

市は、広域避難者の受け入れにあたって、避難者の安全の確保、生活環境の維持、災害時要援護者に対するケア等に配慮しながら、住民が広域避難者が安心して避難できる環境づくりに努める。また、避難所の運営にあたっては、広域避難者の自主運営を基本としながら、広域避難者、施設管理者及び市が準備して秩序ある避難生活の維持に努める。

### 2 各主体の役割及び業務内容

#### (1)市の役割

##### ①被災県又は市町村からの情報収集

市は、広域避難者の受け入れが想定される場合、被災県又は市町村と密接に連携を図り、避難者数や避難者の住所等の情報収集に努める。

##### ②収容可能な避難施設の選定

ア 市は、避難所の中から収容可能な施設を選定する。

イ 市は、必要に応じて、公営又は民間の賃貸住宅の空き家状況等を調査し、当該住宅の所有者又は管理者の協力を得て、広域避難者に対し入居の新規について検討を行う。

##### ③広域避難者受け入れ窓口の設置

ア 市は、市内の避難所間の連絡や各避難所への広域避難者の割り振り等の調整にあたるため、広域避難者受け入れ窓口を設置する。

イ 市は、広域避難者受け入れ窓口を設けた場合、広域避難者に対して、受け入れ窓口に係る情報提供を図るものとする。

ウ 市は、広域避難者受け入れ窓口において電話相談に応ずる等、広域避難者からの避難に係る相談等に適切に対応できるよう、体制整備を図る。

④県内自治体との協力

市は、広域避難者を受け入れている県内の自治体と、広域避難者の受け入れに関する情報共有に努め、広域避難者の支援にあたるものとする。

⑤広域避難者の受け入れ

ア 市は、被災県、市町村又は広域避難者から要請があった場合、避難所を開設し広域避難者の受け入れを実施する。

イ 市は、被災県又は市町村が、広域避難者の居住地からの移動手段の確保ができない場合は、必要に応じ移動手段を検討する。

⑥避難所の運営

ア 広域避難者に関する情報の把握

市は、広域避難者名簿を作成するとともに、応急物資等に対する広域避難者の需要を把握するものとする。その際、広域避難者のうち災害時要援護者の情報把握に努めるとともに、各災害時要援護者が必要とする応急物資等の把握に努める。

イ 良好な生活環境の確保及び災害時要援護者への配慮

市は、次に掲げる広域避難者の避難所における良好な生活環境の確保に努め、高齢者、障がい者等の災害時要援護者の健康状態等に配慮するものとする。

- 1 避難所に収容する人数は、当該避難所の収容能力に基いた人数とし、広域避難者数が収容能力を超える場合は、他の避難所に収容する等適切な収容人数の確保に努める。
- 2 保健・衛生対策に注意を払い、必要に応じ避難所に医療・防疫班を派遣する。
- 3 避難が長期化する場合、プライバシーの確保等に配慮するとともに、避難所生活において広域避難者に役割分担する等により、秩序ある生活の維持に努める。
- 4 飲料水、食料等の生活用品の配給にあたっては、平等かつ効率的な配給に努める。

ウ 被災県又は市町村からの情報等の広域避難者への提供

市は、被災県又は市町村から提供を受けた広域避難者の生活支援関連情報等について、広域避難者へ随時提供する。

⑦応急住宅等の提供

市は、広域避難者の健全な生活の早期確保のため、必要に応じ、被災県又は市町村からの要請に基づき、既存の公営又は民間の賃貸住宅を借り上げする等、広域避難者へ応急住宅等として提供する。

⑧学校等における被災児童・生徒等の受け入れ

市は、広域避難者の避難が長期化する場合において、避難児童・生徒が市内の学校、保育園等への通学・通園が必要となる場合は、避難児童・生徒及びその保護者の意向を聴取のうえ、被災県又は市町村の教育委員会及び担当課と調整を図り、一時受け入れを実施する。

(2) 被災市町村の役割

被災市町村は、市との調整結果に基づき、広域避難者に対して避難先等の情報を伝達するとともに、避難先までの移動のため交通手段を確保する。

第3節 自衛隊派遣の要請・受入れ体制

【本所】 災害対策班 【庁舎】 災害対策推進課企画班

【関係機関】

- ・ 県災害対策本部（総合調整班）
- ・ 陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊

1 計画の目的

災害発生時における自衛隊の災害派遣活動を迅速・円滑に行うため、その活動内容、派遣要請手続、受入れ体制等について定める。

<達成目標>

市は、自衛隊の活動と他の防災関係機関の活動が重複しないよう、緊密に連携し、効率的な派遣活動ができるよう受入れ体制を整備する。

2 各段階における業務の内容

風水害発生中、発生後	県を通じ派遣要請
	被災状況の把握
	救護活動実施

3 自衛隊災害派遣要請の手続き、県及び自衛隊の派遣要請連絡窓口等

(1) 市が実施する手続き

市長は、自衛隊の災害派遣要請をしなければならない事態が生じたときは、災害派遣要請依頼書を県危機管理室総合防災調整機構管理課経由で知事に提出する。ただし、事態が急を要する場合は、電話等で通報し、事後に文書を提出することができる。また、知事に対して災害派遣要請を行った場合には、必要に応じて、その旨及び市域に係る災害の状況を自衛隊に通知することができる。この場合、事後速やかにその旨を知事に通知するものとする。なお、通信の途絶等により知事に派遣要請を求めることができない場合には、市長は、その旨を当該地域に係る及び災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。ただし、事後に速やかに自衛隊の部隊等の長に通知した旨を知事に通知するものとする。

①派遣要請事項

災害の状況及び派遣を要請する事由	派遣を希望する期間
派遣を希望する区域及び任務内容	その他参考となるべき事項

(注) 口頭、防災行政無線、電話で依頼した場合は、事後、FAXで処理すること



②県の連絡窓口

災害派遣担当窓口	・山形県総務部危機管理室総合防災課環境エネルギー部給養管理課
住所	990-8570 山形市松波二丁目8番地1
NTT回線	023-630-2211 (代表) 023-630-2231 (直通) FAX 023-630-4711
県防災行政無線	7-800-1242、1244 FAX 7-800-1500

③派遣要請連絡窓口

連絡窓口	陸上自衛隊 第6師団司令部第3部防衛班
住所	999-3765 東根市持町南3丁目1番1号
NTT回線	電話 0237-48-1151 (内線 2375073) NTT FAX 0237-48-1151 (内線 6545164)

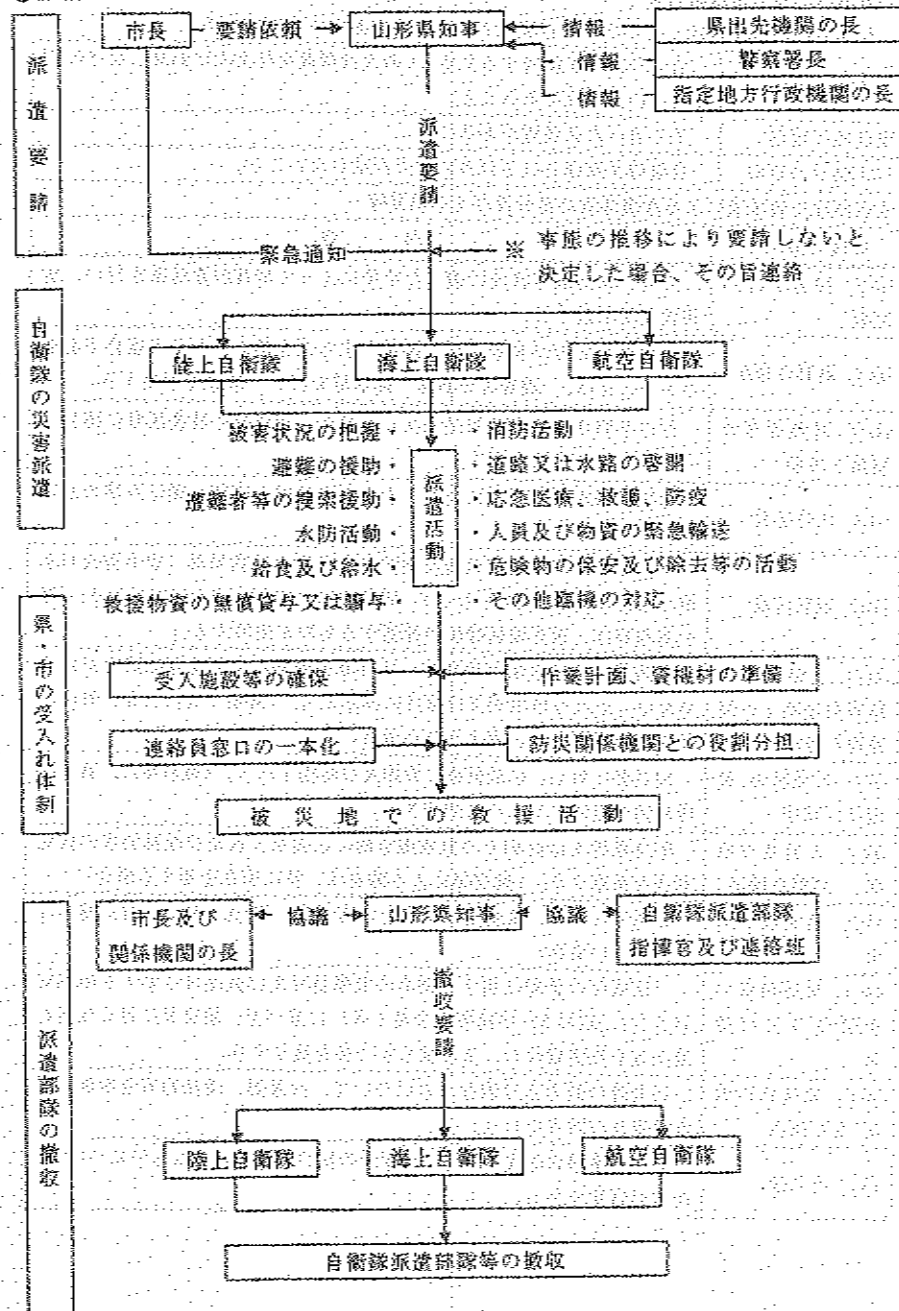
連絡窓口	海上自衛隊 舞鶴地方総監部防衛部 作戦室
住所	625-8510 京都府舞鶴市余部下1190
NTT回線	0773-62-2255 (内線 2224) 0773-62-2255 (直通) FAX 0773-64-3609 (直通)

連絡窓口	航空自衛隊 中部航空方面隊司令部
住所	350-1394 埼玉県狭山市桐荷山2-3
NTT回線	042-953-6131 (内線 2233) (夜間・休日直通 内線 2204) FAX 042-953-6131 (内線 2269)

(2)自衛隊の災害派遣計画

風水害等の災害発生時における自衛隊の災害派遣活動を迅速かつ円滑に行うための派遣依頼要請手続き、受入れ体制、活動等については、次のとおりとする。

①自衛隊の災害派遣フロー図



②自衛隊の災害派遣基準等

自衛隊の災害派遣は、次の3原則が満たされることが基本になっている。

公共性の原則	公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要があること。
緊急性の原則	差し迫った必要があること。
非代替性の原則	自衛隊が派遣される以外に他の手段がないこと。

③自衛隊災害派遣による救援活動の区分及びその概要等

救援活動区分	内 容
㉑ 被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
㉒ 避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
㉓ 避難者等の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合、通常地の救援活動に優先して捜索・救助活動を行う。
㉔ 水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
㉕ 消防活動	火災に対して、利用可能な消防車その他の消防用具（空中消火が必要な場合は、航空機）をもって、消防機関に協力し消火に当る。（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）
㉖ 道路又は水路等交通路上の障害物の排除	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物等により交通に障害がある場合は、それらの啓蒙又は除去に当る。（放棄すれば人命、財産の保護に影響があると考えられる場合）
㉗ 応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）
㉘ 人員及び物資の緊急輸送	緊急患者又は医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合）
㉙ 給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実施する。（緊急を要し、他に適当な手段がない場合）
㉚ 救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する総則（防衛省令第1号）（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救いゆつ品を譲与する。
㉛ 危険物の保安及び除去	自衛隊の能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。
㉜ その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて、所要の措置をとる。

④陸・海・空各自衛隊の整備区分等による活動内容

自衛隊区分	活 動 内 容
陸上自衛隊	車両、舟艇ボート、航空機、地上部隊等による状況把握、人員・物資の輸送、通信応援、その他各種災害の救援活動
海上自衛隊	艦艇又は航空機による状況把握、人員・物資の輸送、通信応援等
航空自衛隊	主として航空機による状況把握、人員・物資の輸送

⑤自衛隊災害派遣部隊の受入れ体制

ア 他の防災関係機関との整合重複の排除

市長、知事、その他の防災関係機関の長は、自衛隊の活動と他の防災関係機関の活動が統合重複しないよう緊密な連携を図り、より効率的な作業分担を定める。

イ 作業計画及び資機材の準備

市長及び知事は、自衛隊の作業の円滑な実施を図るため、次により可能な限り調整のとれた作業計画を立てるとともに、資機材の準備及び関係者の協力を求めるなど、支援活動に支障のないよう十分な措置を講ずる。

- エ 作業箇所及び作業内容
- エ 作業の優先順位
- エ 作業実施に必要な図面
- エ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- エ 派遣部隊との連絡窓口の一本化
- エ 派遣部隊の現地誘導及び住民等への協力要請

ウ 受入れ施設等の確保

市長及び知事は、派遣部隊に対し次の施設等を確保する。

- ア 自衛隊事務室
- ア ヘリコプターによる派遣部隊のためのヘリポート
- ア 駐車場（車1台の基準は3m×8m）
- ア 宿営地等

エ 自衛隊派遣部隊との協議、調整

市、県及び防災関係機関は、自衛隊の災害派遣活動に際しては、相互が緊密に連携し、対応する体制を確保する。

⑥災害派遣部隊の徴収

知事は、災害派遣部隊の徴収要請にあたっては、民生の安定等に支障がないよう市長、関係機関の長及び派遣部隊の指揮官等と協議し、原則市長の徴収要請依頼により決定する。

⑦救援活動経費の負担

自衛隊の救援活動に要した次の経費（自衛隊装備に係るものを除く。）については、原則として派遣を受けた市の負担とする。ただし、災害救助法の適用となる大規模な災害における経費については、県が市に代わり負担する。

ア 災害派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等の購入費、借上料及び修繕料

- イ 災害派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料、橋上料、入浴料等
- ウ 災害派遣部隊の救援活動に伴う光熱水費及び電話料
- エ 災害派遣部隊の救援活動中に発生した損害に対する補償費
- オ その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と市長が協議する。

⑧積雪期の対策

市は、積雪期において災害が発生し応援の要請を行う場合、応援隊の受入れ、活動が円滑に実施されるよう、速やかに除雪等を行い関係する施設及び用地の確保に努める。

第4節 災害情報の収集・伝達

【本所】消防水防班、災害対策班 【庁舎】災害対策班、総合防災班

【関係機関】

- ・県災害対策本部（総合調整班、ライフライン対策班）、警察本部
- ・防災関係機関、放送事業者、アマチュア無線団体、ボランティア団体等

1 計画の目的

被災情報の収集・伝達及びその集約は、災害応急対策の基幹となるもので、その後の災害対策の成否を決定することから、迅速かつ確かな情報の収集・伝達が求められる。市及び防災関係機関は、相互の連携の下に「迅速な情報収集」、「情報の共有化」に努め、県及び関係機関への伝達、また、市民への情報伝達を行う。

<達成目標>

市は、県、地域コミュニティ組織、アマチュア無線団体と連携し、災害関連情報等を集約し、防災関係機関、報道機関、ライフライン・公共交通機関に逐次還元する。市民に対しては、ラジオ、テレビ、広報車、ホームページ、防災行政用無線、携帯メール、掲示板、広報紙等、特性の違う複数の手段により、「市民それぞれのニーズに対応した効果的な情報収集伝達を実施する。

2 各段階における業務の内容

避難準備情報発表	水位情報、気象情報の把握 地域の状況等把握
避難勧告	水位情報の収集・伝達
避難指示	水位情報の収集・伝達
浸水・暴風による被害発生中	市有施設（防災拠点・指定避難所）状況把握 火災の発生状況 医療機関の被災状況・受入可否 市管理（道路・河川・砂防）施設状況把握 人的被害の把握、県へ被災状況報告 市有施設被災状況把握 インフラ被害等の被災状況把握、取りまとめ
避難勧告等解除	避難勧告等の解除の発令
解除後3日以内	道路等公共土木施設の復旧状況、農業土木施設等の被災状況
事後：週間以内	被害金額等の概算集計

### 3 各主体の役割

#### (1) 市・消防本部の役割

災害発生前後の概括的被害情報を収集し、被害規模を推定するための関連情報を収集する。情報収集にあたっては、消防団、町内会等から情報収集する。なお、その災害により被害が発生した場合、被害の第一報を「消防庁への火災・災害等即報基準」により、消防庁及び県危機管理センターと県危機管理課へ報告する。また、収集した情報は、市民、防災関係機関に効果的に情報伝達する。

#### (2) 県の役割

ア 県は、被災地の市町村、消防本部、県出先機関及び県警本部等を通じて被害情報を収集するとともに、防災関係機関と相互に情報交換する。また、必要に応じて職員を市に派遣する等の措置に努める。また、県内の市町村において通信手段の障害等が発生し、被害情報等の報告がなされないと思われる場合等にあつては、調査のための職員の出動、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的な活用等により、あらゆる手段を尽くして被害情報の把握に努める。

イ 県は、被災市町村から被災状況報告ができない場合には、県職員が情報収集にあたる。なお、あらかじめどのような内容をどのような手段で収集するか等を定めた情報収集要領を作成するよう努める。

ウ 県は、被害が発生した場合、天候状況等を勘案しながら、消防防災ヘリコプターを出動させ、被災地情報を収集する。また、必要に応じて自衛隊、第2管区海上保安本部、国土交通省東北地方整備局に対してヘリコプター、巡視艇等による情報収集を依頼する。

#### (3) 県警察の役割

ア 災害発生時には、直ちに情報収集に当たり、一元的な情報収集体制を確立する。

イ 交通監視カメラ等の画像情報を活用し、被災地域の情報を収集する。

#### (4) 防災関係機関の役割

ア 災害により被害が発生した場合、それぞれの機関において、被災地情報を収集し、市と連絡体制を確立し、情報の共有化を図るものとする。

イ 防災関係機関は、災害時の情報ニーズに応えるため相互に連絡・協力するとともに、多様な手段を活用して、広域連絡を行う。

#### (5) 市民・企業（事業所）等の役割

災害発生前後において、情報が錯綜することから自分の置かれた状況を冷静に判断するために、避難にあたっては、携帯ラジオ等を備えた非常用持出袋などを準備するものとする。

### 4 災害情報の時系列収集区分

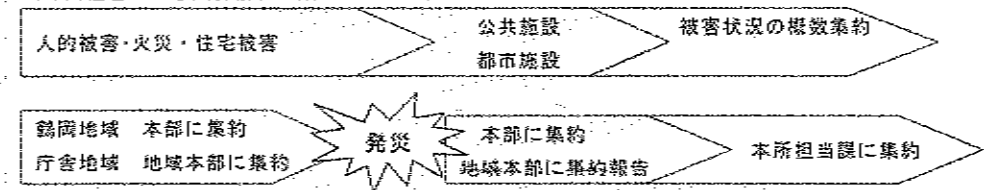
市は、初期体制の迅速な確立とその後の応急対策の実施のため、災害情報の収集を災害発生後の時間経過に応じて行い、関係機関は、所管業務に係る災害情報を市に提供する。

区分	収集事項	収集要領
災害速報 (第1段階)	<ul style="list-style-type: none"> <li>人的被害</li> <li>火災状況</li> <li>住家被害状況</li> <li>住民避難状況</li> <li>主要道路・施設被害状況</li> <li>ライフライン施設被害状況</li> <li>医療機関被害状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害発生直後に実施</li> <li>迅速性を第一とし、市内の被害状況を把握</li> <li>警察、消防を主体とした関係機関から情報を収集</li> <li>職員の出動途上における情報収集</li> <li>住民、自主防災組織等からの通報、聴取</li> </ul>
(第2段階)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1段階調査事項</li> <li>非住家被害状況</li> <li>公共施設被害状況</li> <li>都市施設被害状況</li> <li>農林商工業被害状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>常に被害状況の把握に努め逐次本部会議へ報告</li> <li>第1段階の調査事項を詳細に把握</li> <li>現地調査を行う</li> <li>被害の数量的（金額等）把握</li> </ul>
概算集計報告 (第3段階)	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害状況を概算集約</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急対策終了後7日以内</li> <li>被害状況を数量的に概算集計</li> </ul>
復旧進捗報告 (第4段階)	<ul style="list-style-type: none"> <li>復旧事業の発注進捗状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各部署において発注している復旧工事を把握</li> </ul>

### 5 市の実施体制

市は、災害発生後直ちに前記「災害情報の時系列収集区分」に従い被害調査を実施するものとし、災害対策本部を設置したときの実施体制は、次のとおりとする。なお、庁舎地域の災害情報は、現地災害対策本部で集約し、災害対策本部に報告するものとする。応急復旧が本格化するに伴い、本所担当課と庁舎担当課の情報連絡を密にし、庁舎の被害状況を本所担当課で災害情報を集約し災害対策本部へ報告する体制へ順次移行するものとする。

(時間経過による災害情報の集約イメージ)



災害対策本部で被害状況が十分把握できない場合であっても、直ちに第一報を別表1「消防庁への火災・災害等即報基準」に準じ、県（総合防災危機管理課）へ報告する。また、別表2「消防庁への直接即報基準（市町村）」に該当する火災・災害等を発知したときは、第一報を県（総合防災危機管理課）に対してだけでなく、総務省消防庁に対しても、原則として30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても引き続き、総務省消防庁に対しても行う。別表1、2とも平成15年3月31日付け消防第21号「火災・災害等即報要領の一部改正について」の通知による。初動時において火災が多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関へ119番通報が殺到した場合は、消防本部は、その状況を直ちに総務省消防庁及び県（総合防災危機管理課）に報告する。避難所を開設したとき、あるいは自主的に避難所が開設されたときは、避難者数、避難所の状況などの情報を収集する。

別表1 消防庁への火災・災害等即報基準

火災・災害等区分		即 報 基 準				
災害即報	個別基準	災害	一般基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害救助法の適用基準に合致するもの</li> <li>○県又は市が災害対策本部を設けたもの</li> <li>○災害が2県以上にまたがるもので1の県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの</li> </ul>		
			地震	地震	○地震が発生し、県又は市の区域内で震度4以上を記録したもの	
				津波	○津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの	
				風水害	崩壊	○崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
					河川	○河川の洪水、破壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
雪害	<ul style="list-style-type: none"> <li>○雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの</li> <li>○道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの</li> </ul>					
社会的影響基準		<ul style="list-style-type: none"> <li>○一般基準、個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられるなど社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること</li> </ul>				
火災等即報	個別基準	火災	一般基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>○死者が3人以上生じたもの</li> <li>○死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの</li> <li>※ 一般基準に該当しない場合であっても、次の個別基準に該当する場合は報告対象となる</li> </ul>		
			建物火災	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特定防火対象物で死者の発生した火災</li> <li>○高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの</li> <li>○国指定重要文化財又は特定避難対象物の火災</li> <li>○建物焼損延べ3,000㎡以上と推定される火災</li> <li>○損害額1億円以上と推定される火災</li> </ul>		

火災・災害等区分		即 報 基 準			
火災	個別基準	林野火災	<ul style="list-style-type: none"> <li>○焼損面積10ha以上と推定されるもの</li> <li>○空中消火を要したものの</li> <li>○住家等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの</li> </ul>		
			交通機関の火災	<ul style="list-style-type: none"> <li>○船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・航空機火災</li> <li>・タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災</li> <li>・トンネル内車両火災</li> <li>・列車火災</li> </ul> </li> </ul>	
				その他	○消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災等、特殊な態様の火災等で消防上特に参考となるもの
				危険物等に係る事故	<ul style="list-style-type: none"> <li>○危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの</li> <li>・負傷者が5名以上発生したもの</li> <li>・周辺地域の住民等が避難行動を起したものと又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの</li> <li>・500kg以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故</li> <li>・海上、河川への危険物等流出事故</li> <li>・高速道路上等におけるダンプローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故</li> </ul> </li> </ul>
社会的影響基準		○一般基準、個別基準に該当しない火災・事故であっても報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること			
救急・救助事故即報		<ul style="list-style-type: none"> <li>○死者5人以上の救急事故</li> <li>○死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故</li> <li>○要救助者が5人以上の救助事故</li> <li>○発知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故</li> <li>○その他報道機関等に取り上げられる社会的影響度が高い救急・救助事故 <ul style="list-style-type: none"> <li>(例) 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故</li> <li>・バスの転落による救急・救助事故</li> <li>・テロ等による救急・救助事故</li> </ul> </li> </ul>			

別表2 消防庁への直接即報基準

区分	即報基準
火災等即報	交通機関の火災 ○別表1「交通機関の火災のとおり」
	危険物等に係る事故 ○死者(交通事故によるものを除く)又は行方不明者が発生したもの ○負傷者が5名以上発生したもの ○危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で当該工場等の施設内又は周辺で500㎡程度以上の区域に影響を与えたもの ○危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの ・海上、河川へ危険物が流出し、防除・回収等の活動を要するもの ・500kl以上のタンクからの危険物等の漏えい等 ○市街地又は高速道路等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
救急・救助事故即報	○死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの ・列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故 ・バスの転落等による救急・救助事故 ・テロ等による救急・救助事故 ・映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 ・その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの
災害即報	○被害の有無を問わず、市の区域内で震度も強さを記録したもの

(1) 第1段階

① 災害対策班、地域災害対策班総務企画班

本所の災害対策班、庁舎の災害対策班総務企画班、関係機関、町内会、自主防災組織、市民等からの情報を集約し、被害状況を把握する。地域災害対策班総務企画班は、集約した被害情報を本部災害対策班に報告する。本部災害対策班は、把握した被害状況及び応急対策活動状況、対策本部の設置状況等を別に逐次報告するとともに、関係機関や市民へ情報を提供する。取扱いは「災害報告取扱要領」による。避難勧告等を出した場合は、速やかに県及び緊急時情報伝達ルートに定める報道機関に報告、情報提供する。

② 総務班、医療・防疫班、振興班要援班対策班

次の事項について、本部災害対策班あるいは地域災害対策班総務企画班に報告する。

- ア 所管事項に係る応急対策活動状況
- イ 職員出動状況
- ウ 災害応急対策上緊急な対応を要とする事項

(2) 第2段階

本部災害対策班あるいは地域災害対策班総務企画班が災害応急対策の進捗状況から調

査事項を決定し、調査事項に係る本部あるいは地域の各班関係災害対策班あるいは地域災害対策班に指示を行う。災害対策本部及び地域災害対策本部が設置された場合は、災害応急対策の進捗に併せ、本所担当課と庁舎担当課の情報連絡を密にし、庁舎の被害状況を本所担当課で災害情報を集約し災害対策本部へ報告する体制へ順次移行するものとする。

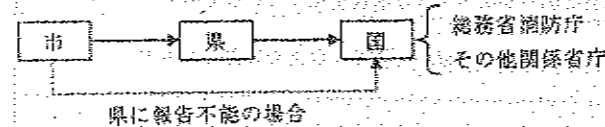
(3) 被害状況報告

資料編に定める災害報告資料により被害状況等の報告を行う。

(4) 被害状況等の報告

市は、各段階において把握した被害状況を迅速に県及び防災関係機関、市民等に伝達する。被害報告は、市から県へ、県から国へ行うことが基本であるが、県に報告できない場合は、市が直接国の省庁へ報告を行う。ただし、県との連絡が取れるようになった場合は、県に報告を行う。なお、本所が被災し、本部災害対策班が県、国に連絡ができない場合は、被害をまぬがれた庁舎から、地域衛星通信ネットワークを県及び国へ報告を行う。

<災害対策基本法第53条第1項に基づく被害状況の報告ルート>



消防庁消防防災・危機管理センター（時間外）

回線	電話	FAX
NTT東日本回線	03-5253-7177	03-5253-7553
	86-048-500-7782	86-048-500-7789
地域衛星通信ネットワーク	8-048-500-7782	8-048-500-7789
	75-048-500-7782	75-048-500-7789
地域衛星通信ネットワーク (県防災行政無線)	048-500-7782	048-500-7789

6 防災関係機関の実施体制

防災関係機関は、災害発生直後から各々所管業務の被害状況を調査し、市及び必要と認める機関に伝達する。また、災害応急対策、災害復旧対策状況についても同様とする。



## 7 ヘリコプター等による情報収集

市及び消防本部は、災害による被害が発生したときは県消防防災航空隊に対し速やかに被害状況の情報収集活動を要請し、その結果を県に報告する。

連絡先：県消防防災航空隊 TEL：0237-47-3278

要請する主な調査事項は、次のとおりとする。

- ア 火災の発生状況（消火活動）
- イ 道路・橋梁被害状況
- ウ 建築物被害状況
- エ 公共機関被害状況
- オ その他災害の発生場所の把握

## 8 災害情報の伝達

市は、災害関連情報等を集約し、災害対策本部員会議を公開するなど、防災関係機関、報道機関、ライフライン・公共交通機関に逐次還元する。市民に対しては、8節「広報・広聴活動計画」により、それぞれのニーズに対応した効果的な情報収集伝達を実施する。

- ア 被災地から全国へ情報発信できるホームページの活用
- イ 避難所に備え付けられた防災行政用無線の活用
- ウ 住民とNPO、民間企業等による情報発信
- エ 半鐘や回覧版、掲示版など、昔ながらの情報伝達
- オ 放送事業者は、35節「放送事業者の応急対策」に基づき、災害時の放送を行うものとする。

## 9 町内会、自主防災組織等と連携した情報収集・伝達

市は、町内会又は自主防災組織と連携し、災害情報収集・伝達を行う。

- ア 避難情報
- イ 人的被害
- ウ 住民避難状況
- エ 住家被害状況
- オ ライフライン被害状況

## 10 ボランティア等と連携した情報収集・伝達

市は、アマチュア無線団体、ボランティア団体等と連携し、各団体が持つ住民と住民のネットワークの力を活用し、ホームページ等により災害情報を収集伝達する。また、災害時には、道路上のがれき等により、車による情報収集・輸送も困難となるため、災害バイク協力隊等に支援を要請する。

## 11 災害時要援護者に対する配慮

災害時要援護者に対して、町内会、自主防災組織、消防団などにより災害情報を伝達し、また避難所における手話通訳、文字情報などに配慮する。また、高齢者は、インターネットによる情報収集が困難な人が多いことから、適宜、チラシ、広報紙を配布するなど、配慮する。

## 12 積雪等の対応

積雪地域においては、情報収集・伝達は困難であることが予想されるため、特に積雪地域においては、避難時の携帯ラジオの携行や孤立が予想される集落においては、非常用の通信手段を確保する。

## 第5節 気象情報等の収集・伝達

【本所】災害対策班、消防・水防班 【庁舎】県中央警察総務企画班  
【関係機関】山形地方気象台、県（総合防災課、危機管理課）

### 1 計画の目的

風水害等は、気象情報の収集により、災害発生危険性のある程度予測し、事前対策を講ずることが可能なことから、関係機関及び市民に対し迅速かつ適切に情報を伝達し、災害応急対策活動や住民等の避難の効果的な実施に役立てる。

#### <達成目標>

気象等の災害関係予報、警報及び災害関係情報を、ホームページ、防災行政無線、ケーブルテレビ、広報車等を活用し、関係機関及び住民に対し迅速かつ的確に伝達し、災害応急対策活動や住民等の避難の効果的な実施に役立てる。

### 2 気象状況に応じた各段階における業務の内容

避難準備情報発表以降の情報収集 気象情報の発表注意報・警報の伝達

### 3 各主体の役割

#### (1) 市の役割

市は、関係機関からの警報等の伝達を受けた時ときは、速やかにその内容に応じ、あらかじめ計画された組織の活動により、的確な防災並びに避難対策等の必要な措置を講ずるとともに、適切な方法によって、所在官公庁及び市民に周知する。

#### (2) 県の役割

県は、山形地方気象台から災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたときは、市に通知する。

#### (3) 市民の役割

市が伝達する避難情報やその他機関が配信する気象・防災情報に十分注意を払い、両国会や近隣住民とも連絡を密にするなどして自ら災害に備えるとともに、自発的な防災活動に参加する等、防災に寄与するよう努めるものとする。

## 4 業務の内容

### (1) 鶴岡市に関する注意報・警報等の種類と概要

#### ① 一般の利用に適合する予報及び警報

種類	発表基準
風雪注意報	風雪によって災害被害が発生するおそれがある予想される場合。 具体的には 雪を伴い、平均風速が 12m/s を超え、かつ雪を伴うと予想される場合、以上
暴風警報	暴風雪によって重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。 具体的には 雪を伴い、平均風速が 18m/s を超え、かつ雪を伴うと予想される場合、以上
強風注意報	強風によって災害の発生するおそれがある被害が予想される場合。 具体的には 平均風速が 12m/s を超えると予想される場合、以上
暴風警報	暴風によって重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。 具体的には 平均風速が 18m/s を超えると予想される場合、以上
大雨注意報	大雨によって災害の発生するおそれがある被害が予想される場合。 (平地) 1. 時間雨量 30mm以上 2. 時間雨量 40mm以上 } かついずれかを超える降雨があると予想される場合 3. 時間雨量 50mm以上 (山地) 1. 時間雨量 30mm以上 2. 時間雨量 40mm以上 } かついずれかを超える降雨があると予想される場合 3. 時間雨量 40mm以上 具体的には 1. 時間雨量 40mm以上
大雨警報	大雨によって重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。 (平地) 1. 時間雨量 50mm以上 2. 時間雨量 100mm以上 } かついずれかを超える降雨があると予想される場合 3. 時間雨量 100mm以上 (山地) 1. 時間雨量 40mm以上 2. 時間雨量 100mm以上 } かついずれかを超える降雨があると予想される場合 3. 時間雨量 100mm以上 具体的には 1. 時間雨量 60mm以上
大雪注意報	大雪によって災害被害が発生するおそれがある予想される場合。 平地で 20cm 以上と予想される場合、

種類	発表基準
	出たいては40mm以上と予想される場合。 具体的には 12時間の降雪の深さが(平地)20cm、(山沿い)30cmのいずれかになると予想される場合。
大雪警報	大雪によって重大な災害が発生おそれがあるとして予想される場合。 24時間の降雪の深さが(平地)40mm以上と予想される場合。 24時間の降雪の深さが(山沿い)50mm以上と予想される場合。 具体的には 12時間の降雪の深さが(平地)35cm、(山沿い)45cmのいずれかになると予想される場合。
洪水注意報	洪水によって被害被害が発生おそれがあるとして予想される場合。 (平地) 1時間で40mm以上 2時間で70mm以上 24時間で120mm以上 (山沿い) 1時間で50mm以上 2時間で70mm以上 24時間で150mm以上 具体的には 1時間で40mm以上
洪水警報	洪水によって重大な災害が発生おそれがあるとして予想される場合。 (平地) 1時間で40mm以上 2時間で100mm以上 24時間で100mm以上 (山沿い) 1時間で60mm以上 2時間で100mm以上 24時間で210mm以上 具体的には 1時間で60mm以上
濃霧注意報	濃霧によって交通機関等に著しい障害が発生おそれがあるとして予想される場合。 具体的には 濃霧のため視程が陸上で100m以下、又は海上で500m以下になると予想される場合。
霜注意報	霜害等によって被害の発生おそれがあるとして予想される場合。
乾燥注意報	空気が乾燥し火災の危険が大きいとして予想される場合。 具体的には 1 実効湿度が65%以下で最小湿度が50%以下になると予想される場合。 2 降雨雪の場合を除き、実効湿度70%以下で平均風速が10 m/s以上。

種別	発表基準
	のいずれかになると予想される場合。
なだれ 注意報	なだれによって被害が発生おそれがあるとして予想される場合。 具体的には 1 山沿いで24時間降雪の深さが30cm以上で、1日折の積雪が100cm以上 2 山形の日平均気温が5℃以上で、1日折の積雪が180cm以上 3 山形の日最高気温5℃以上で、1日折の積雪が300cm以上 4 4日以内の日降水量が30mm以上で、1日折の積雪が100cm以上(2日以内)のいずれかになると予想される場合。
着雪(氷) 注意報	着雪(氷)が著しく、通信線や送電線、樹木等に被害が発生おそれがあるとして予想される場合。 具体的には 大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高くなることを予想される場合。
霜注意報	早霜(注)、晩霜等によって農作物に著しい被害の発生おそれがあるとして予想される場合。 具体的には 最低気温が早霜(注)、晩霜期に発生おそれある最低気温が2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)になると予想される場合。 (注)：農作物の生育を考慮し実施する。
低温注意報	(冬期) 低気圧によるため、農作物等に著しい被害の発生おそれがあるとして予想される場合。 具体的には 1 最高・最低・平均気温又は日平均気温のいずれかが平年より4~5℃以上低い日が数日連続すると予想される場合。 (冬期) 低気圧のため水道管や露面の凍結など大きな被害の発生おそれがあるとして予想される場合。 具体的には 冬期→1 平均最低気温が-7℃以下、又は-7℃以下の平均気温が3日以上続く。 2 最低気温が-10℃以下で平均風速が10m/s以上。 3 日平均気温が-3℃以下の日が数日連続するときのいずれかになると予想される場合。
融雪注意報	融雪によって浸水等の被害が予想される場合。
高潮注意報	台風等による海面の異常上昇によって被害の発生おそれがあるとして予想される場合。 具体的には 潮位が東京湾平均海面(1954年)以上1.0m以上になると予想される場合。
高潮警報	台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が発生おそれがあるとして予想される場合。 具体的には 潮位(標高)が東京湾平均海面+1.5m以上になると予想される場合。
波浪注意報	風浪、うねり等によって、船舶等に被害の発生おそれがあるとして予想される場合。 具体的には

種類	発表基準
波浪警報	有義波高が3m以上になると予想される場合である。
	風浪、うねり等によって一重大な災害の発生が懸念されるおそれがあると予想される場合。 具体的には 有義波高が6m以上になると予想される場合である。

(2) 消防法に定める火災気象通報及び火災警報

① 火災気象通報

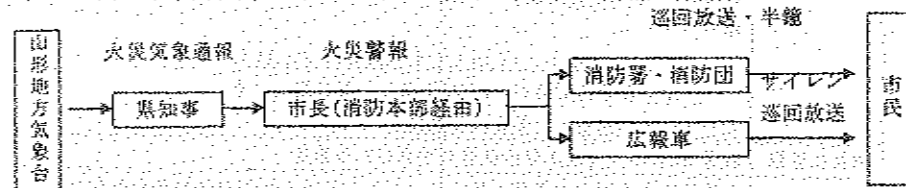
山形地方気象台長は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条の規定により、その状況を「火災気象通報」として県知事に通報する。県知事は、直ちに同法第22条第2項の規定により市長に通報する。通報基準は、当日の気象状態が次のいずれかの条件を満たしたときとする。

- ア 実効湿度が65%以下で最小湿度が30%以下になると予想される場合。
- イ 降雨雪時の場合を除き、実効湿度が70%以下で、平均風速10km/s以上になると予想される場合。
- ウ 平均風速12m/s以上になると予想される場合。(雨又は雪を伴う場合は通報しないこともある。)

② 火災警報

エ 市長は、県知事から火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第3項の規定により「火災警報」を発することができる。  
 エ 市は、火災警報を発し、又は解除したときは、広報車・消防車等による呼びかけ等、広報車及び消防車の音等、半導体等に防災行政無線、音図に製版及び消防自動車等により、速やかに住民に対しその旨を周知するとともに、県総合防災本部協理等に通報する。

③ 火災気象通報並びに火災警報の伝達



(3) 注意報・警報等の伝達

① 一般の利用に適合する注意報・警報等の伝達

ア 県は、山形地方気象台が気象警報等を発表、切替え、解除したときは、県防災行政無線により、市へ速やかに伝達する。  
 イ 放送機関は、ラジオにあっては番組間を利用し又は緊急の場合は中断し、テレビにあっては字幕により放送し、公衆に周知する。

ウ. その他の機関にあっては、それぞれの災害担当業務に応じて所要機関に周知伝達する  
 エ. 市は、関係機関からの警報等の伝達を受けた時ときは、速やかにその内容に応じ、あらかじめ計画された組織の活動により、的確な防災並びに避難対策等の必要な措置を講ずるとともに、防災行政無線、緊急通報メール及び巡回広報車などによる適切な方法によって、所在官公庁及び市民に周知するものとする。



## 第6節

# 洪水予報・水防警報の伝達

【本所】災害対策課、土木課、都市施設課 【庁舎】災害対策課、土木課  
【関係機関】

- 県（土木部、国土建設課、総合防災課、危機管理課）、警察本部
- 酒田河川国道事務所、丹山ダム管理所、山形地方気象台、陸上自衛隊
- 放送事業者

### 1 計画の目的

洪水等は、気象や水防情報により、はん濫等の水害の危険性のある程度予測し、事前対策を講ずることが可能なことから、水防関係機関及び市民に迅速かつ適切に情報を伝達し、市民等の災害応急対策活動や避難の効果的な実施に資する。

#### <達成目標>

市は、水防警報が発せられたときは、管下の水防団及び消防機関を出勤準備させ又は出勤させるとともに、住民避難に役立つ防災情報を、ホームページ、防災行政無線、ケーブルテレビ、有線放送等を用い、市民に迅速かつ的確に伝達する。県又は国、山形地方気象台は、共同して洪水予報（洪水注意報、洪水警報）を行い、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知する。

### 2 各段階における業務の内容

気象状況に応じた各段階	洪水予報の周知
	避難判断水位到達の周知 水防警報の伝達

### 3 各主体の役割

#### (1) 市の役割

県又は、国、山形地方気象台等からの気象・水防情報に基づき、住民への避難準備情報を発表、避難勧告等発令の時機を判断し、迅速かつ的確に伝達する。また、水防警報者として、水防活動を十分に果たすべき責任を有しており、河川の水位が水防団待機水位を超えときは、水防計画で定める関係者に通報し、水防上必要があるときは、水防団（消防団）及び消防機関を出勤準備又は出勤させる。

#### (2) 県・国の役割

##### ① 洪水予報河川

県及び国が指定した河川に洪水により相当な損害が予想されるものについては、国又は県、山形地方気象台は、共同して、洪水予報を行い、関係機関に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。また、河川ごとに定められた伝達系統により関係機関へ伝達する。

ア 洪水予報対象河川及び管轄河川国道事務所

最上川下流	酒田河川国道事務所
赤川	酒田河川国道事務所

イ 予報基準となる河川の水位観測所

【単位：m】

洪水予報各河川	観測所名	はん濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位 (特別警戒水位)	はん濫危険水位 (危険水位)	所 管
赤川	酒田	3.00	4.20	5.00	酒田河川国道等 事務所
	羽黒橋	3.00	4.00	4.70	
大山川	大山	3.10	3.90	4.70	庄内総合支庁河 川砂防課
	赤野山	3.70	4.50	5.30	

##### ② 水位周知河川

上記洪水予報河川以外で、洪水により相当な損害が予想されるものについては、国及び県が水位周知河川に指定し、避難判断水位（はん濫注意水位を超え、災害の発生を特に警戒すべき水位）を定め、河川の水位がこれに達したときは、水位又は流量を市に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。

##### ③ 水防警報河川

洪水により相当な損害が予想されるものについては、国、県が水防警報河川に指定し、これにより水防警報を発したとき又はその通知を得たときは、直ちにその警報事項を市、その他水防関係機関に通知する。

（水防警報の内容）

第1段階	待機	水防団の足置を行う。（国土交通省のみ）
第2段階	準備	水防資機材の準備点検、水門等の開閉の準備及び水防団幹部の出勤等に対するもの
第3段階	出勤	水防団員の出勤を通知するもの
第4段階	解除	水防活動の終了を通知するもの

##### ④ 水位の通知及び公表

治水関係管理者として、洪水のおそれがあり、最水準の水位が水防団待機水位を超えときは、その水位の状況を水防計画で定める関係者に通報する。また、最水準の水位がはん濫注意水位（水防団待機水位を超え、災害の発生を警戒する水位）を超えときは、その水位の状況を水防計画で定めるところにより公表する。



(3) 市民の役割

市が伝達する避難勧告やその他の機関が配信する気象・水防情報等に十分注意を払い、地元町内会や近隣住民と連絡を密にして自ら災害に備えるとともに、水防管理者の要請に応じて緊急対策活動に従事する。

4 業務の内容

(1) 市の水防活動

① 市の水防責任

市は「水防管理者」として、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。

② 避難情報の発令

国、県が伝達する避難判断水位等の水位情報やダム放流量等の水防情報、山形地方気象台が発表する気象情報等に基づき、市民に対する避難準備勧告発表、避難勧告等の発令の時機を判断し、迅速かつ的確に発令し伝達する。

③ 水位の通報及び公表

市は「水防管理者」として、洪水のおそれがある河又は泉から河川の水位が水防団待機水位を超える等の通知を受けたときは、その水位の状況を、県及び市の水防計画に定めるところにより、関係者に通報する。

④ 水防団及び消防機関の出動

市は「水防管理者」として、水防警報が発せられたとき、水位がはん濫注意水位に達したときその極水防上必要があると認めるときは、県及び市の水防計画に定めるところにより、水防団(消防団)及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせる。

(2) 災害時要援護者に対する配慮

市は、国、県、山形地方気象台等からの気象・防災情報等に基づき、災害時要援護者への避難準備情報等発令の時機を判断し、迅速かつ的確に伝達する。

(3) 親善地域での対応

積雪期と出水期が重ならないため、対応の対応は不要であるが、積雪期・融雪期に発生する河道閉塞等への対応は、本計画に準じて行う。

5 避難勧告等の発令基準

(1) 赤川の避難勧告等の基準

避難判断水位：「避難勧告」発令の判断基準となる水位、今後2時間以内の水位上昇量により、はん濫危険水位に達すると時間前(情報伝達時間+避難時間)の水位として設定

避難判断水位設定観測所

(単位：m)

観測所名	所在地	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位	計画高水位	観測所受け持ち区間
熊出	熊出	2.10	3.00	4.20	5.00	6.12	左岸：家前屋から熊出(黒川橋から名川橋) 右岸：大杉から中野新田(黒川橋から名川橋)
栗原橋	赤川	2.00	3.00	4.00	4.70	6.90	左岸：線野沢から勝福寺(三川町との境界から黒川橋) 右岸：大半田から馬渡(三川町との境界から黒川橋)

(2) その他の避難勧告等

(1)による避難勧告等の基準の他に、実際の状況を勘察し臨機に対応する。

## 第7節 通信の確保

【本所】災害対策班、消防・水防班 【庁舎】興津村等振興企画課  
【関係機関】県災害対策本部（総合調整班、ライブライン対策班）警察本部

### 1 計画の目的

災害発生時における被害状況の把握や被災者救助活動などの緊急対策を迅速かつ的確に実施するためには、情報収集手段の確保が重要である。防災関係機関は、無線・有線の通信手段を的確に運用するとともに、通信施設の被災状況の把握と早期復旧及び代替通信手段の確保に努める。

#### <達成目標>

市は、災害発生後1時間以内に災害対策本部等に通信に必要な機器とネットワークを確保し、通信の状況を確認する。被災による通信の途絶を確認した場合、数ねら時間以内に災害対策本部と被災地（現地災害対策本部）間及び防災関係機関との通信を確保する。被災箇所での緊急対策実施に利用する通信手段は、災害発生後概ねる時間以内に確保する。

### 2 各段階における業務の内容

風水害発生中、発生後	防災行政無線の疎通状況確認
	被災地との通信インフラ確認
	非常通信の取扱要請
	無線局開局
	アマチュア無線に協力要請

### 3 各主体の役割

#### (1) 市の役割

- ア 公衆回線、防災行政無線の不通過箇所を把握し、早期復旧に努めると共に、代替通信手段を確保する。
- イ 自力で通信手段を確保できない場合は、県等に支援を要請する。

#### (2) 県の役割

- ア 防災行政無線の不通過箇所を把握し、早期復旧に努めると共に、代替通信手段を確保する。
- イ 防災関係機関、通信事業者等の協力を得て、市で利用する通信手段の確保を支援する。

ウ 防災関係機関、通信事業者等の協力を得て、被災箇所での緊急対策実施に利用する通信手段の確保を支援する。

#### (3) 防災関係機関、通信事業者等の役割

県、市から要請があった場合は、通信の確保に協力するものとする。

## 4 業務の内容

### (1) 通信施設の緊急対策

災害発生時は、直ちに通信施設の機能を確認し、被災が判明した場合は至急復旧にあたる。その間、代替通信手段を確保し復旧までの通信需要をまかなう。

### (2) 代替通信手段の確保

主な通信手段は、公衆通信（NTT東日本加入電話）、無線通信及び衛星通信であるが、公衆通信施設は、災害時、故障や通話の輻輳等により通信が困難となることが予想される。そのため各機関は、公衆通信施設のほか業務用無線等により通信を実施するものとする。

#### ① 公衆通信施設

##### ア 災害時優先電話

通話が輻輳しても、防災関係機関の重要通信を確保するため、一般の電話に対して優先的に利用できるよう、あらかじめ東日本電信電話株式会社の指定を受けた電話である。一般の電話より比較的容易に通話ができるので、各機関は、当該電話を職員に周知し有効に利用する。

##### イ 非常・緊急通話

通話が輻輳した場合、災害時優先電話でも通話がかかりにくくなることもある。この場合、災害時優先電話の設計対象機関は、他の通話に対して優先される非常・緊急通話を行う。

##### ロ 非常通話

災害の予防・救援、交通・通信・電力供給確保、治安維持のために必要な事項を内容とする手動接続電話で、他に優先して接続する通話である。

##### ハ 緊急通話

非常通話以外の公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする手動接続電話で、接続する順位は非常通話に次ぐ扱いとなる。

##### ニ 利用方法

- ・ 依頼機関が交換手を呼び出す（局番なしの102）
- ・ 交換手が応答する
- ・ 登録機関は、非常・緊急通話の内容、相手等を伝え、通話を申し込む
- ・ 交換手が接続したら通話を行う

②無線通信

ア 市防災行政無線

イ 県防災行政通信ネットワーク（県防災行政無線）

市、県及び県内消防本部等、県防災行政通信ネットワーク加入機関相互の通信及び地域衛星通信ネットワーク加入の消防庁、他県の自治体との通信は、県防災行政通信ネットワークを有効に利用する。

③アマチュア無線の活用

災害の態様、防災関係機関の通信事情等によっては、アマチュア無線の支援を要請する。なお、アマチュア無線は、あくまでもボランティアであることに配慮する。

④その他の通信の利用

公衆通信施設及び防災無線が利用できないときは、次の通信手段を利用して通信を行う。

ア 他機関の通信施設の優先利用

緊急を要する場合、市長及び知事は、電気通信事業法第8条第2項により、有線電気通信法に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる。

・使用することができる主な機関の通信設備

警察通信設備、電力通信設備、国土交通省通信設備

イ 自衛隊の通信支援

市長及び防災関係機関は、災害応急対策のため自衛隊の通信支援を必要とする場合は、知事に対して要請の依頼を行う。

ウ 非常通信の利用

東北地方非常通信協議会に対し、非常通信を要請する。非常通信は、地方非常通信レポートによるものとする。

エ 移動式通信設備の使用

携帯電話等を通信手段として活用する。

オ 放送

全ての有線及び無線通信が途絶した場合は、使用者を派遣する。

第8節 広報・広聴活動

【本所】災害対策班、総務班 【庁舎】総務課、車庫管理企画班

【関係機関】

- ・県災害対策本部（総合調整班）
- ・ライフライン関係機関、公共交通機関、報道機関、市民、企業等（事業所）等

1 計画の目的

災害発生時や、災害発生が予想される時ときには、市民等に正確な情報を迅速かつ的確に伝え、災害対策を円滑に実施することが必要である。このことから、市、防災関係機関及び関連機関は、災害時の情報ニーズに応えるため、相互に協力し、様々な手段を活用して市民の立場に立った広報活動を行う。

<達成目標>

市は、広報車、防災行政無線、緊急地震速報、ケーブルテレビ、有線放送、ホームページ、テレビ、ラジオ、掲示板、広報紙及びインターネット等の多様な手段を活用しながら、時期を失することなく広報する。

2 各段階における業務の内容

避難準備情報発表	避難準備情報発表の呼びかけ
避難勧告	避難勧告発令の呼びかけ
避難指示	避難指示発令の呼びかけ
風水害発生中、発生後	災害発生への呼びかけ 初動対策に必要な情報の提供 被害状況の発表（以後、随時） ライフラインに関する情報の提供（以後、随時） 交通に関する情報の提供（以後、随時） 避難所に関する情報の提供 市民等の安否に関する情報の提供 水や食料、生活物資供給に関する情報の提供 保育、教育及び社会福祉施設等に関する情報の提供
避難勧告等解除	避難勧告等解除の呼びかけ
発災後3日以内	災害ごみ回収等の処置に関する情報の提供 その他、応急対策に必要な情報の提供
発災後1週間以内	被災相談に関する情報の提供 その他、復旧対策に必要な情報の提供
発災後1箇月以内	生活再建に関する情報の提供
発災後3箇月以内	復興に関する情報の提供

### 3 各主体の役割

#### (1) 市・県の役割

災害に関する情報を積極的に収集し、災害発生が予想される時ときは、避難情報をはじめとする防災に関する情報を広報し、市民等の安全を確保する。災害発生後は、被害状況や復旧見込み等の情報を広報し、さらなる被害の拡大と流言蜚語等による社会的混乱を防ぎ、民心の安定を図るとともに、救済・復旧活動に対する協力を促すため、社会的関心を喚起する。また、障がい者や外国人等の災害時要援護者に対する的確に情報が伝わるよう、多様な広報手段を積極的に活用する。

#### 1. 市の役割等

##### 「広報」

上 救済者に対する的確な広報を実施を行う。

##### 「広報」

ア 災害発生による被害の防止、復旧物の配布・搬送、避難所等の確保、救済活動の推進、市民等の安全確保等の広報活動を行う。

イ 市民用無線の開設

ウ 災害発生時の世帯別避難要員リストの作成・配布（直接伝達）

エ 有線放送、防災行政無線、緊急放送による防災情報伝達及びインターネットの活用

##### 2. 県庁

ア 災害情報

イ 救済、医療、救護及び救助に関する広報

ウ 被害、見込み及び復旧情報の把握状況

エ 生活再建、救済作業、救済・教育及び災害復旧計画に関する広報

オ 被災地支援に関すること（支援物資の受け渡し、貯蔵しないことなど）に関する広報

##### 3. 広報手段

上 その他被災市民の避難行動や生活に必要となる情報

#### 2. 県の役割

被災地等、被災地等の支援及び助成等の情報発信を行う。

#### (2) 県警察の役割

生命、身体及び財産を災害から保護し、犯罪の予防、交通の確保等、公共の安全と秩序を維持するため、関係機関と緊密な連携のもと広報活動を行う。

#### (3) 国の役割

災害発生が予想される時ときは、的確な防災対策が講じられるよう、気象予報、河川の水位情報等の観測情報を広報する。

#### (4) ライフライン関係機関（電気、ガス、上水道、下水道、情報通信事業者）

災害発生時に的確な防災対策が講じられるよう、防災情報等を広報する。また、迅速に救援活動・復旧活動等が滞りないように、被災地での活動の根幹となるライフラインの被害状況、復旧状況、復旧予定等を広報するものとする。

#### (5) 公共交通機関（鉄道、バス等）

避難、救援活動が迅速に行われるよう、被害状況、運行時間・経路変更、代替手段、復旧状況、復旧予定等を広報するものとする。

#### (6) 報道機関

災害に関する情報を入手したときは、被害の拡大と社会的混乱を防ぐため、それぞれの計画に基づき報道するものとする。

#### (7) 市民、企業（事業者）等の役割

災害に関する情報は留意し、情報を入手したときは、災害時要援護者や情報を入手していない市民、観光客等の関係者に的確に伝え、適切な対応がとれるよう配慮するものとする。

## 4 業務の内容

#### (1) 災害発生時や災害発生が予想される時の広報活動の目的

- ア 流言蜚語等による社会的混乱の防止
- イ 市民等の避難救護と被害の拡大防止
- ウ 当該災害に対する社会的関心の喚起

#### (2) 災害発生時や災害発生が予想される時の広報活動の基準

災害広報活動は、時系列区分を基本として実施するものとし、各段階における広報は、次の事項を重点として行う。

時系列	広報内容
災害発生直前	・避難情報の発致・発令（以後、随時）
第1段階 災害発生直後	・災害発生情報（進捗等） ・初動対応に必要な情報
第2段階 災害応急対策 初 期 階	・人的・建物被害、公共施設・公共土木施設の被害状況 ・ライフラインの被害状況と使用に関する注意 ・交通規制情報 ・避難所に関する情報（避難者数等） ・市民等の安否情報 ・水や食料、生活物資供給に関する情報 ・保育所の休園や学校の休校等に関する情報 ・社会福祉施設等の稼働状況、受入れ状況に関する情報 ・災害ごみの処理に関する情報



閉する情報を伝達するものとする。

エ 企業（事業所）等事業所、学校等は、観光客、通勤者・通学者等に対し適切な対応がとれるよう災害に関する情報を伝達するものとする。

オ 外国人の被害者のために、関係機関と協力して、図やイラストの使用等、多様な言葉による安全確保を図るものとする。

## 第9節 自分と家族を守る応急対策

【本庁】全庁 【支所】全庁 【関係機関】～市民、企業（事業所）等事業所

### 1 計画の目的

災害発生時は、自ら身につけた知識や技術を活かし、自分や家族の安全を確保する。また地域住民と連携して災害時要援護者の安全確保を図るとともに、物的被害を最小限に食い止めるものとする。

#### <達成目標>

災害発生時には落ち着いて行動し、身の安全を確保する。また、自分や家族の安全を確保できたら、積極的に支援する側、援助する側に回り、地域住民や市と連携し、的確な応急活動に当たるものとする。また、ラジオやテレビなどから災害関連情報入手し、家族や地域での情報共有を図るものとする。

### 2 各段階における業務の内容

発災から1時間以内	自分や家族の安全確保 災害時要援護者など、地域間での安全確保 被害状況に応じて、近隣ビル・自宅の2階などへの高所避難や指定避難所等への避難の開始
発災から3時間以内	連絡による避難所運営の実施

### 3 応急対策の実施

#### (1) 災害情報収集・伝達

ア 災害発生前後において、情報が遅延することから、自分の置かれた状況を的確に判断するために、避難にあたっては、携帯ラジオや非常用持出品などを準備するものとする。

イ 災害に関する情報には留意し、情報入手したときは、災害時要援護者や情報入手していない地域住民、観光客等の被害者に的確に伝達し、適切な対応がとれるよう配慮するものとする。

#### (2) 災害時の避難

##### ① 避難行動

ア 近隣のビルや自宅の2階などへの高所へ避難する。

イ 早い段階から気象、河川情報や地域の状況に注意し、行政の指示を受ける避難準備情報等に的確に対応する。



- ウ 家族、近隣の人達とまとまった避難所へ避難する。
- エ 徒歩での避難に努める。
- オ けが人や高齢者などと一緒に避難に努める。

#### ②避難所運営

住民は、緊急に避難する必要があるときは、市による開設を待つことなく次により避難所に立ち入り、安全を確保するものとする。また、避難住民は、秩序ある行動で避難所運営に協力するものとする。

- ア 避難施設の被災状況を観察し、安全を確認する。
- イ 出入口、窓等侵入可能な箇所を開口し避難する。
- ウ 分散せずまとまって開設担当者の到着を待つ。

### (3)土砂災害・雷害発生時・林野火災等応急対策

#### ①土砂災害・斜面災害

治山・砂防施設の被害等を見つけた際、速報なく市、県や警察署等へ連絡する。

#### ②雷害発生時

- ア 居住地周辺の地形、積雪の状況、気象状況等に注意する。
- イ 雷害の兆候等異常な等差を見つけた場合、直ちに近隣住民及び市に通報し、必要に応じて自主的に避難する。

#### ③林野火災

- ア 林野等で火災の発生を発見した際は、最寄りの消防署へ通報する。
- イ 発生した火災が微小な場合、消防隊の到着までの間、地域住民等と協力して自身に危険が及ばない範囲内での初期消火活動に努める。

### (4)消火

市民、企業、学校、企業（事業所）等は、家庭及び職場等において、出火防止や発生火災の初期消火に努めるとともに、小さな火災であってもすぐに消防署に通報するものとする。

- ア コンロ、暖房器具等の火の元を消す。
- イ 出火した場合、近隣の者にも協力を求めて初期消火に努める。
- ウ 消防署へ迅速に火災発生を通報する。
- エ 消防隊の来やかを待ちは、非常に困難になることを念頭に置き、暖房器具等からの出火防止に努めるとともに、保管・備蓄している燃料の漏出等がないか直ちに点検する。
- オ 近所の消火栓・防火水筒等を点検し、塞で埋まっている場合、火災の発生の有無にかかわらず直ちに除雪に努める。

### (5)救急救助・医療救護への協力

#### ①救急救助

災害発生時は、公的機関の防災活動のみならず、地域住民による自発的かつ組織的な防災活動が極めて重要であることから、地域住民や自主防災組織は、公的機関が行

う防災活動に積極的に協力するものとする。

- ア 災害時要援護者の救護
- イ 簡易救出器具等を活用しての救出活動
- ウ 傷病者の救出及び応急手当、養護所への搬送等の実施及び協力
- エ 地域内の被害状況等の情報収集

#### ②医療救護

家族、隣近所、町内会及び自主防災会と防災関係機関が協力した、個別の応急処置を必要とする傷病者の救護所への搬送に努める。

#### ③こころのケア

- ア 被災住民は、急性ストレス障害等の精神的な問題が災害後に生ずることを認識する。自身はもとより災害時要援護者である高齢者・障害者（者）・乳幼児等に十分配慮したこころの健康の保持・増進に努める。

#### ④防疫保健衛生

- ア 医療・保健の情報の積極的活用による、自らの健康管理に努める。
- イ 居住地域の衛生確保に努める。

### (6)ライフラインに関わる応急対策

#### ①電話

- ア 災害発生時は、一般回線や携帯電話が通じにくくなることが予想される。電話での連絡は、必要最低限度とするよう心がける。
- イ 災害用伝言ダイヤルや携帯電話の災害用伝言板を活用する。
- ウ 比較的繋がりが早いノールを有効活用する。

#### ②電気

- ア 火災発生防止の為、アイロンやドライヤーなどの熱器具のスイッチを切り、プラグをコンセントから抜き、ブレーカーを落とす。
- イ 切れた電線や垂れ下がった電線には絶対に近づかない。

#### ③ガス

- ア ガス栓を閉止し、出火、燃焼等の事故発生防止に努める。
- イ 避難時に誘導等を行う地域住民は、災害時要援護者世帯の元を閉止等の安全措置の実施状況を確認する。
- ウ 積雪期の風水害発生時にあたっては、事故発生防止と緊急点検・安全確認点検の迅速な実施のため、LPガス容器やガスメーター周辺を点検に努める。

#### ④上水道

被害状況によっては、災害発生直後から応急給水活動の開始が見込まれるが、概ね3日間に必要な飲料水は、自ら備蓄していたもので賄うよう努める。

#### ⑤下水道

下水道等被災時においては、下水道等に流入する水の量を少なくするため、トイレ使用、入浴等への配慮が求められる。また、自車に努める。

- ア 各家庭において、必要な携帯トイレの備蓄に努める。

イ 災害時には、下水道施設等に流入する水の量を少なくするように努める。

#### (7) 防犯対策

大規模災害時には、一時的に社会生活が麻痺状態となり、また、災害時の混乱に乗じた各種犯罪の発生も予想される。これらの事態に対処するため、防犯パトロールの実施に努めるとともに、警察署等の警備活動に協力するものとする。

エ 防犯パトロールを実施

### 4 災害時要援護者に対する配慮

地域住民、町内会等は、市、防災関係機関、介護保険事業者、社会福祉施設等と連携して、地域社会全体で災害時要援護者の安全確保に努めるものとする。

- ア 家族、近隣住民及び自主防災組織が協力した避難誘導に努める。
- イ 自主防災組織等による避難所における災害時要援護者の安全の確保に協力する。
- ウ 安全が確保されていない避難所等要援護者について、警察や消防員等に連絡する。

## 第10節 住民等避難対策

【本所】 災害対策課、消防水防課、教育課 【庁舎】 災害対策課総務企画課  
【関係機関】 県災害対策本部（総合調整課、生活救援課）、県教育委員会、警察本部、沼田海上保安部

### 1 計画の目的

災害時の人身被害を最小限に抑えるため、市民、市及び防災関係機関は、相互に連携し、迅速な避難を実施する。

<達成目標>

市は、迅速かつ的確な避難準備情報等の活用と情報伝達体制の確立、発令にあたり速やかな避難所の準備、開設をあわせて行い、被害の軽減を図る。また、住民に対する避難準備情報、避難勧告又は避難指示は、時期を失しないようにする。市民は、自ごる身につけた知識や技術を活かして身の安全を確保するとともに、家族や隣近所の安全の確保を図るための活動を積極的に行うよう努めるものとする。

### 2 各段階における業務の内容

避難準備情報発表	避難の準備 避難所の開設
避難勧告	住民避難
避難指示	住民避難
風水害発生中、発生後	医療機関等へ災害時要援護者の移動

### 3 各主体の役割

#### (1) 市の役割

- ア 市長は、河川水位、降雨量等が、予め設定した避難情報発表・発令基準に達したとき、又は危険と判断したときは、躊躇することなく避難情報（準備、勧告、指示）を発表・発令する。
- イ 市の情報伝達機能を喪失することのないよう、防災行政無線の整備や停電時における非常用電源の配備などを行う。
- ウ 適宜、適切な避難準備情報の発出とその周知及び避難者が発生した場合の住民等を安全に避難させる一次避難場所、二次避難場所（収容避難所）の整備を進め、浸水状況等に応じ迅速かつ安全に避難できる避難経路の設定や被害を想定した避難訓練等により、予め住民

等に周知する。

エ 避難情報は、防災行政無線、ケーブルテレビ、有線放送、広報車、半鐘及び緊急通報メールなど、多様な手段を活用して、迅速に情報伝達を行う。危険が急迫した状況で、通常的手段による伝達が困難な場合は、県内放送機関に対する緊急放送の要請を県に依頼要請する。

オ 避難情報を発令した場合は、直ちに避難所を開設するとし、避難情報発令直前に住民が自主的に避難した場合は、必要な支援を行う。

カ 避難情報を発令した場合は、発令時刻、対象地区、世帯数、人数、避難先、避難が必要となった理由等を、直ちに県に報告する。

キ 住民が自主的に避難を開始した場合は、直ちに職員を派遣し、避難行動の支援及び避難施設の開放等の措置を行う。

ク 市は、公共交通機関が運行を停止する等自力で帰宅することが困難な閉じこもり者に対し、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や災害発生手段について平常時から積極的に広報するとともに、多様な手段、経路を通じて避難所に関する情報や道路状況、鉄道等の交通の運行、復旧状況等帰宅手段に関する情報を提供しよう努める。

ケ 市は、地理に不案内で、かつ日本語の理解も十分でない外国人及び地理に不案内な旅行者、出張者に対し、多様な言語及び手段、経路を通じて避難所に関する情報や撤退等の運行、復旧状況等移動手段に関する情報を提供しよう努める。

(2) 県の役割

ア 気象情報、河川水位情報等、避難の判断材料となる情報を、市に随時提供し、状況判断について技術的な支援を行う。

イ 市の避難情報の発令状況を被害状況と共に集約し、総務省消防庁に報告するとともに、報道機関や県ホームページを通じて公表する。

ウ 市の避難所開設運営に関し、施設の提供、物資の提供など必要な支援を行う。

(3) 県警察本部

ア 住民の避難途上の安全確保に協力する。

イ 必要に応じて、広域緊急援助隊の出動を要請し、避難住民の輸送や救出に当たる。

(4) 市民・企業（事業所）等の役割

災害時においては、その人的被害を最小限に抑えるために、早い段階から気象、河川情報や地域の状況に注意し、行政の指令が発令する避難準備情報等に的確に対応することが必要である。また、最悪孤立しても救助を待つまでの間、最低限の食料、飲料水の備蓄や携帯ラジオ等の用意を自ら行うものとする。住民等は、自主的に避難する場合は、市へ避難先、避難人数等を連絡するように努める。また、危険の切迫により避難する際は、できるだけ近隣住民がまとまって行動し、高齢者等の災害時要援護者の安全確保と避難の補助等に心がけるものとする。

4 避難準備情報・避難勧告・避難指示の発表・発令

(1) 避難情報発表等の実施者

ア 市は、大規模な土砂災害が急迫している状況において、特に高度な技術を要する土砂災害については明らか、その他の土砂災害については明らかと認められた情報に基づき、速やかに避難指示等を実施するものとする。

イ 避難勧告、避難指示は、災害対策基本法に基づき、原則として市長が発令するが、その他、法令等に基づき県知事、警察官、海上保安官、災害派遣を命ぜられた消防団の団長官が、下劣のとおり実施する場合もある。

区分	実施者	発表・発令基準及び根拠法令	報告・通知等
避難準備情報	市長	避難情報発令時に住民の移動の避難を判断し実施する必要があるとき 災害が発生するおそれがあり、災害時要援護者が避難行動を開始する必要があると認めるとき。	知事に報告
避難勧告	市長	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、市民の安全を確保するため、避難を必要とするとき 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特に必要があるとき、避難の必要がなくなったときは、避難住民に対し直ちにその旨を公表 〔災害対策基本法第56条第1項〕	知事に報告
立退き勧告	知事	当該災害の発生により、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができないと認める場合 避難の必要がなくなったときは、避難住民に対し直ちにその旨を公表 〔災害対策基本法第60条第4項〕	県民を要する
立退きの指示	市長	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、市民の安全を確保するため、立退きを必要とするとき〔災害対策基本法第60条第1項〕	知事に報告
立退きの指示	知事、その命令を受けた警察官又は消防団員	洪水又は高潮の浸水等により著しい危険が切迫しているとき 〔水防法第22条〕	警察署長に届出

区分	実施者	発表・発令基準及び根拠法令	報告・通知等
	管理者 知事又はその 命を受けた職員	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。 (地すべり等防止法第25条)	警察署長に通知
	海上保安官	市長が立退きを指示することができな いと認める場合、又は市長から要求があ った場合 (災害対策基本法第61条)	市長へ通知 市長は知事へ 報告
標→中 危険さの指示	警察官	市長に避難のための立ち退きを指示でき ないと認められるとき、又は市長から要 請があったとき 市長が立退きを指示することができな いと認める場合、又は市長から要求があ った場合 (災害対策基本法第61条)	市長に通知 市長は知事に 報告 公安委員会に 報告
	海上保安官	市長が立退きを指示することができな いと認める場合、又は市長から要求があ った場合 (災害対策基本法第61条)	市長へ通知 市長は知事へ 報告
標→中 避難等の措置	警察官	重大な被害が切迫すると認められる場合、 警告を発し、特に急を要する場合、危険 を受けおそれがある者に対し必要な限 度で避難等の措置をとる。 (警察官職務執行法第4条)	公安委員会へ 報告
	災害派遣を命 じられた避難 所の自衛官	避難の指示を必要とする場合で、現場に 警察官がいないときに限る 警察官がその場にいる場合、「警察官 職務執行法第4条」による避難等の措置 をとる。 (自衛隊法第94条)	市長に通知 防衛大臣の指 示する者へ報 告
	知→中	当該災害の発生により、市長がその命懸 け又は大部分の事務を妨げることがおそ いとき、市長が災害対策基本法第60条第6 項	告示を発する

区分	実施者	発表・発令基準及び根拠法令	報告・通知等
	知事又はその 命を受けた職 員	地すべりにより著しい危険が切迫して おり、市長の安全を確保するため立ち退 きの必要があるとき(地すべり等防止法 第25条)	警察署長に通 知
	知事、その命 を受けた職 員又は水防 官等	洪水又は高潮により著しい危険が切迫し ており、市長の安全を確保するため立ち 退きの必要があるとき(水防法第22条)	警察署長に通 知

(2) 避難情報の発表令

避難情報の発表・発令は、次の事項を明示して行う。

〈明示する事項〉

- ・避難対象地域
- ・避難先
- ・避難経路
- ・避難理由
- ・避難時の注意事項

避難情報を発表・発令したときは、広報車による伝達のほか、放送機関、警察、町内会、自主防災組織等の協力を得て直ちに対象地域の住民に伝達し、避難の周知徹底を図る。

地域	広報手段
鶴岡	同報無線、広報車、町内会長等への電話等
藤島	地域系防災同報無線、広報車、町内会長等への電話等
刈屋	同報無線、広報車、町内会長等への電話等
藤引	ケーブルテレビ、広報車、町内会長等への電話等
朝日	ケーブルテレビ、同報無線、広報車、町内会長等への電話等
瀬海	同報無線、有線放送、広報車、町内会長等への電話等

(3) 避難者の誘導、救助

避難誘導は、市、警察、町内会、自主防災組織等が等あたり、災害時要援護者の避難を優  
先して行う誘導等が災害時要援護者避難計画に基づき適切に実施されるよう必要な措置を  
講ずる。また、住民は、相互に協力して可能な限り集団避難を実施するものとする。

5 警戒区域への立入制限・禁止及び区域外への退去命令

(1) 警戒区域設定の権限

警戒区域の設定は、次の区分により行う。

区分及害種別	実施者 設定前置	設定の基準	根拠法令
洪水時の浸水 危険区域設定 権	市長	浸水の発生、人命の被害を目的、 害状が危殆し又は甚きに至るおそ ろしい場合で、特に必要があ ると認めるとき。	災対法第63条第1項

区分並びに種別	担当者 職名	設定の責務	根拠(法)等
	警察官又は海上保安官	市長若しくはその委任を受けてその職権を行う職員がいないとき又はこれらの者から要求があった場合	災防法第63条第2項
	警察官	市長若しくはその委任を受けてその職権を行う職員がいないとき	災防法第63条第3項
本邦水害等の被害が予想される区域の警戒に必要とする区域	消防団長、消防団員及び消防機関に属する者	水防上緊急の必要がある場合において、警戒区域を設定	水防法第14条第1項
	警察官	消防団長、消防団員、消防機関に属する者がいないとき又はこれらの者から要求があった場合	水防法第14条第2項
水防上緊急の必要がある区域の警戒に必要とする区域	消防団員又は消防団員	消防団員又は消防団員がいないとき	消防法第26条第1項
	警察官	消防団員又は消防団員がいないとき	消防法第26条第2項

(2)警戒区域設定の実施方法

警戒区域の設定は、境界を有する者が現場において、バリケードや遮断ロープの設置等の警戒行為として行う。また、警戒区域内への出入りの制限・禁止及び区域内からの退去について、拡声器等による呼びかけや看板等の設置により周知を図り、これに従わない者には法令に定めるところにより罰則を適用できる。警察官、海上保安官又は自衛隊が、市長に代わって警戒区域の設定を行った場合は、直ちにその旨を市長に通知する。

(3)避難所への受入れ

警戒区域の設定により一時的に居所を失った住民等がある場合は、市長は、必要に応じて避難所を開設して受け入れる。

6 被害期の対応

ア 屋外では音や情報が伝わり難くなるため、市は、被害期よりも路頭に避難情報等を伝達するよう留意する。

イ 足場が悪く、避難行動の制約が大きくなるため、市は、特に災害時要援護者の避難支援について地域住民等の協力を求める。

ウ 寒冷な時期であるため、避難先での暖房確保、早期の温食提供等に配慮する。

7 災害時要援護者に対する配慮

災害時の避難調整は、災害時要援護者を優先して実施する。

## 第1節 避難所運営

【本所】 市域生活班、災害対策班、地域等要援者別室、教育班 【庁舎】 災害対策班、操  
縦班、教育班、市民総動員、維持金班

### 【関係機関】

・ 県災害対策本部（総合調整班、県民啓蒙対策班、生活支援班、輸送対策班）、県教育委  
員会  
・ 日本赤十字社、医師会、市・県社会福祉協議会、県民省救護ボランティア支援本部、山  
形県ボランティアセンター、山形県老人福祉施設協議会

### 1 計画の目的

風水害の場合の避難所は、当該地域への避難情報（準備・勧告・指示）発令後、市、施設管  
理者、地域住民等と連携して速やかに避難所を開設し、運営を準備して行うものとする。住民  
が帰宅又は仮設住宅等の落ち着いた場所を得た段階で閉鎖する。また、避難情報の発令がなく  
も、住民等が避難所予定施設に自主的に避難してきた場合は、速やかにこれを受け入れ、必要  
な支援を行う。

#### <達成目標>

市は、避難所の運営にあたっては、避難者の安全の確保、生活環境の維持、災害時要  
援者に対するケア、男女の視点の違いに十分に配慮し、住民が安心して避難できる環境  
づくりを行う。また、地域住民、学校、行政との連携による避難所の開設、運営を行う。  
また、市民（町内会、自主防災組織等）は、施設管理者、行政と連携し、自主的に円滑な  
避難所運営を行うものとする。

## 2 各段階における業務の内容

避難準備情報発表	避難所の開設
避難勧告	タオル・毛布日用品等提供
避難指示	災害時要援者別室・別施設の確保
風水害発生中、発生後	防災関係機関への支援要請、仮設トイレ設置
発生後1日以内	閉鎖・期間延長の判断

## 3 各主体の役割

### (1) 市の役割

市は、避難所を開設し、地域住民、応援自治体職員、ボランティア等と連携して避難所を  
運営する。

### (2) 県・県警署の役割

県は、市の避難所の開設・運営を支援する。県警署は、避難所の保安等に当たる。

### (3) 施設管理者の役割

避難所予定施設の管理者は、避難所の迅速な開設及び運営を行うものとする。

### (4) 市民の役割

避難住民は、秩序ある行動で避難所運営を行うものとする。

## 4 業務の内容

### (1) 避難所の開設

市は、住民に避難準備情報発令時又は準備・避難勧告又は指示した場合、又は避難警  
報中に避難し住民が仕家の傾倒等により避難が必要となった場合、あらかじめ指定されてい  
る避難所を開設する。また、施設への緊急入所を要しない程度の要介護者、障がい者等の災  
害時要援者等のために別施設等を開設し、一般の避難所からの誘導を図るとともに、高齢  
者、障がい者、乳幼児、妊娠婦等災害時要援者に配慮して、民間賃貸住宅、旅館・ホテル  
等を避難所として取りこめる等、多様な避難所の確保に努める。避難所のライフラインの回復  
に時間を要すると見込まれる場合や、道路の断絶による孤立が長く見込まれる場合は、  
避難所を複数・維持することの必要性を検討する。

#### ① 避難所開設担当者の指定

各避難所施設が開設されるべきときは、あらかじめ、施設の管理者、施設が閉鎖しているか  
ら、住民等と連携して開設にあたる。

#### ② 避難所を開設するいとまがない場合の措置

市民は、緊急に避難する必要があるときは、市による開設を待つことなく、次により避難  
所に立ち入り、安全を確保するものとする。

ア 避難施設の被災状況を調査し、安全を確認する。

イ 関係管理者からの開錠又は、出入口、窓等侵入可能な箇所から避難する。

ウ 分散せずまとまって開設担当者の到着を待つ。

エ 避難所内の危険な場所には近付かない。

#### ③ 避難所開設の報告

市は、避難所を開設したときは、開設場所、日時、開設期間等を関係先に報告する。

#### ④ 応急的居住環境の整備

市は、避難準備情報の発表により避難所を開設したときは、速やかに毛布等を準備し、避  
難者の応急的居住環境を整える。また、避難勧告・指示の発令時や必要に応じて、食料品及  
び飲用水の供給等を行う。また、避難住民の必要に応じて、避難者の性別年齢を把握  
し、高齢者や乳幼児及び障がい者（男女別、年齢別等）を把握するとともに、避難所で生活す  
る市民のみ受け取りに来ている被災者等に優先的に対応に努める。



⑤ 二次災害の回避

市は、避難所を開設したときは、国、県等の協力を得て避難所の被災状況を早急に調査し、二次災害から避難者を守る措置を講ずる。

(2) 避難所の特殊化

避難所は、避難者数の減少に応じて段階的に統廃合を行い、効率的な運営体制の整備を図る。

(3) 費用・運営体制

避難者の運営管理は、住民、市職員、施設職員、教職員、町・村・他市町村等の応援職員、自主防災組織、町内会、ボランティア等の相互協力のもとに、次の事項に留意し実施する。

① 管理体制

避難所施設の管理者を責任者とし、市職員、町内会、自主防災組織等と協力して管理を行う。

② 運営対策

避難者の自主運営を基本とし、秩序ある避難生活を維持するよう運営する。

災害時要援護者への対応	高齢者、障害者、傷病者、乳幼児などを優先した運営
避難者の健康管理	保健師等の巡回、健康相談及び医療救護活動と連携した健康管理
避難所の衛生管理	防疫活動による伝染病の発生防止等衛生管理
プライバシーの保護	被災者のプライバシーを尊重した運営管理
冬期間の対応	暖房器具、防寒衣等の提供

③ 情報の提供、聴取対策

避難者への情報の提供及び聴取は、次のとおり実施する。

- ア 掲示板の設置、広報紙の配布等
- イ ラジオ・テレビ放送
- ウ 防災行政用無線による一斉放送
- エ 相談窓口等の設置

④ 避難所運営に係る留意点

市は、住民の避難が数日以上わたる場合は、避難所運営にあたって次の点に留意し、高齢者、障害者、傷病者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者の対応について十分に配慮する。

ア 食料・飲料の状況、トイレの清掃状況等の把握に努め、必要な処置を講ずるとともに、プライバシーの確保、入浴施設等の有無及び利用状況、洗濯等の制度、医療支援による健康の相談、助産・産科等の必要時、二次処置の対応等、避難者の健康状態や避難所の衛生状態を把握し、必要な措置を講ずるよう努める。また、必要に応じて、避難所における避難者用のためのスペースの確保に努める。

イ 女性専用トイレ、更衣室、授乳室の設置や生産用品、女性専用の女性による配食、避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

(4) 避難所開設後の業務

① 避難所開設後 24 時間以内の業務

実施主体	対 策	協力依頼先
市・施設管理者・住民自治組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難所開設後 24 時間以内</li> <li>・職員配置、避難所開設報告</li> <li>・施設の安全確認</li> <li>○避難者の被災状況（～24 時間）</li> <li>・避難者数、ニーズの把握、備蓄</li> <li>・避難所備蓄物資の提供</li> <li>・避難所運営委員会の設置</li> <li>○食料・飲料（～24 時間）</li> <li>○外傷治療の受入調整（～24 時間）</li> <li>・避難所運営応援職員の受入</li> <li>・ボランティアの配属</li> <li>・食料・生活必需品提供の開始</li> <li>・仮設トイレ設置</li> <li>・暖房器具、燃料の手配（冬期）</li> <li>・医療支援等の受入</li> <li>・災害時要援護者支援職員の配属</li> <li>○災害時要援護者の移乗（～24 時間）</li> <li>・傷病者等の後援機関への移送</li> <li>・福祉施設等への緊急入所</li> <li>・福祉避難所の開設、要援護者受入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市</li> <li>施設管理者</li> <li>避難者</li> <li>避難者</li> <li>避難者</li> <li>市</li> <li>市</li> <li>市、医師会、日本赤十字社</li> <li>消防</li> <li>福祉施設</li> <li>介護事業者等県市</li> </ul>

② 避難所開設後 3 日目以内の業務

実施主体	対 策	協力依頼先
市・施設管理者・住民自治組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難所の拡張、充実</li> <li>・避難所環境の改善（仮設村、間仕切り等設置）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市</li> <li>市</li> </ul>

③ 避難所開設後 4 日目以降の業務

実施主体	対 策	協力依頼先
市・施設管理者・住民自治組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難者ニーズの充実（4 日目～）</li> <li>・入浴機会の確保、避難所での食料配給</li> <li>・臨時公衆電話等の設置を要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市ボランティアセンター</li> <li>電気通信事業者</li> </ul>

(5) 災害時要援護者への配慮

① 避難所での配慮

- ア 授乳室や着替えスペースの確保、視覚障害など使用可能な教室を開放して子供を遊ばせるなど、女性の視点に立った避難所運営に努める。
- イ 情報伝達には、音声と視覚を併用し、災害時要援護者の情報確保に配慮する。
- ウ 保健師、看護師の配置又は巡回により、避難者の健康管理に努める。
- エ 通常の避難所での生活が難しいと判断される高齢者、障害者、高齢者、発達障害児、児童、若者、知的障害児、児童・若者等には、医療機関への転送、福祉施設等への緊急入所又は福祉避難所等への移動を認め、使用可能な教室を開放するなど配慮する。
- オ 食品アレルギーを持った人への原因物質除去食品の提供、腎臓病患者への低たんぱく質食品の提供など、食事へ配慮する。

② 福祉避難所の開設

- ア 市は、開設への緊急入所を要しない程度の高齢者、障害者等のために福祉避難所を開設し、一般の避難所からの誘致を図る。
- イ 福祉避難所には、障がい者、高齢者の生活のために必要な人員を配置し、食事対策を配慮する。

③ 在宅避難者等、要介助者等、避難所外避難者への配慮

- ア 避難所以外で避難している避難者、災害時要援護者への物資配給、健康管理や心のケアなどに配慮する。

(6) 積雪地域での対応

- ア 在宅避難者を屋内に収容するよう努める。避難所の収容力を上回る場合は、速やかに施設施設への移動を手配する。
- イ 暖房器具、防寒用具の配置、暖かい食事の早期提供に配慮する。
- ウ 防寒毛布の早期配布や、足りない分の早期発注など、被災者の健康に十分配慮する。

(7) 避難が長期化する場合の措置

市は、被災者の健康、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に基づき、必要に応じて、被災者の生活や精神的苦痛を軽減するよう努める。避難者の場合、在宅生活の早期回復のために、避難期間中の生活支援を積極的に行い、被災者の生活や精神的苦痛を軽減するよう努める。

第12節 防疫保健衛生対策

【本所】医療・防疫班 【庁舎】保健課・保健衛生課

【関係機関】

- ・ 県災害対策本部（保健医療対策班）
- ・ 市民、鶴岡地区食品衛生協会、県栄養士会鶴岡地区会、防疫薬品業界団体

1 計画の目的

災害時においては、生活環境の悪化や病原体に対する抵抗力の低下等により、心身の健康に不調を来し、感染症が発生しやすくなることから、関係機関は、防疫・保健衛生対策の円滑な実施を図るものとする。

<達成目標>

市及び県は、災害時における被災地区の保健衛生対策や備後及び感染症の予防や感染症患者の早期発見のための各種措置を実施するとともに、飲食に起因する食中毒等の発生防止のための食品の衛生監視、及び被災地区住民の心身の健康保持を図るため、食事に関する栄養指導や心のケアを行う。

2 各段階における業務の内容

風水害発生中、発生後	緊急食品の衛生確保、炊き出し等の衛生指導 避難場所環境整備
発生後3日以内	健康相談の実施 防疫資機材の調達 浸水地域の消毒・感染症予防対策
発生後1箇月以内	巡回栄養指導

3 各主体の役割

(1) 市の役割

市は、災害等の発生時の被災地区における被災者の避難状況を把握し、消毒等の防疫及び保健衛生上必要な対策をとるものとする。

(2) 県の役割

県は、市を通じ被害状況の把握を行い、災害等の発生時の被災地区における感染症患者の早期発見、食品の衛生監視、栄養指導等の防疫及び保健衛生対策を的確に実施するものとする。

### (3) 市民の役割

市民は、医療・保健の情報を積極的に活用し、自らの健康管理に努めるとともに、相互に助け合い、居住地域の衛生確保に努めるものとする。

## 4 業務の内容

### (1) 保健衛生対策

市は、庄内保健所と連携し避難場所等の衛生状態を良好に保つとともに、被災者の健康状態を把握し、被災に伴う健康障害を予防し、被災者が健康な生活を送れるよう支援する。

#### ① 巡回健康相談・保健指導

市は、庄内保健所と連携し保健師を中心とした巡回保健班を編成し、避難所、被災地区、仮設住宅を巡回し、健康相談を行う。巡回健康相談にあたっては、関係機関との連携を図り、災害時要援護者の健康確保を優先し、次により被災者の健康状態の確認と必要な保健指導を実施する。

ア 災害時要援護者の健康状態の確認と保健指導と要援護者、障がい者、乳幼児、妊産婦、人工透析患者等災害時要援護者の健康状態の把握と保健指導

イ 結核、癩病、精神障害がい者等への保健指導

ウ インフルエンザや感染症予防の保健指導

エ 傷病者への受診勧奨、悪化予防の保健指導

オ 不安、不眠等の除去、メンタルヘルスへの対応

カ 口腔保健指導

#### ② 避難所等の生活環境の整備

市は、避難所、仮設住宅等における被災者の状況を把握し、その生活環境について必要な指導・助言及び必要な措置を行う。

ア 食生活の状況、食中毒の予防

イ 衣類、寝具の清潔の保持

ウ 身体の清潔の保持

エ 室温、換気等の環境

カ 睡眠、休養の確保

キ 居室、トイレ等場所（仮設トイレを含む）の清潔の確保

ク プライバシーの保護

### (2) 防疫対策

市は、県の指導のもとに防疫対策を迅速かつ強力に実施する。

#### ① 防疫活動実施体制

市は、被災の程度に応じて迅速に防疫活動ができるよう医療・防疫班を組織し、必要に応じて適切な措置を講ずる。また、災害規模により市のみで対応ができない場合は、県の支援を要請する。

### ② 感染症発生予防対策

市は、避難所、浸水地区、衛生状態の悪い地区を中心に感染症発生予防対策を実施する。

ア パンフレット等を利用して、飲み水、食物の注意、手洗い、うがいの励行を指導するとともに、台所、トイレ、家の周りの清潔や消毒、経過方法を指導する。

イ 道路、溝底、公園等の公共の場所を中心に清掃方法指導、滅菌を実施する。なお、消毒・殺菌の実施にあたっては、ごみの処理、し尿の処理を重点に実施する。

ウ 県の指示により、感染症の病原体に汚染された疑いのある場所の消毒等、滅菌を実施する。

### ③ 疫学調査・健康診断の実施

庄内保健所は、感染症を早期に発見し、まん延を防止するため、必要に応じて疫学調査及び健康診断を実施する。

### ④ 感染症発生時の対策

ア 庄内保健所は、被災地において一類又は二類の感染症患者若しくは一類感染症病原体保有者が発生した時ときは、速やかに指定医療機関への入院勧告又は入院措置を行う。但し、緊急その絶やむを得ない理由のあるときは、適当と認める医療施設での入院勧告又は入院措置をおこなう。

イ 市は、県の指示のもと、感染症の病原体に汚染された疑いのある場所の消毒、おそな、昆虫等の駆除、飲食物、衣類、寝具、その他の消毒を行う。

ウ 県は、防疫のまん延を防止し必要があるときは、対象者に対して一時退避を要請し、関係機関との連携により、必要措置を講ずることとなる。

### (3) 食品衛生監視

庄内保健所は、被災地における食品の衛生確保を図り、飲食に起因する食中毒を防止するため、食品衛生班を編成して次の活動を行う。

ア 緊急食品の供給に対する食品衛生確保

イ 炊き出し施設の把握と食品衛生指導

ウ 井戸水等の水質の安全確保と細菌の指導

エ 食品関連被災施設に対する監視指導

オ 鶴岡地区食品衛生協会との連携

### (4) 栄養指導対策

市は、庄内保健所と連携し、必要に応じて県栄養士会鶴岡地区会の協力を得て、被災者の栄養指導を行う。

#### ① 炊き出しの栄養管理指導

炊き出し内容等の調整及び給食管理上必要な指導を行い、給食業者へ食事内容の指導を行う。

#### ② 特定給食施設への指導

給食設備や給食材料の確保、調理方法等、栄養管理上の問題を生じないように指導を行う。

③その他災害発生時における業務相談及び指導

被災生活の中で、健康維持のための食品等の入手や、調理方法に問題を抱える被災者からの相談に対して、情報提供を含めた指導を行う。

(5) 防疫及び保健衛生用資機材の調達

市は、資機材が不足したときは、防疫薬品業者等から調達を図るとともに、県に対し確保を依頼する。

(6) 災害時要援護者に対する配慮策

市及び県は、寝たきり者、障害者（人工透析患者等含む）、乳幼児、妊産婦等に対して互いに連携して、健康状態を把握、医療・保健情報を提供するとともに、保健指導を実施するものとする。

(7) 積雪期の対応

冬期間は、気温が低いことから衛生状態は保たれやすいが、気温の低下により身体の不調を来しやすいことから、市は、避難所等の採暖に配慮する。また、雪が障害となり防疫資機材の搬出や運搬に支障を及ぼす場合があることから、定期的に積雪状態や道路状況等について点検を行い、除雪や運搬計画等に万全を期するものとする。

第13節 入浴サービスの提供

【本所】災害対策課 【庁舎】災害対策総務企画課

【関係機関】

→風水害対策本部（生活救援室）、→旅館組合、自衛隊、→社会福祉施設等

1 計画の目的

自宅の被災又はライフラインの長期停止により入浴できない被災者に対し、入浴サービスを提供し、被災者の衛生状態の維持と心身の疲労回復を図る。

<達成目標>

市は、被災を免れた入浴施設管理者への施設開放要請や、県に、自衛隊の入浴支援を要請し、災害発生から概ね3日以内に入浴を実施する。

2 各段階における業務の内容

被災後3日以内	自衛隊入浴支援要請
被災後1週間以内	旅館・公共入浴施設等へ協力要請

3 各主体の役割

(1) 市の役割

- ア 被災を免れた入浴施設管理者への施設開放要請→
- イ 入浴施設を有する他市町村への協力要請→
- ウ 県への支援要請→

(2) 県の役割

- ア 自衛隊に対する入浴支援要請→
- イ 県内市町村及び隣接県への協力要請→
- ウ 旅館組合等事業者団体への協力要請→

4 業務の内容

(1) 公衆浴場の再開支援

業務再開可能な公衆浴場等に対し、給水等の支援を行い、入浴環境を確保するとともに、災害時要援護者の入浴施設までの交通手段を確保する。また、被災者に対する入浴施設情報の広報を行う。

(2) 仮設入浴施設の設置

近隣で入浴施設が十分に確保できない場合は、避難所等に仮設入浴施設設備を累に要請する。

(3) 旅館組合等への協力要請

市内の旅館組合等への協力要請を行う。

(4) 災害時要援護者に対する配慮

- ア 入浴施設までの交通手段の確保
- イ 要介護者等の利用可能な入浴施設や移動入浴車等の確保
- ウ 災害時要援護者への入浴施設情報の広報の徹底

(5) 緊急時の対応

冬期間は、特に入浴後の保温対策に配慮し、旅館組合等への協力要請の強化を図る。

## 第14節 トイレ利用対策

【本所】 清瀬班 【庁舎】 清瀬—市本郷市民福祉課

【関係機関】

- ・ 県災害対策本部（ライフライン対策班）
- ・ 企業（市営所）等（企業、団体）

### 1 計画の目的

自宅の被災又はライフラインの長期停止により、自宅のトイレが利用できない被災者に対し、仮設トイレ及び携帯トイレを提供し、被災後の衛生状態の維持を図る。

<達成目標>

① トイレ利用の確保は、概ね次の計画を目安とする。

被害発生～12時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難所公共トイレの使用</li> <li>・ 携帯トイレ、組立トイレによるトイレ確保</li> <li>・ 県内他市町村が備蓄しているトイレを広域応援により調達</li> <li>・ 応援協定締結企業からトイレを調達</li> </ul>
被害発生～1日目程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業・団体から仮設トイレを調達（県内流通在庫）</li> </ul>
被害発生12時間～2日目程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業・団体から仮設トイレを調達（県外流通在庫）</li> </ul>
被害発生2日目程度～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 需要に応じてトイレ追加・再配置</li> <li>・ 需要に応じて、トイレの使用が困難な地域の被災者へ携帯トイレを供給</li> </ul>

② トイレトペーパー等のトイレ用品の調達は、需要の把握から概ね24時間以内に行う。

③ トイレを衛生的に管理する避難所運営体制を、概ね24時間以内に確立する。

### 2 各段階における業務の内容

風水害発生中、発生後	災害時支援協定締結先へトイレレンタルの打診
避難所開設後	仮設トイレ設置開始
発生後1日以内	し尿くみ取り開始

### 3 各主体の役割

#### (1) 市の役割

- ア 避難所及びトイレの使用が困難な地域の被災者のトイレ利用を確保する。（被災者への供給を行う。）

- イ 職員の配置・巡回により、避難所の状況及び上下水道等の利用可能状況を調査し、被災者のトイレ利用に関する需要を把握する。
- ウ 市が自力で必要な仮設トイレ等を確保できない場合は、県に支援を要請する。
- エ 避難所トイレ及び公衆トイレを衛生的に使用するための管理を行う。

#### (2) 県の役割

仮設トイレ等の調達、輸送の代行、各種トイレの供給可能情報の提供等により市を支援する。

#### (3) 市民・企業（事業所）等の役割

災害発生から2日間程度に必要な携帯トイレは、家庭及び企業（事業所）等で備蓄しているものを活用するものとする。

## 4 業務の内容

### (1) 携帯トイレ、組立トイレによる対応

- ア 避難者の数を把握する。必要に応じ避難所等に職員を派遣する。
- イ 避難者に対して、携帯トイレ等の適切な利用方法を周知する。
- ウ 避難所等で不足するトイレを他の保管場所からの回送、県からの緊急供給で補う。

### (2) 仮設トイレ（レンタル）及びトイレ用品による対応

- ア 避難所等に調達を要する仮設トイレ及びトイレ用品の種類毎の数を把握する。
- イ 支援協定先へ仮設トイレのレンタル供給を依頼する。
- ウ 調達が困難な場合は、県に調達の代行を依頼する。

### (3) 災害時要援護者に対する配慮

- ア 避難所等に災害時要援護者用トイレが設置されていない又は使用ができない場合は、災害時要援護者用簡易トイレを配備（概ね24時間以内）する。
- イ 避難所等においては、トイレの設置場所の工夫、利用介助の実施等により、災害時要援護者のトイレ利用に配慮する。

### (4) 利用の確保

- ア 市は、避難者に対して、災害時要援護者優先の利用区分及び災害用トイレの使用方法等の周知を行い、トイレの円滑な利用を図る。
- イ 市は、トイレの洗浄水、手洗い用水、トイレットペーパー、消毒剤等トイレの衛生対策に必要な物資を供給するとともに、避難所等の状況に応じて、避難者や避難所運営ボランティアとの連携の下で定期的な清掃を行い、トイレの清潔を保持する。
- ウ 市は、避難所等のトイレ利用状況に応じて、定期的にし尿のくみ取りを実施する。

- エ 市は、避難所の運営が長期にわたる場合、避難所の状況に応じて、トイレ利用の快適性向上のため、自己処理型トイレを設置する。
- オ 市は、トイレが利用しやすい設置場所の検討、洋式便座や温水洗浄便座の積極配備、女性や子どもに対する安全やプライバシーの確保、視覚、照明、暖房等トイレを快適に利用するための配慮を行い、必要な物資を供給する。



## 第15節 ペットの保護対策

【本所】医療・防災班 【庁舎】県動物愛護センター

【関係機関】

・県災害対策本部（保健医療対策班） ・（社）山形県獣医師会

### 1 計画の目的

災害時には、飼い主不明の動物や、負傷動物が多発すると同時に、多くの住民がペットを伴い避難所に避難してくることが予想される。市は、動物の保護や適正な飼育に関し、県獣医師会等関係団体と協力体制を確立する。

<達成目標>

市は、県及び県獣医師会と協力し、避難所・仮設住宅におけるペットの状況等の情報提供や指導助言を行う。

### 2 各段階における業務の内容

避難開始後	相談窓口開設
発災後1週間以内	飼い主探し協力
発災後1箇月以内	仮設住宅での動物飼育支援、被災動物の健康管理支援

### 3 各主体の役割

#### (1) 市の役割

- ア 市は、県と協力し、避難所・仮設住宅におけるペットの状況等の情報提供並びに保護活動を支援する。
- イ 避難所において飼育される動物の受入れ体制について、配慮する。

#### (2) 県の役割

- ア 避難所において動物が適正に飼育されるよう指導助言を行う。
- イ 危険動物の逸走等の有無及び実施された緊急措置について確認する。
- ウ 負傷動物又は放し飼いの状態にある動物の保護・収容に関し必要な措置を行う。

#### (3) (社)山形県獣医師会の役割

- ア 県との「災害時における被災動物対策に関する協定書」（平成19年2月9日締結）に基づき、下記の救済活動を実施する。
- ア 避難所等へ獣医師の派遣を行う。

- イ 動物の適正な飼育に関する指導、助言を行う。
- ウ 被災地域における動物の保護を行う。
- エ 相談窓口の設置を行う。

#### (4) 飼い主の役割

- ア ペットの飼い主は、災害発生時に動物を同伴して避難できるように、日頃からケージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワグチンの接種、動物用避難用品の確保に努めるものとする。
- イ ペットの飼い主は、一時的に飼育困難となり、他に預ける場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努めるものとする。

## 第16節 災害時要援護者の支援対策

【本所】 保健所 保健課 保健課長、医療・防疫班、総務班 【庁舎】 保健課 保健課長、市民生活課 総務企画班

### 【関係機関】

- ・市民（災害時要援護者及び家族、町内会、自主防災組織）、企業（事業所）等、NPO、ボランティア団体等
- ・福祉サービス提供事業者（社会福祉施設、医療施設、民生・児童委員、市社会福祉協議会、介護保険事業者、高齢者地域包括支援センター、障害がい者関係団体等）
- ・外国人関係団体（公財）出羽庄内国際交流財団等）
- ・防災関係機関
- ・消防署、消防団
- ・県（災害時要援護者支援課、総務部、文化環境部環境エネルギー課、健康福祉部、本庁舎 屋上避難所、病院事務室等）、警察本部
- ・県災害対策本部（保健医療対策班）

### 1 計画の目的

災害時要援護者の安全確保のために、心身の健康状態等に配慮を行いながら、避難からその後の生活までの各段階のニーズに応じた支援策を講じていくため、市民、行政、防災・福祉・外国人関係団体等との協働により必要な支援策を行う。

#### < 達成目標 >

市は、災害時要援護者の安全確保について、避難支援マニュアルに基づき、情報伝達及び避難誘導を行う。また、心身の健康状態等に配慮し、各段階のニーズに対応した支援策を講ずる。

### 2 各段階における業務の内容

避難準備情報	市、放送機関等により情報提供 避難に備えた準備を行う。 避難準備行動として、必要により地域住民により避難所や2階への避難を開始する。
避難勧告	市、放送機関等により情報提供 地域住民などにより、災害時要援護者の避難所への避難誘導及び避難状況の確認、安否確認
避難指示	市、放送機関等により情報提供
発災後3日以内	避難所の敷居等の安全確認等の実施

発災後3日以内	避難所巡回健康相談（心身の相談含む。）を開始
発災3ヶ月以内	仮設住宅転居者等の健康相談を開始

## 3 各主体の役割

### (1) 市の役割

- ア 市は、災害時要援護者及び支援者に対し、関係機関と協働し被災に避難準備情報等の避難情報を伝達する。
- イ 市は、災害時要援護者の避難誘導及び心身の健康状態に関する協力を得て行う災害が発生して市民の避難が必要となった場合、災害時要援護者の避難誘導等が適切に実施されるよう必要な措置を講ずる。また、自治会、町内会、自主防災組織等は、災害時要援護者の避難行動に協力するよう努める。
- ウ 市は、町内会、自主防災組織、自治会、民生委員・児童委員、介護保険事業者、福祉サービス事業者等の協力を得て、災害時要援護者について、避難所への収容状況や在宅状況等を確認し、その安否確認に努める。
- エ 市は、避難所において、災害時要援護者に対する食料生活支援を確保する福祉施設職員等の応援体制など、災害時要援護者に配慮した避難所の運営、環境整備及び食料・生活物資の供給等に努める。また、市は、福祉施設職員等の応援体制を構築し、可能な限り避難所運営に協働し、災害時要援護者を避難させる。
- オ 市は、応急仮設住宅、公営住宅、公的宿泊施設等により、災害時要援護者の生活の場を確保する。
- カ 市は、災害時要援護者の心身の健康確保、福祉サービスの提供の確保を行う。
- キ 市は、関係機関と協力し外国人の安否確認、多言語による情報提供、外国人への対応可能な相談員等の派遣を行う。

### (2) 県の役割

市からの情報収集に努め、必要に応じて関係職員等の派遣を行うとともに、国や防災関係機関と連携して、市、介護保険事業者、社会福祉施設等の活動支援を行う。また、市が行う外国人、視覚障害者等の情報弱者への情報提供の支援を行う。

### (3) 介護保険事業者及び社会福祉施設等の役割

施設内の災害時要援護者の安全確保を図るとともに、市、防災関係機関等と協働して施設外の災害時要援護者の安全確保を行うものとする。

### (4) 市民・企業（事業所）等の役割

#### ① 災害時要援護者及び家族の役割

自らの情報収集に努めるとともに、状況に応じて関係機関の積極的な協力を求め早めに避難準備行動を開始するなど、自らの安全を確保するものとする。

### ②地域の役割

市、防災関係機関、介護保険事業者、社会福祉施設等と協働して、地域社会全体で災害時要援護者の安全確保や避難誘導及び安否確認を行うものとする。

### ③災害時要援護者を雇用している企業（事業所）等及び関係団体の役割

災害時要援護者を優先的に避難誘導し、安否確認を迅速に行うものとする。

### ④ボランティア団体の役割

災害時要援護者のニーズに合わせた安全確保の支援活動を行うものとする。

### ⑤外国人雇用企業（事業所）等、留学生が所属する学校、及び国際交流関係団体など外国人と交流のある団体等（以下「外国人関係団体」という。）の役割

市や県と連携して外国人への災害情報の提供、安否確認、相談等の支援活動を行うものとする。

## 4 業務の内容

### (1) 情報伝達

避難準備情報等の避難情報を災害時要援護者や支援者に提供するため、放送機関等の協力を得て緊急放送や文字放送に加え、同報無線、ケーブルテレビ、有線放送、ファクシミリ、ホームページ等により情報伝達を行う。また、町内会、自主防災組織、民生委員等の協力を得て、災害時要援護者への迅速な情報伝達を行う。

### (2) 避難誘導対策

ア 災害時要援護者名簿による情報共有

災害時は、災害時要援護者名簿について、必要な範囲において関係機関との情報共有を図る。

イ 避難誘導体制

町内会、自主防災組織、民生委員、防災・福祉関係機関、警察署、消防署、消防団等の協力を得て、災害時要援護者の避難準備行動及び避難誘導及び安否確認を行うものとする。

### (3) 社会福祉施設の対策

ア 避難

施設長は、市から避難勧告・指示があった場合は、直ちに要員を駆遣し、避難体制を整える。

イ 被災時の安全確認、救助、避難

施設が被災した場合、施設長は、施設の被災状況や入所者の安全を把握し、応急救助を実施し、消防機関等に救助を要請する。

ウ 施設が継続使用不能となった場合の措置

施設長は、施設の継続使用が不能となった場合、市を通じて、他の施設への緊急入所要請を行うとともに、必要に応じて、保護者に引き取り等の手続きを講じる。

### (4) 避難所の設置・運営

町内会、自主防災組織等と協働し、災害時要援護者へ配慮した対応を行うものとする。

ア 避難所の管理責任者は、避難者名簿の作成に当たって、負傷者や衰弱した災害時要援護者の把握に努めるとともに、安否確認を行うものとする。

イ 避難所において、災害時要援護者に対して必要なスペースの確保、障害者用仮設トイレ設置、バリアフリー化など、良好な生活環境の確保に十分に配慮する。

ウ 視覚・聴覚障害者等に対して的確な情報が伝わるよう配慮し、情報入手に困難を伴う聴覚障害者等に対しては、点字・大文字又は音声により、聴覚障害者等に対しては文字又は手話等による情報提供を行う。

エ 避難所において、車椅子や粉ミルク等の災害時要援護者の生活必需品の確保を行うとともに、ボランティア等の協力を得ながら災害時要援護者に配慮した食事の提供や介助者の確保等の支援を行う。

オ 避難所での生活が困難な災害時要援護者は、福祉避難所、社会福祉施設等への緊急入所や入院、公的住宅等へ一時的に避難させる。

カ 外国人に対しては、的確な情報伝達が伝わるように配慮し、日本語での情報入手が困難な外国人がいる避難所においては、多言語による情報提供やボランティア等の協力を得た情報伝達の支援を行う。

### (5) 生活の場の確保

仮設住宅への収容や公営住宅の入居

ア 災害時要援護者世帯の入居に際しては、福祉仮設住宅の入居を優先させる。

イ 入居時には、町内会、自治会等の地域コミュニティでの生活のつながりに配慮する。

### (6) 保健・福祉対策

災害の各段階におけるニーズに対応した保健・福祉サービスの提供を県や他の市町村等と協働し、また、ボランティア等の協力を得て行う。

ア 保健対策

市は、被災者の心身の健康確保のため、地域包括ケアの職員や関係機関により、避難所、応急仮設住宅、自宅等で健康相談等（側面健康相談・栄養指導、心のケア、訪問指導、訪問看護等の保健サービス）を行う。また、次の事項を確保する。

① 災害時要援護者の身体及びメンタルケアの体制

② 家族（介護者）の負担及びその減担対策

③ 介護の確保

④ 施設入居の必要性

⑤ 日常生活用具（給水）の確保

⑥ 食料提供してからの医薬品等の確保

⑦ その他健康衛生関係対策

イ 福祉対策

市社会福祉協議会、民生委員、介護保険事業者、福祉関係者、町内会等の協力・連携に

より、災害時要援護者の実態把握、ニーズ把握、情報提供、生活相談等を行う。

#### ウ 各機関の調査・取りまとめ

災害時要援護者への対応については、社会福祉協議会、区民協会の関係機関の調査が必要ことから、市は、コーディネート窓口を設置し、必要な対策を実施する。

#### (7) 外国人支援対策

県、外国民間関係団体と協働して外国人への災害情報の提供、安否確認、相談等の支援活動を行う。

## 第17節

## こころのケア対策

【本所】医療・防疫班 【庁舎】医療福祉部市民福祉課

### 【関係機関】

- ・区内総合支庁、地域保健センター、区内保健所
- ・精神科病院、精神保健福祉センター
- ・関係団体、支援機関

### 1 計画の目的

避難所等における被災住民の精神的健康状態を迅速かつ的確に把握するとともに、急性ストレス障害やうつ、長引く被災生活による精神的不調等へ適切に対応して被災住民のこころの健康の保持・増進に努める。

#### <達成目標>

市は、関係機関と連携を図り、災害の状況に応じた適切なこころのケアを行う。災害発生から3日以内に避難所の巡回相談等の支援を行う。災害時のこころの健康について、正しい知識やホットラインなどの支援情報を積極的に普及させる。

### 2 各段階における業務の内容

発生後1日以内	普及啓発取組み開始
発生後3日以内	巡回相談

### 3 各主体の役割

#### (1) 市の役割

- ア 避難所等における被災住民の精神的健康状態を迅速かつ的確に把握するとともに、急性ストレス障害やうつ、長引く被災生活による精神的不調等へ適切に対応して被災住民のこころの健康の保持・増進に努める。
- イ 必要に応じてこころのケアに関する支援を県に要請する。
- ウ 職員がこころの健康の保持・増進に努める。

#### (2) 県の役割

被災住民に対するこころのケア対策を実施し、市を支援する。

#### (3) 関連機関の役割

- ア 不十分な取材活動によるPTSD（心的外傷後ストレス障害）発生の危険性や精神症状の悪化等を十分認識し、被災住民の精神的健康に配慮した取材活動に努めるものとする。

イ 「こころ」のケアに関する正しい知識の普及や援助等の情報提供に協力するものとする。

(4) 精神保健福祉医療関係機関・団体の役割

県が実施する「こころ」のケア対策の取組を支援するものとする。

(5) 市民の役割

被災住民は、急性ストレス障害等の精神的な問題が災害後に生ずることを認識し、自身はもとより災害時要援護者である乳幼児・高齢者・障害者・障害者等々に十分配慮しながら「こころ」の健康の保持・増進に努めるものとする。

4 市の業務の内容

①救護所に「相談窓口」を設置する。

被災直後は、救急医療、安全の確保、飲食の確保等が優先されるが、「こころ」のケアが必要なことを念頭に置き、避難所に救護所ができた時点から「こころ」の相談窓口を設置する。

②「こころ」の巡回相談（健康調査）を実施する。

避難所や被災施設を保健師等が巡回し、被災者に声をかけながら、身体面と精神面の健康状態の確認を行い、相談に応じ不安の軽減に努める。

③災害時要援護者に配慮する。

災害によるダメージを受けやすい乳幼児・高齢者・障害者及び災害遺族等に対しては特にきめ細かな支援を行うよう十分配慮する。

ア 被災精神障害者の継続的医療（受診や内服）の確保への支援強化。  
イ 避難所で精神疾患の急発、急変への救急対応を行う。  
ウ 精神医療関係者（精神医療機関、福祉相談課や保健機関、地区民生委員、ケアマネージャー等）と連携をとり援助に当たる。

④必要に応じて「こころ」のケアに関する支援を県に要請する。

⑤被災者に向けての「啓発普及」をする。

ア 被災者に対して被災後の心理的反応とその対処法や「こころ」のケア対策情報等をパンフレットの配布・ホームページ・町内回覧等により広達する。  
イ 新聞・ラジオ・テレビ等報道機関を通じて、「こころ」のケアに関する情報を被災者に提供する。

⑥援助者への啓発普及と教育研修を実施する。

県に教育研修の依頼をし、保育士や教員、ケアマネージャー等関係者に対し「被災時の「こころ」のケア」に関する研修を実施する。ボランティア、隣保区、民生委員等の支援者等に対し「支援者自身の「こころ」のケアに関する情報」を提供する。

⑦災害復旧や被災者の対応にあたる市職員等の心の健康の保持・増進に努める。

行政職員等の支援者等に対し「支援者自身の「こころ」のケアに関する情報」を提供したり、研修会を県に要請する。

⑧被災者への長期的な支援を継続する。

避難所が閉鎖された後、応急仮設住宅等転居後も、「こころ」のケアが必要となる。慣れない環境でのストレス、不眠、うつ、アルコール、PTSD等の問題を早期に見出し、関係機関と連携しながら適切なケアを行う。

## 第18節 水防活動

【本所】 消防・水防班、災害対策班、土木班 【庁舎】 災害対策課、防災課、土木課建設課  
【関係機関】

- ・県災害対策本部（ライフライン対策班）
- ・酒田河川国道事務所、新庄河川事務所、月山ダム管理所
- ・水防管理団体、水防団（消防団）、消防機関、警察本部

### 1 計画の目的

洪水又は高潮、波浪等による風水害が発生し、又は発生が予想される場合、水防管理団体がこれを警戒、防制し、被害による被害を軽減するための水防活動について定める。

#### <達成目標>

市は、市民に被害が及ぶおそれがある場合は、洪水ハザードマップ等に基づき、住民に対する避難のための避難準備情報、避難誘導、避難指示及び避難誘導等を実施する。市、県、国は、連携し、洪水、土砂災害、高潮に警戒し、被害の拡大防止に努める。

### 2 各段階における業務の内容

警戒準備段階等	浸水区域、土砂災害危険箇所の警戒
警戒指示	警戒区域の設定
風水害発生中、発生後	被害拡大防止活動

### 3 各主体の役割

#### (1) 市の役割

市は、洪水又は高潮等により、水災の発生が想定される区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。

#### (2) 県・国の役割

県及び国は、洪水又は高潮等により、水災の発生が想定される区域における水防管理団体の行う水防活動が十分に行われるように、河川の水位や雨量、ダム放流情報等の防災情報の提供や、洪水予報や水防警報、避難判断水位又は特別警戒水位到達情報の通知、並びに水防資材等の提供を行うものとする。

#### (3) 市民の役割

市、市長、水防団長又は消防機関の長が要請したときは、活動に協力するものとする。

イ 堤防その他の施設が決壊又は決壊のおそれのある箇所を発見したときは、市、県、国、水防団（消防団）、消防機関に直ちに連絡する。

### 4 業務の内容

#### (1) 水防活動の基準

水防管理者は、次の段階に従って管下水防団（消防団）及び消防機関を出動させ、水防活動に万全を期さなければならない。

- 常に管下河川及び海岸を巡視する。
- 気象等に関する注意報、警報が発令された場合は、速やかに連絡員をおき関係機関の連絡を密にするとともに、水位、流量等の諸情報を集めて出動に備える。
- 洪水予報が発せられた場合は、連絡員は、各水防分隊と緊密な連絡を保持し、併せて団員等の座席を明確にする等、出動の準備を整えておく。
- 水防警報が発令されたとき又ははん濫注意水位（警戒水位）に達するおそれがあるときは、出動を準備し団員を待機させる。また、水位がはん濫注意水位（警戒水位）に達したときは、地域住民に周知する。地蔵による堤防の漏水、沈下等の危険を認めるときも同様とする。
- はん濫注意水位（警戒水位）を超え、なお増水のおそれがあるときは、水防管理者は、状況を判断のうえ、団員を出動させ水防作業を開始する。
- 水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者又は水防の現場にいる者を水防活動に従事させることができる。（水防法第24条）
- 緊急の必要がある場合は、他の水防管理団体、消防機関に出動を要請し又は警報署に協力を要請することができる。（水防法第22条及び23条）
- 自衛隊の出動を求める場合は、水防支部を経由して水防本部にその旨連絡する。
- 洪水又は高潮のはん濫により著しい危険が切迫しているとき認められるときは、警察署長に通知のうえ、避難のための立ち退きを指示しなければならない。（水防法第29条）
- 堤防決壊等の場合は、できる限り被害の拡大を防止するよう努めるとともに、直ちに所轄水防支部、警察署その他の関係機関に通報しなければならない。（水防法第26条）
- 水位がはん濫注意水位（警戒水位）を下り危険が去ったとき認められるときは、水防管理者は、水防団（消防団）又は他の協力者の出動を指示する。
- 水防管理者は、臨時水防活動に關する諸報告を行うとともに、水防活動終了後、水防活動実施報告及び災害報告等を水防文書を經由して水防本部に提出しなければならない。（水防法第27条第2項）

#### (2) 水防体制と動員基準

市は、県又は国、山形地方気象台が共同で発表する洪水予報を受けたときは、速ちに水防体制に入り、速やかに動員する。

危険レベル	水位名称	洪水予報の種類	体制と動員基準
レベル5	はん濫発生	はん濫発生情報（洪水警報）	災害対策本部体制 ※第2次非常警戒体制（全職員）



危険レベル	水位名称	洪水予報の種類	体制と勤労基準
レベル4 (危険)	はん濫危険水位 (危険水位)	はん濫危険情報 河川がはん濫するおそれがある	災害対策本部体制 ※第一次非常勤体制 ※本所及び快報が予想される地域の庁舎は第二次配備
レベル3 (警戒)	避難判断水位 (特別警戒水位)	はん濫警戒情報 ※市町村の避難勧告等の目安となる水位	災害警戒本部 1 本所 所長及び指定された職員並びに地区防衛隊員 2 庁舎 上記に準じて定められた職員
レベル2 (注意)	はん濫注意水位 (警戒水位)	はん濫注意情報 ※水防団(消防団)の出動の目安	警戒体制 1 本所および庁舎の防災担当職員 2 河川担当課等の予め定める職員
レベル1	水防団待機水位	(警戒なし)	水防団待機体制

### (3) 浸水区域等の警戒

洪水等の災害から市民の安全を守るため、準備、出動にあたっては、次の危険箇所等に対して警戒配置を行う。

- ア 河川水位がはん濫注意水位に近づいている箇所
- イ 過去に洪水被害をきたした箇所
- ウ 地形地質上の脆弱箇所
- エ 土地利用上からの脆弱箇所
- オ 二次災害防止の観点からの脆弱箇所
- カ 主要河川構造物の設置箇所

### (4) 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生のおそれのある場合において、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要と認めるとき、消防支隊及び水防団(消防団)員は、警戒区域を設定し、災害応急対策に要する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

### (5) 市民に対する避難の準備情報・報告・指示

市長に、その命を受けた市職員又は水防従事者は、災害に際し、危険な地域又は危険が予測される地域にある住居者、滞在者を安全な地域に誘導し、又は安全な場所に収容する。市民に対する避難準備情報、避難勧告又は避難指示は、関係法令に基づきそれぞれの実施責任者が時期を失しないようにする。特に市長は、避難措置実施の第1次責任者として必要に応じ警察官等の協力を求め、適切な措置を講ずる。

### (5) 被害拡大防止措置

堤防が決壊し、又はこれに準ずる事象が発生したときは、市は、直ちにその状況を関係機

関(水防支隊(庄内総合支庁)所轄の国土交通省河川事務所長、警察署長)及び被害の及ぶ方向の隣接水防管理団体その他必要な団体に通報する。市長、水防団(消防団)長及び消防機関の長は、決壊後も可能なかぎり氾濫による被害の拡大防止に努める。

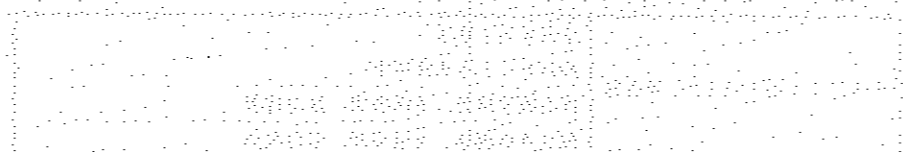
事前避難(準備情報・報告)	暴風雨、洪水、又は地すべり等の発生のおそれがある場合に、危険地域の住民等を安全な場所に避難させる。
緊急避難(指示)	暴風雨、洪水、又は地すべり等が発生し又は著しく危険が顕在していると認められる場合に、危険地域の住民等を速やかに近くの安全な場所に避難させる。

### (7) 災害時要援護者に対する配慮

市、町は、水害に際し、浸水が予測される地域にある住居者、滞在者を安全な地域に誘導し、又は安全な場所に収容する。

### (3) 積雪地域での対応

雪崩、融雪に伴う地すべり等による河川の埋塞など、積雪地域特有の水害に対しても適切に水防活動を実施する。



## 第19節 雪崩発生時緊急対策

【本所】災害対策課、土木課 【庁舎】本庁麻生建設課

【関係機関】

- ・ 県災害対策本部（ライフライン対策班）、警察本部
- ・ 澁田河川国道事務所

### 1 計画の目的

市、県、国及び関係機関は、雪崩発生危険箇所（以下「危険箇所」という）のパトロール及び、事前回避措置の実施により、雪崩による被害の発生防止に努める。また、雪崩により被害が発生した場合は、救助活動等の応急措置を迅速に行い、被害の軽減と二次災害の発生防止に努める。

<達成目標>

市は、山間多雪地帯において、生活や産業活動の安全な環境を実現するため、雪崩の発生及び雪崩による被害の発生を防止に努める。また、住民へ雪崩情報を周知することにより注意を喚起し、避難勧告等又は避難指示を行い、人的被害の発生を予防する。

### 2 各段階における業務の内容

雪崩による被害発生中、発生後	負傷者等の搬送
	消防等による救護活動
	被災概要調査、道路閉鎖、緊急措置
	被災点検調査、交通規制、応急復旧

### 3 業務の内容

#### (1) 雪崩発生時の応急措置

##### ① 雪崩発生状況の把握及び被災者の救助

ア 市は、自らの産別又は他の関係機関、住民等からの通報により雪崩の発生を認知したときは、直ちに被害の有無を確認し、関係各機関関係機関に状況を報告する。

イ 市は、住民等が被災した場合は、直ちに消防署、消防団、警察署と連携し救助作業を行うとともに、必要に応じて県に自衛隊の派遣要請を依頼する。

ウ 市は、世帯を失った住民を公共施設等に受け入れ、十分な救護措置を講ずる。

##### ② 道路・鉄道等施設等の被災時の対策

ア 道路・鉄道等の施設管理者は、雪崩により施設が被災した場合は、直ちに当該区間の列車の運行、車両の通行を一時停止するとともに、応急復旧措置を行い、交通の早期回復に努める。また、遭難者がいる場合は、直ちに最寄りの消防署、警察署に通報して救助を求めるとともに、自らも救出作業に当たるとする。

イ 市は、雪崩による通行止めが長時間に渡り、列車・通行車両中に乗客・乗員等が閉じ込められる事態となったときは、運行事業者からの要請又は自らの判断により、炊き出し、毛布等の提供、避難施設への一時受け入れ等を行う。

ウ 県警察は、周辺道路の交通規制を行うとともに、報道機関を通じてドライバーへの情報提供を行う。

##### ③ 孤立集落住民の救助

市は、雪崩の発生による交通途絶で、集落の孤立が長期間に及ぶと認めるときは、医師、保健師等の派遣及び医薬品、食料、生活必需品等の輸送、救急患者の救助、若しくは集落住民全員の避難救助を実施する。

##### ④ 二次災害の防止

市は、雪崩が河川等の施設に影響を与えている場合は、直ちに当該施設の管理者に通報し、二次災害等被害の拡大防止を要請する。

## 第20章 林野火災応急対策

【本所】消防・水防班

【関係機関】関係警察署、庄内森林管理署、森林組合

### 1 計画の目的

林野火災から自然環境と市民の生命財産を守るため、出火の早期発見と延焼防止のための体制を整備し、市及び消防機関、森林所有者・管理者、地域住民等が連携して消火・救助活動に参画する。

#### <達成目標>

市は、消防ポンプによる消火活動のほか、県防災ヘリコプターによる空中消火等の手段により早期鎮火に努める。また、消火活動による延焼防止が難しいと判断されるときは、森林所有者等と協議の上、林業関係者と協力して森林の伐間により、臨時的防火帯を形成するなどして延焼を防止する。林野火災の延焼により住家等に危険が及ぶと判断したときは、住民に対し避難勧告等を行い、警察等と協力して住民を安全に避難させる。

### 2 各段階における業務の内容

火災による被害発生中	初期活動
	地域の防災力による鎮火
	県内広域応援による消火
	緊急消防援助隊による消火

### 3 業務の内容

#### (1) 出火の発見・通報

##### ① 火災発見者

林野等で火災の発生を発見した者は、直ちに最寄りの消防機関に通報するとともに、発生した火災が小さな場合は、消防隊の到着までの間、地域住民等と協力して自身に危険が及ばない範囲内で初期消火活動に参画するものとする。

##### ② 消防本部の対応

通報を受けた場合、直ちに出火範囲を確認し、消防隊を出動させるとともに次により関係機関に連絡し、所要の措置を要請する。また、火災が複数の消防本部の管轄区域に及ぶと見られる場合は、速やかに当該隣接消防本部に連絡し、協力を要請する。

消防団	消火活動、延焼警戒及び住民等の避難誘導のための出動
森林の管理者	森林内の作業員の安全確保及び消火活動への協力

警務・消防本部 危機管理課	消防防災ヘリコプターの緊急運航
関係警察署	消防車両の通行確保のための交通規制
市	地域住民の安全確保

火災の規模が複数の消防本部の管轄区域に及ぶと見られる場合は、速やかに当該隣接消防本部に連絡し、協力を要請する。

#### (2) 消火・救出活動

##### ① 火災防除活動

現場に出動した消防隊は、消防団、森林管理者、県防災ヘリコプター等と協力して消火活動及び延焼防止活動を行う。

##### ア 情報収集

消防隊は、消防団とともに火災の発生・延焼状況についての情報を収集するほか、現場の林業関係者や住民からも情報を求めて早期の状況把握に努める。現場に出動した県防災ヘリコプターは、火災の延焼状況を空中から偵察し、地上の消防隊に情報を提供するとともに、飛び火の警戒に参画する。

##### イ 消防水利の確保

最寄りの水源からの送水ルートに早期確保に努める。

##### ウ 消火活動の実施

消防隊は、消防ポンプによる消火活動のほか、県防災ヘリコプターによる空中消火等の手段により早期鎮火に努める。また、消火活動による延焼防止が難しいと判断されるときは、森林所有者等と協議の上、林業関係者と協力して森林の伐間により臨時的防火帯を形成するなどして延焼を阻止する。

##### ② 孤立者等の救出

現場に出動した消防防災航空隊は、県防災ヘリコプターにより火災現場を空中から偵察し、孤立した負傷者及び遺棄を断たれた者等を見つけたときは、直ちに他の業務に発生して救助活動を行う。

##### ③ 現地対策本部の設置

火災の規模が大きく総員出動が必要な場合は、災害対策本部長が指名した職員を本部長とする現地対策本部を現場近くに開設し、消火活動等の指揮にあたる。

#### (3) 警戒・誘導

##### ① 森林内の滞在者の退去

市、警察、消防等は、林野火災発生の通報を受けたときは、直ちに広報車等により火災発生区域周辺に広報を行い、森林内の滞在者に速やかに退去するよう呼びかける。消防防災ヘリコプターは、空から避難の呼びかけを行う。

##### ② 住民の避難

市は、林野火災の延焼により住家等に危険が及ぶと判断したときは、住民に対し避難勧告等を行い、警察等と協力して住民を安全に避難させる。

(4) 広域応援隊の要請

広域応援要請については、第3章第21節「救助・救急活動」による。

(5) 鎮火後の措置

消防機関は、林野火災鎮火後も再発に備え警戒にあたる。森林等の所有者、管理者は、被災した林地が放棄されて崩壊等を起こすことのないよう、速やかに植林や治山工事等の二次災害防止措置を行う。

(6) 災害時要援護者への配慮

災害時要援護者の安全を図るため、林野火災時の情報伝達、避難誘導等は、災害時要援護者に配慮して実施する。

## 第4章 救助・救急・救護活動

【本所】消防・水防班

【関係機関】

- ・県災害対策本部（総合調整班、保健医療対策班）、関係警察署
- ・自衛隊、瀬田海上保安部、医師会（県・鶴岡地区）、医療機関

### 1 計画の目的

消防本部は、災害時に発生する多数の被災者に対し、県、防災関係機関、市医師会、医療機関等と相互に連携を図り、迅速かつ適切な救助・救急・救護活動を実施する。また、災害発生直後においては、一刻も早い救出活動が必要なことから、地域住民、自主防災組織、消防団と有機的に連携し、迅速かつ適切な救助・救急・救護活動を実施し、被災者の生命・身体の安全確保に万全を期する。

<達成目標>

市は、住民又は住民自治組織等の協力により迅速に活動を実施し、救護所及び最寄りの医療機関等、現場で迅速に負傷者等の手当を実施する。市及び県は、他機関等への応援要請を行い、重傷者の搬送や交通遮断地等の救出活動を安全かつ迅速に実施する。市民及び自主防災組織は、近隣の住民を救助するなど、迅速な初動対応体制を整えるものとする。

### 2 各段階における業務の内容

避難指示等発令時	初期段階、救急救助活動の実施
風水害発生中、発生後	重傷者等の搬送 消防等による救護活動

### 3 各主体の役割

#### (1) 市の役割

市は、地、医師会等と連携して被災者への適切な救助活動を実施し、現場で発生した負傷者等の救助受け入れ及び搬送にあたる。市及び消防本部は、管内の消防力で対応できない場合は、必要に応じて山形県広域消防相互応援協定及び緊急消防援助隊受援計画並びに鶴岡市広域消防計画等により、山形県広域消防応援隊及び緊急消防援助隊並びに自衛隊等の応援を要請し、必要な救助・救急・救護体制を迅速に確立する。

#### (2) 消防職員等の役割

消防職員及び消防団員は、直ちに自主的に担当部署に参加するとともに、消防職員及び消防団は、直ちに救助隊を編成し、指揮者の下で救助・救急・救護活動を行う。救助隊は、多数

の要救助者に対応するため、出動対象の選択と優先順位の設定、現地での住民の協力を得る等、効率的な救助活動を行う。

#### (3) 県・県警察の役割

県は、市の被害状況及び救助・救急救助活動状況を把握し、関係機関との総合調整を行う。また、関係機関への応援を要請し、救助・救急・救助活動の迅速な実施を図る。県警察本部は、市からの応援要請又は自ら必要と判断した場合は、速やかに救助部隊を編成し救助・救急救助活動を実施するとともに、必要に応じて広域緊急援助隊を要請する等、必要な救助・救急・救助体制を迅速に確立する。県、県警察本部は、市からの要請又は自らの判断により、関係機関と協力してヘリコプターによる救助・救急救助活動を実施する。また、県は、ヘリコプター保有機関（県、県警察、自衛隊等）と連携して、航空機による安全かつ効率的な運搬の支援・調整を行う。

#### (4) 酒田海上保安部の役割

酒田海上保安部は、台風、高潮等による船舶の滞帯や行方不明者が発生したときは、巡視船艇・航空機により直ちに捜索・救助活動を行う。また、関係機関及び地方公共団体から、陸上における救助・救急・救助活動等についての要請があったときは、海上における要救助者対策の実施に支障をきたさない範囲において支援を行う。

#### (5) 市民の役割

被災地の地域住民及び通行人等、災害現場に居合わせた者は、救助すべき者を発見したときは、直ちに消防等関係機関に通報するとともに、消防団等と協力して救助活動にあたるものとする。

## 4 業務の内容

### (1) 消防機関による活動体制

#### ① 非常警戒体制の発令

大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、鶴岡市消防本部警防総隊に基づく「非常警戒体制」を発令し、災害の規模に応じた消防本部及び消防団の活動体制の強化を図り、所要の活動を実施する。

#### ② 救助・救急・救助活動の実施

災害等により、多数の負傷者が発生したときは、「鶴岡市消防集団災害業務計画要綱」に基づき、迅速かつ安全に負傷者の救出救護活動を遂行し実施する。

- ア 警察、関係機関と連携しての救出活動の実施
- イ 現地救護所の設置
- ウ 医師の派遣要請
- エ トリアージ（負傷者の傷度別選別）及び医療機関への搬送

### ③ 広域応援要請

#### ア 県内応援要請

- ア 救助隊・救急隊等の増強が必要な場合は、山形県消防広域応援計画に基づき応援要請する。
- イ 応援要請は、山形県消防広域応援計画に定める代表消防本部を通じて行う。

#### イ 他都道府県に対する応援要請

山形県消防広域応援計画に基づく応援をもってしても対応できないときは、「緊急消防援助隊」の応援要請を山形県知事に行う。

### ④ 負傷者等の搬送

ア 消防本部は、救助活動の初期において、被災地内の医療機関等の搬送が急なでない段階では、負傷者を被災地の救急病院等に搬送し、その段階が顕著な段階では、搬送先として負傷者を被災地の医療機関等に搬送する。医療搬送所におけるトリアージを施した負傷者のうち重症者等については、山形県災害医療コーディネーターが負傷者の搬送先の調整を行ったうえで、災害医療科等に搬送する。

（注 トリアージ：限られた人的物的資源の状況下で最大多数の負傷者に対する医療を優先し、患者の緊急度と重症度により優先度を定めること。）

イ 消防本部は、負傷者を救急病院に搬送する場合、道路交通の混雑を考慮し、必要に応じて警察等に交通規制を行うよう協力を求める。なお、救急車による搬送が困難で、ヘリコプターの搬送を必要とするときは、県が設置する「大規模災害時におけるヘリコプター等の搬送調整協議所」に基づき、県が設置する「ヘリコプター搬送調整所」に対して搬送要請を依頼する。また、酒田海上保安部の巡視船艇等が海上に被害した負傷者については、原則として消防本部が連携して引き継ぐ。

### (2) 市による活動体制

市は、災害が発生した場合、状況に応じて職員を派遣し、連絡・連携体制に努める。

### (3) 地域住民・自主防災組織による活動体制

災害発生時は、公的機関の防止活動のみならず、地域住民による自発的かつ組織的な防災活動が極めて重要であることから、地域住民、自主防災組織は、公的機関が行う防災活動に積極的に協力するものとする。

- ア 災害時要援護者の救護
- イ 簡易救出器具等を活用しての救出活動
- ウ 高齢者の救出及び応急手当、救護所への搬送等の実施及び協力
- エ 地域内の被害状況等の情報収集

### (4) 災害時要援護者に対する配慮

市、消防本部、県警察及び地域住民等は、災害時要援護者（障害者、高齢者、要介護高齢者、妊産婦及び乳幼児等）の適切な安否確認を行い、救助・救急・救助活動を速やかに実施するものとする。

(5) 被害者の対応

時常期における**救助・救急の救助活動**については、地元消防団、自治組織等による速やかな初動対応が重要であり、市、消防、県警等は、地域の実情に応じた適切な措置をとるものとする。

第22節 医療救護活動

【本所】医療・簡夜班、消防・水防班、救急隊 【庁舎】医療協議会市民協賛班  
【関係機関】  
・県災害対策本部（総合調整班、保健医療対策班）  
・医師会（県・福岡地区）、医療機関、医療関係団体

1 計画の目的

市は、災害により多数の負傷者が発生したときは、県、医師会、関係医療機関及び医療関係団体の協力を得て、被害から市民の生命、健康を守るため、円滑な医療救護活動を行う。

<達成目標>

市、県、医療機関及び医療関係団体は、緊急な連携を図り、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。）救護を行う。

2 各段階における業務の内容

避難指示	医療機関の被災状況受入可否 備員の措置
風水害発生中、発生後	救護所の設置 負傷者等の状況、医療救護所の設置状況把握 医療救護班の派遣 関係団体へ医療支援チームの要請、受入と連携 医療関係ボランティアの把握

3 各主体の役割

- (1) 市の役割
- ア 災害発生時に迅速かつ的確な医療を提供するためには、正確な情報の把握が最も重要であることから、市は、被災地域に被災地域内及び医療機関等から必要な情報収集を行う。
  - イ 市は、地域住民の生命、健康を守るため医療救護活動を行う。
  - ウ 市は、関係団体等との連携関係等を通じて、医療救護所等における医療救護活動に必要となる物資の確保に活用する。前項の災害の規模から予想される傷病者の状況等を速やかに把握し、必要と判断した場合、医療救護所を設置する。
  - エ 市は、災害の規模から予想される傷病者の状況等を速やかに把握し、必要と判断した場合、医療救護所を設置する。市は、災害ボランティア活動組織等と連携し、医療救護所における医療救護活動に医療関係ボランティアを積極的に活用する。



## (2) 医療機関等の役割

- ア 医療機関は、策定しているマニュアル等に基づき、直ちに医療救護活動が行えるよう体制を整えるものとする。
- イ 災害発生直前院（鶴岡市立荘内病院）は、後方病院として主に被災現場、医療救護所、被災地医療機関等からの患者の受入れを行い、支障が生じた場合は、県へ支援要請を行う。また、県は、派遣要請がない場合においても、被災状況等に応じ自らの判断で医療救護拠点を派遣する。

# 4 業務の内容

## (1) 医療機関情報の把握

- 市は、災害発生時、又は災害の発生が予想される時、迅速かつ的確な医療救護活動を行うために、医療機関から次の事項について情報収集を行う。
  - ア 医療機関の施設・設備の被害状況
  - イ 傷病者の受入れ状況
  - ウ 医療従事者の確保状況
  - エ その他災害の種類、規模等に応じた必要な情報

## (2) 医療救護体制

### ① 医療救護所の開設

市は、災害により多数の負傷者が発生したときは、当該地区に医師による初期医療を実施し得る医療救護所を速やかに開設する。

### ② 医師等の派遣要請

市は、医療救護所を開設するときは、災害医療従事者について、医師会に派遣要請し、関係機関等と連携するほか、市自ら検査等に基づき確保する。また、必要に応じて県に対して、日本赤十字社や自衛隊による医療救護拠点的派遣要請並びに自衛隊による医療救護拠点的派遣要請を行うものとするほか、これを要請する。

## (3) 医療救護活動

### ① 医療救護所の活動

医療救護所において行う医療救護活動は、次のとおりとする。

- ア トリアージ（負傷者の優先順位別）
- イ 診療及び実施可能な応急医療処置
- ウ 災害拠点病院等への移送手配
- エ 病室への収容連絡
- オ 軽症者への治療指導・衛生および保健指導
- カ 医療救護活動の記録および被災者への説明
- キ 死亡の確認

※市は、被災地の患者収容状況等の活動状況報告

## ② 医療従事者等の搬送

医療従事者及び医療資器材等の搬送体制を確保し、支障が生じた場合は、県へ支援要請を行うものとする。

## ③ 医療資器材等の供給

医療救護活動に必要な医療資器材等の調達を行い、支障が生じた場合は、県へ支援要請を行うものとする。

## ④ 医療機関の活動

医療機関は、負傷者の収容要請を受けたときは、速やかに対応体制を確立し、医療救護を行うものとする。

## (4) 傷病者の受入れ及び搬送の調整

傷病者の受入れ及び搬送は、次のとおり行うものとする。

### ① 住民及び自主防災組織による搬送

医師の応急処置を必要とする傷病者の医療救護所への搬送は、家族、地域住民及び自主防災会と防災関係機関が協力し行うものとする。

### ② 医療機関への搬送

ア 市消防本部は、医療機関での処置が必要な負傷者について、救急隊等により速やかに搬送する。

イ 市消防本部は、多数の負傷者の発生又は発生が予想されると認めるときは、応援協定に基づき速やかに応援救急隊の派遣を要請するなど救急隊の増強を図る。

ウ 傷病者等の搬送状況に応じた後方支援病院への搬送については、山形県災害医療センターネットワークが一体的に搬送先を調査し、医師、消防本部に搬送者の状況を依頼する。

エ 市は、消防本部の救急隊等による搬送者の搬送が困難に付するよう認めらるる。

オ 市は、医療救護所及びD・M・A・Yの搬送、物資の輸送等に際し必要な場合は、運行可能な道路等の情報を関係機関に提供する。

### ③ ヘリコプターによる搬送

ア 緊急の高次治療が必要な傷病者の搬送は、防災及び防災関係機関のヘリコプターにより行う。

イ 県は、重傷負傷者等の搬送、被災地への医療救護所、D・M・A・Y並びに医療資器材の搬送を行うため、ヘリコプターを利用する必要があるときは、別途定める「大規模災害発生時におけるヘリコプター等の運用見直し指針」に基づき、ヘリコプター派遣要請処理を設け、運用を行う。

## (5) 県等への支援要請

市は、災害発生時において自らの医療救護活動のみで対応できないときは、速やかに県等に対し被害の状況を報告するとともに支援の要請を行う。

(5) 医療関係ボランティアの活用

市社会福祉協議会と連携し医療関係ボランティアの研修や把握を行い、区救護所等における防災支援活動に医療関係ボランティアを有効に活用するものとする。

第23節 道路・橋梁・トンネル等の応急対策

【本所】土木課、都市施設課、林業水産課、給水・上下道課 【庁舎】土木福祉部、農林部  
 産業部、森林・土木道員課、建設課

【関係機関】

- ・ 防災対策本部、警察本部
- ・ 酒田河川国道事務所、自衛隊
- ・ 通信事業所、電力事業所、ガス事業所、東日本高速道路株式会社、企業「生薬店」等各種  
 種、山形県地産農産物関係支店、一般社団法人山形県軽体工業協会

1 計画の目的

災害時において、各種の応急対策活動を支え、都市機能の回復を図るためには、交通機能の確保が重要である。道路管理者は、各施設の被害状況の把握並びに交通確保のための応急対策を迅速かつ的確に行う。

<達成目標>

市は、緊急輸送道路の状況を早急に把握するとともに、道路利用者の安全確保、周辺住民の避難等の円滑化、ライフライン建設の早期復旧を勘案し、その管理する道路について関係機関と密接な連携の下に、応急対策を迅速かつ的確に行う。応急復旧作業は、避難誘導等解除後1日以内に開始する。

2 各段階における業務の内容

	被災被害調査 道路閉鎖 緊急措置
風水害発生中、発生後	被災点検調査 交通規制 被害情報の収集、建設業協会への支援要請、緊急輸送道路、重点路線の点検及び障害物の撤去手配
発災後1日以内	応急工事着手、公共土木施設被害箇所、概算被害額の算計及び報告
発災後3日以内	被害状況の広報
発災後1週間以内	災害復旧事業のための調査及び報告
発災後1箇月以内	公共土木施設災害復旧事業

### 3 各主体の役割

#### (1) 災害発生のおそれのある場合の対応

道路管理者は、風水害等により施設が被災するおそれがあると認めるときは、危険箇所等を主体に点検巡視を行い、危険性が高い箇所について、安全確保のために通行規制等の措置を講ずる。

### 4 業務の内容

#### (1) 道路施設の応急対策

##### ①被災状況の把握及び施設点検

風水害が発生した場合、異常気象時における事前通行規制区間、土砂崩壊・落石等の危険箇所等の緊急点検を行う。

##### ②緊急の措置等

###### ア 交通規制通行制限等

災害発生時には、道路利用者の安全確保を図るため、被害箇所・区間において警察及び関係機関と連携し、交通規制通行制限等の緊急措置を講ずる。また、必要に応じて迂回路の選定、その他誘導等の措置を関係機関と調整し、交通路の確保に努めるとともに、標識・情報案内板等により道路状況の情報を提供する。通行制限を行った場合は、県及び関係機関に報告・情報提供を行う。

###### イ 道路啓閉

関係機関との調整を図り、路上障害物の除去等の簡易な応急復旧作業により、道路啓閉を行う。また、被災状況等により自衛隊の災害派遣が必要な場合は、協事に派遣要請を依頼する。

###### ウ 防災活動拠点等とのアクセス確保

緊急措置及び道路啓閉等に当たっては、防災活動拠点、輸送拠点、防災備蓄拠点、その他公共施設とのアクセス道路の機能確保を優先して行うとともに、各道路管理者は連携して協力・支援等を行う。

###### エ 応急復旧

① 応急復旧工事は、道路等網の復旧、施設の重要性や被災状況等を勘案し、迅速かつ的確に順次実施する。

② 道路管理者等、住民協議会、解体工事協議会と連携し、除雪機の特長、作業車両等における人員、資器材の確保に努める。

###### オ 防災機関等への連絡

防災関係機関が実施する応急対策の円滑化を図るため、風水害等による道路の被害状況、道路応急対策の実施状況、復旧進捗状況等を関係機関へ連絡する。

###### カ 占拠施設

上下水道、電気、ガス、電話等道路占拠施設の被害が発生した場合、当該施設管理者

は、道路管理者に通報するとともに、緊急時には現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知等住民の安全確保のための措置をとり、速やかに道路管理者に連絡するとともに応急復旧工事を実施する。また、道路管理者は、必要に応じて協力、支援等を行う。

#### ③内滞な道路交通確保対策

警察は、風水害等により信号機等交通安全施設の損壊、故障が生じた場合、次により被災地域内での交通安全と緊急通行車両の円滑な通行を確保する。

##### ア 緊急交通路等の指定

県公安委員会は、県と連携調整を行い、災害応急対策の観点から円滑に行われるため緊急の必要があると認められるときは、災害対策基本法第73条の規定により、区域又は道路の区間を定めて緊急交通路等を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。

##### イ 信号機等の緊急措置

風水害により信号機等交通安全施設の損壊、故障が発生した場合、被災地域から並びに関連道路の交通の安全と緊急車両の通行の円滑化を図る。

##### ウ 交通情報提供装置による情報提供

一般運転者に対し、交通情報板等による情報提供を行い、被災地域内への一般車両の流入を防止するとともに、規制区域外の場所等に車両を速やかに移動するよう指示する。

##### エ 交通規制の実施

風水害等が発生した場合、交通の混乱防止、住民避難路の確保及び災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通規制を実施する。

##### オ 緊急通行車両の確認

県又は県公安委員会は緊急通行車両の確認申請が集中するため、次により検章及び緊急通行車両確認証明書の交付事務を行う。

###### ア 事前届出車両

事前届出済証等の提示をもって、審査を省略し優先的に手続を行う。

###### イ 当日確認申請される車両

#### (2) 住民に対する広報

各施設の管理者は、災害による被害の防止・軽減、交通の混乱防止、並びに被災地域における応急復旧活動を迅速かつ的確に実施するため、次に掲げる事項に関し、適時適切な広報活動を行う。

##### ア 各施設等の全体的状況（被害及び施設の機能状況）

##### イ 施設利用者の危険防止及び理解と協力を求めるために必要な事項

##### ウ 緊急交通路の状況、復旧の見通し等に関する事項

##### オ その他広報を行う必要がある事項

## 第24節 港湾・漁港施設の応急対策

【本所】 林業水産課、土木課、【庁舎】 農林水産部第一階廊下（港湾・漁港庁舎直下棟、国海建設課直下棟）

【防災主体】 防災対策本部（ライフライン対策部）

【関係機関】 県国土建設部、山形県漁業協同組合、企業（事業所）等本及外

### 1 計画の目的

災害時において、各級の応急対策活動を支え、都市機能の回復を図るためには、交通機能の確保が重要である。港湾・漁港施設管理者は、各施設の被害状況の把握並びに交通確保のための応急対策を迅速かつ的確に行う。

＜達成目標＞

市及び県は、被災概要調査、被災点検調査を行い、応急対策工事が必要な場合は、風水害発生後早急に応急工事に着手する。

### 2 各段階における業務の内容

	被害概要調査
風水害発生中、発生後	立ち入り禁止等緊急措置、住民への広報
	応急工事

### 3 各主体の役割

#### (1) 市の役割

市は、風水害による、港湾・漁港施設の被災の通報を、市民へ、山形県漁業協同組合、企業（事業所）等から受けたとき又はパトロール等により港湾・漁港施設の被災を発見したときは、施設管理者である県の港湾・漁港施設及び漁港管理者である県の水産部課長へ通報する。また、被災現場にかつては、現場直営又は漁業等の災害対策上重要な施設を被災して気づく。

#### (2) 県の役割

県は、県水産部から、港湾・漁港施設を管理する港湾施設の風水害による被災箇所の簡易確保を図るための応急体制を整えるときに、関係機関の緊密な連携の下に、被害の拡大や二次災害を防止するため、迅速、的確な応急対策を実施する。

#### (3) 市民・企業（事業所）等の役割

風水害による、港湾・漁港施設の風水害による被災箇所を発見したときは、遅滞なく市、県、関係者、警察等へ通報するものとする。

## 4 業務の内容

### (1) 市の業務内容

施設等の被災により、市民に被害が及ぶおそれがある場合は、市民に対する避難のための勧告、指示及び避難誘導等を実施する。

### (2) 県の業務内容

#### ① 災害発生のおそれのある場合の対応

ア 重要箇所の把握及び被災の緊急点検

高潮や風浪により被害の発生するおそれがある場合、過去に高潮、風浪による被害が生じた箇所等の危険箇所について、パトロール及び施設の緊急点検を実施する。パトロール及び緊急点検で被災するおそれがある箇所を発見した場合は、人的被害の発生を防止するため、立ち入り禁止等必要な措置を実施する。また、必要に応じて応急措置を実施する。

#### ② 被害の拡大及び二次災害の防止

ア 人的被害発生防止のための対策の実施

パトロール及び緊急点検において、施設の異常や被災が確認された場合、被災箇所については、波浪等の影響により施設の被害の拡大や二次災害が発生しやすいことから、人的被害の発生を防止するため、立ち入り禁止措置を講ずる。

イ 緊急措置の実施

被災箇所については、施設の重要度及び被災の程度に応じて、被害拡大防止措置及び二次災害発生防止のための応急措置を実施する。

ウ 被災箇所の監視等危険防止のための監視

被災箇所や被災の兆候が見られる箇所は、巡回パトロール等を行い、時間経過に伴う状況の推移を監視する。

#### ③ 障害物の処理

港湾・漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、障害物除去等を実施する。なお、この障害物除去等にあたっては、市民生活に大きく関わる物種やエネルギー供給の拠点を被災して船舶の航行等に妨げる。

#### ④ 応急復旧

施設の被害拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材並びに機械の有無を考慮して、適切な工法により応急復旧工事を実施する。

#### ⑤ 施設利用者及び住民に対する広報

ア 被災した施設は、気象海象状況等により被害が拡大するおそれがあるため、施設の被害程度等を施設利用者、周辺住民、及び市へ周知するものとする。

イ 被災した施設の緊急措置、応急復旧状況、及び復旧の見通しについて、施設利用者、周辺住民、及び市に周知するものとする。

### (3) 復舊期の対応

市及び県は、復舊期においては県が被害となり、被災状況の把握、施設の点検及び応急復旧活動において、無期間に比べ困難が伴うことから、施設の危険箇所を事前に調査し、関係

福岡と那覇における対応について、事前協議しておくものとする。

## 空域調整業務と航空管制業務・業務

国土交通省（国土政策局） 国土政策課 国土政策課長

国土交通省（国土政策局） 国土政策課 国土政策課長

国土交通省（国土政策局） 国土政策課 国土政策課長

国土交通省（国土政策局） 国土政策課 国土政策課長

国土交通省（国土政策局） 国土政策課 国土政策課長

国土交通省（国土政策局） 国土政策課 国土政策課長

国土交通省（国土政策局） 国土政策課 国土政策課長

国土交通省（国土政策局） 国土政策課 国土政策課長

国土交通省（国土政策局） 国土政策課 国土政策課長

国土交通省（国土政策局） 国土政策課 国土政策課長

国土交通省（国土政策局） 国土政策課 国土政策課長

国土交通省（国土政策局） 国土政策課 国土政策課長

国土交通省（国土政策局） 国土政策課 国土政策課長

国土交通省（国土政策局） 国土政策課 国土政策課長

国土交通省（国土政策局） 国土政策課 国土政策課長

国土交通省（国土政策局） 国土政策課 国土政策課長

国土交通省（国土政策局） 国土政策課 国土政策課長

国土交通省（国土政策局） 国土政策課 国土政策課長

国土交通省（国土政策局） 国土政策課 国土政策課長

国土交通省（国土政策局） 国土政策課 国土政策課長

国土交通省（国土政策局） 国土政策課 国土政策課長

国土交通省（国土政策局） 国土政策課 国土政策課長

国土交通省（国土政策局） 国土政策課 国土政策課長

国土交通省（国土政策局） 国土政策課 国土政策課長

国土交通省（国土政策局） 国土政策課 国土政策課長

国土交通省（国土政策局） 国土政策課 国土政策課長

国土交通省（国土政策局） 国土政策課 国土政策課長

## 第25節 空港施設の応急対策

【実施主体】 県災害対策本部（ライフライン対策班）

【本所】 総務部輸送・交通・情報課対策班、災害対策班

### 1 計画の目的

災害時において、各種の応急対策活動を支援、都市機能の回復を図るためには、交通機能の確保が重要である。空港施設管理者は、被害状況の把握並びに交通確保のための応急対策を迅速かつ的確に行う。

<達成目標>

県は、被害調査調査、被災点検調査を行い、応急対策工事が必要な場合は、施設の機能回復のため、風水害発生後早急に応急工事に着手する。

### 2 各段階における業務の内容

風水害発生中、発生後	被害調査調査 住民への広報 応急工事
------------	--------------------------

### 3 各主体の役割

#### (1) 県の役割

県は、風水害による県が管理する空港施設の風水害による被災箇所の特徴を把握するための応急体制を整える。

### 4 業務の内容

#### (1) 被害情報の収集・伝達

県は、空港内の土木及び電気施設について、被害の有無や被害状況を緊急点検するとともに、庄内空港緊急計画に基づき、被害状況の収集並びに関係機関に伝達する。

#### (2) 緊急活動の実施

空港内において緊急事態が発生し、消火救急活動を実施する必要がある場合、県は、庄内空港緊急計画、保安管理規程に基づき、消火救急活動を実施するとともに、庄内空港緊急計画に基づき、消防地区消防組合等と連携し、消防本部と連絡した機上に基づき、消防隊及び救急隊の出動を要請する。

### (3) 復旧作業の実態

県庁内空港事務所長は、空港内の被害状況を把握し、空港使用の可否を判断する。被害を受けた施設がある場合は、施設の機能回復のため迅速に応急復旧を行う。特に緊急物資等の輸送機能の維持及び確保に留意して必要な措置をとる。

### (4) 住民等への広報

県庁内空港事務所長は、災害による被害拡大の防止、交通の混乱防止、並びに被害地域における応急復旧活動を迅速かつ的確に実施できるよう、施設の被災状況や復旧状況について、報道機関の協力を得て適切な広報を行う。

## 第26節 道路・河川等における障害物除去

【本所】災害対策課、土木課、林業水産課 【庁舎】災害対策総務課、土木課建設班、農林水産班

【関係機関】

- ・ 県災害対策本部（総合調整班、ライフライン対策班）
- ・ 河川利用国道事務所
- ・ 山形県建設業協会鶴岡支部、地元建設業者

### 1 計画の目的

災害により発生した落石、倒壊家屋等の障害物を速やかに除去することにより、緊急輸送道路を確保し、二次災害防止のため各施設の機能を確保し、被災者の保護及び応急対策活動の円滑な実施を図る。

<達成目標>

市及び県は、風水害等の災害により発生した落石、倒壊家屋、沈船等の障害物を速やかに除去することにより、防災拠点（国・県・市庁舎、警察署、消防署等）、輸送施設（道路、空港、港湾、鉄道、鉄道駅、高速バス臨時ヘリポート等）、輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）及び防災備蓄拠点を連絡する緊急交通路を確保する。輸送路等の障害物の情報収集及び障害物の除去は、避難勧告等解除後1日以内に開始する。

### 2 各段階における業務の内容

被災後1日以内	輸送路等障害物情報収集 緊急輸送路障害物除去 その他障害物除去
---------	---------------------------------------

### 3 各主体の役割

#### (1) 市の役割

ア 市は、人命・救助・緊急輸送の円滑で障害物除去を必要とする道路・河川・港湾・漁港施設等の公共管理施設について、各関係機関との連携のもとに情報を収集する。

イ 被災状況が広範囲かつ甚大な場合は、国・県等の関係機関との連携を図りながら緊急輸送及び交通の確保のため、輸送路等の施設管理者に対し速やかな障害物除去の実施を依頼する。この場合、効率的な障害物除去作業を実施するため国等の関係機関と協働を行い、障害物処理計画を策定する。



## (2) 道路管理者の役割

ア 道路管理者は、その管理区域の道路の障害物の状況を調査し、順に報告するとともに、障害物を除去する。特に、緊急輸送道路ネットワークの指定路線（以下、「緊急輸送道路」という。）については、最優先に実施する。

イ 「大規模災害時における交通確保に関する協定」および建設関係業者との災害時の広域協定等により、障害物の除去に必要な人員、資機材等を確保する。

ウ 緊急車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められる路上放置車両及びその他の物件については、県警察本部の協力を得て排除する。

## (3) 河川、港湾及び漁港管理者等の役割

河川管理者、港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する河川区域、港湾区域及び漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、順に情報を提供するとともに、可能な限り障害物を除去する。

# 4 業務の内容

### (1) 被災地における障害物の情報収集

市は、被災地域全体の状況把握のほか、救命・救助、緊急輸送等の関連で障害物除去を必要とする道路・河川等の公共管理施設について、各関係機関との連携を図りながら、随時的に障害物除去を実施するための情報を速やかに収集する。

### (2) 障害物処理計画の策定

被害状況の情報収集の結果、その被災程度が著しく甚大であり、障害物除去が広範囲かつ大規模であると判断された場合、市は、県及び関係機関と協議し、障害物処理計画を策定する。

### (3) 障害物処理の実施

#### ① 道路関係障害物除去

ア 道路管理者は、その管理区域の道路上の車両及び周辺構造物が落下倒壊することによる路上障害物の状況を調査し、災害対策本部に報告するとともに、路上障害物を除去する。特に、予め定められた緊急輸送道路を優先して実施する。

イ 緊急車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められる路上放置車両及びその他の物件については、第3章第4節「輸送」により除去する。

#### ② 河川関係障害物除去

河川管理者は、河川の流水が阻害されるおそれのある障害物を除去し、その機能を確保する。

### ③ 建物関係障害物の除去

市は、被災者が当面の日常生活を営むことができるようにするため、特に必要があるときは、山崩れ、崖崩れ、浸水等により住家又はその周辺に運ばれた障害物の除去を行う。なお、本市のみで障害物の除去が困難なときは、県及び他市町村に協力を要請する。

### (4) 障害物の除去の方法

市は、自らの組織、労力、機械器具等を用い又は建設関係業者の協力を得て速やかに除去作業を行う。除去作業は、緊急応急対策の実施上やむを得ない場合のほか、問題の状況を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

### (5) 除去した障害物の処理場所

障害物については、被害状況に応じて各地域のものでそれぞれ確保できる集積場所へ搬送するものとする。なお、保管が必要な障害物については、それぞれ定められた場所に保管する。

### (6) 被害期の対応

被害期における災害時の輸送路を確保するため、国・県・市町村と連携して整備してある障害物除去計画等により、被害及び被災状況に応じて連携を図りながら、障害物除去計画を策定するとともに、その実施にあたるものとする。

## 第27節 土砂災害・斜面災害応急対策

【市所】災害対策課、土木課、林業水産課 【庁舎】災害対策課建設課内蔵、土木課建設課、

農林水産課

【関係機関】

- ・ 県災害対策本部（ライフライン対策班）、警備本部
- ・ 庄内森林管理署
- ・ 山形県建設業協会鶴岡支部、地元建設業者

### 1 計画の目的

治山、砂防施設等の管理者は、災害時は、施設の損壊箇所の機能確保を図るための応急体制を執るとともに、関係機関の緊密な連携の下に災害の拡大や二次災害を防止するため、迅速、的確な応急対策を実施する。

<達成目標>

市は、すみやかに土砂災害等の状況を調査し、必要に応じて応急対策工事に着手する。市民に被害が及ぶおそれがある場合は、鶴岡市土砂災害危険箇所等にに基づき、住民に対する避難のための働き、指示及び避難誘導等を実施する。

### 2 各段階における業務の内容

風水害発生中	緊急措置 被災被害調査 被災点検調査 二次災害の防止措置 応急復旧
発災後	被害情報の収集、建設事業者への支援要請 緊急輸送道路、重要路線の点検及び障害物の撤去手配
発災後1日以内	応急工事着手、公共土木施設被害箇所、風算被害額の集計及び報告
発災後3日以内	被害状況の把握
発災後1週間以内	災害復旧事業のための調査及び報告
発災後1か月以内	公共土木施設災害復旧事業の計画

### 3 各主体の役割

#### (1) 市の役割

山形県河川砂防情報システム等により情報収集を行い、市民等から土砂災害等の通報を受

けた時及びパトロール等により土砂災害等を確認した時ときは、県へ連絡する。また、市民に被害が及ぶおそれがある場合は、市民に対する避難のための働き、指示及び避難誘導等を実施する。

#### (2) 県の役割

県は、土砂災害等の被害拡大や二次災害を防止するための応急体制を整備するとともに、市及び関係機関と迅速かつ的確な情報の共有化を図り、応急対策を実施する。

#### (3) 関係機関の役割

県、市と緊密な連携のもとに災害の拡大や二次災害を防止するため、協力・支援体制を強化するものとする。

#### (4) 市民の役割

土砂災害やその前兆現象、また、治山・砂防施設の被災等（以下「土砂災害等」という。）を確認した時ときは、遅滞なく市、県、消防署、警察署等へ連絡するものとする。

## 4 業務の内容

#### (1) 災害発生のおそれのある場合の対応

##### ①点検・監視

各施設の管理者は、山形県河川砂防情報システム等により情報収集を行い、気象等の状況により風水害等が発生するおそれがある場合は、次により施設の点検、監視を行う。

管理者	気象状況	点検・監視箇所
治山施設管理者	降雨等により土砂災害のおそれがある場合	治山施設設置箇所
砂防施設等管理者	降雨等により土砂災害のおそれがある場合	砂防指定箇所及び砂防施設 地すべり危険箇所及び防止施設 急傾斜地崩壊危険箇所及び防止施設 その他砂防関係施設

##### ②異常を発見した場合の措置

各施設管理者は、点検、監視により異常を発見した場合は、直ちに異常箇所等に対して応急措置を実施するほか、次により安全確保のための措置を実施するものとする。

ア 危険な箇所については、人的被害の発生を防止するため、立ち入り禁止等必要な措置を実施するものとする。

イ 施設の被災等により市民に被害を及ぼすおそれがある場合は、直ちに関係機関等へ通報するものとする。

(2) 土砂災害等の調査

- ア 被災概要調査結果及び状況の推移を関係機関等に連絡する。
- イ 土砂災害等の被災状況を把握するため、速やかに被災概要調査を行い、被害拡大の可能性について確認する。

(3) 被害の拡大及び二次災害の防止

各施設管理者は、点検、選別で施設の異常や被害が確認された場合、その危険の程度を調査し、関係機関と緊密な連携のもとに、次により応急措置を実施する。

① 治山施設

- ア 関係者及び関係機関に通報し、警戒避難、立入禁止等の必要な措置を実施する。
- イ 施設の被害が拡大する恐れのある場合は、巡回パトロールや要員の配備等により監視を行う。
- ウ 被害拡大の可能性が低い場合は、被災詳細調査を行うとともに、応急対策工事の実施を検討する。
- エ 雨水や洪水等により二次災害が発生するおそれのある場合は、速やかにその除去に努める。

② 砂防施設等

- ア 砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等に被害が生じ、地すべり、土砂崩れ等により、下方の地域の人家や道路施設等への危険が予測できる場合は、関係者、関係機関に通報し、警戒避難、立ち入り禁止等の必要な措置を実施する。
- イ 施設被害が拡大するおそれがある場合は、巡回パトロールや要員の配備等により監視を行う。
- ウ 被害拡大の可能性が低い場合は、被災詳細調査を行うとともに、応急対策工事の実施を検討する。

(4) 被災施設の応急復旧

各施設の管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材並びに機械の有無等を考慮して、適切な工法により被災施設の応急復旧工事を実施するものとする。

(5) 市民に対する広報等

各施設の管理者は、気象状況等により被災箇所の急激な拡大及び土砂の異常流出が発生し易くなるため、土砂災害警戒情報等を活用するなど、施設の被災程度等を関係市民、市等へ周知するものとする。雨水害等により被災した施設の被害規模が拡大することにより、道路、人家、集落に被害を及ぼすおそれがあると認められるときは、施設被害規模の推移状況を関係市民、関係機関等へ逐次連絡する。

(6) 避難誘導・指示の実施

- ア 市は、避難誘導等の発令にあたっては、大雨時の避難そのものに危険が伴うことを考

慮し、台風等による豪雨や暴風の襲来が予測される場合には、早期に発令するなど、総合的に判断する。

区分	発令基準
避難準備情報	・近隣で土砂災害前兆現象（湧き水、地下水の濁りなど）を発見したとき ・「大雨警報」が発令されたとき
避難誘導	・近隣で土砂災害前兆現象（溪流付近で斜面崩壊、斜面のほらみ、擁壁等に亀裂やひび割れ）を発見したとき ・「土砂災害警戒情報」が発令されたとき
避難指示	・近隣で土砂災害が発生したとき ・近隣で土砂移動現象、重大な土砂災害前兆現象（山鳴り、洪水の流出、斜面の亀裂等）を発見したとき

- イ 市は、アで示すほか、被災概要調査の結果により、二次災害等被害拡大の可能性が高いと考えられるときは、関係市民にその調査結果を報告するとともに、避難誘導、指示、避難誘導等を実施する。
- ウ 異常時における施設の措置に備えるため、要員の配備や伝達体制等、必要な警戒避難体制を整備する。

(7) 積雪地域での対応

- ア 市は、避難時の移動の困難を考慮し、地域の自主防災組織と連携し、避難支援活動を行う。
- イ 県は、必要な情報を伝達するなど、市の警戒避難体制の整備に關し支援する。

## 第28節 河川・海岸施設の応急対策

【本所】土木課、林業水産課 【庁舎】土木建設課用、防災課

【関係機関】

- ・県災害対策本部（ライフライン対策室）、警察本部
- ・沼田河川国道事務所
- ・沼田山形県建設業協会鶴岡支部

### 1 計画の目的

河川・海岸等の管理者は、災害時は、施設の損傷箇所の機能回復を図るための応急体制を執るとともに、関係機関の緊密な連携の下に災害の拡大や二次災害を防止するため、迅速、的確な応急対策を実施する。

<達成目標>

市、県及び国は、被災概要調査、被災点検調査を行い、応急対策工事が必要な場合は、通報から1日以内に応急工事を着手するものとする。

### 2 各段階における業務の内容

警報準備情報発表	浸水区域の警戒
警報発令	立入危険箇所の表示
風水害発生中	緊急措置
	被災概要調査
	被災点検調査
	二次災害の防止措置
避難勧告等解除	緊急措置の収束、施設事業者への支援要請
発災後1日以内	応急工事を着手、公共土木施設被害箇所、被害被害額の集計及び報告
発災後1日以内	被害状況の広報
発災後1週間以内	被害復旧事業のための調査及び報告
発災後1箇月以内	公共土木施設被害復旧事業設計

### 3 各主体の役割

#### (1) 市の役割

市民等から河川・海岸施設の被災の通報を受けたり時止まり及びパトロール等により河川・海

岸施設の被災を確認した時ときは、管理者へ連絡する。また、施設の被災により市民に被害が及ぶおそれがある場合は、市民の安全を確保するため、避難のための通告、指示及び避難誘導等を実施する。

#### (2) 県の役割

県は、風水害による河川・海岸施設等の損傷箇所の機能回復を図るための応急体制を執るとともに、関係機関の連携の下に災害の拡大や二次災害を防止するため、緊急対策を実施するものとする。

#### (3) 関係機関の役割

県へ及び市と緊密な連携のもとに災害の拡大や二次災害を防止するため、協力・支援体制を強化するものとする。

#### (4) 市民の役割

河川・海岸施設の被災を確認した時ときは、遅滞なく県、市、消防署、警察署へ連絡するものとする。

## 4 業務の内容

### (1) 災害発生のおそれのある場合の対応

#### ①点検・巡視

各施設の管理者は、気象等の状況により風水害等が発生するおそれがある場合は、次により施設の点検、巡視を行う。

管理者	気象状況	点検・巡視箇所
河川管理者	河川水位が上昇しはん濫注意水位を越えた場合	河川水位がはん濫注意水位を越した箇所 過去に洪水被害が発生した箇所 地形地質上の脆弱箇所 土地利用上からの弱場箇所 二次災害防止の観点からの低標高箇所 主要河川構造物の設置箇所
海岸管理者	高潮を襲来により被害の発生するおそれがある場合	過去に高潮、波浪による被害が発生した箇所 地形地質上の脆弱箇所 土地利用上からの弱場箇所 二次災害防止の観点からの低標高箇所 主要海岸保全施設設置箇所

#### ②異常を発見した場合の措置

各施設管理者は、点検、巡視により異常を発見した場合は、直ちに異常箇所等に対して応急措置を実施するほか、次により住民安全確保のための措置を実施する。

ア、危険な箇所については、人的被害の発生を防止するため、立ち入り禁止等必要な措置

を実施する。

イ 施設の被災等により市民に被害を及ぼす懸念がある場合は、直ちに関係機関等へ通報する。

## (2) 被害の拡大及び二次災害の防止

各施設管理者は、点検、巡視で施設の異常や被災が確認された場合、その危険の程度を調査し関係機関と密接な連携のもとに、次により応急措置を実施する。

### ① 河川管理施設及び許可工作物

ア 浸水被害が発生しその被害が拡大するおそれのある地域に対しては、その原因となる箇所の安全対策を講ずるとともに、危険箇所は、立ち入り禁止等必要な措置を実施する。また、必要な場合、関係各機関への通報、報道機関を通じて、市民へ周知を図る等の対策を講ずる。

イ 堤防等の河川構造物や頭首工、排水機場等の河川に隣接する施設の被災は、重大な被害につながるおそれがあるため、被災状況に応じた応急対策を実施する。

ウ 低橋高地域では浸水が長期化しやすく、復旧工事等の障害となるため、浸水の原因となっている箇所の応急復旧と可搬式ポンプや稼働可能な排水機場施設を利用した浸水対策を実施する。

エ 許可工作物の被災については、速やかに応急的処置を講ずるとともに、河川管理者及び施設管理者と協議を行い、二次災害の発生防止に努める。

オ 油、危険物等が河川へ流出した場合は、二次的な被害を防止するため、下流住民への情報提供や汚染の拡大を防止するための対策を実施する。

カ 樹木や草木等により河路阻害を生じている箇所については、速やかにその除去に努める。

キ 施設被害が拡大するおそれがある場合は、巡回パトロールや委員の配属等により危険防止のための監視を行う。

### ② ダム施設

ア 施設の被災は、被災状況に応じた応急対策を実施する。

イ 放流を行う場合は、関係機関への通知及び一般への周知を行う。

### ③ 海岸保全施設

ア 被災箇所については、波浪等の影響で施設そのものの損傷拡大や予想外の被害が~~おそれがある~~場合には、人的被害の発生を防止するため立ち入り禁止措置を講じる。

イ 海岸保全施設が被災した場合は、被害拡大及び二次災害の発生を防止するため、応急対策を講ずる。

ウ 被災箇所やその兆候が見られる箇所は、巡回パトロール等を行い、時間の経過に伴う状況の推移を監視する。

エ 浪は、海岸保全施設においては、津波、波浪等を利用した海難事故や漂流物等の処理に関する問題が生じることや、~~人命被害の発生を招き、~~特に海岸保全施設全般の管理に関する事項の調査を行う。

### (3) 被災施設の応急復旧

を施設の管理者は、被害の拡大防止に留意を払い、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材並びに機械の有無等を考慮して、速切な工法により被災施設の応急復旧工事を実施するものとする。

### (4) 市民に対する広域等

ア 各施設の管理者から~~の~~施設被害の規模と状況の推移、被災箇所の応急工事の状況等の情報は、市民へ逐次連絡する。

イ 気象状況等により被災箇所が急激に拡大しやすくなるため、管理している施設の施設被害の規模と状況の推移、被災箇所の応急工事の状況等は、市民、県警察、消防機関等へ逐次連絡する。

ウ 被災した施設の被害規模が拡大し、市民の生命に被害を及ぼすおそれがある場合は、速時、避難勧告等を実施する。

### (5) 災害時要援護者に対する配慮

災害時要援護者施設等に係る施設、地域によっては、避難、救助その他の被害を防止するための警戒要援護者施設等に優先的に優先されるよう、情報の収集・伝達に特に配慮するものとする。





## 第30節 農地・農業用施設の応急対策

【本所】 林業水産課、農業課 【庁舎】 農林水産部

【関係機関】

- ・ 防災対策本部（ライフライン対策班）
- ・ 土地改良区、農業協同組合、施設管理者、農業者、山形県土地改良事業団体連合会

### 1 計画の目的

風水害時においては、農地及び農道、農業用ダム、用排水施設、ため池、地すべり防止施設等の農地・農業用施設の被災が予想される。管理者である市、県、土地改良区等は、気象・水象情報の把握により、事前に被害を軽減するための措置を的確に行うとともに、災害発生時には、関係機関と連携の下に各管理施設の被害状況の把握及び応急対策を速やかに実施し、機能回復に努める。

<達成目標>

市は、下記のとおり被害状況の把握及び応急対策を実施する。

- ①ダム・ため池、頭首工、排水機場、水門等の用排水施設管理者は、ラジオ、テレビ等で気象等に関する注意報及び警報等の情報を得たときには、当該情報の内容に応じて直後1時間以内に関係機関につくものとする。
- ②警戒解除解除後1日以内に被災概要調査、点検調査を行うとともに、必要に応じて二次災害防止措置を講ずる。
- ③緊急的に機能回復を図る必要のある施設等においては、災害発生後1週間以内に応急復旧を行う。

### 2 各段階における業務の内容

風水害発生中	緊急情報
発災後2日以内	被災概要調査、被災点検調査、二次災害の防止措置
発災後1週間以内	応急復旧、被害状況の把握
発災後1箇月以内	災害復旧事業

### 3 各主体の役割

#### (1) 市の役割

気象情報や洪水発生等の水象情報の収集・連絡にあたり、関係土地改良区等と連携して農業用ダム、ため池、地すべり危険箇所等の緊急点検を行い、被害状況の把握及び応急対策を速やかに実施し、農地・農業用施設等の機能回復に努める。

#### (2) 県の役割

気象情報や洪水発生等の水象情報の収集・連絡にあたり、関係施設等の緊急点検を行い、被害状況の把握及び応急対策を速やかに実施し、農地・農業用施設等の機能回復に努める。また、県及び他市町村職員の出発支援等により市を支援する。

#### (3) 土地改良区・施設管理者等の役割

気象情報や洪水発生等の水象情報の収集・連絡にあたり、市と連携して各管理施設の緊急点検を行い、被害状況の把握及び応急対策を速やかに実施し、農地・農業用施設等の機能回復に努めるものとする。

## 4 業務の内容

### (1) 災害発生のおそれのある場合の対応

#### ①施設の点検、監視

施設管理者は、風水害の発生が懸念される場合には、過去に被害が生じた箇所や主要構造物、土砂災害危険箇所等の点検、監視を行うものとする。

#### ②住民の避難誘導等

施設管理者は、施設の点検及び監視の結果危険と認められる場合は、関係機関等への連絡を行い、また、関係機関と連携の下に適切な避難誘導を実施するものとする。

#### ③災害未然防止活動

農業用排水施設管理者は、洪水の発生が予想される場合には、ダム、頭首工、排水機場、水門等の適切な操作を行うものとする。その操作に当たっては、危険を防止するため必要があると認めるときは、予め必要な事項を市及び警察署に通知するとともに、住民に周知させるものとする。

### (2) 農林発生産基礎の応急対策

#### ①被害状況の把握

市は、関係農林業団体等と連携のうえ、農林地、農林業用施設等の被害状況を把握し、県及び関係機関等に報告する。

#### ②応急対策

ア 市は、農林地及び農林業用施設の被害が拡大するおそれがあり、緊急的に復旧する必要がある場合は、応急復旧工等を実施し、また、関係農林業団体等に対し応急措置の指導を行う。

イ 市及び関係農林業団体等は、農林地、農林業用施設の被害状況に応じ、次の応急対策を実施する。

- 被災した施設の被害の拡大や二次災害の懸念がある場合、又は施設の機能も緊急に回復する必要がある場合の応急復旧工事
- 農林産物の地すべり又は崩壊等が生じた場合は、シートで覆う等その拡大防止
- 農林地等の地すべり、ため池や堤防の崩壊等により人家、公共施設等に危険被害を及ぼす場合は、関係機関等と連携して応急対策を実施する。

え、又は与える恐れがある場合は、警察、消防等の関係機関と協力した迅速かつ的確な住民避難及び交通規制等

### (3) 災害の拡大防止と二次災害の防止

#### ①被害状況の把握

市は、関係土地改良区等と相互に連携し、農地及び農業用施設等の状況を把握し、庄内総合支庁産業経済部に報告する。庄内総合支庁産業経済部等は、被害報告をとりまとめて農林水産部に報告する。

#### ②応急対策の案

- ア 庄内総合支庁産業経済部は、農地及び農業用施設等の被害が拡大する恐れがあると認められる場合は、農林水産部関係各課と協議のうえ、市及び土地改良区に対し応急措置の指導を行う。
- イ 各施設管理者は、関係機関と連携を図り被害状況に応じた必要の体制を整備し、災害被害を拡大させないよう、次の応急対策を実施する。
  - a 集落間の連絡農道及び基幹農道の管理者は、産産路及び緊急輸送路の確保のため、早急に応急復旧と障害物の除去に努め、通行が危険な農道については、市、県、警察等に通報し、通行禁止等の措置を講ずる。
  - b 市、土地改良区は、被水被害が拡大する恐れのある区域については、その原因となる箇所の切り取り工事を行うとともに、揚水ポンプによる排水対策を実施する。
  - c 施設管理者は、被災後の降雨等による土砂災害の発生及び主要な構造物や建築物の被害が拡大する恐れがある場合には、点検を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行い、二次災害の防止に努める。
  - d 施設管理者は、土砂災害が発生した場合には、早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能性について現地調査を行い、必要に応じて不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事を実施する。
  - e 施設管理者は、風倒木による二次災害を防止するため、必要に応じて風倒木の除去など応急対策を講ずる。
  - f 施設管理者は、被災し危険な状態にある箇所については、パトロール要員等を配置し、巡回・監視による危険防止の措置を講ずる。
- ウ 施設管理者は、農地及び農業用施設の被害の状況からやむを得ず緊急的に復旧が必要と認められる場合は、必要の手続きをとり災害査定前に復旧工事に着手する。

## 第31節 農林水産業応急対策

【本所】 林業水産班、農業班 【庁舎】 農林水産業務班

#### 【関係機関】

- ・ 県災害対策本部（ライフライン対策班）
- ・ 農業協同組合、農業共済組合、森林組合、漁業協同組合等

### 1 計画の目的

災害時においては、農産物及び農業用施設、林産物及び林産施設、水産物及び水産施設の被災等が予想される。市は、農林水産業関係団体等と緊密な連絡をとり、被害状況の把握及びその応急対策に努める。

#### <達成目標>

市は、下記のとおり被害状況の把握及び応急対策を実施する。

- ① 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等の協力を得ながら、農産物及び農業用施設、林産物及び林産施設、水産物及び水産施設の緊急被害状況調査をとりまとめる。
- ② 農業用施設及び水産施設の被害状況により必要があると認めるときは、3日以内に二次災害を防止するため、農業協同組合、漁業協同組合、農家及び施設の所有者又は管理者に対し、次の指導又は指示を行うものとする。
- ③ 被害状況により、1週間以内に応急対策を講じるとともに、必要に応じて復旧用農林水産業用資機材・農薬・種苗等の供給・確保について関係団体に協力を要請する。

### 2 各段階における業務の内容

風水害発生中	被害状況把握（聞き取り）
発災後1日以内	被害状況把握
発災後3日以内	二次災害防止
発災後1週間以内	応急対策

### 3 各主体の役割

#### (1) 市の役割

- ア 関係団体と連携を図りながら農林水産物及び農林水産業用施設の被害状況を把握し、県に報告する。
- イ 被害状況により、二次災害を防止するため、関係団体・農林水産業者に対し、必要な指導・指示を行う。
- ウ 県、関係団体等と相互に連携し、農林水産物及び農林水産業用施設の被害状況に応じ、応急対策を講ずるとともに、関係者等への指導を行う。

(2) 県の役割

- ア 県は、市からの報告及び自らの調査により、被害状況、緊急措置等を取りまとめる。
- イ 県は、必要に応じて市、関係団体に連絡要員を派遣するとともに、必要に応じて二次災害防止等の助言を行う。
- ウ 県は、農林水産物（地域・面積も含め）及び農林水産業用施設等の被害を把握するとともに、応急対策の総合的な調整を行う。
- エ 被害状況に応じて、道府県農林水産業調査課材、飼料、種苗等の供給・確保について、関係団体に協力を要請する。

(3) 農林水産業生産者、農林水産業施設の所有者、管理者の役割

被害が発生した場合は、当該災害の被害状況を把握しつつ、応急措置や二次災害の発生防止及び事後対策を実施するとともに、被害状況を市、関係団体等へ速やかに連絡するものとする。

(4) 関係団体の役割

① 農業協同組合

組合員の農業被害状況の把握を行うとともに、市が行う農業被害の取りまとめに協力し、農業被害の応急対策のための栽培技術指導、経営指導を行うものとする。

② 農業共済組合

農業共済関係被害の状況について取りまとめ、市に情報提供するとともに、市が行う農業被害の取りまとめに協力するものとする。

③ 森林組合

市、県等と相互に連携して、林産物、製材品及び林業・木材製業関係施設（以下「林業等関係施設」という。）の被害状況を把握し、市、県へ報告するものとする。市、県等と相互に連携し、林産物、製材品及び林業等関係施設の被害に応じて応急対策を講じ、生産者等の指導を行うものとする。

④ 漁業協同組合等

水産物及び水産施設の被害状況を、市と相互に連携して把握するものとする。

4 業務の内容

(1) 農作物・農林業用施設及び家畜・家畜飼養施設の応急対策

① 被害状況の把握

市は、関係農林業団体等と連携のうえ、農作物・農林業用施設及び家畜・家畜飼養施設被害状況を把握し、県及び防災関係機関に報告する。

② 二次災害防止のための緊急対策

市は、被害状況により必要と認めるときは、二次災害防止のため関係農林業団体等及び農林家に対し、土砂崩れ、雪崩等による農舎・備蓄施設、畜舎・林産物加工施設等の崩壊防止や農林業用燃料、農薬の飛出防止、生きた畜の速やかな救出、家畜の逃亡防止及び逃亡率

率の把握、収容による住民への危険防止措置等について指導又は指示を行う。

③ 応急対策

ア 農作物及び農林業用施設

市は、県及び関係農林業団体等と連携し、被害の状況に応じて、病害虫発生予防、生産管理技術等について関係者を指導する。

イ 家畜及び家畜飼養施設

市は、県及び関係農林業団体等と連携し、次の応急対策を講じ、又は関係機関に要請等を行う。

- ア 死亡家畜の円滑な処分及び食用家畜の緊急と緊急処分
- イ 家畜伝染病の発生及びまん延防止のための予防接種、畜舎消毒
- ウ 動物用医薬品、家畜飼料及び飼養管理用資機材の円滑な供給

(2) 林産物及び林産施設の応急対策

① 被害状況の把握

市は、関係林業団体と相互に連携のうえ、林産物及び林産施設の被害状況を把握し、県及び防災関係機関等に報告する。

② 応急対策

ア 市は、林産物及び林産施設の被害が拡大する懸念があり、緊急的に復旧する必要がある場合は、応急復旧工事を実施し、また、関係林業団体に好し応急措置の指導を行う。

イ 市及び関係林業団体は、林産物及び林産施設の被害状況に応じ、次の応急対策を実施する。

- ア 地すべり又は亀裂等が生じた場合は、シートで覆う等その拡大防止
- イ 苗木、立木等の病害を発生予防措置、及び薬剤の供給
- ウ 応急対策用資機材の供給
- エ 林産物の生産段階に対応した指導

(3) 水産物及び水産施設の応急対策

① 被害状況の把握

市は、関係漁業団体と相互に連携のうえ、水産物及び水産施設の被害状況を把握し、県に報告する。また、漁業関係組合等と連携し、漁業関係組合等と連携しての緊急対策を講ずるとともに、関係機関に対して協力要請を行う。

② 応急対策

- ア 輸送用活動支援施設（給油、給水、緊急活動）の応急修繕を行う。
- イ 漁業無線を利用した就航船舶に対する被害情報の提供を行う。
- ウ 冷凍、冷蔵水産物の受け入れ先の確保及び修繕について、必要な措置を行う。
- エ 応急対策用水産物材の円滑な供給を図る。
- オ 養殖水産物移送について、必要な措置を行う。
- カ 水産物の被害状況

### ③二次災害防止

- ア 漏出した船舶、漁具、養殖施設等の早期回収措置又は関係機関へ協力要請をする。
- イ 船舶燃料等の漏出防止、引火防止及び拡散防止措置及び関係機関への協力要請を行う。
- ウ 養殖池の漏水等による被害の拡大防止措置を図る。

### (4)積雪期の対応

市は、積雪による二次被害のおそれがある場合は、関係団体・生産者等に対し緊急措置等の指導等を行う。また、積雪に伴いパイプハウス等の施設被害が懸念されるため、関係団体・生産者等とともに、除雪を徹底するものとする。

## 第32節 公園施設の応急対策

【本所】都市施設班 【庁舎】土木建設課

【関係機関】

- ・ 原災害対策本部（ライフライン対策班）

### 1 計画の目的

公園施設は、災害時の一次避難場所に指定されるため、災害により公園施設が被害を受けた場合には、遅やかな復旧を図り、二次災害の防止に努める。公園施設の被害状況の把握並びに公園施設の応急対策の体制を整備し、関係機関が相互に連携を図りつつ迅速な対応を図るものとする。

<達成目標>

市は、被災既視調査、被災点検調査を行い、応急対策工事が必要な場合、避難勧告解除から1日以内に応急工事に着手する。

### 2 各段階における業務の内容

風水害発生中、発生後	被害既視調査 立ち入り禁止等緊急措置・住民への広報
発災後1日以内	被害実態調査、応急工事
発災後1週間以内	本復旧（重要度の高いものから）

### 3 各主体の役割

#### (1)市の役割

災害による公園施設の被災箇所の機能確保を図るための応急体制を整えるとともに、関係機関の緊密な連携の下に災害の拡大や二次災害を防止するため、迅速、的確な応急対策を実施する。

#### (2)市民の役割

災害発生後、公園施設の被災を発見したときは、遅滞なく市、消防署、警察署へ通報するものとする。

## 4 業務の内容

### (1) 災害発生のおそれのある場合の対応

#### ① 被災状況の把握及び施設の緊急点検

災害が発生した場合、また、被災が懸念される状況が継続している場合、直ちにパトロール等を実施し、管理施設の被災観察等を把握するとともに、施設の緊急点検を実施する。

### (2) 被害の拡大及び二次災害の防止

#### ① 立ち入り禁止措置

パトロール及び緊急点検で、施設の異常や被災が確認された場合、被災箇所については、降雨等の影響により施設の被害の拡大や二次災害が生じやすいため、人的被害の発生を防止するため、立ち入り禁止措置を講じる。

#### ② 緊急措置の実施

被災箇所については、施設の重要度及び被災の程度に応じて、被害拡大防止措置及び二次災害発生防止のための応急措置を実施する。

#### ③ 被災箇所の巡回等危険防止のための監視

被災箇所や被災の兆候が見られる箇所は、巡回パトロール等を行い、時間経過に伴う状況の推移を監視する。

### (3) 被害物の処理

公園管理者は、公園施設内において、鋼木や施設被災等により損傷が危険と認められる場合には、立ち入り禁止措置を行い、市災害対策本部に報告するとともに、障害物除去等を実施する。

### (4) 応急復旧

施設の被害拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材並びに機械の有無を考慮して、適切な工法により応急復旧工事を実施する。

### (5) 施設利用者及び住民に対する広報

ア 被災した施設は、気象状況等により被害が拡大するおそれがあるため、施設の被害程度等を施設利用者、周辺住民へ周知する。

イ 被災した施設の緊急措置、応急復旧状況、及び復旧の予定について施設利用者、周辺住民に通知する。

### (6) 積雪期の対応

積雪期においては、一帯が障害となり、被災状況の把握、施設の点検及び応急復旧活動において、積雪期に比べ困難が伴うことから、施設の危険箇所を事前に調査し、関係機関と積雪期における対応について、事前に協議しておくものとする。

## 第33節 応急住宅対策

【本項】建築課 【庁舎】土木建築課

【関係機関】

- ・ 県災害対策本部（建築物等対策班）
- ・ 地プロレハ建築協会、岡山形県宅地建物取引業協会、山形県木材産業協同組合、山形県森林組合連合会、その他建設関係団体

### 1 計画の目的

災害のため住家が滅失した被災者のうち、自己の資力では住宅を確保することができない者について、災害救助法の適用に基づき応急仮設住宅を設けてこれを収容し、又は被害家等の応急修理を実施して、その模様を推進する。また、住家が滅失した被災者には、公営住宅の空家を仮住宅として提供するとともに、被災者が民間の賃貸住宅への入居を希望する場合は、物件の情報を提供し、入居に際して利便を図る。

<達成目標>

市及び県、応急仮設住宅の供与等を実施し、避難所等にいる避難者を早期に解消する。

### 2 各段階における業務の内容

発災後3日以内	公営住宅の空地提供・空き家情報広報 民間賃貸住宅の斡旋・紹介
発災後1週間以内	被災戸数の確定 供与対象者の確定 応急修理
発災後20日以内	仮設住宅の建設着工

### 3 各主体の役割

#### (1) 市の役割

ア 応急仮設住宅の建設地を選定し、県の行う応急仮設住宅の供与に協力する。

イ 県から委任を受けて応急修理事務を実施する。

ウ 市営住宅の空家を仮住宅として提供する。

エ 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施し、二次災害の発生防止に努める。

オ 住宅の被害認定は、基本条例4「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日府政令第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」及び「災害に罹る住家等の調査認定基準決定基準決定指針」により、迅速かつ適切に行う。

(2) 県の役割

- ア 応急仮設住宅を設けし避難者に供与する。
- イ から委任を受け市が実施する応急修理の事務を補助する。
- ウ 県営住宅及び職員住宅の空き家を仮住宅として提供する。
- エ 民間住宅の空き家情報等を提供する。
- オ 市が実施する被災建築物危険等級判定業務及び被災土地危険度判定業務を支援する。

4 業務の内容

(1) 被災住宅の調査（市）

市は、災害のため家屋に被害が生じた場合は、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に必要な調査を依により実施する。

- ア 被害状況
- イ 住民の住宅に関する市への要望事項
- ウ 住宅に関する緊急対応の状況及び予定
- エ 当市の応急仮設住宅の必要戸数
- オ 応急仮設住宅建設現場活動の支援事項
- カ 緊急時要援者等に配慮したバリアフリー応急仮設住宅の必要戸数
- キ 他住宅の応急対策実施上の必要事項

(2) 被害認定

市は、「被害認定認定基準」及び「災害に係る住宅の被害認定基準運用指針」に基づき被災建築物の被害認定を行う。また、県に対し、家屋の被害認定の担当者のための資格修得の促進等により、災害時の支援体制の充実に努める。

(3) 民間賃貸住宅の借上げ（県）

①借上げ方法

ア 県は、社団法人山形県宅地建物取引業協会及び社団法人全国不動産協会山形県本部及び公益財団法人山形県住宅政策推進委員会（以下「関係団体等」という。）の協力を得て借上げ住宅を供給するものとする。

イ 関係団体等は、借上げ住宅の確保、賃貸契約等の取りまとめに関する事務を行うものとする。

②入居者の募集

借上げ住宅の確保が進展するにつれて、次のいずれの事項にも該当する旨とする。ただし、関係団体等における任意募集は存続し得るものとする。

- ア 被災した家、空家及び壊壊した家があること。
- イ 被災する住宅がないこと。
- ウ 日々の生活を営むには、住宅を確保することができない状況であること。
- エ 生活保護等の受給者及び要援者。

ホ 特定の賃料のない高齢者、障がい者、母子世帯及び病弱者等

③入居者の選定（市）

借上げ住宅の入居者の選定及び申し込み受付は、市が行う。この場合、身体障がい者、難病者及び高齢者等を優先的に入居させる等災害時要援者等に十分配慮する。なお、入居の許可及び借上げ住宅の契約締結等は、県が実施する。

④入居者への配慮（県・市）

県は、借上げ住宅における安全・安心の確保、節減等の申し送り等を防止するため、例えば、入居者によるコミュニティの形成及び災害に備えるとともに、女性専用を推進し、女性をはじめ生活者の意見を反映できるように配慮する。市は、住居ニーズの把握や孤立防止を図るため、個別訪問を行う等関係関係団体の協力を要する。

(3) (A) 応急仮設住宅の建設（県）

①建設候補地の選定（市）

- ア 建設場所については、保健衛生、交通、医療及び教育等居住者の生活環境について考慮し、原則として公有地を優先して選定する。ただし、やむを得ない場合は、私有地を利用し、所有者と十分協議して選定する。
- イ 建設時に支障が出ないように、可能な限り、ライフラインを考慮して選定する。
- ウ 降雨等による二次被害を受けることのないように、土石流危険浸水等の災害危険箇所を避けて選定する。

②建物の規模及び費用

- ア 1戸当たりの建物面積及び費用は、山形県災害救助法施行細則に定める範囲内とする。ただし、世帯の構成人数により、基準費用が困難な場合は、厚生労働大臣と協議し、規模及び費用の調整を行うことができる。
- イ 建設資材の県外調達又は縦高等で輸送費がかさみ、限度額での施工が困難な場合は、厚生労働大臣の承認を受けて当該輸送費を別枠とすることができる。
- ウ 建設の時期については、災害が発生した日から、原則として20日以内に着工する。ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は、事前に厚生労働大臣の承認を受けて、必要最小限の期間を延長することができる。

③応急仮設住宅の建設方法（県）

- ア 応急仮設住宅は、所定の基準により、県が直接建設事業者に請け負わせ建設する。
- イ 県は、応急仮設住宅の建設にあたっては、あらかじめ協定を締結した社団法人プレハブ建設業協会等、社団法人山形県宅地建物取引業協会及び社団法人全国不動産協会山形県本部の関連団体に協力を要請する。この場合、建設場所、設計戸数、資材、構造、設備、費等、緊急対策のために必要な設備・商品・仕立等の設置及びその他の必要な要件を関係したうえで建設に着手する。

(3) (B) 入居者の選定及び管理（市）

応急住宅の設け完了後、市は、速やかに入居者の選定を行う。入居者選定及び応急仮設住宅の管理は、次のとおり行う。△△、選定を行う際は、地域のコミュニティを十分配慮する。



①入居要件

災害により被災し、自らの資力では住家を確保できない者であって、次に掲げる事項のいずれにも該当するものとする。

- ア 住家が全壊、全焼又は消失した者
- イ 居住する住家がない者
- ウ 自らの資力をもって住家を確保することができない者

②入居者の選定

- ア 応急仮設住宅の設置戸数及び建設地を考慮しながら、入居要件に該当する被災者を入居者として選定する。
- イ 入居に際して身体障がい者、障害者及び高齢者等を優先して入居させる等、災害時要援護者に十分に配慮するとともに、必要に応じて民生委員等関係者の意見を参考にする。
- ウ 市は、入居者とともに、地域コミュニティの維持に配慮する。

③管理

市長は、県から応急仮設住宅の管理に係る協力又は委任について求められたときは、状況に応じて、当該求めに応じることができる。この際、応急仮設住宅における安全・安心の確保、延焼等や引きこもり等を防止するための心のケア、地域住民によるコミュニティの形成及び別荘に劣るとともに、女性専用を推進し、女性をはじめ生活者の意見を反映できるように配慮するものとする。また、必要に応じて応急仮設住宅における床や壁紙の入れ替えに配慮するものとする。また、市は、市民ニーズの把握や延焼防止を図るため、巡回訪問等を行う生活支援相談員の配置に努める。

44 (6) 被災住宅の応急修理 (市)

市は被災した住家について、居住のために必要な最小限度の部分等、応急的に補修する。

①応急修理の対象者

被災住宅の応急修理の対象者となる者の意は、次のいずれの事項にも該当する者とし、選定にあたっては、被災者の資力や生活条件等を十分に調査し選定を行う。

- ア 災害によって住家が半壊又は半焼し、その居住者がそのままでは当面の日常生活を営むことができない者であること。
- イ 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれるものであること。
- ウ 応急仮設住宅(公営住宅への入居を含む)を利用しないこと。
- エ 自らの資力をもっては、応急修理をできない次の者であること。
  - α 生活保護法の被保護者及び要保護者
  - β 特定の資産のない高齢者及び障がい者
  - α、β各号に準ずる者

②応急修理の範囲

以下の4項目のうちから、日常生活に必要な欠くことのできない部分であって、より緊急を要する箇所について実施するものとする。なお、緊急度の優先順位は、概ね次のとおりとする。

- ア 屋根、柱、床、外壁、基礎等の応急修理
- イ ドア、窓等の開口部の応急修理
- ウ 上下水道、電気、ガス等の配管、配線の応急修理

エ 衛生設備の応急修理

③応急修理の費用

応急修理のために支出できる費用は、県災害救助法施行細則に定める範囲とする。

④応急修理の期間

災害が発生した日から、原則として1か月以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他の特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に厚生労働大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長するものとする。

⑤応急修理の手続き

別紙「応急修理事務手続き」を参照

⑥購置に関する広報

広報誌、ホームページ等を通じ、わかりやすい広報を行う。

45 (7) 公営住宅、公的宿泊施設等のあわせん設置 (県・市)

ア 県及び市は、被災者への仮住宅として、公営住宅の空室を提供する。(行政財産の目的外使用許可手続きによる。)

イ 貸家公営住宅は、被災地近隣の県営及び市営住宅とする。被災地近隣の公営住宅でも不足する場合は、県下の公営住宅を対象とし、県下の公営住宅でもなお不足する場合は、隣接県に提供を要請する。

ウ 県は、提供可能な公的宿泊施設等の使用させることの可否を調査し、県ホームページやマスコミ等で発表するなどの情報提供に努める。

46 (8) 住家建設資材のあわせん設置 (県)

県は、応急住宅の建設にあたっては必要のあるときは、山形県木材産業協同組合と協議し、被災地の近隣製材工場に対し製材品の供給要請を行う。また、原木の在庫調査等の把握を行うとともに、森林総局(林産部)等に対し応援を要請し、また、山形県森林組合連合会、木材輸入商社・卸に対して木材の供給要請を行うほか、必要により隣接県に対して木材及び製材品等の供給あわせん要請を行う。

47 (9) 被害関係被害物の除去

市は、災害により土石や竹木等の被害物が住居又はその周辺に運び込まれ、日常生活に著しい支障をきたしている者に対し、これを除去することによってその被災者を保護する。

①被害物除去の方針

対象戸数は、法が適用された場合、原則として市の事業及び床土援世帯の合計数の1.5割の範囲内とする。範囲は、当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。支出できる費用は、県災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

②被害物除去の方法

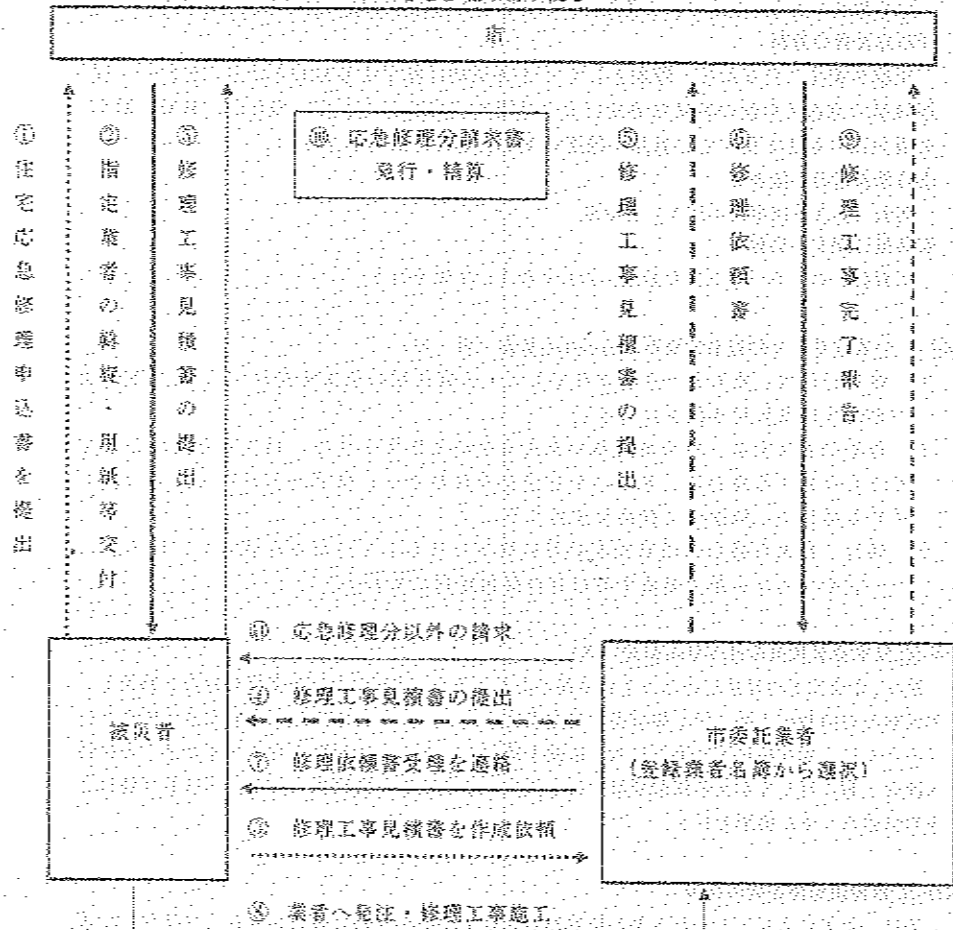
被害物の除去については、応急仮設住宅の建設の方法に準じて実施する。

③応急被害物除去の対象者

対象者は、災害によって住家が半壊又は床土浸水し、当面の日常生活を営むことができないもののうち、自らの資力をもっては、被害物を除去できないものとして、生活保護法の被保

被害及び要保護者、特定に資産のない高齢者及び障害がい者を市において十分に調査して選定する。

応急修理申請手続き



- ※1 ③修理見積書には、屋根、壁、土台等部位ごとの工事明細を記すとともに、被害状況、修理工事予定箇所を示す施工図の写真を添付すること。
- ※2 ④修理工事完了報告書には、工事施工前、施工中、施工後の写真を添付すること。
- ※3 市の判断により、「②指定業者の轉送」の段階で、「③修理依頼書を交付」し、後日、被災者又は指定業者が修理見積書を市窓口へ提出することもできる。

第34節

り災証明書発行対策

【本庁】災害対策課、調査課 【支庁庁舎】農務林業振興総合企画課、調査課市民福祉所  
【関係機関】県災害対策本部

1 計画の目的

災害救助法、被災者生活再建支援法等による各種施策や市税の減免、その他の被災者支援策を実施するために、家屋の被害度合いを判定し、被災者の応急的、一次的な救済を目的にり災証明書を発行する。

<達成目標>

り災証明書は、被災者に対する支援金の支給あるいは被災者生活再建支援法の適用や支援金の支給の判断材料となる重要な証書であることから、迅速かつ的確な被害認定調査を実施し、被災者の生活基盤の回復と住宅の再建を促進するとともに、社会秩序の維持を図る。

2 各段階における業務の内容

被災後1日以内	被害区域の把握、区域分地地図作成等、被害認定調査実施に向けた準備
被災後3日以内	被害認定調査の開始及びり災証明書の発行

※り災証明書の発行については、災害が大規模な場合は、調査期間を延長して対応する。

3 各主体の役割

(1)市の役割

- ア 各関係機関、町内会等を通じて被害状況等の情報収集を行い、被害認定調査実施に向けた体制を整える。
- イ 被災者等への被害認定調査実施の周知を図る。
- ウ 内閣府の「災害に係る住宅の被害認定基準運用指針」を参考に、被害認定調査を実施する。
- エ 内閣府からの要請事項に迅速に対応する。
- オ 判定結果の集計を行い、災害対策本部へ報告する。
- カ かり災証明書を発行する。
- キ 市民へ市税減免に関する情報提供を行う。

## (2) 市民・企業（事業者）等の役割

り災証明書の目的を理解し、被災に係る情報収集を積極的にを行い、生活復興の早期再開に心がけるものとする。

## 4 業務の内容

### (1) 情報の収集

- ア 河川氾濫や道路冠水等、関係機関から被害状況の簡便収集を行う。
- イ 被害が広範囲にわたる場合は、町内会長等に連絡し、被害状況の事前照会を行う。
- ウ 得られた情報から、被害地域の予測を行う。

### (2) 被害認定調査準備

- ア 宅地図、家屋名寄帳、調査台帳等、現地を把握するための必要書類の準備
- イ 被害状況調査、り災証明書等、各種様式の準備

### (3) 市民への周知

被害認定調査の内容、目的等を事前に周知する。

### (4) 応援体制

- ア 必要に応じて、遠征士会等への調査応援
- イ 被害が広範囲の場合、災害時相互応援協定等を活用した応援協力の要請

### (5) 被害認定調査

- ア 「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」等による被害認定調査の実施
- イ 本人立会いによる再調査の実施

### (6) 被災台帳の作成

- ア 各家屋、所有者毎の被災台帳（被害状況調査）の作成
- イ 被災台帳（被害状況調査）をもとに、り災証明書を発行する。

### (7) り災証明書の対象

り災証明書は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害により被害を受けた家屋について、以下の項目の証明を行うものとする。なお、家屋以外のものが被災した場合において必要があるときは、り災証明書の簡便欄にその旨の記載を行う。あるいは、被災の程度を限定したい被災証明書を発行する。

- ア 全壊、大規模半壊、半壊、一部倒壊
- イ 流出、床上浸水、床上浸水
- ウ 全焼、半焼

## (8) り災証明を行う者

り災証明書は、証明の対象となる家屋が所在する市の市長が行うこととする。

## (9) り災証明書の発行

り災証明書の発行は、災害により被害を受けた家屋の使用人、所有者からの申請によるものとし、前記「(8) り災証明を行う者」が申請を受け付け、り災証明書を作成し、これらに基づき発行することとする。

## 第35節 鉄道の応急対策

【実施主体】 東日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社

【本所】 災害対策課、総務課 【庁舎】 災害対策推進委員会

【関係課課】

・ 防災対策本部（ライフライン対策班）

### 1 計画の目的

東日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社（以下、各鉄道事業者、という。）は、風水害等が発生した場合、被害を最小限にとどめ、旅客の安全を確保するとともに、迅速な応急復旧に努めるものとする。

#### <達成目標>

各鉄道事業者は、駅、列車等に救護、救出に必要な器具等を整備し、乗務員等は、協力して速やかに負傷者の救出、救護処置を行う。災害の復旧に当たっては、早急な運転再開を図るための応急工事を実施するものとする。

### 2 各段階における業務の内容

風水害発生中、発 生後	運休等の措置・安全確保
	乗客・住民への広報
	被災状況の把握
	応急復旧

### 3 業務の内容

#### (1) 災害時の体制

鉄道事業者は、市、県及び市とともに、情報の収集、伝達及び災害対策に関する連絡調整を行うものとする。

#### (2) 風水害時の運転基準、運転規制区間

鉄道事業者は、風水害等発生時には、予め定めた運転基準、運転規制区間に基づき、その強度により運転規制等を実施するとともに、安全確認を行うものとする。

##### ① 強風の取扱い

風速 20m/s 以上	早目運転規制区間	注意運転	通常運転
風速 25m/s 以上	早目運転規制区間	運転中止	注意運転
風速 30m/s 以上	早目運転規制区間	運転中止	運転中止

② 車両の取扱い関係（時間雨量、連続雨量）、河川水位により、運転規制区間毎の運転基準を定めるものとする。

時間雨量及び連続雨量並びに河川水位により、運転規制区間毎の運転基準を定めるものとする。

防災情報システムの速度規制警報表示	注意運転
防災情報システムの運転中止警報表示	運転中止

##### ③ 警報発生時の取扱い

電線及び雪崩れ用信号装置の信号表示	運転中止
-------------------	------

#### (3) 旅客等に対する広報

##### ① 駅等における利用客に対する広報

災害時の旅客の不安感を除き、動揺、混乱を防止するため、駅構内掲示、放送等により次の事項を利用客に案内するものとする。

・ 災害の規模 ・ 被害範囲 ・ 被害の状況 ・ 不通線区 ・ 開通の見込み等

##### ② 列車乗務員の広報

輸送指令からの指示、情報及び自列車の状況等を把握したうえで、車内放送等により次の事項を乗客に案内し、動揺及び混乱の防止に努めるものとする。

・ 停車地点と理由 ・ 災害の規模 ・ 被害の状況 ・ 運転再開の見込み  
・ 避難の有無・方法等

#### (4) 救護、救出及び避難

ア 駅、列車等に救護、救出に必要な器具等を整備するものとする。

イ 災害による火災、建物倒壊、車両事故等により負傷者が発生した場合は、消防機関に通報するとともに、負傷者の手当て、乗客の安全な場所への誘導等適切な処置を講ずるものとする。

ウ 災害による列車の脱線転覆、衝突等の被害により多数の死傷者が発生した場合は、乗務員等は、協力して速やかに負傷者の救出、救護処置を行い、被害の察知、死傷者数及び被覆班の派遣等の必要事項を運転指令に通報するとともに、県、市、警察、消防等に協力を依頼するものとする。

エ 家長等は、風水害の発生により二次被害が発生するおそれのある場合は、避難誘導体制に基づき、速やかに旅客や公衆を避難案内するものとする。

#### (5) 代替輸送計画

災害による列車の運転不能線区の輸送については、振り直し運転の実施及び運転不能線区へのバス代行輸送等の措置を講じ、輸送の確保を図るものとする。

#### (6) 応急復旧対策

災害の復旧に当たっては、早急な運転再開を図るための応急工事を実施し、終了後早急に本復旧計画をたて実施するものとする。

①建設機材の現況把握及び運用

復旧作業に必要とする応急建設機材については、あらかじめ調査把握した部外関係機関、協力会社等の保有建設機材の借出等により復旧作業に当らざるものとする。

②技術者の現況把握及び活用

復旧作業に従事する技術者等の技能程度、人員、配置状況を把握しておくとともに、緊急時は、関係会社に対し技術者等の派遣を要請するものとする。

③災害時における資材の供給等

災害時における資材の供給については、災害用貯蔵品の適正な運用を図るとともに、必要ときは、関係協力会社から緊急調達するものとする。

(7)住民に対する広報

避難の状況、復旧見通し等について、情報連絡体制を確立するとともに、報道機関及び市、県等の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞、ホームページ等により周知を図るものとする。

(8)報告

各放送事業者は、被害の状況、復旧見込み、代替放送の方法等を速やかに市及び県へ報告するものとする。

## 第26節 放送事業者の応急対策

【実施主体】

・県内放送機関

【本部】災害対策班、総務班【庁舎】県庁本庁舎（総合庁舎）

【関係機関】

・県災害対策本部（総合調整班）

### 1 計画の目的

放送事業者による風水害等に関する緊急放送は、災害時において最も有力な情報伝達の手段であることから、放送事業者は、これらに関する情報を収集したときは、直ちにそれぞれの計画に基づいて、災害時の放送を行うものとする。なお、風水害に伴う避難等の視聴者に対する呼びかけは、基本的に各放送機関のマニュアルに従うものとする。

<遠隔目標>

放送事業者は、関係法規及び気象庁との申し合わせにより、情報の通知を行う。内容を的確に放送するものとする。市及び県から避難指示・避難勧告・避難準備情報の発令とその解除など放送要請があったときは、その要請に基づき放送するものとする。

### 2 各段階における業務の内容

避難準備情報発表	避難準備情報の放送
避難勧告	避難勧告の放送
避難指示	避難指示の放送
風水害発生中	被害状況の放送 インフラ等の状況放送 施設点検
被災後3日以内	食糧等供給に係る情報の発信 復旧復興に係る生活関連情報の発信 ボランティア等情報発信

### 3 業務の内容

(1)緊急放送の要請

市は、原則として放送事業者に緊急放送を要請する場合は、県（総合庁舎（総合調整班））を経由して行う。

①緊急放送を要請できる内容

河川のはん濇、高潮、大災の延焼、危険物の漏出等、住民に差し迫った危険が及ぶことが予想される際の、住民への緊急の避難呼びかけとする。

②放送事業者の連絡先

局名	所在地	電話	FAX
日本放送協会山形放送局(NHK)	山形市接町2-50	023-625-9515	023-633-2842
山形放送(YBC)	山形市原町2-5-12	023-622-6360 023-622-6161(夜間電話)	023-633-5942
山形テレビ(YTS)	山形市城西町3-4-1	023-644-4845 023-644-2821	023-644-2496
テレビユー・山形(TUY)	山形市白山1-11-33	023-624-8114	023-624-8372
さくらんぼテレビジョン(SAY)	山形市若合町35	023-628-3900	023-628-3910
エフエム山形	山形市松山3-14-60	023-625-0804	023-625-0805

②その他緊急を要する情報の提供

伝達する情報は、災害対策基本法に基づく避難勧告、避難指示の発令及び解除、並びにこれに準じて行う避難準備情報の発令及び解除とする。

③応急措置の実施

ア 放送事業者は、災害が発生した場合は、電源設備、送信所設備及び中継局設備等の被害状況を確認し、放送設備に支障が生じた場合は、その応急復旧措置に努めるとともに、放送の確保に努めるものとする。

イ 放送事業者は、市、県及び防災関係機関から災害情報について報道要請があった場合は、放送事業者は状況に応じて対応するものとする。

④応急復旧の実施

被災した施設や設備については、応急対策により現状回復を図りながら、復旧工事を行うものとする。

第37節 ライフライン応急対策(電話)

【実施主体】東日本電信電話株式会社山形支店等電気通信事業者

【本所】災害対策班、総務班 【庁舎】災害対策総務企画班

【関係機関】

・防災対策本部(ライフライン対策班)

1 計画の目的

東日本電信電話株式会社山形支店等電気通信事業者(以下「電気通信事業者」という。)は、災害の発生に際しては、通信設備等を災害から防護するとともに、県、市等と連携した応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の確保を図るものとする。

<達成目標>

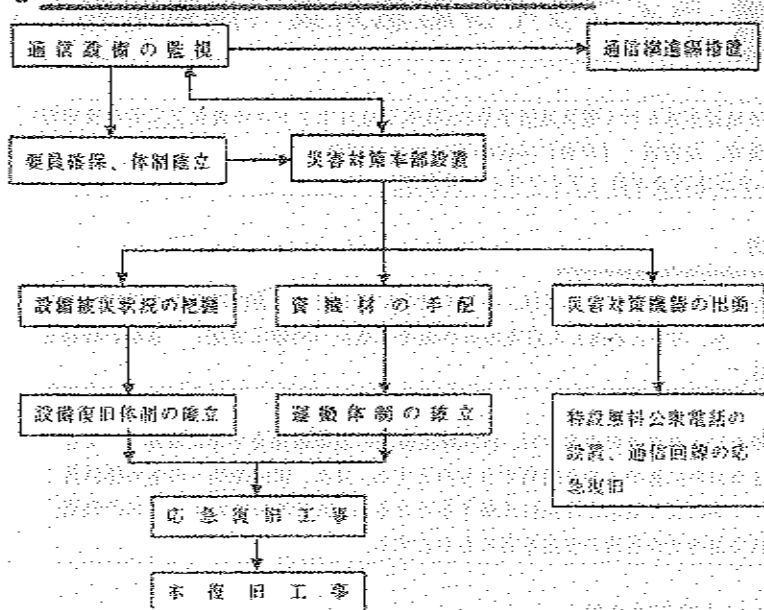
電気通信事業者は、防災関係機関の通信確保を早急に実施し、災害発生から翌ね3日以内に復旧工事を開始するものとする。また、広域車及びインターネットにより地域の住民に広報するとともに、災害用伝言ダイヤル171、web171の利用を可能とし、被災地の民生の安定を図るものとする。

2 各段階における業務の内容

風水害発生中、発生後	災害用伝言ダイヤル等の運用、被災状況の把握
	復旧人員・資機材の調達
発生後3日以内	重要通信の確保
	被災状況の広報
	復旧工事
	復旧工事



### 3 公共通信施設応急対策フロー図



### 4 業務の内容

#### (1) 応急対策計画

##### ① 災害時の組織体制

電気通信事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、防災業務の円滑かつ的確な実施を図るため、電気通信事業者の設置基準に基づく次の組織体制を設けるものとする。

- ア 情報連絡室
- イ 支援本部
- ウ 災害対策本部

##### ② 設備復旧体制の確立

電気通信事業者は、防災業務の運営あるいは応急復旧に必要な活動をを行うため、次の事項について措置方法を定めるものとする。

- ア 全社体制による応急復旧部隊、本格復旧部隊等の非常招集
- イ 電気通信事業者グループ会社等関連会社による応援
- ウ 工事請負会社の応援

##### ③ 被害状況の把握

エ 被害の状況について、社内外からの被害に関する情報を迅速に収集するものとする。

#### ④ 災害対策機器等の出動

重要回線の救済及び特設無料公共電話を設置するため、各種災害対策用機器、移動無線車等の出動により対応するものとする。

- ア 移動無線車等非常用無線機非常用電源装置
- イ 移動無線機非常用無線機非常用無線機装置
- ウ 移動無線車及び非常用無線機非常用電源装置
- エ 応急資材テーブル
- オ その他応急復旧用機材

#### ⑤ 復旧資材等の調達

応急復旧に必要な資材等については、電気通信事業者保有の資材及び全国から資材等の調達を行うものとする。

#### ⑥ 災害用伝言ダイヤル171、web171の提供

災害発生時、特に被害の発生により被災地へ向けての被害確認等のために通話等が増加し、被災地へ向けての通話がつながりにくい状況（輻輳）になった場合、災害用伝言ダイヤル171、web171の利用を可能とするものとする。

#### (2) 復旧計画

##### ① 応急復旧工事

災害により電気通信設備等が被災した場合には、緊急に復旧する必要があるため、災害対策機器、応急用資機材等の仮設備で復旧する工事により、通信の疎通を早急に確保するものとする。

##### ② 復旧の順位

通信の途絶解消及び重要通信の確保のため、災害の状況、電気通信設備の被害状況に応じて下表の復旧順位を参考とし、適切な措置をもって復旧に努めるものとする。

重要通信を確保する機関	
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関 警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係する機関 適度の確保に直接関係する機関 電力の供給の確保に直接関係する機関
第2順位	ガス、水道の供給の確保に直接関係する機関 選挙管理機関、選挙業務を行う機関 新聞社、通信社、放送事業 第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

#### (3) 利用者への広報

電気通信事業者は、災害によって電気通信サービスに支障を来した場合又は利用の制限を行った場合は、次に掲げる事項について、掲示及び広報等により地域の住民に広報すると

もに、さらに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により、広範囲にわたっての広報活動を行うものとする。

- ア 災害に対してとられている措置及び応急復旧状況等
- イ 通信の途絶又は利用制限をした理由
- ウ 通信の途絶又は利用制限の状況
- エ 住民に対して協力を要請する事項
- オ 災害用伝言ダイヤル171、web171提供に関する事項
- カ その他必要な事項

#### (4) 広域支援体制

大規模災害が発生した場合は、電気通信事業者の防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を図るものとする。

## 第38節 ライフライン応急対策（携帯電話）

【実施主体】携帯電話事業を行う電気通信事業者（株式会社NTTドコモ東北支社山形支店等）

【本所】災害対策班、総務班 【庁舎】災害対策推進企画課

【関係機関】一県災害対策本部（ライフライン対策班）

### 1 計画の目的

携帯電話事業を行う電気通信事業者は、災害の発生に際しては、通信設備等を災害から防護するとともに、県、市等と連携した応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の確保を図るものとする。

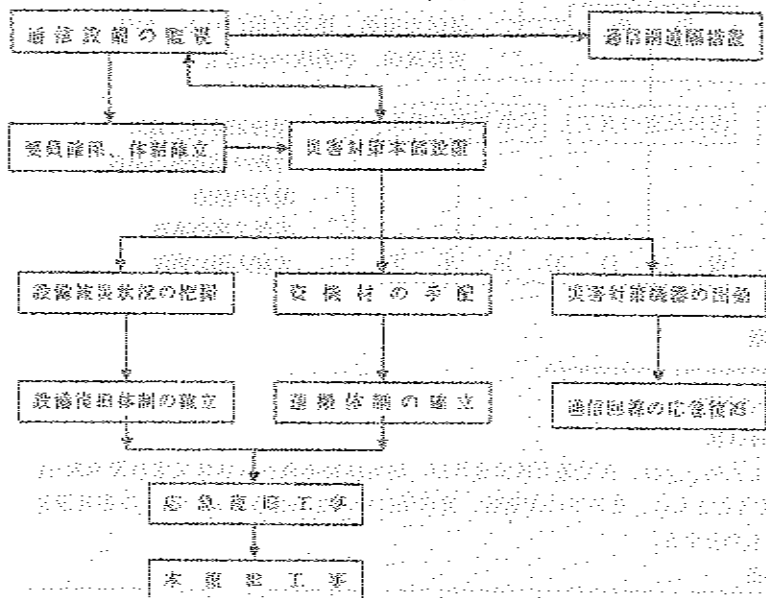
#### <達成目標>

携帯電話事業を行う電気通信事業者は、防災関係機関の通信確保を早急に実施し、災害発生から概ね3日以内に復旧工事を開始するものとする。また、報道機関への情報提供及びインターネット等により地域の住民に広報するとともに、災害用伝言板サービスの利用を可能とし、被災地の住民生活の安定を図るものとする。

### 2 各段階における業務の内容

風水害発生中、発生後	被災状況の把握
	復旧人員・資機材の調達
	重要通信の確保
	被災状況の広報
	復旧工事

### 3 通信施設応急対策フロー図



## 4 業務の内容

### (1) 緊急対策計画

#### ① 災害時の組織体制

電気通信事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、防災業務の円滑かつ的確な実施を図るため、次の組織体制を設けるものとする。

- ア 情報連絡室
- イ 災害対策本部

#### ② 設備復旧体制の確立

防災業務の重要あるいは応急復旧に必要な物資を行うため、次の事項について情報方法を定めるものとする。

- ア 全社体制による応急復旧部隊、本格復旧部隊等の非常招集
- イ 携帯電話事業を行う電気通信事業者等関連会社による応援
- ウ 工事請負会社の応援

#### ③ 被害状況の把握

ア 被害の概況について、社内外からの報告に関する情報を迅速に収集するものとする。

### ④ 災害対策機器等の出動

重要回線の復旧のため、各種災害対策用機器、移動無線車等の出動により対応するものとする。

- ア 可搬型移動無線基地局車
- イ 移動無線車、発電発電機及び応急ケーブル
- ウ その他応急復旧用諸装置

### ⑤ 復旧資材等の調達

応急復旧に必要な資材等については、支店保有の資材及び全国から資材等の調達を行う。

### ⑥ 携帯電話の救出

携帯電話事業を行う電気通信事業者は、被災地の避難場所、現地災害対策本部機関等への携帯電話の貸出し等について、当該地域の組織の長の指示により随機に対応するものとする。

### ⑦ 災害用伝言板サービスの提供

災害発生時、被災地の被害により被災地へ向かうことにおける災害確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての通話がつながりにくい状況（輻撃）になった場合、災害用伝言板サービスの利用を可能とするものとする。

### (2) 復旧計画

#### ① 応急復旧工事

電気通信事業者は、災害による電気通信設備等被害の復旧を早急に進めようとする場合、災害対策機器、応急用資材等の復旧物資の確保を図る工事により、通信の確保を早急に確保するものとする。

#### (3) 利用者への広報

携帯電話事業を行う電気通信事業者は、災害によって電気通信サービスに支障を及ぼした場合又は利用の制限を行った場合は、次に掲げる事項について、インターネット等により地域の住民に広報するとともに、さらに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により、広報にわたっての広報提供を行うものとする。

- ア 災害に対してとられている措置及び応急復旧状況等
- イ 通信の途絶又は利用制限の状況
- ウ 住民に付して協力を要請する事項
- エ 災害用伝言板サービス提供に関する事項
- オ その他必要な事項

#### (4) 広域支援体制

大規模災害が発生した場合は、携帯電話事業を行う電気通信事業者管内の防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を図るものとする。

## 第39節 ライフライン応急対策（電力）

【実施主体】東北電力株式会社各営業所

【本所】災害対策班、総務班 【庁舎】災害対策本部連絡先

【関係機関】→県災害対策本部（ライフライン対策班）

### 1 計画の目的

東北電力株式会社は、災害時における電力ラインを確保するとともに、電気災害から住民の安全を守るため被災箇所の迅速、適正な復旧を実施するものとする。

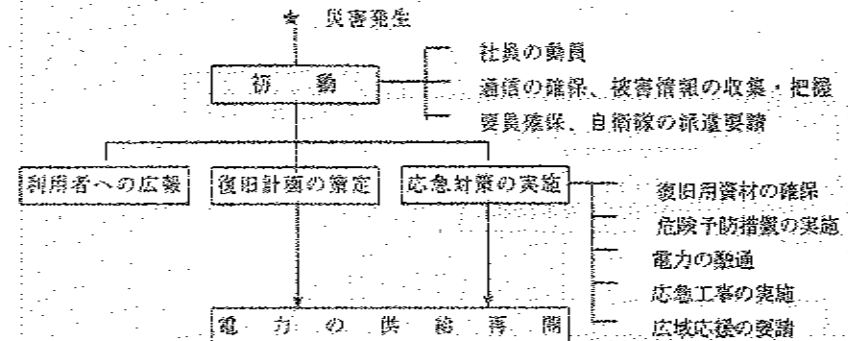
＜達成目標＞

東北電力株式会社は、病院、公共機関、防災関係機関、避難場所等の電力確保を速やかに行うとともに、被災箇所の迅速、適正な復旧工事を実施するものとする。停電による社会不安の除去、公衆感電事故防止、電気火災等二次災害防止、電力施設被害状況、復旧の見通し等について周知を図るものとする。

### 2 各段階における業務の内容

避難準備情報伝達	情報把握
電燈動告	情報把握
避難指示	情報把握
浸水・暴風による被害発生中	被災状況の把握
	復旧人員・資機材の調達
	病院等重要施設の復旧
	被災状況の広報
復旧工事	
避難動告等解除	情報把握

### 3 電力供給施設応急対策フロー図



### 4 業務の内容

#### (1) 復旧活動体制の整備

##### ① 被災時の組織体制

災害が発生した時ときは、東北電力株式会社は、防災体制を発令し非常災害対策本部（連絡室）を設置するとともに、その下に設備班、業務班に編成された班において、災害対策業務を遂行するものとする。

##### ② 防災体制表

区分	非常事態の情勢
警戒体制	災害の発生に備えて連絡体制を敷くべきと判断される場合
第1非常体制	災害の発生がまさに予想され、復旧体制を整えるべきと判断される場合、又は災害が発生し必要と認められた場合
第2非常体制	大規模な災害が発生し、第1非常体制での復旧が困難な場合

##### ③ 動員体制

非常災害対策本部（連絡室）の長は、防災体制発令後直ちに予め定められた対策要員の動員を指示する。なお、夜間休日等の緊急呼集並びに交通、通信機関の途絶に対応できるよう、呼集方法、出勤方法等について検討し適切な活動組織を構成するものとする。また、被害が甚大で当該店舗のみでは早期復旧が困難な場合は、他店舗や関連企業に応援を要請し要員を確保するものとする。復旧作業隊及び復旧資材の迅速な輸送を図るため、緊急通行車両の指定措置を関連機関に要請するものとする。

##### ④ 通信の確保

非常災害対策本部は、第2非常体制を発令した場合、速やかに関係店舗間に非常災害用電話回線を構成するものとする。

##### ⑤ 被害情報の把握と情報連絡体制

各班は、各設備（変電所、送電線、配電線等）毎に被害状況を迅速、的確に把握し、通報

連絡経路に従って非常災害対策本部（連絡室）へ報告し、本部がこれを集約し関係機関へも報告するものとする。また、必要に応じて、市の災害対策本部に連絡員を派遣し、被災情報や応急対策実施状況等に関する情報の交換を行うものとする。

(2) 応急対策

① 復旧資材の確保

ア 非常災害対策本部（連絡室）の長は、予備品、貯蔵品の在庫量を確認し、調達が必要とする資材は、可及的速やかに確保するものとする。

イ 災害対策用資材の輸送は、自社で対応することが困難な場合は、予め要請した請負業者の車両、舟艇、ヘリコプター等をはじめ、その他実施可能な選定手段により行うものとする。

ウ 災害時において復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要な場合、並びに人命の確保及び資材運搬が困難な場合は、姉妹市の災害対策本部に依頼して確保するものとする。

② 災害時における危険予防措置

災害時においても原則として供給を継続するが、二次災害の危険が予想され市の災害対策本部、警察、消防等から要請があった場合は、送電停止等適切な危険予防措置を講ずるものとする。

③ 電力の広域融通

電力需要に著しい不均衡が生じ、その緩和が必要である場合は、各電力会社と締結した融通電力受給契約等に基づき、電力の緊急融通を行うものとする。

④ 応急工事

災害時における応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して迅速、的確に実施するものとする。緊急復旧を要する箇所は電源車等を利用して早期送電を行うものとする。

(3) 復旧計画

復旧計画の策定及び実施にあたっては、病院、公共機関、避難場所等を優先することとし、国、県、市の災害対策本部と連携し復旧計画を策定するものとする。

(4) 利用者への広報

停電による社会不安の解消と公衆感電事故防止及び二次災害防止の周知について、広報車及びチラシ、掲示板等の利用並びに報道機関の協力を得て、ラジオ、テレビ等放送媒体及び新聞等により電力施設被害状況、復旧見通し、公衆感電事故防止、電気火災の防止等について周知を図るものとする。

(5) 広域応援体制

復旧活動に際しては、必要に際して他電力会社へ応援要請を行うものとする。また、関係工事会社についても、復旧活動の支援を依頼するものとする。

第40節 ライフライン応急対策（ガス）

【実施主体】→ 鶴岡ガス（株）、庄内中部ガス（株）、LPガス充てん事業所、

LPガス販売事業者、一般社団法人山形県LPガス協会、山形県高圧ガス検査所  
茨城協会

【本部】災害対策室、都市施設課 【庁舎】県庁本庁舎第3階第3西棟、中央庁舎2西棟

【関係機関】

- ・ 県災害対策本部（ライフライン対策班）
- ・ 関東東北産業保安監督部、市民、企業（事業者）等

1 計画の目的

鶴岡ガス株式会社及び庄内中部ガス株式会社並びにその他ガス事業者は、災害発生後速やかに、災害の規模、ガス施設への影響等の調査を行い、ガスによる二次災害の誘発恐れがある地域については、ガスの供給を停止するものとする。供給を停止した場合は、事前に定めてある復旧計画書にそって、安全で効率的な復旧を進めることを基本とするものとする。また、市は二次災害防止の広報、供給停止・復旧状況等の広報を行う。

<達成目標>

① 都市ガス事業者

別水害発生後 ↓ 供給停止後概ね14日	ガス供給設備等の被害状況の把握
	供給停止判断・措置
	二次災害防止措置
	経済産業省関東東北産業保安監督部等への報告 消費先の安全確認、供給再開準備
	供給再開完了（注1）

注1：大規模な被害が生じた場合を除く。

② LPガス事業者

別水害発生中	被害状況把握、二次災害防止措置、県等への報告
避難勧告解除後2日	消費先の緊急在庫完了
避難勧告解除後3日	充てん町の復旧（注2） 消費先安全確認完了（注3）

注2：大規模な被害が生じた場合を除く。

注3：安全確認は、消費者の利用再開の要請がある場合。

## 2 各段階における業務の内容

風水害発生中、発生後	被災状況の把握 二次災害防止措置（LPガス）
	被災状況の把握 供給停止判断・措置 二次災害防止措置（都市ガス） 消費先安全確認 供給再開確認（都市ガス）
震災後3日以内	3日以内で消費先の緊急点検完了（LPガス） 充填所復帰・消費先安全確認完了（LPガス）
震災後2週間以内	供給再開完了（都市ガス）

## 3 各主体の役割

### (1) 市の役割

市は、二次災害防止のための広報を行う。

### (2) 県の役割

県は、LPガス供給元ガス売主所及び液化石油ガス販売事業者（以下、「LPガス事業者」という。）の安全確保の徹底を指導する。また、二次災害防止のための広報を行う。

### (3) ガス事業者の役割

ア ガス供給施設の安全点検

イ 二次災害防止のための広報

ウ 被害状況をふまえて復旧計画を定め、災害発生時の緊急措置マニュアルに従って安全で効率的な復旧を遂行するものとする。

エ 都市ガス事業者は、供給再開前に消費先ガス設備の安全確認点検を行うものとする。

オ LPガス事業者は、風水害発生後、すみやかに消費先ガス設備の緊急点検を行うものとする。また、必要に応じて、使用再開前に安全確認点検を行うものとする。

カ LPガス事業者は、都市ガス供給停止区域の避難所、公共施設等への緊急供給を行うものとする。

キ LPガス事業者は、流出した容器の安全な回収を行うものとする。

### (4) 市民の役割

市民は、ガス栓を閉止する等の風水害発生時に取るべき安全措置に従い、ガスによる出火、爆発等の事故発生防止に努めるものとする。

## 4 ガス事業者の行う業務の内容（各ガス会社の供給区域内）

### (1) 緊急措置

#### ① 災害対策本部の設置

災害によりガス工作物に甚大な被害の発生又はその恐れがある場合、被害状況把握、応急復旧及びその確保措置等を円滑、適切に行うため、災害対策本部を設置するとともに、被災地に現地対策本部を設置するものとする。

#### ② 被害状況の把握等

##### ア 都市ガス事業者

ガスの圧力・流量等の情報を早期に収集するとともに、速やかに次の建設の被害調査、巡視点検を行いガス工作物の被害状況を把握するものとする。

##### イ 製造所・供給所の施設

ガス発生設備、受入設備、機械設備、ガスホルダー、液化ガス貯槽、配管・計数設備、電気水道設備等について目視又は計測器、ガス漏れ検知器による調査、点検を行うものとする。

##### ロ 導管施設

重要な導管、裂罅部、急圧器等を車両又は徒歩により巡回し、目視・臭気又はガス検知器等による調査、点検を行うものとする。

##### ハ 供給停止

調査の結果、ガスによる二次災害の恐れのある地域については、ガスの供給を停止するものとする。

##### ニ 応援要請

被災による被害の把握状況が困難と判断された場合は、他の事業者や関係協会に応援を要請し、又は県に対して要員の確保について応援を要請するものとする。

##### イ 液化石油ガス供給元事業者

#### ア 被災状況の把握

液化石油ガス供給元事業者及び液化石油ガス認定保安協会は、充てん施設及び販売施設（容器置場）並びに消費者の供給設備を巡回して、ガス漏れ検知装置等による調査点検を行い、被害状況の点検に努めるとともに、（公益）団法人山形県ガス協会、山形県ガス協会及び山形県高圧ガス地域防災協議会に緊急連絡を行うものとする。

#### バ 広報

事業者は、二次災害防止等について広報を行うものとする。

#### ク 緊急措置

被災状況の把握の結果、ガス施設が危険な場合は、容器を撤去し、爆発や流出のおそれのない安全な場所へ一時保管するとともに、ガス漏れ等に対応するものとする。

#### ク 応援要請

被災状況調査の結果、自らによっては応急措置の実施が困難と判断された場合は、他の事業者や関係協会に応援を要請し、又は県に対して要員の確保について応援を要請するものとする。



## (2) 復旧計画

### ① 製造所・供給所施設の復旧

ガス発生設備、受入設備、ガスホルダー等を視覚点検し、設備よりのガス漏えい、沈下、変形等異常の有無を調査し、損傷部分は修理を行うものとする。

### ② 導管施設復旧

- ア 配管家を戸別に巡回し、配管家のガス栓・メーターガス栓の閉鎖を行うものとする。
- イ 修繕要員を増強して待機させ、消費末端における導管の漏えい箇所は、即刻ビニールテープなどによる応急修理を行い、速やかに本修理を実施するものとする。
- ウ 万が一、高中圧管が損傷した場合には、当該箇所の修理を行う。損傷箇所の修理完了後ガスを通しエアバージを行い、導管内の圧力を保持するものとする。
- エ ブロック内の低圧導管網に断続的に試験ガスを流し、漏えい調査を行い、損傷箇所の修理を行うものとする。その際、二次災害防止のため、広報車によるPRの徹底、さらに安全を確保するため、作業員の巡回を実施するものとする。特に、橋梁、河川の架管部を重点的に調査するものとする。
- オ ブロック内導管網が宙吊りしたら、エアバージを行い、導管網を通常の供給圧力程度に保持するものとする。
- カ 漏えい規模が大きい場合は、本支管バルブ又は導管を切断することにより、当該区域への供給を遮断するとともに、直ちに復旧に当たるとする。
- キ ガス漏えいが甚だしく引火の危険性がある場合は、付近住民に火気厳禁の措置を課じ、状況によっては、住民の避難措置をとるものとする。
- ク 配管家への供給を再開するにあたっては、広報車によるPRを実施するとともに、戸別に訪問し周知するものとする。

### ③ 代替燃料の確保

ガス施設復旧までの間、必要に応じて代替燃料供給を行うものとする。

## (3) 広域応援体制

災害が発生し救援の必要が生じた場合は、日本ガス協会の定める「地震・洪水等非常事態における救援措置要領」によって救援要請を行うものとする。

## (4) 利用者への広報

二次災害の防止と、円滑な復旧作業を行うための広報活動を行うものとする。

### ① 広報の内容

- ア ガス供給停止地区
  - α 復旧の見通しとスケジュール
  - β 復旧作業への協力依頼
- イ ガス供給継続地区
  - α ガス臭気、漏れ等異常時のガス会社への通報
  - β ガスの安全使用周知

### ② 広報の方法

- ア 報道機関への協力要請
- イ 広報車による巡回
- ウ 戸別訪問によるチラシ配布
- エ 諸官公署への協力要請

## (5) 災害時要援護者に対する配慮

- ア ガス事業者は、災害時要援護者世帯の緊急点検・安全確認点検にあたり、燃焼器具の点検をあわせて行うものとする。
- イ 避難時に誘導等を行う地域住民は、災害時要援護者世帯の元々閉止等の安全措置の実施状況を確認するよう努めるものとする。

## (6) 被害地域での対応

市民は、復旧期の風水害発生時にあたっては、事故発生防止と緊急点検・安全確認点検の迅速な実施のため、LPガス容器やガスメーター周辺を除雪するものとする。

## 第41節 ライフライン応急対策（上水道）

【本所】給水・下水道部、日本水道協会（山形）・下水道施設（備後）

【関係機関】日本水道協会山形県支部、鶴岡管工事協同組合

### 1 計画の目的

災害時において飲料水及び生活用水（以下「飲料水等」という。）の確保は、被災者の生命維持、人心の安定を図るうえでも極めて重要である。市は、被災地に必要な飲料水等を迅速に供給するため、拠点給水、運搬給水、仮設給水等の応急給水対策を実施するとともに、二次災害の発生を未然に防止し、可能な限り速やかに水道施設を修復し、給水機能の回復を図る。

＜達成目標（応急給水目標水量）＞

市は、災害発生から3日以内（第1段階）は、1人1日30ℓ、その後、1週間以内（第2段階）は、20～30ℓ、さらにその後の2週間以内（第3段階）は、30～40ℓと段階的に給水量を確保し、それ以降は可能な限り速やかに被災前の水準まで回復させる。

災害発生からの日数	目標水量	用途
第1段階 災害発生～3日目まで	1人1日30ℓ	生命維持に必要な飲料水
第2段階 4日目以降～10日目までの1週間以内	1人1日20～30ℓ	炊事、洗面等の最低生活水量
第3段階 11日目以降～24日目までの2週間以内	1人1日30～40ℓ	生活用水の確保

### 2 各段階における業務の内容

風水害発生中、発生後	被災状況の把握、個人簡易による対応 住民への広報
発生後3日以内	給水車による運搬給水、主要施設の復旧、仮設機関等への応急復旧
発生後1週間以内	仮設給水栓の設置、主要配水管の応急復旧
発生後1箇月以内	仮設給水栓の撤設、配水管、給水管の応急復旧

### 3 各主体の役割

#### (1) 市の役割

市は、近隣の市町村と連携して、市全域の被災状況を的確に把握し、総合的な飲料水等の供給や水道施設による給水機能が速やかに回復するよう必要な措置を講じる。また、状況により水道工事業者等と連絡を密にして緊急体制をとる。

#### (2) 県の役割

県は、前報の連絡調整、総合的な指揮・指導及び関係機関への応援要請を行い、市が実施する応急対策が円滑に進むよう支援する。

#### (3) 市民の役割

被害状況によっては、災害発生直後から応急給水活動の開始が見込まれるが、概ね3日間に必要な飲料水は、自ら備蓄していたもので賄うよう努めるものとする。

## 4 業務の内容

#### (1) 応急給水計画と応急復旧計画の策定

市は、被害状況を迅速かつ的確に把握し、応急給水と応急復旧の計画を同時に立案し、相互に連携を保ちながら応急対策を実施する。計画の策定にあたっては、段階的に目標水量を定め、災害直後3日以内は、前報の生命維持に必要な飲料水及び医療機関等への給水を中心に行い、その後は、拠点給水、仮設給水確保により飲料水等の給水量を確保し、できるだけ段階での全戸給水を目指す。

#### (2) 実施体制・広域応援体制

市及び県は、相互に連絡調整を図りながら、関係機関、地域住民（自主防災組織を含む。）の応援協力を得て応急対策を実施する。

##### ① 県

ア 給水車、給水タンク、仮設給水栓等により被災者に応急給水を行う。また、水質検査及び消毒を行い、衛生対策を徹底する。

イ 被災した水道施設の復旧対策を行う。

ウ 市のみで給水、復旧活動が困難な場合は、県、近隣市町村、日本水道協会等に応援を要請する。

エ 鶴岡管工事協同組合等に応援協力を要請し、円滑な応急対策を実施する。

##### ② 県

市の要請に応じ、近隣県及び自衛隊、さらに厚生労働省を通じ、全国の水道事業者等への応援の要請及び調整を行う。

##### ③ 指定給水装置工事業者等

指定給水装置工事業者及び水道復旧材の取扱業者等は、市から要請があったときは積極的に応急対策活動に協力するものとする。

#### (3) 被害状況の収集伝達

市は、災害が発生した場合速やかに施設の点検を行い、被害の把握を行うとともに、消防機関との連絡を保持する。また、被害状況の把握及び復旧の見通し、給水活動の状況について、県及び日本水道協会山形県支部に報告する。

(4) 緊急措置

市は、二次被害の防止措置及び被害発生地区の分類を行い、被害の拡大を防止する。

① 二次被害の防止措置

- ア 火災が発生した場合、速やかに消火活動を行う。
- イ 消毒用薬品や水質分析用薬品等の漏出防止措置を講ずる。
- ウ 災害による水道の断水状況について、消防本部へ連絡する。

② 被害発生地区の分類

被害が少なく継続して給水が可能な地区と、被害が大きく継続給水が不可能な地区を選別し、配水管のバルブ操作等により配水区域を分離し、配水線の浄水の漏出防止を図る。

(5) 飲料水等の確保

① 飲料水の確保

- ア 鶴岡浄水場を稼働し、応急給水施設を利用し飲料水を確保する。
- イ 緊急用貯水タンクを装備した配水池において、災害発生直後における当面の飲料水を確保する。
- ウ 災害を免れた水道施設を稼働し、飲料水を確保する。

② 生活用水の確保

- ア 市及び住民が所有する井戸、河川水の活用
- イ 水道水以外の水に消毒剤を添加し、水洗トイレの流し水、手洗水等への利用を図る。

③ 飲料水の衛生確保

- ア 給水する飲料水の残留塩素濃度を測定し、適切に消毒されていることを確認する。
- イ 残留塩素が確保されていない場合は、塩素消毒剤等により消毒を徹底したうえで必要給水する。

(6) 応急給水の実施

市は、災害により被災した市民に対し、速やかに飲料水等の応急給水を行う。給水にあたっては、衛生対策、災害時要援護者等に対し十分に配慮し、被害状況に応じ地区別に給水方法を選定し、地域住民の協力を得て円滑な給水を行う。

① 給水計画時給水は、時系列区分を基本として次の区分で行う。

ア 第1段階

被災地区の住民の生命維持に必要な最小限の水量として、1人1日30ℓ程度の低容量の確保を目標に、拠点給水施設である避難所に給水設備を設けて応急給水を実施する。なお、医療施設、福祉施設、老人施設等へ優先的に運搬給水する。

イ 第2段階

飲料水の給水とあわせて、住民の炊事、洗面、洗濯等に必要となる最小限の水量として、1人1日20～30ℓ程度の確保を目標に、応急給水場所への運搬給水を増強する。また主要配水管の応急復旧を急ぎ、一部でも通水ができることから、順次、仮設給水栓を設置し給水する。

ウ 第3段階

生活用水として、1人1日30～40ℓ程度の確保を目標とするとともに、復旧対策を促進し、給水エリアの拡大を図る。

※地区別に、拠点給水、運搬給水、仮設給水、仮設配管給水を効果的に組み合わせ給水する。

給水の種別	内 容
拠点給水	・ 避難所等に給水施設を設けて給水する。 ・ 浄水場を稼働し、指定された給水基地に給水する。
運搬給水	・ 給水車、給水タンク搭載車、タンク付き消防ポンプ車、散水車等により飲料水を被災地に運搬し給水する。
仮設給水	・ 応急復旧した給水所に仮設給水栓を設置して給水する。 ・ 応急復旧及び他の給水方法の状況に応じ、給水技法を増減できるように配慮する。
仮設配管給水	・ 既設施設等で運搬給水では対応が困難な施設については、可能な限り運水している配水管から仮設配管を敷設し給水する。

② 災害時要援護者への給水

高齢者等の災害時要援護者への給水は、ボランティアや地域住民（自主防災組織を含む。）の協力を得て行う。

(7) 応急復旧対策の実施

市は、応急復旧計画に基づき一優先順位を明確にし、発生対策や復旧期間の対応等を十分に配慮して、関係機関との連絡調整を図りながら可能な限り速やかに応急復旧を行う。

① 応急復旧範囲の設定

市による応急復旧は、各戸第1止水栓までとし、以降の給水装置の復旧は、所有者に委ねる。

② 復旧作業の手順

原則として取水施設、導水施設、浄水施設を最優先として、次いで送水管、配水管、給水装置（第1止水栓まで）の順に作業を行う。

③ 優先する施設

医療施設、避難場所、福祉施設、老人施設等の復旧作業を優先的に行う。

④ 応急復旧資機材の確保

市が確保している応急復旧用資機材では不十分な場合は、速やかに他市町村及び関係官庁や協同組合等の支援を受け、応急復旧資機材等を調達、確保する。

⑤ 配管給水の衛生確保

応急復旧後の通水にあたっては、飲料水の残留塩素濃度を適宜測定し、0.2 mg/l以上（結合残留塩素の場合は1.0 mg/l以上）となるよう溶存塩素を強化する。

⑥ ライフライン隣接機関相互の情報交換、復旧対策の推進

電気、ガス、上下水道等の施設間で相互に被害状況を情報交換し、災害対策初動時における被害状況の把握を的確に行い、応急復旧計画を的確に策定する。復旧にあたっては、特に下水道の復旧状況に配慮し通水を行う。

(8) 積雪時の対策

積雪期の応急復旧作業には、施設や道路等の除雪作業が必要となるため、除雪要員を確保するとともに、道路管理者等の関係機関とともに除雪作業を迅速に行い、円滑な復旧作業を確保する。

(9) 住民への広報・情報連絡体制

市は、住民に対して断水状況、応急給水状況、応急復旧の見通し、飲料水の衛生対策等について広報を行う。

① 第1段階の広報

局地的な断水状況、応急給水状況、飲料水の衛生対策等の情報を防災無線、ホームページ、ケーブルテレビ、有線放送、チラシ、掲示板等で周知するほか、広報車及び製造機関の協力を得て広報する。

② 第2段階以降の広報

- ア 復旧情報を中心に、市民の理解・協力について広報する。
- イ 生活用水については、水道水以外の水を利用するよう協力を求める。

第42節 ライフライン応急対策（下水道）

【本所】 給水・下水道班

【関係機関】

- ・ 防災対策本部（ライフライン対策班）
- ・ (財)山形県下水道公社建設技術センター、(地方共同法人)日本下水道事業団、(社)地域資源資源循環技術センター、(社)日本下水道管路管理業協会、(社)日本山形県下水道協会山形県支部、建設業者等
- ・ 市民、企業（事業者）等、事業者、学校

【下水道等】 下水道、農業集排水等

1 計画の目的

風水害の発生時において、市は、施設の機能確保を図るため応急体制を執るとともに、関係機関との密接な連携の下に迅速、的確な応急対策を実施する。

<達成目標>

市は、風水害時には、あらかじめ、作成したマニュアルに基づき、処理場、ポンプ場、管きよ等の処理機能を保つための活動を実施する。下水道施設等復旧は、概ね次の計画を目安とする。

風水害発生後～3日目程度	・ 風水害対応頭概、施設の給水対策 ・ 住民への情報提供、使用制限の広報 ・ 処理場、ポンプ場、管きよ等の緊急点検、緊急調査、緊急措置
風水害発生後3日目程度～2週間程度	・ 応急調査着手、応急計画策定 ・ 施設応急対策実施
風水害発生後2週間程度～2箇月程度	・ 本復旧調査着手 ・ 応急復旧着手・完了
風水害発生後2箇月～	・ 本復旧調査完了、本復旧計画策定 ・ 災害査定実施、本復旧着手

2 各段階における業務の内容

風水害発生中、発生後	処理場等の緊急点検・緊急調査
発災後3日以内	応急調査
発災後2週間以内	本復旧調査
発災後2箇月以内	施設の応急対策 下水道施設の復旧計画



見直しをできるだけ早く市民に盛り返し応答するほか、報道機関にも協力を要請し、速やかな周知を図る。また、下水道施設の汚水抽排機等の停止や処理場の処理機能の低下に対し、復旧作業の長期化が予想される場合には、水洗トイレや風呂等の使用を極力控えるよう協力を求める広報活動を行う。また、市民が下水道施設の異常を発見した場合は、下水道関係機関に通報するよう併せて呼びかけを行う。

(5) 外部応援依頼による対応

日本下水道事業団等に外部応援を依頼、災害対応業務を実施する。

(6) 本復旧による対応

- ア 災害査定実施のために調査、準備を行い、災害査定を受ける。
- イ 本復旧計画に基づき、下水道施設の本復旧を実施する。
- ウ 地域住民等に本復旧状況等を周知する。
- エ 避難所等を機動的に復旧する。

協力依頼先：県、（地方公共団体）日本下水道事業団、（社）地域防災資源新築技術センター

(7) 積置地域での対応

市、県は、連絡を密にし、適正な下水道使用ができるようにする。

## 第43節 危険物等施設の応急対策

【本所】災害対策班、消防・木防班、環境汚染班

【庁舎】災害対策課危機管理班、市民福祉課

【関係機関】

- ・酒田海上保安部
- ・県災害対策本部（総合調整班、保健医療対策班）
- ・企業（事業者）等事業者

### 1 計画の目的

危険物等は、災害時における火災、爆発、漏出等により、従業員はもとより周辺住民に対しても大きな被害を与える恐れがある。従って、危険物等取扱施設については、災害による施設の被害を最小限にとどめ、施設の従業員並びに周辺地域住民に対する危害防止を図るため、関係機関及び関係事務所は、相互に協力して、これら施設の被害を軽減するための対策を確立するものとする。

<達成目標>

市長び企業、事業者等は、風水害による被害を最小限に食い止め、危険物施設、火薬貯蔵施設、高圧ガス施設、毒物劇物保管施設、放射性物質施設等の損傷による二次災害を防止するものとする。

### 2 各段階における業務の内容

風水害発生中、発生後	施設等被災状況把握
	取扱作業緊急停止 防雨前火・漏出防止措置
	現地調査
	二次災害防止措置
	危険物漏出の場合の応急対策
	応急措置

### 3 各主体の役割

#### (1) 市の役割

危険物等施設の被害状況について効率的な応答を実施するとともに、危険物等により住民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合は、避難の勧告又は指示を行う。風水害による危険物等施設の被害状況を把握し、関係事業者等と連携して被害の拡大防止を図る。また、引火、爆発のおそれのある場合は、地域住民の安全を図るため、施設関係者等



と連絡を取り、立入禁止区域を設定する。雑用、新制及び浮上したタンク等については、積積の停止を余り危険物の排除作業を実施させる。

## (2) 県の役割

風水害による危険物等施設の被害状況を把握するとともに、関係機関と連絡調整を行い、市に対し、危険物等施設の被害状況の届出及び危険物等により住民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合の的確な避難誘導を要請する。

## (3) 企業（事業者）等の役割

風水害による被害を最小限に食い止めるとともに、施設の従業員並びに周辺住民に対する危害防止のため、関係機関及び関係事業所と協力して被害の拡大防止を図るものとする。危険物の移送中に災害による事故が発生したときは、直ちに応急措置を講じて、付近の住民に避難の啓蒙を行うとともに、消防機関、警察等に連絡するものとする。

# 4 業務の内容

## (1) 危険物等施設の応急対策

災害時に危険物等取扱事業所の責任者、管理者は、次に掲げる措置を各施設の事態に応じて講ずるとともに、消防機関と連携して、被害の拡大防止と危害防止を図るものとする。

### ① 共通の応急対策

#### ア 関係機関との連絡体制の確保

危険物等取扱事業所は、災害等により被災した場合、消防、警察等関係機関及び隣接事業所に事故状況を伝達する等速やかに連絡体制を確保し協力体制を確立するものとする。

#### イ 災害発生時の自主防災活動

危険物等取扱事業所は、災害発生時には予め定めた自主消防組織等の活動要領に基づき自主防災活動を行うものとする。

#### ウ 危険物等施設の緊急停止と応急点検

危険物等取扱事業所は、災害発生時には、危険物等の取扱い作業の停止、装置等の緊急停止を行うとともに、直ちに応急点検を実施するものとする。

#### エ 危険物等施設の応急措置

危険物等取扱事業所は、危険物等施設の被害状況及び付近の状況等について十分に考慮し、現況に即した適切な応急措置を講ずるものとする。

ア 危険物等施設の損傷等異常を発見したとき、補修、危険物等の除去等適切な措置を講ずるものとする。

イ 危険物等による災害が発生した場合には、消火剤、サイホフエンス、中和剤等を十分活用し、現況に応じた初期消火や危険物等の流出防止措置を行うものとする。

ウ 危険物の移送中に災害による事故等が発生したときは、応急措置を講じて、付近住民に避難の啓蒙を行うとともに、被災地を管轄する消防機関及び警察等に連絡する。

## オ 周辺地域住民に対する広報等

危険物等取扱事業所は、地域住民の安全を図るため、速やかに災害発生を通報し、避難誘導等適切な措置を講ずるとともに、関係機関に住民への広報や避難誘導等の協力を求めるものとする。

## カ 報告

取扱は、事故発生情報及び被害情報等を、随時関係省消防庁に報告するとともに、次の区分により取扱規制担当省庁に報告する。

- ア 火薬類・高圧ガス 経済産業省
- イ 放射線利用施設 文部科学省
- ウ 毒物劇物施設 厚生労働省

## ② 個別の応急対策

### ア 危険物、毒物劇物及び有害物質

#### イ 取扱従事者の応急体制の確保

取扱事業所は、被災状況に応じ、隣接事業所等の危険物、毒物劇物取扱従事者及び公務防止管理者等の協力を得て適切な対応を図るものとする。

ウ 取扱事業所は、移送運搬中の責任者と速やかに連絡を図る。そのため、内部における連絡系統を明確にしておくものとする。

### イ 火薬類

取扱事業所の責任者は、現場の消防機関及び警察の要請責任者等と連絡を密にし、速やかに次の措置を講ずる。

ア 保管、貯蔵又は運搬中の火薬類を安全地域に移す余裕のある場合は、速やかに火薬類を安全な場所に移し、見張り人をつけて関係者以外の者の近づきなどを禁止する。

イ 道路が危険であるか又は搬送の余裕がない場合は、火薬類を付近の水中等に沈めるなど安全な措置を講ずる。

ウ 搬出の余裕がない場合は、火薬庫にあっては、入江、窓等を自爆り等で完全に密封し、水部には防火措置を講じ、爆発により被害を受ける恐れのある地域はすべて立入禁止の措置をとり、危険区域内の住民等を避難させるための措置を講ずる。

エ 土砂崩れ等により、火薬庫が土中に埋没した場合は、火薬庫が存在すると考えられる場所を表示するとともに、関係者以外を立入禁止とする。

### ウ 高圧ガス

#### イ 施設の被害状況調査及び対応

高圧ガス保安法の適用を受ける高圧ガス取扱事業所は、高圧ガス施設、設備、販売施設（容積器場）等を巡回し、ガス漏えい検知装置による調査点検を行い、火災やガス漏えい等への対応を図るとともに、通報、応急依頼等連絡を行うものとする。また、高圧ガス保安法の適用を受ける高圧ガス販売事業所に対しては、販売者の一般消費者誘致設備について速やかに被害状況調査を行い、火災やガス漏えい等への対応を図るとともに、通報、応急依頼等の連絡を行うものとする。

ウ 防災事業所（山形県高圧ガス保安協会など）と連携して、高圧ガス保安法（平成5年10月改正）に基づき応急措置を講ずるものとする。



ずるとともに、自ら又は警察、消防機関を通じ防災事業所（山形県高橋川水系防災協議会）等に申し出て、消防事業所の出動を要請し対応を図るものとする。

#### エ 放射線使用施設

被害の発生に伴う放射線使用施設及び放射性同位元素に関する事故の措置にあたっては、人命危険の排除を図るとともに、関係機関との連携を密にし、現況に即した応急対策を講ずるものとする。また、被害の拡大を防止するため、放射線施設等の管理者は、次に掲げる応急対策を講じ迅速かつ適切にその被害の防除に努めるものとする。

- ア 施設の故障による放射線源の露出、流出等が発生した場合及びその危険がある場合は、その被害の拡大防止に努め、また、被害状況に応じ警戒区域を設定するとともに関係機関への通報を行うものとする。
- イ 放射線取扱主任者は、従事者に適切な指示し放射線被害の拡大防止に努めるものとする。
- ウ 放射線被害を受けた者又は受けたと思われる者がある場合は、速やかに救出し、付近にいる者に対し避難するよう警告するものとする。
- エ 放射線発生装置の電源を遮断し、余裕のあるときは、放射性同位元素及び放射性同位元素封入容器を安全な場所に移し、周辺を危険区域に設定するとともに、その旨表示し見張り人を置き、関係者以外の立入りを禁止するものとする。

#### (2) 危険物等流出応急対策

河川又は海城等に大量の危険物等が流出又は漏えいした場合、次に掲げる対策を講じ、迅速かつ適切にその被害の防止に努めるものとする。

- ア 災害等により当該流出事故が発生した場合、事故関係者、事故発見者及び通報受理者は、速やかに消防、消防機関、警察、酒田海上保安部、河川管理者及び関係機関等関係機関に通報連絡するものとする。
- イ 当該関係機関及び危険物等取扱者は、危険物等の大量流出による災害が発生した場合、それぞれの業務又は作業について、相互に緊密な連絡を保つとともに、人員及び設備、資機材等に即して防除対策が迅速、的確に実施できるよう協力するものとする。
- ウ 危険物等が大量に流出した場合、当該関係機関及び事業者は、自主的かつ積極的に次の防除作業を実施するものとする。
  - ア オイルフェンス、むしろ、櫓及び木材等の応急資機材を活用し拡散を防止するものとする。
  - イ オイルフェンス等により、流出範囲を縮小した危険物等を吸引ポンプその他により吸いあげ、又は汲み取るとともに、必要に応じて抽吸器材、化学処理剤等により処理するものとする。
  - ウ 流出した危険物等から発生する可燃性ガスの検知を行い、火災及び健康・環境被害の未然防止に必要な措置を講ずるものとする。
- エ 本質防漏防止に努める有害物質及び指定物質が、河川等の公共用水域に流出、地下に浸透又は大気中に放出された場合、河川管理者、漁業管理者、漁港管理者及び県内

漁台支庁等関係機関は、人の健康の保護及び環境保全のため原因者の究明、原因者の措置状況の確認、原因者の指導のほか、必要に応じて環境調査を実施し、その結果を市民に公表するとともに、関係機関に速やかに通報し、防除対策の実施等に資するものとする。

オ 酒田海上保安部は、被害の拡大を防止するため、船舶に対する移動命令や航路の制限又は禁止を行うとともに、危険物積載船舶に対する荷役の中止、取りやめ等事故防止のため等事故防止のための指導並びに流出した危険物等の付近にある者に対し、火気の使用制限、避難警告を行う。

カ 飲料水汚染の可能性がある場合は、県及び河川管理者は、水道水取水地区の担当機関に直ちに連絡し、取水制限等の措置を講ずる。

#### (3) 住民に対する広報

危険物等による災害が発生し、又は周辺に被害が拡大するおそれがある場合においては、関係事業所の従業員、地域住民の生命、身体を安全確保を図るために、次により必要な広報活動を実施する。危険物等により住民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合は、避難の指示又は指示を行う。

##### ① 事業者の広報

危険物等取扱事業者は、広報車、拡声器等を利用し、迅速的確に広報するとともに、関係機関に必要な広報を依頼するものとする。

##### ② 関係機関の広報

関係機関は、災害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、直ちに付近住民に災害の状況や避難の必要性などの広報を行うとともに、報道機関の協力を得て周知を図るものとする。

#### (4) 災害時要援護者に対する配慮

危険物等施設に災害が発生し又はそのおそれがある場合には、あらかじめ災害時要援護者の避難等を実施するものとする。

# 第44節 火災対策

【本所】消防・水防班 【庁舎】災害対策推進課企画課  
【関係機関】  
・ 県災害対策本部（総合調整班）  
・ 酒田海上保安部  
・ 市民、企業（事業所）等事業所、学校

## 1 計画の目的

異常乾燥下及び強風下において発生した火災は、延焼拡大が速く、大火災となる危険性が高いことから、大火災となったときは、多くの人的物的被害をもたらすことが予想される。このことから、市消防機関は、大火災が発生するおそれのある気象状況となったときは、火災の警戒及び防範上体制を整え効果的な消防活動を実施し、被害の拡大防止にあたるものとする。

<達成目標>  
市は、異常乾燥下及び強風下等において発生した火災に対し、地域住民、自主防災組織等の地域の初期火災による延焼防止及び消防機関等の迅速、効果的な消火活動の実施により被害の拡大を防ぐ。

## 2 各段階における業務の内容

風水害発生中、発生後	初期活動
	県内広域応援による消火 地域の防災力による消火 緊急消防援助隊による消火

## 3 各主体の役割

(1) 消防本部の役割  
消防本部は、火災が発生した場合、消防団等と連携し、適切な消火活動を行うとともに、自らの消防力で対応できない場合には、必要に応じて「山形県広域消防応援組織（総務局消防出動応援協定）」、「緊急消防援助隊運用要綱」及び「大規模火災発生時における広域航空消防応援要綱」等に基づき応援要請及び救急に当り緊急消防援助隊への応援要請を迅速に行い、知事又は他市町村長に要請を要請する。

(2) 消防団の役割  
消防団は、消防署と緊密な連携の下に火災防ぎ活動に努める。また、現地の火災の状況を把握し、消防本部等へ連絡し、周辺住民に対し延焼の警戒を呼びかける。

## (3) 県の役割

県は、大規模な火災が発生した場合、市の被害状況及び消火活動状況を把握し、関係機関への応援を要請し、消火活動の迅速な実施を図る。

## (4) 市民の役割

市民（各家庭、企業・学校、企業（事業所）等）は、家庭及び職場等において、発生火災の初期消火に努めるとともに、速やかに消防機関に通報しなければならないものとする。

## 4 業務の内容

### (1) 市民及び自主防災組織の消火活動

出火防止処置及び出火したときの初期消火活動は、「私たちの地域は私たちが守る」を基本として市民一人ひとりが自分の責任において次の措置を行うものとする。

#### ① 初期消火

- ア 火災が発生した場合は、速やかに消防機関へ通報するものとする。
- イ 家族や隣近所にも大きな声で知らせ、安全を確保するものとする。
- ウ 消火器や風呂のくみおき水等で初期消火を試みるものとする。

### (2) 消防機関の対策

消防本部・消防署及び消防団は、火災の警戒、防範上活動等適切な消防活動に努める。

#### ① 火災の警戒

乾燥等の気象状況により、特別警戒配備及び第1次から第3次までの非常警戒体制で、所要の消防隊長及び消防団員を招集し、消防部隊の編成強化を図るとともに、管内巡視等の警戒にあたる。

#### ② 火災情報の収集

火災情報の収集は119番を中心に行うが、通信回線が途絶したときは次の方法により、速やかに管轄区域内の火災全体状況を把握するとともに、災害対策本部に報告する。

- ア 職員の手交送上の情報収集
- イ 消防部隊による情報収集
- ウ 消防団部隊による情報収集

#### ③ 緊急交通路の確保

ア 消防本部は、警察及び道路管理者の協力を基に火災現場までの通行路確保を図るとともに、必要に応じて交通規制及び道路閉鎖を要請する。

イ 消防団員は、警察官がその場にいらない場合において、災害応急対策の実施に著しい支障が生じる虞があればと認められる場合は、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を行う。

#### ④ 火災防ぎ活動

- ア 人命の安全を最優先とする。
- イ 火災の発生状況から消圧可能である地域の火災については、発生する全部の火災の順

正を主眼とする。

ウ 大規模災害発生状況から鎮圧が不可能であると予想される地域の大規模火災については、延焼拡大防止及び飛び火による着火防止とし、避難路の安全を確保する。

エ 避難者収容施設、救護所等多数の市民を収容する施設、及び災害対策上重要な施設の安全の確保を優先した活動を実施する。

オ 水利は、水意豊かな消火栓及び河川等の自然水利、プール、防火水槽等の防火用水施設を活用する。

⑤海上における大規模災害

ア 酒田海上保安部又は消防機関は、船舶の大規模災害を知ったときは、相互に通報する。

イ 埠頭又は岸壁にけい留された船舶等並びに河川における船舶等の大規模火災にかかる消火活動については、主として消防機関が担任し、酒田海上保安部が協力する。これ以外の船舶等の大規模火災については酒田海上保安部が担任し、消防機関が協力する。

(3) 広域応援要請

広域応援要請は第3章第2節「救助・救急・救助活動」による。

(4) 積雪期の大規模災害

①市民の対応

ア 消防隊の速やかな到着は、非常に困難になることを念頭に置き、暖房器具等からの出火防止に努めるとともに、保管・維持している燃料の漏出等がないか直ちに点検するものとする。

イ 近所の消火栓・防火水槽等を点検し、雪で埋まっている場合は、大規模災害の有無にかかわらず直ちに検査に協力するものとする。

②消防機関の対応

ア 大規模災害発生現場への消防車両の通行確保のため、関係機関に除雪等を要請する。

イ 積雪地においては、管上車を保有する機関・事業者は、現場への人員、資材等の搬送に対する協力を要請する。

(5) 災害時要援護者に対する配慮

近隣住民、自主防災組織、消防団、ボランティア組織、施設管理者等は、災害時要援護者の住宅、施設等からの出火防止を図るとともに、大規模災害発生した場合は、身の安全を確保するとともに、初期消火に努める。

第45節 廃棄物処理

【本所】清掃班、土木班 【庁舎】総務課、土木課、市民福祉課、土木建設課

【関係機関】

- ・ 県災害対策本部（ライフライン対策班）、警備本部
- ・ 自衛隊
- ・ 山形県環境整備事業協同組合、（社）山形県産業廃棄物協会、（社）山形県浄化槽工業協会、NPO法人一般社団法人山形県解体工事業協会
- ・ 町内会、地区自治会

1 計画の目的

災害時には、大規模に発生する生活ごみ、し尿、可燃・燃焼性廃棄物などを適切かつ迅速に処理し、生活環境を保全し市民生活の早期安定を確保する必要がある。このため、市は、被災状況に即して、県・団や関係機関等と連携し、廃棄物処理を円滑に実施する。

<達成目標>

市は、災害規模に応じてごみ、し尿、可燃・燃焼性廃棄物などの発生量の予測を行い、収集・運搬・処分に関する実施計画を策定する。災害ごみの分別や排出方法について、市民の理解と協力を得ながら、迅速に収集・処分を行い、早期の生活再建、安定化及び公衆衛生の確保を図る。

（生活ごみの収集）

焼やすぐみは、届取が早いことから、おおむね3日～4日以内に収集を開始し、7日～10日以内に収集完了に努める。燃やさないごみ・粗大ごみは、おおむね3日～4日以内に収集を開始し、10日～15日以内に収集完了に努める。

（し尿の収集）

し尿の収集は、おおむね24時間以内を開始する。

（可燃・燃焼性廃棄物の収集）

可燃・燃焼性廃棄物の収集は、おおむね1ヶ月以内を開始する。

2 各段階における業務の内容

風水害発生中・発生後	収集体制の検討
発生後1日以内	し尿収集開始
発生後3日以内	ごみ収集開始
発生後1週間以内	がれき等の収集開始、廃棄物処理施設の応急復旧 広域応援要請

### 3 各主体の役割

#### (1) 市の役割

##### ①災害に伴う生活ごみの処理

ア 生活ごみ処理施設の被害状況と稼働見込みを速やかに把握し、必要に応じて緊急復旧を行う。早期の施設稼働に努める。

イ 災害の規模に応じ、集積場又は仮置場を確保し、適切に管理を行うとともに、管理を行うにあたっては、衛生面のほか火災・土砂等による被害防止に留意する。

ウ 市民に対し、生活ごみの分別方法や時期等について、簡便な周知を図る。

エ 避難者の衛生面で支障が生じないよう、避難所等の生活ごみの収集体制を確保する。

オ 大量のごみが一時に排出されるおそれがある場合は、収集作業の効率化を図るため、警察の協力（交通規制）も得て、集積場までの運搬ルートの確保を行う。

カ 県や関係機関等に広域応援を要請し、応援を得ながら迅速な生活ごみの収集、処分を行う。

##### ②し尿処理

ア し尿処理施設の被害状況と稼働見込みを速やかに把握し、必要に応じて緊急復旧を行う。早期の施設稼働に努める。

イ 避難所等の避難者の便数、仮設トイレの設置状況の把握を行い、収集体制を確保する。

ウ 県や関係機関等に広域応援を要請し、応援を得ながら迅速なし尿の収集、処理を行う。

##### ③がれき類災害廃棄物等の処理

ア 災害対策基本法第64条第2項（応急公用負担等）に規定する状況に該当する場合で、隣家や道路などへの倒壊の危険がある家屋については、自衛隊などの協力も得て優先的に解体処理を要請する。

イ がれき類災害廃棄物が大量に発生する場合は、集積場を設置するとともに、ごみの飛散防止対策や消臭・防虫対策、土壌調査等集積場周辺の環境保全及び水害対策を適切に実施する。

ウ 根拠家屋が多数に上る場合は、市民の混乱を避けるため、必要に応じて住民相談窓口を設け、支援体制を充実させる。

エ 被災住宅の解体修繕に伴う廃棄物の運搬処分に関する国等の支援制度が実施された場合は、当該事務処理体制を整え、迅速、的確に運用を図る。

##### ④応援要請

ア 市は、生活ごみ等の収集、運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両並びに処理施設が不足する場合には、隣接市町村及び一部事務組合に応援要請を行う。

イ 市は、隣接市町村及び一部事務組合による応援体制が確保できない場合は、県に対して広域的な支援を要請する。

#### (2) 県の役割

ア 市の要請に応じ、災害ごみ、し尿処理等の広域応援体制を確保する。

イ 県及び他市町村の職員の応援派遣等により、市を支援する。

### (3) 市長の役割

#### ①災害に伴う生活ごみの処理

ア 避難所等での生活ごみについて、市の指示する分別によるごみの排出に協力するものとする。

イ 家裏からの燃やすごみ・燃やさないごみや泥水をかぶった家財・家具等の粗大ごみについて、市の指示する分別、指定場所（臨時置場）等へのごみの排出に協力するものとする。

ウ 生活ごみの野焼き、廃棄物（水害により発生したごみ以外のごみ）の排出、指定場所以外への持ち出しを行わないものとする。

#### ②し尿処理

ア 避難所等の仮設トイレ等については、適切な使用と維持管理に努め、公衆衛生の確保とし尿の収集に協力するものとする。

#### ③がれき類災害廃棄物の処理

道路通行の妨げとなっているブロック塀などのがれき類災害廃棄物は、二次被害の危険に配慮しつつ、可能な限り1ヶ所に収集するなど、道路通行確保に協力するものとする。また、宅地内に散乱した瓦、タイル等のがれき類災害廃棄物についても、迅速な収集ができるよう市の指示に従って適切な集約等に努めるものとする。

### 4 業務の内容

#### (1) 被害状況調査・把握

市は、廃棄物処理施設等の被害状況を早急に取りまとめ、庄内総合支庁へ報告する。県は、庄内総合支庁からの被害状況を取りまとめ、国等の関係機関へ報告する。

#### (2) 風水害に伴う廃棄物処理

##### ①共通事項

##### ア 発生量の予測

災害対策基本法の収集した被災情報等により、風水害に伴う生活ごみ、根拠家屋の解体に伴う廃材やブロック塀などのがれき類災害廃棄物及びし尿などの発生量を予測する。

##### イ 災害廃棄物処理実施計画の策定

被災状況等に即した災害廃棄物の処理実施計画を速やかに策定する。

##### ウ 集積場所の確保等

被災状況に応じて親戚地域ごとに、それぞれ災害ごみの集積場所を確保する。また、被災程度に応じて、各市内や区域ごとに、災害ごみを収集するための臨時的な仮置場を確保する。

##### エ 市民への周知

災害廃棄物の排出・収集方法、仮置場の確保、収集日時、注意事項、市民への協力要請事項等について、マスコミ、地域放送又は町内会等を通じて被災者に周知する。

オ 収集・運搬体制

ア 災害廃棄物の収集・運搬は、大規模な動員体制が必要となるので、運搬車両・建設機械や作業員の確保等について、廃棄物収集運搬・処理業者や建設業者に協力を要請するとともに、県及び他市町村等に応援を要請する。

イ 積込現場から集積場までの道路障害物を優先的に除去し、運搬経路を確保する。

カ 処理体制の確保

燃やすごみ・燃やさないごみ・粗大ごみ・資源物等について可能な限り分別し、適正に処理する。

②風水管に伴う生活ごみ処理

ア 被害状況の把握

災害対策本部の収集した被災情報等を参考に、以下の事項につき地区別の被害状況を調査・把握する。

- イ ごみの収集運搬経路
- ロ 避難状況（避難所等の数、避難者の人数等）
- ハ ごみ処理施設の損傷状況

イ ごみ処理施設の応急復旧

あらかじめ備蓄した応急復旧資機材を活用して可能な応急復旧を行うとともに、プラントメーカー等関連会社の協力を得ながら応急復旧体制の整備を図る。

ロ 仮設場の設定

災害が大規模で、通常のごみステーション等での収集が困難な場合は、必要に応じて臨時の仮設場を設定する。

ハ ごみ袋の配付

各種類等によりごみ袋を配付する。

ニ 地区住民の協力

臨時の仮設場の増加等は、町内会（自主防災組織等を含む。）などを通じて行い、地域住民に協力を求める。

③し尿処理

ア 被害状況の把握

災害対策本部の収集した被災情報等を参考に、以下の事項につき地区別の被害状況を調査・把握する。

- イ し尿の収集運搬経路
- ロ 避難状況（仮設トイレの設置場所、仮設所等の位置及び数、避難者の人数等）
- ハ し尿処理施設の損傷状況

イ し尿処理施設の応急復旧

あらかじめ備蓄した応急復旧資機材を活用して可能な応急復旧を行うとともに、プラントメーカー等関連会社の協力を得ながら、応急体制の整備を図る。

④がれき類災害廃棄物等の処理

ア 災害対策基本法第61条第2項（応急公用負担等）の規定に基づく緊急を要する危険家屋の解体について、必要に応じ自衛隊への災害派遣要請を依頼する。

イ 通行の妨げとなる道路上のがれき類を緊急に除去し、被災者等が安全に通行できるようにする。また、通行の妨げとなる道路上のがれき類を除去し、被災者等が安全に通行できるようにする。また、通行の妨げとなる道路上のがれき類を除去し、被災者等が安全に通行できるようにする。

ロ 損壊家屋、被災家屋の廃材等の運搬、処分については、原則として被災者自らが行う。ただし、被災程度により、運搬、処分についての支援策が実施された場合は、その制度の迅速、的確な活用を図る。

(3)災害時要援護者に対する配慮

市は、高齢者等の災害時要援護者の家からのごみ収集等に配慮する。

## 第46節 民間流通在庫活用等による物資等供給

【本所】 災害対策課 【庁舎】 災害対策推進センター

### 【関係機関】

- ・ 応援協賛企業、日本赤十字社山形県支部、県・市社会福祉協議会、(社)山形県トラック協会
- ・ 自衛隊
- ・ 県災害対策本部

### 計画の目的

市は、被災者及び災害応急事業従事者に対し、主要食料及び副食等を供給する必要が生じたときは、県及び民間業者、防災関係機関等との相互連携により流通在庫等を確保し、速やかに供給する。また、被災者に対し生活必需品を供給する必要が生じた場合も、県及び民間業者、防災関係機関等との相互の連携により迅速かつ的確に供給する。

#### <達成目標>

市民は、避難に当たったり、最低限の食料、飲料水、生活必需品等（以下「物資等」という）を確保するものとする。また、市は、災害時応援協定に基づき、民間流通在庫（民間企業の配送体制を活用し、下記のとおり速やかに被災者へ供給する。

#### ①食料類・飲料水

食料等の供給は、既に次の計画を目安とし、災害の規模に応じて調整する。食料等は1日2回以上確保する。

- ・ 避難～12時間以内：住民、企業（事業所）等による自己確保
- ・ 避難12時間後～災害72時間後～：おにぎり、パン等の簡単な調理食、災害時応援協定先からの食料品供給や自衛隊等による配送食
- ・ 災害72時間後～：自衛隊、日本赤十字社、ボランティア、住民等による現地炊飯（炊き出し）

#### ②生活必需品

タオル、着替え、衛生用品、乳児用粉ミルク、おむつ（小児・成人用）、毛布、仮設トイレなどの供給は需要の把握からおおむね12時間以内に、その他一般的な物資の供給は、おおむね24時間以内に行うことを目標とする。

## 2 各段階における業務の内容

避難段階	食料供給量の把握
風水害発生中	調理食の配給 固定等に基づく食料等の調達 避難所へ寝具、日用品、乳児用品

	（広域応援要請）
被災後1日以内	炊き出し等による食料の供給 その他生活必需品の供給

## 3 各主体の役割

### (1)市の役割

- 被災者への物資等の供給を行う。
- 避難の配属が滞りにより避難者の滞在を把握する。
- 自力で必要な物資等を確保できない場合は、県に支援を要請する。
- 避難が長期化した場合、食事の提供から段階的に食料品による自炊へと移行し、避難者の自立を促す。

### (2)県の役割

- 物資等の調達、輸送の代行、県及び他市町村職員の出援派遣等により市を支援する。

### (3)日本赤十字社山形県支部の交付

- 日本赤十字社山形県支部長は、「災害救援物資の交付に関する要綱」に基づく救援物資の要請があったときは、額満市地区長の調査に基づく必要量を交付する。

### (4)市民の役割

- 地域住民は、避難に当たったり、最低限の食料類、飲料水、生活必需品等（以下「物資等」という）を確保するものとする。

## 4 食料品の供給

### (1)市の実施体制

#### ①食料供給対象者

- 市は、次のいずれかに該当する者に対して、食料品の給付を行う。
  - 避難所に収容された者及び避難所に避難した者で、食料の持ち合わせがない者。
  - 住家の被害によって炊事のできない者。
  - 要介護者、高齢者の要介護者、障害者の障害者等であって、食料の持参又は調達ができない者。
  - 被害を受け一時帰宅先等に避難する者で、避難先へ到達するまでの間、食料の持ち合わせがない者。
  - 被災現場において、防災業務及び防災活動に従事している者で、食料の供給を必要とする者。
  - その他災害により食料が必要な者。

② 調達する主な食品

- ア 米類、食パン、即席麺類、レトルト食品
- イ 乳児用ミルク、牛乳
- ウ 副食品（缶詰・漬物・佃煮）調味料
- エ 缶詰もみぎ、おにぎり（被災地区外から調達）
- オ あめ、チョコレートなどの嗜好品類
- カ その他被災地域周辺で容易に調達される生鮮野菜類

③ 調達体制

物資の調達については、保管場所、調達手段、使用期限等を勘案し、発給機、毛布等必要最低限の備蓄以外は、予め災害時応接協定を締結した民間企業等から調達するものとする。民間企業等の持つ流通在庫を活用し、避難所への直接輸送も含めた災害時の迅速な対応に努める。

④ 供給体制

市は、被災住民に食料を供給するとき、各段階を考慮し供給するとともに、避難所等供給先には責任者を定めて受け入れの確保及び受給の適宜化を図り、公平に配分する。また、市は、炊き出しを実施する場合は、次により行う。

- ア 炊き出しは、原則として避難所内又はその近くの適当な場所を選び、既存の給食施設若しくは取次給食施設を設置して自ら又は委託して行う。
- イ 炊き出し要員が不足する場合は、地域の自主防災組織、日本赤十字、ボランティア団体の協力を要請する。また、必要に応じ、知事に対し自衛隊の派遣要請を依頼する。

⑤ 広域協同調達体制

ア 他市町村への要請  
市は、必要な資材の調達ができないときは、広域協定締結郡市及びその他の市町村に、次の事項を明示して応援を要請する。

- α 食料の応援要請（品目、数量、引渡期日、引渡場所、その他必要な事項）
- β 炊き出し用具等の応援要請（人員、器具、燃料、敷設、場所、期間、その他必要な事項）

イ 県への要請  
市は、他市町村等の応援でも十分な食料の調達ができないときは、次の事項を明示して県に応援を要請する。

- α 要請項目
- β 品目別の調達要請量（自己の調達可能量、他市町村への調達要請の有無及び調達見込量）
- γ 引き渡しを受ける場所及び引き受け責任者
- δ 連絡課及び連絡責任者
- ε 防災作業員の派遣の必要の有無

⑥ 食料の衛生管理、業務指針体制

食料の衛生管理及び業務指針については、第3章第12節「防疫保健衛生対策」の「1.4 食料の衛生管理」及び「食品衛生監視及び作業指針」により実施する。

(2) 系の業務体制

系は、市から要請があったとき又は必要と認めるときは、次の措置を講ずる。

- ア 備蓄物資の放出、供給
- イ 食品関係機関からの確保、供給
- ウ 迅速な輸送、復旧
- エ 県への行う応援要請
  - α 被災地以外の市町村に対しての指示又は調整
  - β 自衛隊への要請
  - γ 他の都道府県に対しての要請
- オ 国（山形復興事務所）に対しての要請

(3) 災害時要援隊等に対する配慮

高齢者、食物アレルギー患者、腎臓病患者へのたんぱく質制限等に配慮した食事提供並びに粉ミルク、使い捨て哺乳瓶等の提供により、乳幼児や子供に対応する。

5 生活必需品の供給

(1) 市の業務体制

① 生活必需品供給対象者

供給対象者は、災害によって住家被害等により日常生活に欠くことのできない生活必需品を喪失、又は喪失し、しかも資力の有無にかかわらず、これらの物資を直ちに入手することができない状態にある者とする。

② 生活必需品の範囲等

- ア 寝具（毛布、布団等）
- イ 被服（肌着等）
- ウ 炊事道具（鍋、炊飯器、包丁等）
- エ 食器（茶碗、皿、はし等）
- オ 保育用品（哺乳乳びん、おむつ等）
- カ 先材材料（マッチ、ローソク、液化石油ガス等）
- キ 日用品（石けん、タオル、ちり紙、歯ブラシ等）
- ク 生理用品
- ケ 暖房器具

③ 調達体制

生活必需品の調達は流通経路により行う。

④ 調達体制

- ア 災害時食料品等の供給協定先等から調達する。
- イ 被災の状況等により、市において十分な量が確保できないときは、県又は他の市町村に調達、供給を依頼して調達する。



⑤供給・配分

市は、被災住民への生活必需品の供給・配分を次により行う。

- ア 生活必需品を供給するときは、避難所ごとにそれぞれの責任者を定めて受入確認及び供給の適正を図る。
- イ 住民への事前周知等を徹底し、公平な配分を図る。
- ウ 災害時要援護者への優先配分を図る。

(2) 県の実施体制

県は、市から要請のあった場合又は必要と認められた場合は、次の措置を講ずる。

- ア 備蓄生活必需品の放出、供給
- イ 関係企業への供給の要請
- ウ 迅速な輸送、集積
- エ 輸送が本県のみで対応が困難な場合は、北海道、東北8県相互応援協定又は、全道都道府県知事災害時広域応援協定に基づいて広域応援要請を行うとともに、必要に応じて、東北経済産業局に対し、あまのり協定を要請する。

(3) 日本赤十字社山形県支部の交付

- ア 日本赤十字社山形県支部は、「災害見舞物資配分基準」に基づき、毛布等の交付を行う。
- イ 日本赤十字社山形県支部は、被災市町村の地区長又は分区長が実施する必要量調査に基づき要請により、必要な物資を交付する。

(4) 降雪時の対策

市、県及び国は、供給物資の輸送を円滑に行うため、輸送経路の除雪等に万全を期すとともに、降雪状況を考慮し一時的集積施設の確保等必要な措置をとる。

第47節 救援物資への対応

【本所】災害対策班 【庁舎】災害対策推進課企画課  
【関係機関】  
企業（事業者）等本県内、報道機関

1 計画の目的

災害発生直後において、食糧や生活物資の一部が不足している状況が顕著されると、輸入を中心に全国から救援物資が寄せられる。しかし、大規模な災害の発生直後には、何がどのくらい、いつまでに、送られてくるかわからない不特定多数からの小口の救援物資を、必要としている被災者に、必要としているものを、必要としている時期に、分預・仕分けして配布することは、極めて難しい。被災者のニーズと支援者の善意を結ぶ仕組みを構築するため、当面は、災害発生直後における救援物資の受け入れについて考慮した受入れ体制を整備する。

<達成目標>

災害発生後においては、救援を必要としている被災者に対し、迅速で円滑しを持った対応を要する事柄があることから、市は、応援協定等に基づき企業（事業者）や被災自治体等からの食料、生活物資等を、迅速に必要量を調査し供給する。また、市は、報道機関等の協力を得て、必要とする物資等を呼びかけ、救援物資の受入れ体制を整備する。

2 各段階における業務の内容

避難勧告、避難指示	食料供給量の把握
風水害発生中、発生後	調理食の配給 給食等に基づく食料等の手配 避難所へ寝具、日用品、乳児用品 (広域応援要請)
	炊き出し等による食料の供給 その他生活必需品の供給
被災後1日以内	

3 各主体の役割

(1) 市の役割

- ア 災害発生直後において、必要とする救援物資について報道機関等を通じ、広報に努める。特に、テレビや新聞等の報道によって避難先や被災状況が伝達される場合があるため、県内機関に対しては、その旨に配慮した情報提供を要請する。
- イ 災害発生直後は、大量の物資を迅速かつ適切に供給する必要があることから、市は、

災害時応援協定に基づき応援協定企業（事業者）等から調達する。  
ウ、関係団体等と連携、協力し、必要物資を迅速に被災者へ届ける。

#### (2) 業の役割

エ、避難人数、避難場所等の情報提供を行い、現地に物資が直接届くようにする。

### 4 業務の内容

#### (1) 救護物資の受入れ体制の周知

市は、救護物資の受入れについて、被災地域のニーズを調査把握するとともに、民間供給企業（事業者）等と必要物資の調達を調整し、不足し必要とする救護物資の受入れを呼びかける。

## 第48節 義援金の受入れ・配分

【本所】 順徳学要位護国会館 【庁舎】 長崎県庁総務課

【関係機関】

- ・ 被災者対策本部
- ・ 日本赤十字社山形県支部、山形県社会福祉協議会、鶴岡市社会福祉協議会、報道機関

### 1 計画の目的

大規模な災害による被災者に対し、全額から寄せられる義援金について、その受入れ体制を定め、義援金配分委員会による決められた決定的配分方法等により、確実に、迅速に被災者に配分する。

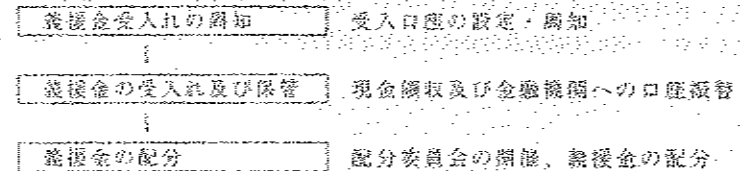
＜達成目標＞

市及び県は、配分方法等について体制を定める。

### 2 各段階における業務の内容

震災後1日以内	受入口座の設定及び報道機関を通じた公表
震災後1週間以内	義援金配分委員会による配分

### 3 義援金の受入れ・配分フロー図



### 4 業務の内容

#### (1) 義援金受入れの周知

市及び県は、義援金の受入れについて一般への周知が必要と認められる場合は、日本赤十字社山形県支部に協力を依頼し、お知らせして、市ホームページ及び報道機関等を通じ、次の事項を公表するものとする。

##### ① 義援金

- ア 振込金融機関口座（金融機関名、口座番号、口座名等）
- イ 受入窓口（市、県、市・県社会福祉協議会）
- ウ 受入期間

## (2) 義援金の受入れ・保管

市及び県は、次により義援金を受入れ、保管する。

- ア 一般からの受入窓口（市、県、市・県社会福祉協議会）を開設する。
- イ 一般から直接受領した義援金については、寄託者へ受領書を発行する。
- ウ 受け入れた義援金については、市及び県の「歳入歳出外現金」として、配分が決定されるまで適正に保管する。

## (3) 義援金の配分

### ① 義援金の配分

市及び県で受け入れた義援金については、義援金配分委員会により、被災状況等を十分調査した上で配分方法を検討し、配分計画を決定する。

### ② 義援金配分委員会の構成

義援金配分委員会は、市、県、市連経協、日本赤十字社山形県支部、鶴岡市社会福祉協議会、山形県社会福祉協議会、その他義援金交付団体等の関係機関及び被災者代表により組織する。

### ③ 配分計画

義援金配分委員会は、義援金受入額及び被災状況等を考慮し、義援金の性格を踏まえ、公平性・迅速性・透明性を確保しながら、配分対象・基準・時期・方法を定めた配分計画を決定する。

## 第49節 輸送対策

【本所】総務課、財政課、土木課、都市施設課【庁舎】財務管理課企画課、土木管理課

【関係機関】

- ・県災害対策本部（総合調整部、生活必需品確保、ライフライン対策部）、警察本部
- ・日本通運（株）鶴岡支店、輸送調整機関

### 1 計画の目的

災害時の緊急輸送は、救助・救急・消火活動の迅速な展開の支援及び被災者に対する水・食料・生活物資の供給等をその目的とする。緊急輸送を行うためには、被災者の状況、交通の確保状況を把握し、民間輸送機関との連携、関係機関への被災地の交通情報の伝達、緊急輸送道路確保のための交通規制及び早急応急復旧等を迅速に実施する。

#### <達成目標>

市は、救助・救急・消火活動の迅速な展開の支援及び被災者に対する水・食料・生活物資の供給等の緊急輸送を実施する。

#### 【輸送手段の確保】

・民間輸送機関と連携し、車両、バイク、船舶等の輸送手段は、おおむね6時間以内に確保する。また、避難所への水・食料・生活物資の供給は、国営民間企業（車庫内）等から避難所へ直送配送を図るよう要請する。

#### 【緊急輸送ネットワークの確保】

・被災・予防対策として幹線道路や集落へのアクセス道路網を整備し、災害時に被災地に至る輸送施設、輸送拠点、備蓄拠点等を結ぶ緊急輸送ネットワークは、おおむね24時間以内に確保する。

### 2 各段階における業務の内容

災害発生、避難指示	避難者の輸送
風水害発生中、発生後	緊急受入道路の確保（中継基地・バリエード）
	緊急輸送ネットワークの確保
	輸送車両の確保
	医療物資・人員、患者等輸送
	食糧等の輸送

### 3 各主体の役割

#### (1) 市の役割

- ア 道路等の被災情報に基づき、被災地に至る輸送施設、輸送拠点、備蓄拠点等の緊急輸送

ネットワーク及び輸送手段を確保する。

- イ 災害の発生が予測され、住民等の避難が必要となった場合で、徒歩による迅速な避難が困難な場合は、車両、ヘリコプター、船舶等により、住民等を安全な地域へ輸送する。
- ウ 車両、船舶等の調達先及び予定数並びに物資の集積場所等を明確にし、県等他機関と連携して輸送体制を確保し、災害時の円滑な輸送を実施する。
- エ 車両、船舶等の輸送手段が調達不能となった場合など、円滑な輸送体制の確保が困難である場合は、他の市町村又は県に応援要請を行う。

(2) 県の役割

- ア 道路等の被災情報に基づき、被災地に至る輸送施設、輸送拠点、搬送拠点等の緊急輸送ネットワーク及び輸送手段を確保する。
- イ 被災地へのアクセス、道路の被害状況、予想される物流量、規模等を調査し、物資等の集積・配送の拠点を確保する。
- ウ 市からの輸送体制確保に係る応援要請に基づき、関係機関に協力を要請する。
- エ 災害緊急対策的観点かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両を緊急通行車両として承認を行う。
- オ 災害発生初期からヘリコプターを集中的に投入し、緊急輸送道路沿道までの間、輸送を行う。
- カ 応援ヘリコプターを受け入れるための臨時ヘリポートの確保等、早期に体制を整える。

(3) 県警察の役割

- ア 交通の混乱を防止し、被災地内外の円滑な輸送体制を確保するため、交通規制を実施する。
- イ 災害緊急対策的観点かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両を緊急通行車両として承認を行う。

(4) 輸送関係機関

自動車・船舶・港湾運送事業者等の輸送関係機関は、東北運輸局、山形運輸支局の指導のもと、市へ災害対策的災害対策本部と連携し、輸送体制の確保に協力する。

(5) 輸送施設管理者

道路、空港、港湾、漁港、鉄道駅、臨時ヘリポート等の輸送施設の管理者は、市、県、県警察、消防機関及び他の輸送施設管理者等と連携し、他の復興作業に優先して緊急輸送ネットワークの復旧・確保を行う。

4 業務の内容

(1) 市の緊急輸送実施体制

① 緊急輸送計画

市は、時系列区分により実施する災害緊急対策のため、輸送活動を行うにあたり、次の輸送対象順位により行う。

- ア 輸送計画にあたっての最優先事項
  - a 人命の救助、安全の確保
  - b 被害の拡大防止
  - c 災害緊急対策の円滑な実施

イ 輸送対象

段階	内容
第1段階	1 救助・救急活動、医療活動、人命救助に要する人員及び物資 2 消防、水防活動等の災害の拡大防止のための人員及び物資 3 市・県・国災害対策要員、ライフライン施設等の緊急対策に必要な人員及び物資等
第2段階	1 地方医療機関へ搬送する負傷者 2 緊急輸送施設、輸送拠点の緊急復旧、交通規制等に必要の人員及び物資
第3段階	1 上記第1段階の続行 2 飲料水及び食料等の生命維持に必要な物資 3 生活必需物資 4 傷病者及び被災地外への輸送 5 輸送施設の緊急復旧等に必要の人員及び物資
	1 上記第2段階の続行 2 災害復旧に必要な人員及び物資 3 廃棄物の搬出

② 車両等の確保

市は、災害時に必要な車両は、市有車両をもって充てるものとし、不足を来す場合が生じたときは、次の民間輸送企業「重基所」等の協力を得て調達する。

- ア 重基所 法人山形県トラック協会助成支部
- イ 鶴岡市利根取取運隊同組合（ダンプトラック）
- ウ 庄内交通株式会社
- エ 鶴岡市ハイヤー・タクシー協会
- オ 車両レンタル会社

③ 県等へのあっせん設置要請

市は、県又は他の市町村に対し車両のあっせん設置を依頼するときは、次の事項を明示して要請する。

<要請事項>

- ・輸送区間及び増り上げ期間
- ・輸送人員又は輸送量
- ・車両等の種類及び台数

## 第50節 災害警備

【実施主体】 警察本部、韓国警察署

【本所】 災害対策所 【庁舎】 災害対策本部運用所

【関係機関】

・ 警察本部 韓国警察本部

### 1 計画の目的

大規模災害時においては、一時的に社会生活が麻痺状態となり、また、災害時の混乱に乘じた各種犯罪の発生も予想される。これらの事態に対処するため、韓国警察本部及び韓国警察署は、関係機関との緊密な連絡の下、早期に警備体制を確立し被害状況の収集等に努め、被災住民の生命及び身体の保護のため迅速・的確な警備・保安活動及び交通規制を実施するものとする。

#### <達成目標>

警察本部及び韓国警察署は、大規模災害の発生に備えて次の措置を行おう努めるものとする。

- (1) 警察本部、大規模災害が発生した場合、警察本部に災害警備本部を設置するとともに、韓国警察署に現地災害警備本部を設置して災害警備活動を行う。
- (2) 警察本部、災害警備活動に必要な警備部隊を現地災害警備本部に派遣するとともに、警備要員及び災害警備資機材が不足する場合は、国民警察補助隊警察官や消防隊並びに警備車両、警備艇、警察ヘリコプター等の応援要請を行う。
- (3) 災害発生後、速やかに通信手段の機能を確保し、災害警備に必要な警察部隊の機能を確保する。

### 2 各段階における業務の内容

風水害発生中、発生後	緊急交通路の確保
	交通規制
	救助
	被災地・避難所の警戒警備

### 3 業務の内容

(1) 災害警備活動における関係機関との連携

災害に対処するため、市及び関係機関と連携を密にし、それぞれの活動状況を互いに把握するとともに、相互に協力し救助活動、災害応急活動等を効果的に行う。

・ 集結場所及び日時

・ その他必要事項

#### (2) 燃料の確保

災害時における緊急輸送活動に必要な燃料の調達・供給は、市と契約を締結している業者（又は、市登録業者）に依頼し、給油場所を指定し供給する。

#### (2) 自動車による緊急輸送に必要な手続

災害対策基本法第76条の規定により緊急交通路が指定された場合、緊急通行車両以外の車両の通行が禁止されるため、次により緊急通行車両の確認を受ける。

##### ① 緊急通行車両の確認

市、市及び公共団体が所有する車の緊急通行車両の確認は、車両使用者の申し出により、その旨を市交通安全委員会（警察本部）、各関係警察署及び交通検閲所において行う。なお、緊急通行車両を事前に届け出ておく制度があるため、各機関はあらかじめ各関係警察署に手続を行う。

ア 緊急通行車両の申し出は、各関係警察署等に事前に届け出るか又はその旨を市で行う。

イ 確認は、各関係警察署等が行い、所定の標章及び証明書を交付する。ただし、事前に届け出た場合は、緊急通行車両等事前届出標章が交付されるので、出勤時に警察署又は交通検閲所において標章及び証明書と引き換える。

ウ 緊急通行車両使用者は、交付された標章を車両前部左側に掲示し、証明書を携帯する。

##### ② 緊急通行車両の範囲

緊急通行車両の範囲は、道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車及び災害対策基本法第50条第1項に規定する災害対策の業務に特に必要として政令で定めた車両であり、主に次の業務に従事する車両とする。

- ア 発災の発生及び迅速並びに避難の勧告又は指示に関するもの。
- イ 消防、水防、道路維持、電気・ガス・水道その他の応急措置に関するもの。
- ウ 被災者の救済、救助、その他の保護に関するもの。
- エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関するもの。
- オ 被災地の施設、設備の応急の復旧に関するもの。
- カ 消防、防疫その他の保健衛生に関するもの。
- キ 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持に関するもの。
- ク 緊急輸送の確保に関するもの。
- ケ 上記のほか、災害発生防止又は拡大の抑止のための措置に関するもの。

#### (3) 積雪期の対応

ア 各施設の管理者は、積雪期における除雪体制等を整備し、迅速かつ的確な除雪・排雪活動を実施するものとする。

イ 各施設の管理者は、降雪による災害の予防、軽減及び交通の混乱防止のため、交通状況及び交通確保対策の実施状況等について、適時適切な広報を行うものとする。

団体	内容
市	1 被災状況、避難者動向等の緊密な情報交換 2 一般治安対策、地域安全活動等の実施協力
消防機関	1 消火、救急活動のため消防車両の通行及び緊急消防援助区域の設定等における連携 2 被災者の捜索、救助活動に関する情報交換及び連携
自衛隊	災害被害の拡大・被害活動の支援 1 必要に応じて、災害現場に派遣する自衛隊車両の先導 2 被災者の捜索や捜索、救助活動
自治体上 関係者	被災地における被災者の捜索、救助活動について相互に協力

(2) 災害警備活動

大規模災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき以下の災害警備活動を行う。

- ア 情 報提供関係機関等との連携
- イ 被害情報の収集及び被害事態の把握
- ロ 避難のための立ち退き及び屋内待避等の安全確保に関する措置の指示
- ハ 自衛隊等の要出動要請等の依頼及び自衛隊等の捜索
- ニ 避難場所・避難経路の確保
- ホ 警戒区域の設定及び被災地域住民の避難誘導
- ヘ 通信の確保
- ヘ 不法行為等の予防及び取締り
- コ 道難地域、避難場所、重要施設等の警戒
- ケ 地域住民に対する相談及び防災対策地域安全活動の推進
- コ 他府道庁県警察本部等に対する援助要請

(3) 道路交通対策

大規模災害が発生した場合は、速やかに道路の被害状況及び交通状況の把握に努め、危険箇所の標示、ウチ標示、交通情報の収集及び提供、車両の通行の抑制、その他運転者の取るべき措置についての広報等、危険防止及び混雑緩和のための措置を講ずるものとする。

(交通規制の実施)

- ア 原内への一般車両の進入制限
- イ 被災地域に向かう車両の通行抑制
- ウ 高速道路の通行禁止と進入制限
- エ 広域交通規制
- オ 緊急交通路等の指定
- カ 緊急交通路等における車両等の推奨、乗車乗降の誘導による乗車車両の滞留防止及び乗客の降参
- キ 交通規制の発生する道路を高速走行及び加速の誘導

- ケ 主要信号機の確保
- セ 緊急通行車両の確保

(4) 自動車運転者のとるべき措置

関係警察署は、平常時から関係機関と連携して、自動車運転者に対し、災害発生時の取るべき措置について、次に定める事項の周知徹底を図るものとする。

- ア 緊急避難避難が要求されたことを知らずとも、運転者は、周囲の状況に応じて、あわてることなく、非常点検表示灯をつけるなどして周囲の車に注意を促した後、急ブレーキを踏み、減速に力を入れること。
- イ 急ハンドル、急ブレーキを踏むなど、できるかぎり安全な方法により車両を安全な場所に誘導し、道路の左側に停車すること。
- ロ 一旦停車後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
- ハ 一旦車両において避難するときは、できる限り路外に停車させる。やむを得ず道路上に留まる場合は、道路右側に停車させ、エンジンキーを付けたまま車を止め、トランスをロックしないこと。

(5) 関係機関との協力

交通規制の実施に際しては、道路管理者及び関係機関と緊密に連携し、状況に即した適切な交通規制を実施する。必要に応じて警察官等の警察官等には交通指導等の協力依頼を行う。また、交通警備隊等に必要要員が不足する場合は、社団法人日本道路協会等に対し、当該業務の運轉について協力を要請を行う。

(6) 広報

交通規制を実施した場合は、避難者、運転者、地域住民等に対してラジオ、テレビ、交通情報紙、立て看板等により適時、適切な広報を実施し、その周知徹底を図るものとする。

(7) 災害時要援護者に対する配慮

地域住民の避難誘導にあたっては、高齢者、障害者、子供、外国人等の災害時要援護者を優先的に避難させる等、十分配慮した対応を行うものとする。

(8) 積雪等の対応

積雪期の災害に備え、降積雪量、道路凍結状況その他冬期における特殊条件の実態を把握し、基礎資料として整備しておくものとする。

## 第51節 行方不明者の捜索、遺体の保護・埋葬

【本所】消防水防班、被災者支援センター、市民生活課 【庁舎】 被災者支援センター

### 【関係機関】

- ・ 被災者対策本部（保健医療対策班）、警備本部
- ・ 自衛隊 - 酒田海上保安部
- ・ 日本赤十字社、医師会（市・県）、葬祭業者

### 1 計画の目的

災害時には、家屋の倒壊、火災等により多数の行方不明者、死亡者が発生する可能性があることから、市は、県及び関係機関相互の連携体制の整備を図り、行方不明者の捜索、遺体の保護、埋葬等一連の業務を迅速かつ適切に実施する。

#### <達成目標>

市は、県及び関係機関相互の連携体制の整備を図り、行方不明者の捜索、遺体の保護、埋葬等一連の業務を迅速に行う。

### 2 各段階における業務の内容

発災後6時間以内	行方不明者の捜索
発災後1日以内	緊急車、棺、香燭等確保 火葬場の被災状況、受入可否確認
発災後2日以内	遺体安置所へ搬送、身元確認等 火葬

### 3 各主体の役割

#### (1) 市の役割

市は、行方不明者の捜索、遺体の保護、埋葬等一連の業務を行うにあたり、関係機関、自衛隊等の関係機関と協力するとともに、公衆衛生上の危害を未然に防止するものとする。

#### (2) 県の役割

県内の被害状況の把握を行うとともに、市と関係機関との連絡・調整を行う。

#### (3) 警察本部、自衛隊等関係機関の役割

行方不明者の捜索等の早い段階から、市・県等と連携し、迅速に業務が遂行できるよう支援するものとする。

### 4 業務の内容

#### (1) 行方不明者の捜索

行方不明者等を捜索する各防災関係機関の業務

##### ① 市

- ア 関係機関等と連絡をとり行方不明者等の捜索を行う。
- イ 県に対し、捜索状況の報告を行い、状況により自衛隊に対する要請等への対応要請を行うよう依頼する。

##### ② 県

- 被害状況の把握を行い、市からの要請依頼に基づき自衛隊に派遣要請を行う。

##### ③ 関係警察署、自衛隊等関係機関

- ア 行方不明者の捜索を市と協力して行う。
- イ 関係警察署は、行方不明者の届出を受けるとともに、情報の収集を行う。

#### (2) 遺体の収容

遺体を本所及びヘリコプター等により搬送し、安置するまでの各防災関係機関の一連の業務は、次により行う。

##### ① 市

- ア 遺体の身元識別のため及び死亡者多数で短時間で埋没法にできない場合は、遺体の安置所（寺院、市有施設等）を確保し、関係機関に通知する。
- イ 搬送車両は葬祭業者に手配を要請する。
- ウ 桶、ドライアイス等は、葬祭業者に手配を要請する。
- エ 搬送車両、桶、ドライアイス等不足が生じたときは、県に対し、要請を依頼する。
- オ 市は、県及び関係機関と連絡し、遺体安置所の設置状況及び遺体収容状況等に関し、報道機関を通じて住民に対する広報に努める。

##### ② 県

- 市からの依頼により、葬祭業者自衛隊等関係機関及び出稼車上ラック協会に手配を要請する。

##### ③ 関係警察署、自衛隊等関係機関

- 市と協力し、遺体の搬送を行う。

#### (3) 遺体の検査及び遺体の保護

遺体の検視、医学的検査、身元確認等の業務及び遺体識別のための消毒等の一連の防災関係機関等の業務は、次により行う。

##### ① 市

- ア 災害の状況により市医療関係機関での対応ができないと判断されたときは、県に対し、速やかに医師等の派遣を依頼し、検死等、そのほか必要な措置を実施する。
- イ 関係警察署及び関係機関に連絡し、遺体の身元確認を行う。



②県

市から依頼があった場合又は必要と認めるときは、山形県医師会に要請し、医師等を派遣する。

③関係警察署

- ア 各県の法令又は規則に基づいて遺体の検視を行う。
- イ 身元不明遺体について、関係機関と協力して身元確認を行う。

④隣接地医師会

- ア 検案を行うものとする。
- イ 検視及び医学的検査を終了した遺体について、遺体運搬のための消毒等の処理を行うものとする。

(4)遺体の埋葬

遺体を安置場所から搬送し、火葬するまでの一連の業務は、次により行う。なお、原則として遺体は、運搬車により搬送し、火葬する。

①市

- ア 運搬車、骨つば等が不足する場合は、県に対し葬祭業者等に手配を要請するよう依頼する。
- イ 死亡者が多数のため、通常の火葬手続きに従っていても遺体の腐敗等により公衆衛生上の危害を発生する恐れがあるときは、火葬・土葬許可証の特殊手続きの簡素化について、臨時葬儀業務課長等へ手配を通じ厚生労働省に協議する。
- ウ 使用時、大葬機が機能を十分確保できるよう、副機、薪火、耐水等の性能を保全する。災害時は、機体が適切に行われるよう事業者の止燃を把握し努めるとともに、当該機体を設置して埋没させ替えるものとし、埋没を行う者がいない場合又は不明な場合は、市が埋没を行うものとする。

②県

市から常駐車、骨つば等の手配依頼があった場合は、葬祭業者等に要請し確保する。

(5)身元不明遺体

市及び関係機関の身元不明遺体の取扱いについては、次により行う。

- ア 身元不明の遺体については、関係警察署とその総務課機関と連携し調査にあたる。
- イ 関係警察署又は国土海上保安部は、速やかな身元確認に努める。
- ウ 市は、身元確認の結果として身元不明な場合は、戸籍修正人として取り扱えるものとし、被災地域以外に居住する遺体（被災地、河川上流の被災地域において被害が発生し、上流の河川に漂流したような場合）で、身元が不明な場合については、保護搬送し、取り扱う。

(6)広域応援体制による対応

被害の規模が大きく後片での対応が困難な場合は、速やかに応援を要請し体制を確保する。

①市

行方不明者の捜索、遺体の保護、埋葬が困難な場合、県及び他市町村に対し応援要請を行い、体制を確保する。

②県

県は、市から応援要請を受けたときは、状況に応じて県内市町村、近隣県及び全国都道府県への応援要請を行う。

- ア 県内の火葬施設及びその処理能力等を把握し、市から応援要請があった場合に、直ちに応援要請を行う。
- イ 近隣県と広域応援体制の協定を締結し、災害時における広域応援体制を確立しておく。市から応援要請があった場合に、直ちに協定県に応援要請を行う。
- ウ 厚生労働省を通じ全国都道府県に応援要請を行う。



⑥避難所の開設及び運営の協力

校長等は、市及び自主防災組織等と連携して避難所の開設及び運営に協力する。学校等が避難所にあてられた場合は、学校等の管理に必要な教職員を確保し、避難所の開設等災害対策に協力する。

⑦心の健康支援

学校において、児童等により児童・生徒等に危害が生じた場合において、当該児童・生徒等及び当該児童等により心的外傷その他の心身の健康に対する被害を受けた児童・生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な援助を行い、心のケア対策を推進する。この場合、保護者との連携を図るとともに必要に応じて当該学校の所在する地域・関係機関との連携を図る。

(2)教育活動の再開

①授業の早期再開

- ・校長は、次により教育の場を確保し授業の早期再開を図る。
  - ア 同一学校内の被害を免れた施設を利用する。
  - イ 最寄りの学校又は公共施設を利用する。
  - ウ 市が応急仮設校舎を設置する。

②留置環境

- ・授業再開にあたっては、次の事項に留意する。
  - ア 教科書・学用品等の損失状況を考慮して教材等の確保に努める。
  - イ 特に校外施設を利用した場合は、児童生徒の課外生徒に留意する。
  - ウ 通学路の被害状況に応じ、通学についての危険防止措置を講ずるなど通学路を確保する。
  - エ 家庭との臨時連絡体制を整備する。
  - オ 児童生徒の心の安定に十分配慮して授業を行うとともに、カウンセラーの導入を要請する。
  - カ 授業再開に必要な教職員の確保に努める。
  - キ 避難所としての使用が長期化する場合は、市と必要な協議を行う。

③幼稚園・保育園等の早期再開

保育所園長は、無事祖産課と協議のうえ、幼稚園の早期再開を図る。

(3)市の業務

①情報の発約・伝達

市立学校等の被害状況、ニーズ、臨時休業の予定等の情報を速やかに発約し、市に伝達し、また、市からの情報を市立学校に伝達する。また、学校等の被害の状況、児童生徒の安否、臨時休業、児童生徒の下校困難などの情報について、市の広報媒体により広報し、保護者等への伝達に努める。

②学校等への支援

- 以下の点等について、学校等の発起を支援する。
  - ア 県と連携し、必要に応じて、教職員に児童生徒の心のケアについて指導し、心のケアの専門家を派遣する等により一支援する。
  - イ 避難等で通学が困難になった児童生徒がいる場合に、スクールバスの運行等の便宜を検討する。

③学用品等の支給

児童生徒の被災状況を考慮し、限定的に教科書・学用品等の調達・供給を行う。また、被災者に対する緊急避難時の発生による被害を減らすために学用品の確保を図る。市は、教育委員会及び学校と協力し、次に学用品の調達及び支給を行う。

ア 学用品と給付物資

- ・授業の中断、全休、遅刻、出席、早退又は出席不足（土砂崩壊等により一時的に居座ることができない状態となったものを含む）により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小・中学校児童、中学校・高等中学校等の生徒（特別支援学校の小学部児童、中等部生徒、高等部生徒を含む）、幼稚園児、保育所児、児童生徒等に対する学用品の給付は、教科書、教材、文具、通学用品及びその他の学用品（運動靴、体育着等）、学用品支給の物資とする。

・市が発生した日から、原則として、教科書（教材を含む）は1か月以内に、文具、通学用品及びその他の学用品は、1か月以内に支給を完了する。ただし、交通又は通信の障害によって、学用品の調達及び給付の困難が予想される場合には、知事は、厚生労働大臣に協議し、その回復を待たずして必要な期間を延長することができる。

## 第53節 児童・生徒のこころのケア対策

【本所】教育班、医療・防疫班 【庁舎】教育研修センター、民生部市民福祉部

【関係機関】

- ・県災害対策本部（保健医療対策室）、教育委員会
- ・各教育事務所、学校等

### 1 計画の目的

児童・生徒が災害から受ける心の衝撃は大人より大きいと言われる。こころや身体の不調が大人と違った形で現れる傾向がある。精神的健康状態を迅速かつ的確に把握するとともに、精神的不調等へ適切に対応して、児童・生徒のこころの健康維持・増進に努める。

<達成目標>

市及び校長は、災害発生から2週間後を目途にカウンセラー派遣を開始する。

### 2 各段階における業務の内容

発災後3日以内	児童・生徒のこころのケア
発災後1週間以内	教員への説明会

### 3 各主体の役割

#### (1) 市の役割

カウンセラー派遣計画等について各学校へ通知できるよう、連絡の方法等を明確にし、通知を行う。保育園等、児童に関する施設・相談窓口ではこころのケアに十分配慮した対応を行い、関係機関と連携を取りながら、対策を実施する。

#### (2) 県の役割

- ア 災害発生直後からこころのケアに係る緊急支援について、関係機関等と学校開始直後からカウンセラーを派遣する。
- イ 災害の規模に応じて、県外へカウンセラー派遣を要請する。

#### (3) 学校の役割

ア 教職員による児童生徒への早期カウンセリングの実施

各学校においては、表裏篇により児童・生徒等に災害発生による被害に付いて、当該児童・生徒等及び当該災害等により心的外傷等の他に心身の健康に対する被害を受けた児童・生徒等その他の関係者の心身の健康を回復するため、必要に応じて関係者に対して必要な支援を行い、心のケア対策を推進する。この場合、保

護者との連携を図るとともに必要に応じて当該学校の所在する地域の関係機関との連携を図る。

### 4 業務の内容

実施主体	対策	協力依頼先
市	巡回相談、カウンセラー派遣の計画送付、実地把握	
県	巡回相談、カウンセラー派遣の計画	県臨床心理士会

## 第54節 文化財応急対策

【本所】教育課 【庁舎】教育館3階企画課  
【関係機関】県災害対策本部

### 1 計画の目的

災害発生時、文化財所有者をはじめとする関係機関は、文化財を保護し、その文化的価値が失われることのないよう被害を防止するための必要措置をとる。

#### <達成目標>

市は、文化財の被害状況を把握し、早急に県に報告するとともに、文化財所有者や地域住民等の協力を得て、必要に応じて、応急的措置及び一時撤出等の救済措置を講ずる。文化財所有者は、市の協力を得て、二次的災害から文化財を保護し、その文化的価値がより失われないよう必要措置をとるものとする。

### 2 各段階における業務の内容

風水害発生中、発生後	入館者の安全確保（建物の場合） 被災状況の調査報告 被害拡大防止措置
------------	--

### 3 各主体の役割

#### (1) 市の役割

##### ① 指定文化財への対策

###### ア 市及び県指定等文化財

市内に所在する文化財の被害状況を把握し、速やかに県教育委員会に報告するとともに、関係機関へ被災文化財の被害・撤出依頼等から被害拡大防止のための応急措置をとる。併せて、被災文化財に係る応急的措置及び修理について、関係諸機関と連絡・調整を図り、所有者又は管理責任者に対する指導・助言の仲立ちをする。

###### イ 市指定等文化財

文化財の被害状況を把握を行うとともに、市指定等文化財の被害・撤出等に係る必要に応じた被害拡大防止のための応急措置をとる。併せて、応急的措置及び修理についての助言・指導や支援を行う。必要に応じて関係者・管理責任者へ被害状況を報告し、協力を要する。

ウ 建設物等に被害者がいる場合は、人命の安全確保の措置を行う。

#### (2) 県の役割

##### ① 指定文化財等への対策

###### ア 市及び県指定等文化財

必要に応じて現地に担当職員を派遣するなどして文化財の被害状況を把握・確認し、関係諸機関等と連携を取り合いながら、被災文化財の応急的措置及び修理についての指導・助言を行う。

###### イ 市指定等文化財

市教育委員会等を通じて文化財の被害状況を把握し、必要に応じて被災文化財に係る種々の相談や協力要請に応じる。

#### (3) 市民・文化財所有者等の役割

##### ① 市民の役割

文化財に被害が見られた場合には、所有者又は関係機関等へ可能な限り連絡を行うとともに、危険のない範囲で、被災文化財撤出依頼箇所等への参加・協力をを行うものとする。

##### ② 地域の役割

地域全体の共有財産である文化財を保存・継承するために、所有者又は管理責任者と連携を取り合いながら、可能な限り被災文化財の保護・撤出依頼活動に当たるとする。

##### ③ 文化財所有者、管理責任者の役割

危険のない範囲で、被災文化財の保護・撤出依頼等に当たるとともに、市教育委員会等の関係機関へ被害状況を報告し、応急的処置及び修理についての協力を指示を仰ぐものとする。

### 4 業務の内容

#### (1) 文化財の応急対策

ア 文化財、収蔵施設等の管理者は、入館者及び施設利用者の安全確保及び施設の保全を図るとともに、応急対策を行い被害の軽減に努める。

イ 災害発生直後は、入館者、施設利用者を安全な場所に避難誘導させる。

ロ 負傷者の有無を確認し必要な措置を講ずる。

ハ ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

#### (2) 文化財の種類別の対策

##### ① 建造物

文化財所有者は、二次災害等により被害拡大の懸念のあるものについては、可能な限

り応急的措置を施し、本格的な修理・修復まで現状維持できるような対応を行うものとする。  
市及び市は、それを指導・助言するとともに、可能な限りの支援を行う。

②美術工芸品、有形民俗文化財

文化財所有者は、文化財が展示・収蔵されている施設そのものが、凶悪・風水又はその危険性がある場合には、市・県及び地域住民等と連携して、可能な限り速やかに当該施設から搬出し、その保護・保存を図る。併せて、被災した文化財に関しては、その現状写真を備蓄とした蓄積を施し、本格的な修理・修復に備えるものとする。

③史跡、名勝、天然記念物

文化財所有者は、可能な限り被害状況の把握に努め、二次的倒壊・崩落を極力防止するために、危険のない施設で、応急的措置を講ずるよう努めるものとする。  
市及び市は、それを指導・助言するとともに、可能な限りの支援を行う。

## 第38節 商工業観光業応急対策

【本所】商工・観光課 【庁舎】商工観光課業務室

【関係機関】

- ・県災害対策本部
- ・福岡商工会議所、県出店商工会、各商工団体、企業（事業者）、等事業者、各観光協会

### 1 計画の目的

風水害などに遭遇した場合において、商工業観光業の事業資産の被害を最小限にとどめ、事業の継続あるいは早期復旧を図る。また、緊急時における企業活動への支援を行う。

<達成目標>

市は、関係機関等の協力を得ながら、原則として災害発生後7日（特に被害が大きい場合は15日）以内に主な商工業観光業の被害概要を把握する。市及び市は、被災状況を踏まえ必要と認められる場合は、原則として災害発生後7日以内を以て、市に当該関係機関の協力を得ながら金融相談等の窓口を設置する。企業（事業者）、等事業者は、災害などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の被害を最小限にとどめ、事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために必要な初動対策を講ずるものとする。

### 2 各段階における業務の内容

被災後1週間以内 被害概要把握

### 3 各主体の役割

(1)市の役割

- ア 関係機関、団体と協力し、企業（事業者）、等事業者の被害状況を把握する。
- イ 被災中小企業者等のための県、市、商工会議所、関係機関等の相談窓口の設置に協力する。
- ウ 行政等の支援策について、被災中小企業者等に周知する。

(2)県の役割

- ア 商工・観光団体、主要企業等からの聴取により被害状況を把握する。
- イ 市を通じて中小企業等の直接被害件数、被害額を把握する。
- ウ 被害状況、被害件数及び被害額を国に報告する。
- エ 必要な関係機関に対し被災中小企業等の復旧等への協力・支援を要請する。
- オ 被災中小企業者等のための現地相談窓口を設置する。
- カ 報道機関等に対し被災地の企業（事業者）、等事業者の稼働状況等の適切な情報提供を

行い、風評被害を防止する。  
 ※エーカは、被災状況により対応

(3) 企業（事業所）等事業者の役割

災害による事業中断を最小限にとどめ、事業の継続あるいは早期復旧のために必要な対策を講ずるものとする。

(4) 商工会議所、商工会、商工団体、観光協会等の役割

- ア 会員・組合員等の被災状況を把握するものとする。
- イ 商工会議所、商工会等は、被災中小企業者等のための相談窓口の設置に協力するものとする。
- ウ 行政等の支援策に関する情報を、会員・組合員等に周知するものとする。

4 業務の内容

(1) 市の内容業務

- ① 被災状況の把握
  - ア 商工会議所、商工会、各種組合団体等に協力を要請し、管内の臨工職業者の被災状況を調査し県に報告する。
- ② 関係機関への協力・支援要請
  - ア 被災の状況に応じ、金融機関、機械メーカー、輸送業者、商工観光団体等、関係機関に対し必要な支援・協力を要請する。

(2) 県の内容業務

- ① 被災状況の把握
  - ア 県商工労働観光部各課は、所管する商工団体、主要企業、観光施設等から被災状況を聴取する。
  - イ 市に管内商工観光業の被災状況の調査を依頼し、取りまとめる。
  - ウ 県に被災状況を報告する。
- ② 関係機関への協力・支援要請
  - ア 被災の状況に応じ、金融機関、機械メーカー、輸送業者、商工観光団体等、関係機関に対し、必要な支援・協力を要請する。
- ③ 相談窓口の設置
  - ア 被災中小企業者等の相談に応じるための相談窓口を設置する。

第56節 ボランティアとの協働

【本所】 被災緊急対策推進部、総務課相談・課民班 【庁舎】 鶴岡市市民福祉部、相談課、市民福祉課  
 被災者支援課

【実施主体】 鶴岡市社会福祉協議会

【関係機関】

- ・ 県災害対策本部（生活救護班）
- ・ 山形県社会福祉協議会、県内NPO、鶴岡青年会議所、山形県災害救援ボランティア支援本部

1 計画の目的

市及び関係機関は、ボランティアの自主性を尊重し、災害時におけるボランティア活動が円滑に進められるよう、関係機関の支援・協働体制の確立について定める。

<達成目標>

災害ボランティア活動については、鶴岡市社会福祉協議会が主体となり、NPO法人等の各等団体等と協働の上、災害ボランティアセンターを設置し、コーディネートを行う。災害ボランティア活動が円滑に行われるために、市は、災害ボランティアセンターの実施主体となる鶴岡市社会福祉協議会へ、情報の提供等の支援を行う。

2 各段階における業務の内容

風水害発生中、発生後	県災害ボランティア本部設置 情報の受信
発生後1日以内	市災害ボランティアセンターの設置 ボランティアニーズの把握
発生後3日以内	ボランティア受入広報の発信

3 各主体の役割

(1) 市の役割

- ア 災害ボランティアの受け入れ体制の整備
  - ・ 鶴岡市社会福祉協議会と協働し、災害ボランティアセンターを設置する場所（体育館等の公共施設）を指定する。
- イ 災害ボランティアセンターの運営支援
  - ・ 鶴岡市社会福祉協議会と情報共有を図る。
  - ・ 災害ボランティア活動に必要な情報を提供する。



② ボランティア活動への支援・協力

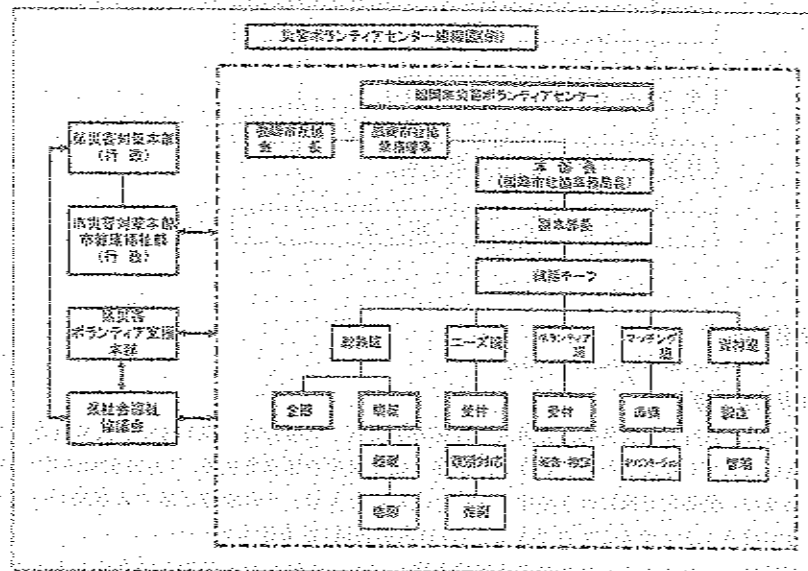
ボランティアに対し、活動拠点の提供、物資の確保等必要な支援・協力を行い、  
また、活動における安全確保を図る。

(2) 県の役割

- ア 県災害ボランティア支援本部を設け、同本部の運営を支援する。
- イ 県外の行政機関、県内外の支援団体などとの連絡・調整を図る。

(3) 鶴岡市社会福祉協議会の役割

市災害対策本部は、鶴岡市社会福祉協議会と協議して災害ボランティアセンターを設  
置する。災害ボランティアセンターの組織図の例については、以下のとおり（災害の規模に応じ  
変動あり）とする。なお、ボランティアセンターの設置・運営については、鶴岡市社会福祉  
協議会を主体として、各種団体等の協力を得て組織する。



(4) 県災害ボランティア支援本部の役割

ア 災害が絶えず、ボランティアによる支援の必要性が考えられるとき、県は、必要に応じ  
て県災害対策本部内に県災害ボランティア支援本部を設ける。また、各地方自治に設置  
される県災害対策本部の区域に、それぞれが管轄区域をその区域に割り当てて、その  
下組織を設ける。

- イ 県災害ボランティア支援本部は、各種の支援物資やボランティア対応等と連携し、市災害  
ボランティア支援本部（被災地災害ボランティアセンター）の取組を支援する。各種の情  
報の提供及び、被災地情報収集を行う。また、必要に応じて支援を行う。
- ロ 市災害ボランティア支援本部の設置状況を把握するとともに、その取組及び運営に  
困難な場合、随時アドバイザーの派遣等が支援策を講ずる。
- ハ 県内外の災害と被災者のボランティア活動実態等に対し、市災害ボランティア支  
援本部等の協力を提供する。
- ニ 市災害ボランティア支援本部から要望があった場合や、名簿と照合した場合に、  
各種の支援策を通じて、広くボランティアの募集等を行う。

4 業務の内容

(1) 鶴岡市社会福祉協議会市災害ボランティア支援本部の業務の内容

- 市は、大規模な災害が発生した場合、鶴岡市社会福祉協議会と協働して、必要に応じ  
て市災害ボランティア支援本部を設置する。
- ア 個人宅や避難所等における被災者支援ニーズの把握を行う。
  - イ ボランティアが支援を行う被災者ニーズを判断し、関係機関などへ情報の提供を行う。
  - ウ 各種の報媒体を通じ、ボランティア活動希望者へ情報の発信を行う。
  - エ 災害ボランティア活動を支援する物資の確保を行う。
  - オ 駆けつけたボランティアの受付、登録を行い、被災者ニーズとのマッチング（検査  
先、活動内容の決定）を行う。
  - カ 医療や看護等の専門技術を持った者がその技術を生かすためにボランティア活動に  
参加する場合については、市災害対策本部及び関係機関と連携を取った中で対応する。
  - キ 被災現場やボランティア活動の状況を把握し、情報の整理を行い、ボランティア活動  
プログラムを立案する。
  - ク 市内外から複数のボランティア活動をコーディネートする民間団体が活動を行う場  
合は、これらの団体と連携を取りながら、効果的に活動を行う。
  - ケ その他、被災者ニーズに基づいた活動を行う。

## 第57節 災害救助法による救助

【本節】災害対策編 【行番】災害対策再発防止計画

【関係機関】

- ・県災害対策本部（総合調整班）
- ・日本赤十字社

### 1 計画の目的

災害救助法による応急救助は、災害発生直後の混乱期における被災者保護及び社会秩序の保全を目的とした緊急の措置であり、人命の保護、被災者の帰郷等の活動がもたらす影響は、極めて大きい。すなわち、災害が発生し、災害救助法適用の必要が認められた場合は、県に於て速やかに所定の手続きを行うとともに、県と連携して迅速かつ的確な災害救助業務を実施する。

<達成目標>

市及び県は、災害救助法を適用すべき災害が発生した場合は、迅速に法を適用し、被害の拡大防止に努め、被災者の保護と社会秩序の保全に全力を尽くす。

### 2 各機関における業務の内容

風水害発生中、発生後	被災状況の把握 災害救助法の適用手続き 災害救助法による救助
------------	--------------------------------------

### 3 各主体の役割

#### (1) 市の役割

市は、県が救助の実施に関する事務の一部を市が行うこととした場合において、当該事務を実施するとともに、県が実施する救助の補助を行う。

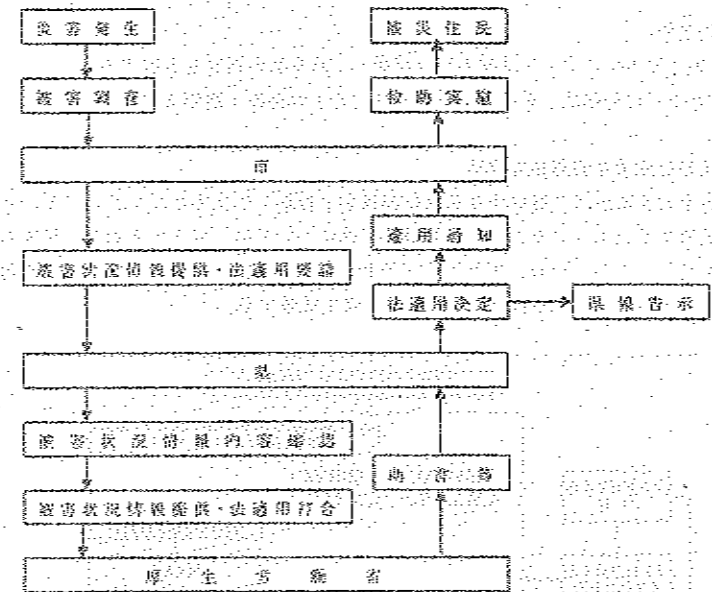
#### (2) 県の役割

県は、政令で定める程度の災害が発生した市の区域内において当該災害にかかり、県に救助を必要とする者に対して法による救助を行う。

#### (3) 日本赤十字社の役割

日本赤十字社は、市及び県が実施する救助に協力するものとする。

## 4 業務の流れ



## 5 業務の内容

### (1) 災害救助法の適用

- 知事は、県内に災害救助法を適用する災害が発生した場合は、国の法定受託事務として応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。（災害救助法第2条）
- 知事は、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、その権限に属する事務の一部を市長が行うこととすることができる。（災害救助法第30条第1項）
- 市長は、上記イにより市長が行う事務を除くほか、知事が行う救助を補助するものとする。（災害救助法第30条第2項）
- 市長は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができない時ときは、自ら必要な救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に情報提供し、その後の処置に関して知事に協議するものとする。

### (2) 災害救助法の適用基準

#### ① 基準の内容

法による救助は、次により行う。

- 適用単位は、市町村の区域単位とする。

イ 次の場合を除き、同一災害によることを原則とする。

報知その他

- ク 同時点又は相接近して異なる原因による災害
- ク 時間的に接近して、同一市町村の別の地域での同種又は異なる災害による場合でも、社会的混乱の同一性があれば法適用の対象とする。
- ク 市町村又は県の人口に応じ、一定の被害世帯以上に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を必要とする状態にあること。

②適用基準

次のア～オのいずれか一つに該当する場合は、災害救助法を適用する。

- ア 当該市町村の区域内で別表の1号に記載した数以上の世帯の住家が滅失したこと
- イ 県内で1,500世帯の住家が滅失した場合であって、当該市町村の区域内で別表の2号に記載した数以上の世帯が滅失した場合
- ウ 県内で7,000世帯の住家が滅失した場合
- エ 当該災害が閉鎖した地域に発生したものであること等により、被災者に必要な被災者に対する、食品若しくは生活必需品の給与等について、特殊な補給方法を必要とし、又は被災者に必要な被災者の救出について、特殊な技術を必要とするなど特別な事情がある場合であって、多数の住家が滅失したこと
- オ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省が定める基準に該当するとき。

別表

市町村	適用基準	
	1号	2号
鶴岡市	100世帯	50世帯

(3)被害状況の判定基準

①滅失世帯の算定

住家滅失世帯数の算定にあたっては、住家が全壊、全焼、又は消失した世帯を標準とし、住家が半壊、又は半焼した世帯は、2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂・竹木等のたい積により一時的に居住することができない状態となった世帯は、3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

$$〔全壊・全焼・消失〕 + (半壊・半焼 \times 1/2) + (床上浸水等 \times 1/3) = 滅失世帯数$$

②住家滅失の認定

ア 住家全壊（全焼・全消失）

住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全額が倒壊、消失、埋没、消失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には次のいずれかのもの。

- ア 住家の構造・破滅若しくは流出した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの
- イ 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家

の損害割合が、50%以上に達した程度のもの

イ 住家半壊（半焼）

住家が、その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、次のいずれかのもの

- ア 損壊部分が、その住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの
- イ 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が、20%以上50%未満のもの

ウ 床上浸水

住家が、床上浸水、土砂・竹木等のたい積により一時的に居住することができない状態となったもの

③世帯及び住家の認定

ア 世帯

- ア 生計を一にしている実際の生活単位をいう。
- イ 学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿その他これらに類する施設に宿泊する者で、共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎全体を1世帯とする。

イ 住家

- ア 震災にその建物を居住のために使用しているものをいう。
- イ 炊事場、便所、暖房装置等生活に必要な建物が分離している場合は、合して1世帯、1住家とする。
- ウ アパート、マンション等居住の用に供している部分が独立している場合は、それぞれを持って1世帯とする。
- エ 学校、病院等の施設の一部に住み込みで居住している者がある場合は、住家とする。

※1 損壊とは、住家が被災により傾倒、劣化傾斜等何らかの変化を生ずることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状態に至ったものをいう。

※2 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

(4)災害救助法の適用手続き

①情報提供・適用要請

市長は、災害が前記第1項第1号(1)災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込であるときは、迅速かつ、正確に被害状況を把握して速やかに市に情報提供するとともに、被災者が現に救助を必要とする状態にある場合は、併せて法の適用を要請する。

ア 情報提供担当者

情報提供の適確性を期するため、情報提供主任及び副任を定める

イ 情報提供の内容

- ア 災害発生の日時及び場所
- イ 災害の原因及び被害の概況
- ウ 被害状況調書（別紙様式）
- エ その他とった救助措置及びとりうとする措置

その他の必要事項

②適用の決定

- ア 知事は、市長からの情報提供、要請、又は派遣した県職員からの報告に基づき、前記第1項第1号の災害救助法の適用基準に基づき、法を適用する必要があると認めるときは、当該市町長に対し、直ちに法に基づく救助を実施する旨及び行うべき救助事務の内容と期間を示して通知する。
- イ 知事は、法を適用するに当たりに必要に応じて厚生労働大臣（厚生労働省社会・援護局総務課）に技術的助言を求める。
- ウ 知事は、法を適用したときは、速やかに厚生労働大臣（厚生労働省社会・援護局総務課）に情報提供するとともに、県公報に公示する。
- エ 知事は、法適用の決定にあたっては、厚生労働大臣（厚生労働省社会・援護局総務課）と十分な調査を図る。

(5) 災害救助法による救助の種類と市長による救助事務の実施

①救助の種類

- ア 収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与
- イ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- エ 医療及び助産
- オ 災害に罹った者の救出
- カ 災害に罹った者の住宅の応急修理
- キ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与（※）
- ク 学用品の給与
- ケ 埋葬
- コ 死体の捜索及び処理
- サ 障害物の除去
- シ 災害によって住居又はその周辺に散らばれた土石・竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

（注）キについては、災害援護資金等各種貸付制度の充実により、現在運用されていない。

②救助の実施

救助の実施は、現物によって行うことが原則であるが、知事が必要と認めるときにおいては、救助を要する者（埋葬については埋葬を行う者）に対し、金銭を支給してこれを行うことができる。（法第39条第2項）

③市長による知事の救助に関する事務の実施

- ア 知事は、救助を迅速に行うため、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を市長が行うこととすることができる。
- イ 知事は、前記アにより市長に救助事務の一部を行わせることとするときは、事務の内容及び実施期間を当該市長に通知する。

ウ ①の内、ア（応急仮設住宅を除く）、イ、ウ、オ、カ、ク、ケ、コ、サ、シに掲げる救助の実施については、特に災害状況に応じて迅速に実施する必要があるため、知事は、法適用決定と同時にこれらの救助を市長が行う旨通知する。また、災害発生から法適用決定までの間に市長が実施したこれらの救助は、救助法に基づいて実施したものとみなす。

エ 知事は、イ以外の救助についても必要に応じて市長がこれを行うものとし、その事務の内容と実施期間を通知する。

(6) 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準等

①一般基準

法による救助の程度、方法及び期間等については、厚生労働大臣が定める基準に従ってあらかじめ知事が定める。

②特別基準

災害の種類又は態様或いは、被災者の構成又は一家族事情或いは、社会通念上の生活様式の変化等によっては、一般基準では救助の万全を期すことが困難な場合があるので、知事は、市町長の要請等に基づき、災害等の実情に即した救助を実施するため、必要に応じて厚生労働大臣（厚生労働省社会・援護局総務課）と協議し、特別基準の設定を行う。（法施行令第9条）

③救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償（平成12年厚生省告示第144号）

④救助実施状況の情報提供

ア 救助の実施機関は、災害直後における当面の応急的措置及び一後日行うこととなる災害救助費用総負担金の精算事務を滞り無く実施するため、初期活動から救助活動が完了するまでの間、各種救助の実施状況を毎日に記録、整理して知事に情報提供する。

（※）（※）

（救助の種類）

- ・ 収容所の設置
- ・ 応急仮設住宅の設置
- ・ 炊き出しその他による食品の給与
- ・ 飲料水の供給
- ・ 被服寝具その他生活必需品の給与
- ・ 災害に罹った者の救出
- ・ 災害に罹った者の住宅の応急修理
- ・ 学用品の給与
- ・ 死体の捜索
- ・ 障害物の除去

（情報提供事項）

- ・ 箇所数、収容人員
- ・ 設置戸数
- ・ 箇所数、給食数、給食人員
- ・ 対象人員
- ・ 主たる品目別給与点数及び給与世帯数
- ・ 救出人員、行方不明者数
- ・ 対象世帯数
- ・ 小、中学校対象者数及び給与点数
- ・ 死体処理数
- ・ 対象世帯数

イ 情報提供にあたっては、救助の種類無に、必要とする最低限度の事項を記録する。

(7) 強制権の発動

知事は、迅速な救助を行うため特に必要があると認めるときは、次の権限を行使する。

①救助業務従事の命令（法第24条）

法に定めた職業の者を、救助に関する業務に従事させる権限

ア 医療関係者

- a 医師、歯科医師又は薬剤師
- b 保健師、助産師又は看護師

イ 土木建築関係者

- a 土木技術者又は建築技術者
- b 大工、左官又はとび職
- c 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事者

ウ 輸送関係者

- a 地方鉄道業者及びその従事者
- b 軌道経営者及びその従事者
- c 自動車運送事業者及びその従事者
- d 船舶運送業者及びその従事者
- e 港湾運送業者及びその従事者

②救助に関する業務への協力命令（法第25条）

被災者及び近隣の者を、伏せ出し等の救助の業務に従事させる権限

③知事が行う施設の管理又は物の使用、保管命令若しくは取用（法第26条）

ア 管理命令

救助を行うために必要な次の施設を管理する権限

- a 病院、診療所又は助産所
- b 福祉又は飲食店

イ 使用命令

- a 避難所の開設等の救助を行うために必要な次の物件を使用する権限
- b 土地、家屋若しくは物産

ウ 保管命令

災害の混乱時に、放置すれば他へ搬送してしまう恐れのある救助に必要な物資を、生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を行う業者等に対して、その取り扱う物資を保管させる権限

エ 取用

災害の混乱時に、放置すれば他へ搬送してしまう恐れのある救助に必要な物資を、生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を行う業者等から、その取り扱う物資を取用する権限

④公用令書の交付及び損失補償

知事は、①及び②の権限を行使するときは、公用令書の交付及び通常生じる損失を補償する。

⑤市町村長による突施

知事は、迅速な救助を行うため特に必要があると認めるときは、前記①、②、③及び④の権

限に属する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。この場合、知事は当該事務の内容及び突施期間を当該市町村長市に通知するとともに、直ちにその旨を公示しなければならない。（法施行令第23条）

「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」  
（山形県災害救助法施行細則）

平成16年4月24日 現在

救助の 種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考	
避難所の設置	災害により速に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	〔基本額〕 避難所設置費 1人1日あたり300円以内 〔加算額〕 冬季、朝に定める額を加算 高齢者等の要介護者等を収容する「福祉避難所」を設けた場合、当該地域の人口に占める高齢者の実数を支拂でき、上記を越える額を加算できる。	災害発生 の日から 30日以内	1. 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための資金職員等職上費、備品買付費、建築物の使用料金、借上費又は購入費、燃料水費並びに販売場所等の設置費用を含む。 2. 避難に当たっての輸送費は別途計上。	
必要取置住宅の確保	住宅が全壊、全壊又は流出し、居住する住宅がない者であつて、自らの資力では住宅を修繕することができない者	1. 規格 1戸あたり平均28.7㎡（6坪）を標準とする。 2. 限度額 1戸当たり 2,420,000円以内 3. 同一敷地内等に複数戸以上設置した場合は、最急時に収容するための施設を収容できる。（規格・費用は別に定めるところによる）	災害発生 の日から 30日以内	1. 平均1戸あたり28.7㎡以内であればよい。 2. 高齢者等の要介護者等を収容する「福祉取置住宅」を設けられる。 3. 世帯期間 最高2年以内	
食糧用品の供与				1. 避難所に収容された人1人1日 2. 全半壊（流）、流出、床上浸水で被害の受けていない者	災害発生 の日から 7日以内 食糧保存のための総経費を超過するに及ばない余額環状給付以内であればよい。 （1日1.3食食）



救助の種別	対象	費用の限度額	期間	備考
遺族	災害の犠牲者となった者を対象として遺族に埋葬を奨励する者に支給	1 体当たり 大人 (12歳以上) 100,000円以内 小児 (12歳未満) 50,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の埋葬	行方不明の状況にあり、かつ、遺体の事情により既に死亡していると推定されるもの	当該地域における通常の埋葬	災害発生の日から10日以内	1. 船送費、人件費は別途計上 2. 埋葬を完了3日を経過したものは一回死亡したものとして推定している。
死体の埋葬	災害の犠牲者となった者について、死体に施す処理(埋葬を除く)をする。	(洗淨、消毒等) 1 体当たり 3,300円以内 一時保存 既存建物地上費：通常の災害 既存建物以外：1 体当たり 5,000円以内 積集 搬送費以外は概算料金	災害発生の日から10日以内	1. 船送費は原則として放棄 2. 搬送費、人件費は別途計上 3. 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要の場合は、当該地域における通常の災害を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が溜り込まれているために生活に支障をきたしている場合で、自力で除去することができない者	1 世帯当たり 100,000円以内	災害発生の日から10日以内	
被災者の救済	1. 被災者の避難 2. 避難及び助産 3. 被災者の救出 4. 飲料水の供給 5. 死体の搬送 6. 死体の処理 7. 被爆用物資の整理 配分	当該地域における通常の災害	救助の実施が認められる期間以内	

救助の種別	対象	費用の限度額	期間	備考
費用弁償	災害救助法施行第10条第1号から第4号まで規定する業務	1 人1日当り 医師、歯科医師 17,400円以内 薬剤師 11,900円以内 保健師、助産師、看護師 11,400円以内 土木技師、建築技師等 17,200円以内 大工、左官、とび職 20,700円以内		救助の実施が認められる期間以内 時間外手当及び旅費は別途に定める額

※ この基準によっては、救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。〔同：実施期間の延長、季節基準の変更、搬送費の範囲の変更等〕



Account No.  
Date

Particulars	Debit	Credit
By Balance		1000
To Cash	500	
To Bank	300	
To Sales		2000
To Income		1000
To Profit		500
To Dividend		200
To Interest		100
To Commission		50
To Other Income		50
To Total	800	800
By Cash	500	
By Bank	300	
By Sales		2000
By Income		1000
By Profit		500
By Dividend		200
By Interest		100
By Commission		50
By Other Income		50
By Total	800	800

## 第4章 災害復旧・復興計画

國文與時 · 社會與文 · 讀 · 著

## 第1節 被災者の生活再建支援

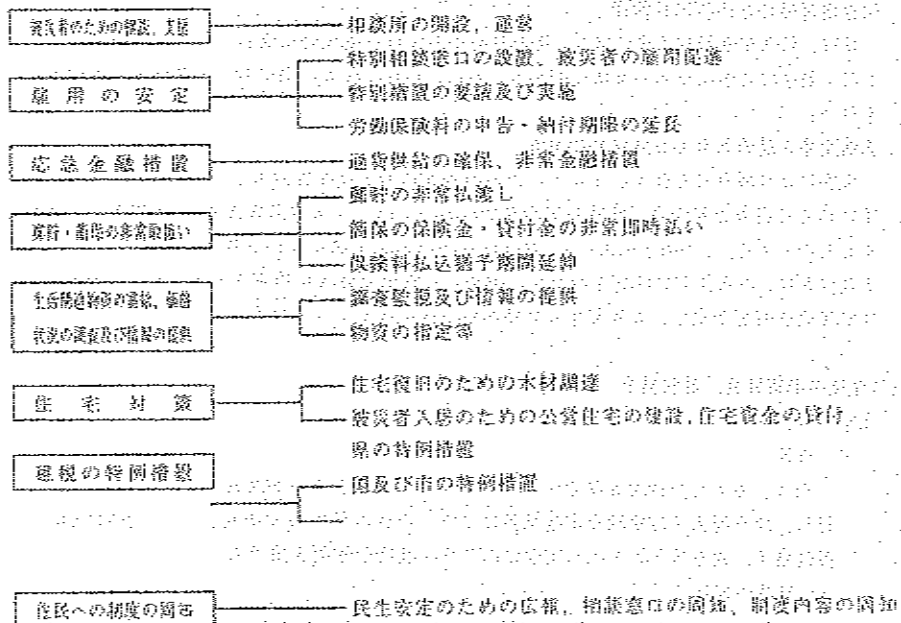
### 1 計画の目的

災害により被害を受けた住民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、市、県、及び防災関係機関は、被災者からの生活相談の受付、職業のあっせん促進、生活関連物資の安定供給のための措置、租税の徴収猶予措置、公共料金の特別措置等を実施し、被災者が自立した生活を開始することを目的とする。

#### <達成目標>

市は、被害状況に応じ迅速に生活支援組織を立ち上げ、応急修理、生活再建支援金、貸付金、各種の減免の取り組みについて、広報紙、チラシ、パンフレット等の配布、現地相談窓口を開設するなど、市民に幅広く周知する。

### 2 計画の体系



### 3 業務の内容

#### (1) 被災者のための相談、支援

##### ① 相談所の開設

市及び県は、避難所及び市役所、庁舎などに被災者のための相談所を速やかに開設する。

##### ② 相談所の運営

市及び県は、被災者からの幅広い相談に応じるため、必要に応じて他の防災関係機関と連携し、相談業務を実施する。

#### (2) 雇用の安定

##### ① 特別相談窓口等の設置

徳島公共職業安定所長は、離職者の発生状況、求人・求職の動向等の状況を把握するとともに、必要に応じ次の措置を講じる。

ア 被災者のための特別相談窓口を設置

イ 近隣の公共職業安定所との連携による定援職員の確保

##### ② 離職者の雇用促進

ア 求職者に対する綿密な相談を実施するとともに、近隣の公共職業安定所を通じ、さらには全国の公共職業安定機関を通じ、佳利確保に配慮しつつ求人を確保し、広域にわたる職業紹介を行う。

イ 被災地において行われる公共事業に、被災地の失業者が優先的に雇用されるように留意し、被災者の復興事業への雇用を促進する。

##### ③ 特例措置の要請及び実施

###### ア 雇用保険失業給付の特例支給

###### α 証明書による失業の認定

徳島公共職業安定所長は、災害により失業の認定日に出席できない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、失業給付を行う。

###### β 被災災害による休業者に対する基本手当の支給

激甚災害による休業者に対する基本手当の支給を行う被災地及び管轄する公共職業安定所長は、災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第25条に定めた措置を適用される場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者(日雇労働被保険者は除く。)に対して、失業しているものとみなして基本手当を支給する。

###### γ 雇用調整助成金の特別適用の要請

公共料金の特別措置 国政事業、電話電話事業、電気事業、都市ガス事業  
飲の休 業  
等をさせる場合、休業手当等にかかるとる賃金負担の一部(大企業2/3、中小企業3/4)を助成できるよう厚生労働省へ要請する。

###### α 被災地域内の事業主が労働者を休業させる場合

###### β 被災地域以外の災害関連下請け事業主が労働者を休業させる場合

③ 被災地域の事業者が事業者等の内定取り消しの回避を図る場合

ウ 労働保険料の申告・納付期限の延長

災害により労働保険料を所定の期限内で納付することができない事業者に対して、必要があると認めるときは、雇用保険料の延納の特例措置、雇用保険料の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予を行う。

(3) 応急金融対策

災害時、被災地における通貨の円滑な供給、金融の迅速かつ適切な調整を行い、民生の安定を図る必要がある。

① 通貨の供給の確保

日本銀行山形事務所は、必要に応じて次のような応急金融対策を実施する。

ア 通貨の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じて被災地所在の金融機関に臨時に預貯金を寄託するほか、金融機関の営業現金の確保について必要な指導、奨励を行う。なお、被災地における損傷日本銀行券及び身替の引替えについては、職員を派遣する等必要な措置を講ずる。

イ 輸送、通信手段の確保

被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡をとった上、輸送、通信の確保を図る。

ウ 金融機関の業務復旧の確保

関係行政機関と協議の上、被災金融機関が一早急に営業を開始できるよう、業務再開、指導等を行う。また、必要に応じて金融機関の営業時間の延長及び休日臨時営業の措置をとるよう指導する。

② 金融上の措置

ア 金融上の措置の要請

被災者の便宜を図るため、財務省東北財務局山形財務事務所及び日本銀行山形事務所は、必要に応じて金融機関（銀行、信用金庫、信用組合等）に対し、金融上の措置を要請する。

被災者の便宜を図るため、財務省東北財務局山形財務事務所は、必要に応じて証券会社、生命保険会社及び損害保険会社に対し、金融上の措置を要請する。

イ 金融基礎に関する取組

財務省東北財務局山形財務事務所及び日本銀行山形事務所は、被災者に対して、アの金融上の措置を適切に講ずるよう金融機関等に要請したことについて、その周知徹底を図る。

(4) 郵便貯金・簡易保険の非常取扱い

被災地の郵便局において、被災者の緊急な資金需要等を考慮し実施する。

① 郵便貯金の非常取扱い

する。

④郵便貯金、郵便為替、郵便振替及び年金保険等の業務について、一定の金額の範囲内における非常払戻し等を取り扱う。

⑤簡易保険の保険金及び貸付金の非常即時払、保険料払込猶予期間の延伸等の非常取扱いを実施する。

(5) 生活関連物資の需給・価格状況の調査・監視及び情報の提供

① 調査・監視及び情報の提供

県は、生活関連物資の供給の確保及び価格の安定を図るため、需給・価格状況の調査・監視を行い、需給・価格状況等の情報提供を行う。

② 物資の指定等

ア 県は、生活関連物資の価格が著しく上昇し、若しくはその懸念があり、又は供給が著しく不足し、若しくはその懸念があると認めるときは、当該生活関連物資を特別の調査を要する物資（以下「指定物資」という。）として指定する。

イ 県は、指定物資を供給する事業者、店舗等の立ち入りを行い、適正な価格で売り渡すよう指導し、必要に応じて勧告・公表を行う。

(6) 住宅対策

① 住宅復旧のための木材調達

県は、県内産樹皮材工場に対し、復旧住宅用の資材を優先的に製材するよう要請するとともに、製材に必要な原木の確保に努める。更に、必要に応じて近県に対して製材品の供給要請を行う。

② 被災者入居のための公営住宅の建設

災害により被災した住宅に住んでいた低所得者に対する住宅対策として、市及び県は、必要に応じて災害公営住宅（急災災害の場合にあつては「り災者公営住宅」）を建設し、賃貸するものとする。この場合において、被災住宅が公営住宅法に定める基準に該当するときは、市及び県は、災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定が早期実施が得られるよう努める。

(7) 租税の期限延長、徴収猶予、減免等の特例措置

① 市の特例措置

ア 市税

市は、被災した納税義務者又は特別徴収義務者（以下「納税義務者等」という。）に対し、地方税法又は額面市市税条例により、市税の納税緩和措置として、期限の延長、徴収猶予、減免等それぞれの実情に応じて、適切な措置を講ずる。

イ 期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出又は納付若しくは納入することができないと認められるときは、次の方法により当該期間を延長する。

・災害が広範囲の地域にわたる場合、市長は、適用地域及び延長期日を指定する。

・その他の場合、納税義務者等の申請により、2月又は1月を限度として延長する。

b. 徴収猶予

災害により、財産に被害を受けた納税義務者等が市税を一時に納げし又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、更に1通算して2年を超えない範囲内で延長する。

c. 減免

被災した納税義務者等に対し、被害の程度に応じて次のように減免を行う。

個人市民税	災害により住宅又は家財等について損害が著しく納税の資力を失った場合
固定資産税	災害により土地又は家屋若しくは償却資産について損害を受け著しく価値を減じた場合
都市計画税	災害により土地又は家屋について損害を受け著しく価値を減じた場合
特別土地保有税	災害により土地の全部又は一部が著しく価値を減じた場合
国民健康保険税	国民健康保険税の納付が著しく困難であると認められる場合

②国及び県の特別措置

国及び県は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その趣意の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長、戻税、地方税（延滞金等を含む）の徴収猶予及び減免の措置を、災害の状況に応じて実施する。

(9)その他公共料金の特別措置

①郵政事業

- ア 被災者に対する通常郵便・郵便留書（折り畳んで納付けすると封筒になり、そのまま投函できる郵便）の無償交付  
郵便留書等は日本郵便株式会社が決定する。
- イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除  
日本郵便株式会社が決める。
- ウ 被災地において救助用郵便物の料金免除
  - a 日本郵便株式会社が決める。
  - b 被災地の地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にある小包又は現金書留に限る。
  - c 郵便窓口取扱い時間外でも引き受ける。
- エ 被災者支援物資輸送のための郵便掛替料金免除
  - a 日本郵便株式会社が決める。
  - b 被災地の地方公共団体、日本赤十字社及び共同募金会等に対する寄附金の通常払込み及び通常振替料金を限る。

②電気通信事業

- ア 避難勧告等により実際に電話サービスが受けられない契約者の基本料金の減免

避難勧告の日から同解除の日までの期間（1か月未満は日割り計算）とする。

イ 被災者の電話移転工事費の減免

災害による建物被害により、仮住居等へ電話を移転する契約者の移転工事費に限る。

③電気事業

原則として、災害救助法適用地域の被災者等を対象として、経済産業大臣への提出が必要。

- ア 電気料金の早払期間及び支払期限の短縮
- イ 不使用月の電気料金の免除
- ウ 捨て替え等に伴う工事費負担金の免除（被災前と同契約に限る）
- エ 仮設住宅等での臨時電灯・電力使用のための臨時工事費の免除
- オ 被災により使用不能となった電気施設分の電気料金の免除
- カ 被災により1年未満で廃止又は減少した契約の料金精算の免除
- キ 被災に伴う引込線・メーター類の取付け位置変更のための諸工料金の免除

④都市ガス事業及び都市ガス事業

ガス供給事業者等は被害の状況を見て判断する。東北経済産業局への提出が必要。

- ア 被災者のガス料金の納期の遅延。
- イ 事業区域外の災害被災者が区域内に移住してきた場合も、上記アを適用する。

(9) 防災への制度の周知

市、県及び防災関係機関は、被災者に対する各種施設、施策等を実施する場合は、次のような広報手段により周知を図るものとする。

- ア 報道機関との協力による、放送、新聞記事等
- イ 広報車、広報紙、チラシ等
- ウ 防災行政無線、ケーブルテレビ等
- エ 被災者向けの総括的パンフレットの作成、配布

(10) 災害被害援護者への支援

災害時要援護者は、災害による生活環境の変化等に対応することが困難である場合が多いことから、速やかに安定した生活が回復できるよう支援を行う。

- ア 被災状況の把握  
次の事項を把握して県に報告する。
  - a 災害時要援護者の被災状況及び生活実態
  - b 社会福祉施設等の被災状況
- イ 一時入所の実施  
県を通じ社会福祉施設や関係機関等と連絡のうえ、社会福祉施設等への一時入所が必要な災害時要援護者に対して一時入所を実施する。
- ウ 健康管理の実施・巡回健康相談

県と協力して保健師による巡回訪問診療を実施し、避難所等における災害時要援護者の健康状態を把握する。また、避難所の管理者等を通じて住民に自治組織の編成を求め、その協力を得て健康管理等の基盤を固める。

## 第2節 融資・貸し付け等による経済的再建支援

### 1 計画の目的

災害により被害を受けた市民が、その場から速やかに再起再生できるよう資金枠の確保及び貸し付け等の金融支援を行い、被災者等の生活確保又は事業経営安定の措置を講ずる。また、災害により死亡した者の遺族に弔慰金を、著しい被害を受けた者には見舞金を支給する。

#### <達成目標>

市は、住民が自ら行う生活再建に向けた自助努力には限界があることから、被災住宅復興のための資金融資、災害により死亡した方の遺族に対して弔慰金、見舞金等の支給を行う。

### 2 融資・貸付その他資金等の概要

区分	資金名等	主な対象者	窓口
支給	(1) 災害弔慰金	災害により死亡した者の遺族	市
	(2) 災害死亡者弔慰金	災害により死亡した者の遺族	日本赤十字社地区委員長及び分区分長
	(3) 災害障害見舞金	災害により著しい被害を受けた者	市
	(4) 被災者生活再建支援金	災害により家屋が全壊した世帯、又はこれと同等の被害を受けたと認められる世帯	(財)都道府県会館
	(5) 災害援護資金	災害により被害を受けた世帯の世帯主	市
貸付	(6) 生活福祉資金 ア 災害援護資金 イ 住宅資金	低所得世帯等	市社会福祉協議会 (民生委員)
	(7) 母子家庭福祉資金	母子家庭、寡婦	市内総合支庁
	(8) 住宅金融支援機構貸付金(災害復興住宅)	住宅金融公団が指定した災害で被害を受けた住宅の所有者等	住宅金融支援機構 受託金融機関
	(9) 住宅金融支援機構貸付金(マイホーム構築特別貸付)	災害により滅失した住宅の所有者等	住宅金融支援機構 受託金融機関
	(10) 山形県被災者住宅復興貸付金	知事が指定する災害により自ら居住する住宅に被害を受けた者	金融機関
	(11) 大災融資制度	被害農林漁業者で市長の認定を受けた者	農協、森林組合、漁協、銀行







45) 生活福祉資金貸付(災害援護資金福祉資金福祉貸付)及び母子家賃福祉資金(住宅資金)貸付

県社会福祉協議会は、災害により家財等に被害があった場合、生活の困窮を緩和し、生活の安定を図るため、生活福祉資金及び住宅資金として、災害被災者に対し、災害援護資金福祉資金貸付(以下「生活福祉資金貸付」という。)及び母子家賃福祉資金(以下「住宅資金」という。)を貸し付ける。

了 生活福祉資金 (平成25年3月1日現在)

種別	貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
1	低所得世帯等(生活福祉資金)	生活福祉資金貸付制度要綱	貸付限度	1 据置期間 貸付の日から6ヵ月以内
	基礎預金の残高が30万円未満の世帯(生活福祉資金)	(平成22年)第1号(第1号)第1項第1号(平成22年)第1号(第1号)第1項第1号	150万円	2 前貸期間 据置期間終了後7年以内
2	災害援護資金福祉資金(生活福祉資金)	災害援護資金福祉資金貸付制度要綱	貸付限度	3 貸付利率 年2%
	災害援護資金福祉資金(生活福祉資金)	(1) 実施主体等 県社会福祉協議会 (2) 窓口 市社会福祉協議会 (民生委員)	200万円	4 保証人 返済保証人 原則として必要
3	母子家賃福祉資金(住宅資金)	母子家賃福祉資金貸付制度要綱	貸付限度	5 償還方法 年賦、半年賦又は月賦
	母子家賃福祉資金(住宅資金)	母子家賃福祉資金貸付制度要綱	200万円	6 申込方法 原則として、官公署の発行する被災証明を添付のこと。

種別	貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
1	災害援護資金福祉資金(生活福祉資金)	生活福祉資金貸付制度要綱	貸付限度	1 据置期間 貸付の日から6ヵ月以内
	災害援護資金福祉資金(生活福祉資金)	(平成22年)第1号(第1号)第1項第1号(平成22年)第1号(第1号)第1項第1号	150万円	2 前貸期間 据置期間終了後7年以内
2	母子家賃福祉資金(住宅資金)	母子家賃福祉資金貸付制度要綱	貸付限度	3 貸付利率 年2%
	母子家賃福祉資金(住宅資金)	(1) 実施主体等 県社会福祉協議会 (2) 窓口 市社会福祉協議会 (民生委員)	200万円	4 保証人 返済保証人 原則として必要
3	母子家賃福祉資金(住宅資金)	母子家賃福祉資金貸付制度要綱	貸付限度	5 償還方法 年賦、半年賦又は月賦
	母子家賃福祉資金(住宅資金)	母子家賃福祉資金貸付制度要綱	200万円	6 申込方法 原則として官公署の発行する被災証明を添付のこと。

46) 母子家賃福祉資金貸付

県社会福祉協議会は、災害により家財等に被害があった場合、生活の困窮を緩和し、生活の安定を図るため、母子家賃福祉資金(以下「住宅資金」という。)を貸し付ける。

種別	貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
1	母子家賃福祉資金(住宅資金)	母子家賃福祉資金貸付制度要綱	貸付限度	1 災害救助法の適用を要しない
	母子家賃福祉資金(住宅資金)	母子家賃福祉資金貸付制度要綱	200万円	2 据置期間 6ヵ月以内
2	母子家賃福祉資金(住宅資金)	母子家賃福祉資金貸付制度要綱	200万円	3 前貸期間 7年以内
	母子家賃福祉資金(住宅資金)	母子家賃福祉資金貸付制度要綱	200万円	4 利率 年2%

4. その他（特例措置）

№	項目	根拠法令等	特例措置の内容	備考
1	母子寡婦福祉資金の償還の猶予	母子寡婦福祉法施行令第19条及び第38条	災害により借金が支払期日までに償還することが困難となったときに支払を猶予する。 (1) 猶予期間…1年以内（1年後も更に、その事由が継続し、特に必要と認める時は改めて猶予できる） (2) 添付書類…市長の被災証明書	災害救助法の適用を要しない。
2	母子寡婦福祉資金の過剰金の不徴収	母子寡婦福祉法施行令第17条及び第38条	支払期日までになされなかった償還金に課せられる過剰金を徴収しないことができる。 (1) 添付書類…市長の被災証明書	災害救助法の適用を要しない。
3	母子寡婦福祉資金（事業開始資金、事業継続資金、住宅資金）の特例期間の延長	母子寡婦福祉法施行令第8条及び第37条	災害により全壊・流失、半壊、床上浸水等の被害を受けた住宅に居住していた者に対し、災害を受けた日から1年以内に貸付られる場合には、2年をこえない範囲で厚生労働大臣が定める期間を延長ができる。 住宅又は家財の被害額に応じて、次の期間延長できる。 (1) 事業開始資金…15,000円以上30,000円未満：6か月、30,000円以上…1年 (2) 事業継続資金・住宅資金…15,000円以上30,000円未満：6か月、30,000円以上45,000円未満：1年、45,000円以上…1年6か月	災害救助法の適用を要しない。
4	貸付制限資金の所得制限の適用除外	母子寡婦福祉法第32条	災害等の理由により生活の状況が著しく窮乏していると認められる場合は、現に扶養する子等のない養育者であっても、所得制限を適用しない。窮乏等種、現に扶養する子等のない養育者については貸付の際に所得制限あり	災害救助法の適用を要しない。

5. 雇用の確保等

被災者に対し、雇用機会を創出するため、被災者の雇用創出支援として、被災者の技能を踏まえた職業訓練の方向性に向けた職業訓練を助成する者等の技能向上等による雇用の創出を促進する。

(2) 住宅対策

(1) 住宅金融支援機構資金（災害復興住宅資金の貸付）

県及び市は、被災地の被災又は被災した家賃の状況を調査し、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、借入手続きの指導、被害状況踏査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興住宅資金の借入の促進を図る。この場合において市は、被災者が債権に対して行うべき担保を保証するよう努める。なお、融資内容は次のとおりである。  
(平成19年4月1日現在)

貸付対象	貸付限度額	貸付条件
(1) 自然災害により被害が生じた住宅の所有者で地方公共団体から「り災証明書」の交付を受けた者 ※平成21年6月24日以前に被災した場合は、住宅金融支援機構が指定した災害により被害が生じた住宅の所有者で、地方公共団体から「り災証明書」の交付を受けた者	①建設資金 ②返済資金 ③土地取得資金 ④新築住宅購入資金 ⑤リ・ユース（中古）購入資金 ⑥土地取得資金 ⑦土地取得資金 ⑧土地取得資金 ⑨土地取得資金 ⑩土地取得資金 ⑪土地取得資金 ⑫土地取得資金 ⑬土地取得資金 ⑭土地取得資金 ⑮土地取得資金 ⑯土地取得資金 ⑰土地取得資金 ⑱土地取得資金 ⑲土地取得資金 ⑳土地取得資金 ㉑土地取得資金 ㉒土地取得資金 ㉓土地取得資金 ㉔土地取得資金 ㉕土地取得資金 ㉖土地取得資金 ㉗土地取得資金 ㉘土地取得資金 ㉙土地取得資金 ㉚土地取得資金 ㉛土地取得資金 ㉜土地取得資金 ㉝土地取得資金 ㉞土地取得資金 ㉟土地取得資金 ㊱土地取得資金 ㊲土地取得資金 ㊳土地取得資金 ㊴土地取得資金 ㊵土地取得資金 ㊶土地取得資金 ㊷土地取得資金 ㊸土地取得資金 ㊹土地取得資金 ㊺土地取得資金 ㊻土地取得資金 ㊼土地取得資金 ㊽土地取得資金 ㊾土地取得資金 ㊿土地取得資金	(1) 建設… ①償還期間… 耐火・準耐火・木造… (耐火性)：35年以内 木造（一般）：25年以内 ②借入期間… ③仕向（その分償還期間延長）… ④利率… 基本貸付利率1.5% 貸付加算率2.15% (2) 新築住宅購入… ①償還期間… 耐火・準耐火・木造… (耐火性) 35年以内 木造（一般）25年以内 ②借入期間… ③仕向（その分償還期間延長）… ④利率… 基本貸付利率1.5% 貸付加算率2.15% (3) リ・ユース（中古）購入… ①償還期間… ア リ・ユースアフラ ス住宅（耐火・準耐火） 返済、リ・ユース…
(2) 建設… ①建設資金 ②返済資金 ③土地取得資金 ④新築住宅購入資金 ⑤リ・ユース（中古）購入資金 ⑥土地取得資金 ⑦土地取得資金 ⑧土地取得資金 ⑨土地取得資金 ⑩土地取得資金 ⑪土地取得資金 ⑫土地取得資金 ⑬土地取得資金 ⑭土地取得資金 ⑮土地取得資金 ⑯土地取得資金 ⑰土地取得資金 ⑱土地取得資金 ⑲土地取得資金 ⑳土地取得資金 ㉑土地取得資金 ㉒土地取得資金 ㉓土地取得資金 ㉔土地取得資金 ㉕土地取得資金 ㉖土地取得資金 ㉗土地取得資金 ㉘土地取得資金 ㉙土地取得資金 ㉚土地取得資金 ㉛土地取得資金 ㉜土地取得資金 ㉝土地取得資金 ㉞土地取得資金 ㉟土地取得資金 ㊱土地取得資金 ㊲土地取得資金 ㊳土地取得資金 ㊴土地取得資金 ㊵土地取得資金 ㊶土地取得資金 ㊷土地取得資金 ㊸土地取得資金 ㊹土地取得資金 ㊺土地取得資金 ㊻土地取得資金 ㊼土地取得資金 ㊽土地取得資金 ㊾土地取得資金 ㊿土地取得資金	(1) 建設… ①償還期間… 耐火・準耐火・木造… (耐火性)：35年以内 木造（一般）：25年以内 ②借入期間… ③仕向（その分償還期間延長）… ④利率… 基本貸付利率1.5% 貸付加算率2.15% (2) 新築住宅購入… ①償還期間… 耐火・準耐火・木造… (耐火性) 35年以内 木造（一般）25年以内 ②借入期間… ③仕向（その分償還期間延長）… ④利率… 基本貸付利率1.5% 貸付加算率2.15% (3) リ・ユース（中古）購入… ①償還期間… ア リ・ユースアフラ ス住宅（耐火・準耐火） 返済、リ・ユース…	
(3) 新築住宅購入… ①建設資金 ②返済資金 ③土地取得資金 ④新築住宅購入資金 ⑤リ・ユース（中古）購入資金 ⑥土地取得資金 ⑦土地取得資金 ⑧土地取得資金 ⑨土地取得資金 ⑩土地取得資金 ⑪土地取得資金 ⑫土地取得資金 ⑬土地取得資金 ⑭土地取得資金 ⑮土地取得資金 ⑯土地取得資金 ⑰土地取得資金 ⑱土地取得資金 ⑲土地取得資金 ⑳土地取得資金 ㉑土地取得資金 ㉒土地取得資金 ㉓土地取得資金 ㉔土地取得資金 ㉕土地取得資金 ㉖土地取得資金 ㉗土地取得資金 ㉘土地取得資金 ㉙土地取得資金 ㉚土地取得資金 ㉛土地取得資金 ㉜土地取得資金 ㉝土地取得資金 ㉞土地取得資金 ㉟土地取得資金 ㊱土地取得資金 ㊲土地取得資金 ㊳土地取得資金 ㊴土地取得資金 ㊵土地取得資金 ㊶土地取得資金 ㊷土地取得資金 ㊸土地取得資金 ㊹土地取得資金 ㊺土地取得資金 ㊻土地取得資金 ㊼土地取得資金 ㊽土地取得資金 ㊾土地取得資金 ㊿土地取得資金	(1) 建設… ①償還期間… 耐火・準耐火・木造… (耐火性)：35年以内 木造（一般）：25年以内 ②借入期間… ③仕向（その分償還期間延長）… ④利率… 基本貸付利率1.5% 貸付加算率2.15% (2) 新築住宅購入… ①償還期間… 耐火・準耐火・木造… (耐火性) 35年以内 木造（一般）25年以内 ②借入期間… ③仕向（その分償還期間延長）… ④利率… 基本貸付利率1.5% 貸付加算率2.15% (3) リ・ユース（中古）購入… ①償還期間… ア リ・ユースアフラ ス住宅（耐火・準耐火） 返済、リ・ユース…	
(4) リ・ユース（中古）住宅購入… ①建設資金 ②返済資金 ③土地取得資金 ④新築住宅購入資金 ⑤リ・ユース（中古）購入資金 ⑥土地取得資金 ⑦土地取得資金 ⑧土地取得資金 ⑨土地取得資金 ⑩土地取得資金 ⑪土地取得資金 ⑫土地取得資金 ⑬土地取得資金 ⑭土地取得資金 ⑮土地取得資金 ⑯土地取得資金 ⑰土地取得資金 ⑱土地取得資金 ⑲土地取得資金 ⑳土地取得資金 ㉑土地取得資金 ㉒土地取得資金 ㉓土地取得資金 ㉔土地取得資金 ㉕土地取得資金 ㉖土地取得資金 ㉗土地取得資金 ㉘土地取得資金 ㉙土地取得資金 ㉚土地取得資金 ㉛土地取得資金 ㉜土地取得資金 ㉝土地取得資金 ㉞土地取得資金 ㉟土地取得資金 ㊱土地取得資金 ㊲土地取得資金 ㊳土地取得資金 ㊴土地取得資金 ㊵土地取得資金 ㊶土地取得資金 ㊷土地取得資金 ㊸土地取得資金 ㊹土地取得資金 ㊺土地取得資金 ㊻土地取得資金 ㊼土地取得資金 ㊽土地取得資金 ㊾土地取得資金 ㊿土地取得資金	(1) 建設… ①償還期間… 耐火・準耐火・木造… (耐火性)：35年以内 木造（一般）：25年以内 ②借入期間… ③仕向（その分償還期間延長）… ④利率… 基本貸付利率1.5% 貸付加算率2.15% (2) 新築住宅購入… ①償還期間… 耐火・準耐火・木造… (耐火性) 35年以内 木造（一般）25年以内 ②借入期間… ③仕向（その分償還期間延長）… ④利率… 基本貸付利率1.5% 貸付加算率2.15% (3) リ・ユース（中古）購入… ①償還期間… ア リ・ユースアフラ ス住宅（耐火・準耐火） 返済、リ・ユース…	



(貸付限度額)

区分	貸付対象者	貸付限度額(単位:万円)	
		天災融資法適用	漁業天災対策法適用
経営資金	果樹栽培者	500 (2,500)	600 (2,500)
	家畜等飼育者		
	一般農業者	200 (2,000)	250 (2,000)
	林業者	200 (2,000)	250 (2,000)
	漁業者	5,000	5,000
事業資金	漁船建造・取得資金	300 (2,500)	500 (2,500)
	水産動植物養殖資金	500 (2,500)	600 (2,500)
	一般漁業者	200 (2,000)	250 (2,000)
	被害組合	個別組合 2,500 連合会 3,000	個別組合 5,000 連合会 7,500

※経営資金の( )内は法人に対する貸付限度額。

4102 山形県農林漁業天災対策資金

県及び市は、当該天災が山形県に及ぼす影響が大であると認められる場合には、農業協同組合等系統金融機関及び銀行等の金融機関に対し利子補給を行うことにより、当該被害により被害を受けた農林漁業者(以下「被災農林漁業者」という。)に対し、低利の経営資金を融通する。

融資対象事業	貸付の相手方	貸付利率(年利)	償還期間	償還期間の内償還期間
種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具、漁具(要綱で定めるもの)等の購入費、農林漁業経営に必要なお金を受けた者	被災農林漁業者であつて、減収による損失額が半年の当該収入の1割以上である等の要件を満たし、市町村長の認定を受けた者	特別優遇者 3.0%以内 3割被害者 3.5%以内 その他 6.5%以内	5年以内 (天災融資法が適用された場合には、同法の経営資金の貸付実行時まで)	—

上記の貸付利率については、その都道府県等の金利機勢によって決定。

(貸付限度額)

区分	貸付対象者	貸付限度額(単位:万円)
		個人 / 法人
経営資金	果樹栽培者	500 (2,500)
	家畜等飼育者	500 (2,500)
	一般農業者	200 (2,000)
	林業者	300 (2,000)

区分	貸付対象者	貸付限度額(単位:万円)
		個人 / 法人
経営資金	漁具購入資金	5,000
	漁船建造・取得資金	500 (2,500)
	水産動植物養殖資金	500 (2,500)
	一般漁業者	200 (2,000)

(1) 山形県農林漁業日本政策金融公庫災害復旧貸付金

山形県農林漁業日本政策金融公庫は、被害農林漁業者に対し、農林漁業施設等が被害を受けた場合にはその復旧に要する資金を、災害のために資金を奪入しなければ経営の維持が困難な場合は経営資金等の融資並りに低利低率期間の融資を実施する。

(平成28年4月26日現在)

区分	資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	貸付利率(年利)	償還期間	償還期間の内償還期間	
農業関係資金	農業資金	農地又は牧野の復旧	農業を営む者、農業復興法人、土地改良区、農協、農協連等	4.0% 3.4%~ 1.3%	25年以内	10年以内	
			(共同利用施設) 土地改良区土地池、農産物の生産、養蚕場、農協連、農林道、加工又は販売に必要共同利用施設の復旧	4.0% 3.4%~ 1.3%			
	農林漁業施設資金	被災農林漁業者	被災農林漁業者	漁業を営む者、漁業復興法人等	4.0% 3.4%~ 1.3%	20年以内	3年以内
				(1) 農業施設等の復旧	4.0% 3.4%~ 1.3%		
				(2) 被災果樹の改植又は補植	4.0% 3.4%~ 1.3%		
				被災農林漁業者	4.0% 3.4%~ 1.3%		
林業関係資金	造林	被災農林漁業者	林業を営む者、森林組合、同連合会、農協等	4.0% 3.4%~ 1.3%	30年以内	20年以内	
			育苗養成施設の復旧	4.0% 3.4%~ 1.3%			





「融資・貸し付け等による経済的被害支援」

金融機関に対し、被害の状況に応じて、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出条件の緩和等について、便宜が図られるよう要請を行う。

中小企業向け低利貸融資、中小企業高度化資金及び小規模企業者新設備貸付金等について被害の状況に応じて、償還猶予等の必要な措置を講ずる。

信用力・担保力が不足した中小企業者への融資の円滑化を図るため、山形県信用保証協会の協力を個人担保とする、個人担保を科すに対して柔軟な保証対応について要請する。

4.2 災害関連融資制度等による融資

4.2.1 被災融資

(平成25年4月30日現在)

融資名	貸付条件	融資条件等	申込窓口
山形県商工業復興資金(災害対策貸付金)	1 資金使途	物的被害の復旧に必要とする設備資金及び原形復旧までの間必要とする運転資金	(取扱金融機関) 県内に本店を有する
	2 貸付対象	被災した事業所内に本店又は主たる事業所を有する中小企業者であること	各地方銀行
	3 貸付限度	被害が指定する災害により事業所等が壊滅し、被害が指定する事業所等について、全壊、半壊その他これらに準ずる被害を受け、被害に著しい支障を受けているもの。	各信用金庫
	4 貸付利率	被災により被害を受けた場合は、貸付利率を優遇する。	各信用組合
	5 貸付期間	被災した事業所等が復旧し、営業を再開するまで。	商工中金
	6 最長期間	被災した事業所等が復旧し、営業を再開するまで。	
山形県商工業復興資金(災害対策貸付金)	1 資金使途	災害復旧のための設備資金及び運転資金	同地域経済圏の各
	2 貸付対象	別に指定される災害により被害を受けた方	各金融機関
	3 融資限度	それぞれの融資制度の融資限度額に、災害につき3,000万円を加えた額	各金融機関
	4 融資利率	それぞれの融資制度の利率(協議決定により特別利率が適用される場合がある)	各金融機関
	5 融資期間	10年以内(うち償還期間2年以内)	各金融機関
	6 担保	必要により徴する	各金融機関
	7 保証人	原則として1名以上	各金融機関

「融資・貸し付け等による経済的被害支援」

融資名	貸付条件	融資条件等	申込窓口
山形県商工業復興資金(災害対策貸付金)	1 資金使途	災害復旧のための設備資金及び長期運転資金	中小企業金融公庫
	2 貸付対象	公庫が本貸付の適用を認めた災害により被害を受けた中小企業者	各支店日本政策金融公庫
	3 貸付限度	直接貸付: 別枠1億3,000万円(組合4億3,000万円) 代理貸付: 上記限度の範囲内で別枠7,500万円(組合2億2,500万円)	各支店日本政策金融公庫 中小企業事業の窓口及び代理店
	4 融資利率	基準金利 但し、災害の実績に応じて、協議決定により当該災害復旧貸付として特別利率が適用される場合がある。	
	5 融資期間	10年以内(うち償還期間2年以内)	
	6 担保	必要により徴する	
	7 保証人	原則として1名以上	
商工組合中央金庫	1 資金使途	災害復旧に伴い必要となる設備資金及び運転資金	商工組合中央金庫各支店及び代理店
	2 貸付対象	別に指定される災害により被害を受けたもの	
	3 貸付限度	必要に応じ一般枠を超える額	
	4 貸付利率	所定の利率	
	5 貸付期間	設備資金20年以内(償還期間3年以内) 運転資金10年以内(償還期間3年以内)	
	6 担保	必要により徴する	
	7 保証人	必要により徴する	

3. 各金融機関に対する円滑な融資の要請

景況書・被害対策編、被害の状況に応じて、被災企業関係機関及び銀行等の各金融機関に対し、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化及び貸出条件の緩和等について要請が図られるよう要請し、被害を受けた中小企業者に円滑な融資を図るよう要請する。

低利貸付金の条件緩和

被災企業は、被害の状況に応じて、政府系金融機関及び県内の各金融機関に対し、融資を受けたい中小企業者に対する低利貸付金について、償還猶予等の必要な措置を要請する。

各金融機関との連携

被災企業に対し、被害の状況に応じて、商工組合、商工会、中小企業団体中央会、信用保証協会及び各金融機関と連携し、中小企業金融相談窓口を設置し、各種金融支援策の周知に努めることには、必要な調整を行う。

## 4 制度の被災者市民への広報

市及び県は、被災者等に対する弔慰金等の支給及び金融支援制度の周知について、県災害対策本部と連絡調整を図り、次の方法により実施する。

### ①相談窓口の周知

市及び県の災害対策本部は、金融機関等と連携を図り、報道機関の協力により新聞及び放送媒体による周知並びに広報紙・チラシ等の配布等により、支援制度の相談窓口等を周知する。

### ②制度内容の周知

市及び県の災害対策本部は、金融機関等に確認のうえ、次の方法により各制度の概要を周知する。

市災害対策本部	広報紙・チラシ等の作製、配布による市等の支援制度の周知 同報無線、ケーブルテレビ等の活用
県災害対策本部	広報紙・チラシの作製、配布 新聞紙面等による県等の支援制度の周知
金融機関等	広報紙・チラシ等による所管制度の周知

## 第3節 公共施設等災害復旧対策

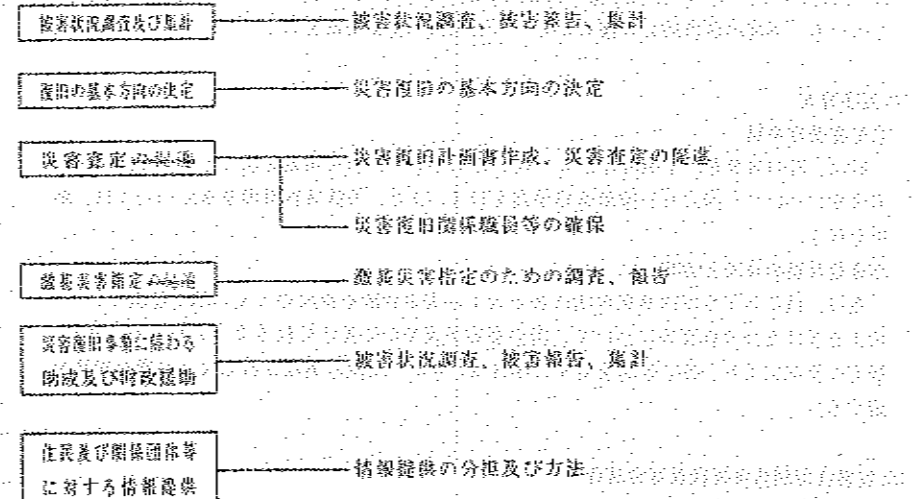
### 1 計画の目的

公共施設等の災害による被害を早期に復旧するため、的確に被害状況を把握するとともに、速やかに復旧計画を策定して災害査定を受け、早期に事業実施できるよう努める。また、大規模な災害が発生した場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定を受けられるよう措置する。また、住民及び関係団体などに対する災害復旧計画及び復旧状況に関する必要な情報を提供する。

#### <達成目標>

市は、被災の状況及び地域の特性に配慮し、迅速な現状復旧、又はさらに安全・安心なまちづくりなどの中長期的な復興計画を編纂し、復旧の基本方向を定める。また、災害に強い社会基盤の整備のため、被災施設の復旧にあたっては、原状復旧を基本としつつも、可能な限り改良復旧を行う。

### 2 計画の体系



### 3 業務の内容

#### (1) 激甚災害に対する調査

- ア 知事は、市の被害調査を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係各部に必要な調査を行わせる。
- イ 市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。
- ウ 関係各課は、激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置する。

#### (2) 激甚災害指定の促進

県は、著しく激甚である災害が発生した場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けるため、被害の状況を調査し、早期に指定が受けられるよう措置し、復旧が円滑に行われるよう努める。

#### (3) 復旧の基本方向の決定等

##### ① 復旧の基本方向の決定

県は、被害の状況及び被災地の特性並びに被害を受けた公共施設等の管理者及び市の意向等を踏まえるとともに、迅速な現状復旧（仮復旧）に災害に強いまちづくり等の中期的な振興計画等に配慮し、復旧の基本計画を定める。

##### ② 災害復旧計画概要書（査定設計書）の作成

被害を受けた公共施設の管理者は、基本方向に基づき、災害復旧計画概要書（査定設計書）を作成する。なお、被害を受けた公共施設等の復旧にあたっては、現状復旧を基本としつつも、再度の被害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行う。

#### (4) 災害査定

##### ① 災害査定申請

県は、復旧事業の早期決定により災害復旧事業の円滑な実施を図るため、県営災害復旧事業について、国に対し国庫負担申請を行う。また、市営災害復旧事業については、副申を行う。

##### ② 査定計画の作成と協議

県は、国に対する国庫負担申請に合わせて、査定計画を作成のうえ、国と協議を行い、被害を受けた公共施設等について、国の査定が速やかに受けられるように努める。また、被害の状況により、特に緊急を要する場合は、査定が迅速に実施されるよう必要な措置を講ずる。

#### (5) 災害復旧関係技術職員等の確保

##### ① 県営災害復旧事業

ア 被災地を管轄する県出先機関において、災害復旧事業に係る測量、設計書の作成等を担当する技術職員等に不足が生じたときは、当該出先機関を所管する本庁の課

に対し、技術職員等の応援派遣を協議する。

- イ 本庁主管課は、出先機関から技術職員等の応援派遣について協議を受けたときは、必要な措置を講ずる。
- ウ 本庁主管課は、県職員の応援派遣のみで不足なときは、関係都道府県から職員の応援派遣を受けるべく、国にあつせん要請するなど、必要な措置を講ずる。

##### ② 市営災害復旧事業

- ア 市において、災害復旧事業に係る測量、設計書の作成等を担当する技術職員等に不足が生じたときは、当該災害復旧事業を所管する県の主管課に対し、技術職員等の応援派遣について協力を要請する。
- イ 災害復旧事業を所管する県の主管課は、被災市から技術職員等の応援派遣について協力要請を受けたときは、被災地以外の市町村からの職員の応援派遣又は県職員等の応援派遣について調整を行うなど、必要な措置を講ずる。

#### (6) 災害復旧事業に係る助成及び財政援助

##### ① 災害復旧事業に係る助成

住民生活の安定と産業活動の回復を早期に図るため、災害復旧事業を迅速かつ円滑に実施するには臨時に、多大な経費を必要とすることから、県は、国からの助成を受けるため各種災害復旧事業制度等に基づく必要な措置を講ずる。

##### ② 災害復旧事業に係る財政援助

災害復旧事業の実施による臨時的な財政負担により、財政の健全性及び計画的な行政運営が損なわれないよう、県は、地方財政措置制度に基づく必要な措置を講ずる。

##### ③ 災害復旧事業

災害復旧事業名	対象施設等	関係省庁	県管課
(1) 公共土木施設	河川管理施設	国土交通省	県土整備部河川課
災害復旧事業			県土整備部砂防・災害対策課
（公共土木施設）	海岸管理施設	国土交通省	県土整備部河川課
災害復旧事業費			県土整備部砂防・災害対策課
国庫負担法）			県土整備部河川課
	砂防設備	国土交通省	県土整備部砂防・災害対策課
	体道整備防土施設	農林水産省	農林水産部森林課
	堤すべり防止施設	国土交通省	県土整備部砂防・災害対策課
		農林水産省	農林水産部森林整備課
			農林水産部森林課
	急傾斜地崩壊防止施設	国土交通省	県土整備部砂防・災害対策課
	雪崩防止施設	国土交通省	県土整備部河川課
	道路	国土交通省	県土整備部河川課
	港湾	国土交通省	県土整備部河川課
	漁港	農林水産省	農林水産部水産課





は、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

イ 市及び県は、住民参加のもと合意形成を得ながら災害防止と快適な都市環境を目指し、住民の安全と防災保全等にも配慮した復興計画を決定する。

ウ 市及び県は、長期計画等の上位計画や他の総合計画等との調整を図る。

### (2) 防災まちづくり

#### ① 住民の合意形成

ア 市及び県は、復興政策や復興計画の早期実施のため、施策・計画に対する住民参加による合意形成を図る。

イ 市及び県は、新たなまちづくりの展望、計画作成までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を住民に対し行い、迅速な合意形成に努める。

ウ 住民の迅速な合意形成を図るために、市は、目ごろからまちづくりの活動に対して、情報提供等の支援を行うことにより、都市環境に配慮した防災まちづくりのコンセンサスを得るよう努める。

エ 復興計画のうち、幹線道路や公園などの都市施設や土地区画整理事業、市街地再開発事業などの計画については、市及び県は、住民の合意形成を促進するため、計画決定に住民の意見を反映するプロセスを確保するとともに、事業者手までの間の建築規制などの住民の協力を得るため、都市計画決定を行う。

#### ② 土地区画整理事業等の面的整備事業の推進による防災まちづくり

ア 市は、住宅地、業務地等の民有地の電線改善と、道路、公園、河川等の公共施設の整備を協働手法を用いて、総合的、一体的に取り組む土地区画整理事業等の面的整備事業を積極的に活用する。

イ 土地区画整理事業等による都市基盤の整備に併せて、国、県等の関係機関との協働連携により、医療、福祉、行政、福祉等の機能を有する公共・公益施設を集中整備し、災害時における防災の拠点となる「防災安全街区」の整備を積極的に行う。

ウ 既存不適格建築物については、市街地再開発事業等の適切な推進により、その解消に努める。

#### ③ 被災市街地復興特別措置法等の活用

市及び県は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用する。この法律により、大規模な災害を受けた市街地において、その緊急かつ健全な復興を図るため、被災市街地復興推進地域内の市街地において、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による計画的な整備と並びに市街地の復興に必要な住宅の供給について必要な措置を講ずることにより、迅速に良好な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

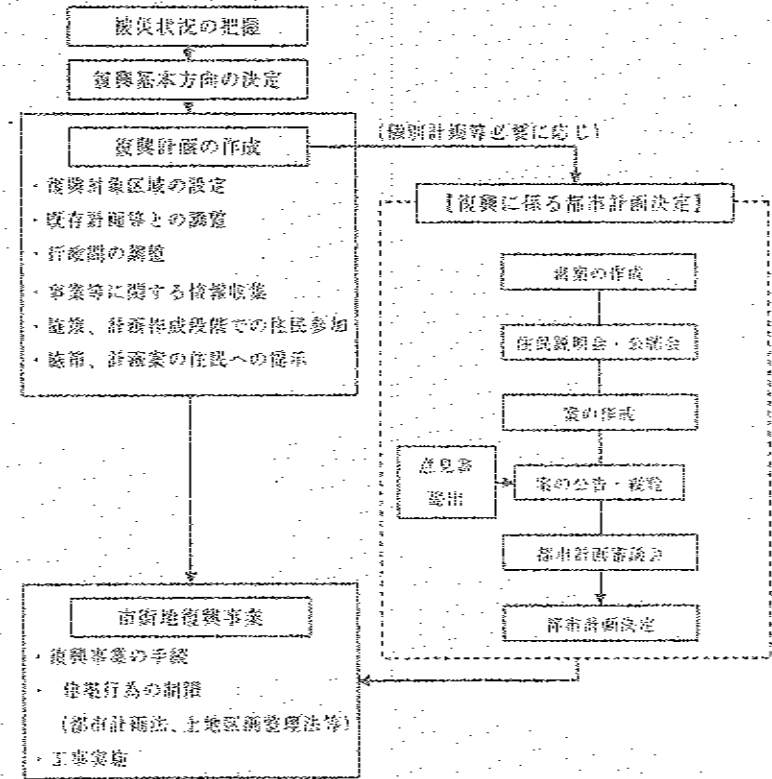
#### ④ 防災性向上のための公共施設等の整備

市、県及び公共施設管理者等は、防災まちづくりにあたり、防災性向上のための公共施設等の整備を図る。

ア 災害時の緊急輸送道路、避難路、避難遮断空間、防災活動拠点などの機能を持つ道路、都市公園、河川および防災緑地の骨格的な都市基盤施設の整備を図る。

イ ライフライン共同槽、及び電線共同槽の整備による雨水貯留・調整機能の向上を図る。  
ロ ライフラインの耐震化を図る。  
ウ 建築物や公共施設の耐震・不燃化及び耐震性防火耐水性の整備を図る。

### 3 復興対策の手順



### 4 創造的復興への取り組み

災害前の安定した生活を取り戻すことに加え、災害を地域発展のチャンスととらえ、住民、企業、行政が一体となって、地域資源を活かした新たな創造的取り組みを積極的に進め、災害をバネに地域社会の活力を更に高めていくことが必要である。